

目次
北上川 (第二輯)

一、発刊のことば

東北地方建設局長
岩手工務所

椎野佐昌

一、口 絵

一、北上川狭窄部

一、内務省直轄改修工事第二工営所及び職員

一、岩手県第十土木管区

一、内務省直轄改修工事第五二四号水制

一、内務省直轄改修工事第二工営所小島工場担当区

一、仙台藩施工岩出(内務省直轄施工第五六一号水制)

一、岩出(第五六一号)水制平面図

一、心得書に関する水沢県の達し

一、水沢県管下吏員心得書

第二部 治水

第一編 改修(中)

目次

第一章 総説	一
一、概論	一
二、近世における改修工事の遺構	一五
第二章 低水工事	二七
第一節 概況	二七
第二節 航路保持工事	三一
一、横石	三八
二、平泉	四二
三、荒谷前	四三
四、尻引	四九
五、法領	五〇
第三節 内務省直轄改修工事	五二
一、総論	五二
二、工事概況	五四
三、各論	五五
(一) 第一工営所	五六
(二) 第二工営所	六〇

四、事業費	一一八
五、組織及び労務	一二〇
六、おわりに	一二五
第三章 高水工事(二)	一二七
第一節 概況	一二七
第二節 本川	一二二
一、花泉地区	一三二
二、薄衣、弥栄地区	一三五
三、一関地区	一三六
四、平泉地区	一三六
五、母体地区	一三八
六、胆沢郡南部地区	一四二
七、江刺地区	一四七
八、胆沢郡北部地区	一六一
九、鬼柳、黒沢尻地区	一六七
一〇、稗貫地区	一六七
一一、紫波地区	一七二

目次

一二、盛岡地区	一八三
第三節 支川	一九四
一、流 ^{ながれ} 地区	一九四
二、東磐井地区	二一五
三、西磐井地区	二二七
四、胆沢(下)地区	二三一
五、江刺地区	二三三
六、胆沢(上)地区	二四二
七、和賀地区	二四六
八、稗貫地区	二五二
九、紫波地区	二五九
一〇、盛岡地区	二六二
附 録	
一、河川法(明治二九年)	二六九
二、事業実施の大要(明治初期)	二八二
三、内務省直轄施工水制	三〇七
四、北上川(第二輯)年表	三一四

五、北上川(第二輯)図面目録	三二〇
六、写真目録	三二一
七、註記補	三二三
八、用語例	三二八
編集後記	三〇三
正誤表	

序

東北地方建設局
岩手工務事務所長

椎 野 佐 昌

全七輯の予定で出発した沿革誌「北上川」の第二輯が刊行できることを喜んでおります。第一輯を刊行して以来「北上川」(第一輯)にはかなりの反響が寄せられました。内容についての色々な意見がいろんな方面から寄せられ、また遠い地からも含めた一般の個人あるいは団体から入手の問合せが相次ぎ、非常にうれしく思っております。

言うまでもなく、川は古くから存在しています。岩手の母なる北上川も例外ではなく、その流域には古い時代から人間が住んできました。彼等が、北上川の自然にあるがままの状態において水の恵みを甘受することから小規模ではあったろうが北上川の自然になんらかの働きかけを行うようになった時代、それはいつ頃であつたろうか?、いずれ人間の知恵は、北上川の自然への働きかけを大きくしながら、これを人間生活にとってより有利なものへと変えてきた。言ってみれば、北上川の自然と沿川の人間社会とが相互に作用し合つて、長い歴史の過程を形作つてきているわけです。

北上川の流域には、世界に誇る文化があります。鬼剣舞、鹿踊等の農民郷土芸能……。あの特異な賢治の世界……。豊かな大地を北上川は育くんできました。……そして平泉の藤原文化。

「北上川」(第一輯)の八二頁～八四頁「平泉堤防」で触れた平泉古図を見ると、芭蕉の詠んだ「夏草や兵どもが夢の跡」の句が、別の重みを持って感じられるのです。藤原時代の後の洪水、河道変遷等のため、低地における当時の営みの跡はすっかり壊滅しております。清衡、基衡の常居館であり義経も居たと言われる高台に造られた柳御所跡も、大半が北上川の流れに削られ、現在は護岸工事によってこれ以上の浸食を免れているに過ぎません。

一関・平泉地区の磐井盆地とも呼ばれるこの低地は、北上川上流部(岩手県内の北上川)における治水対策上の最重

点箇所と言ってよい。この地区は、明治時代になってから、さらに昭和の時代に入って、さらに第二次大戦後と、相次いで大規模な開田が進められました。今では岩手県内に誇る大穀倉地帯となっていますが、一方で洪水に対する危険性は極端に高いままであります。

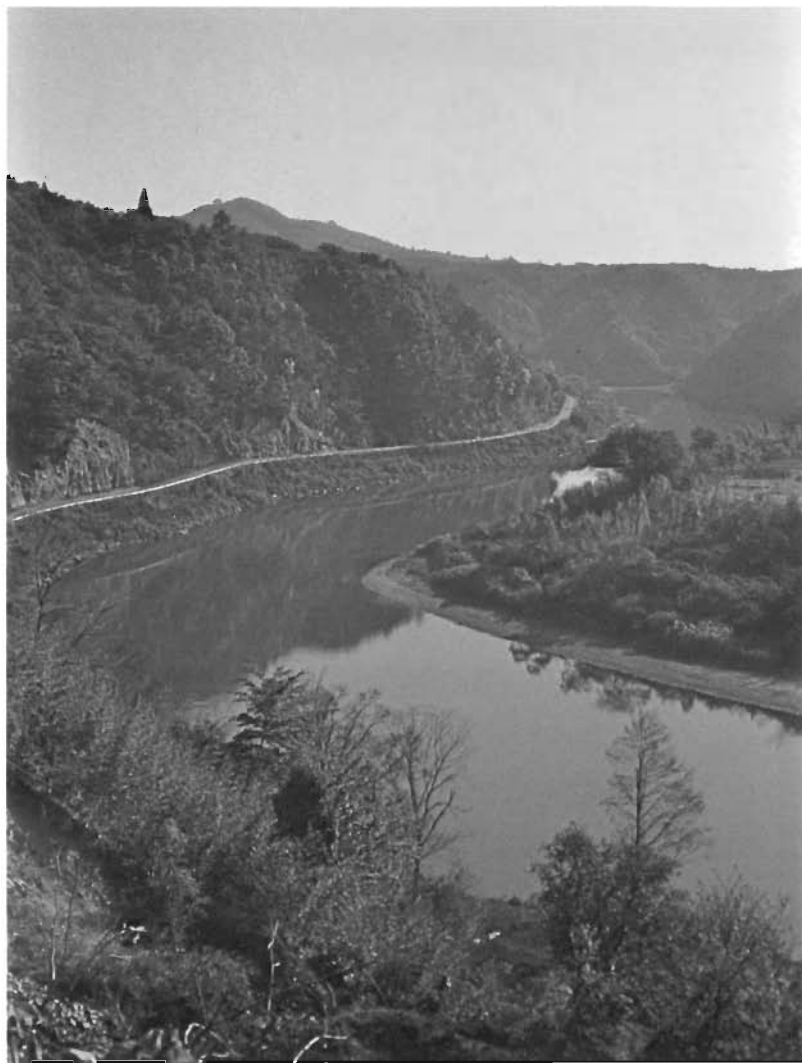
昭和四八年は、北上川上流部の改修事業における画期的な年として将来記憶されることでしょう。一関・平泉地区を二線堤方式によって改修する事業に踏み出したからであります。また、この年は、岩手県の将来に大きな方向を与える計画が、あるいは調査が進展し、あるいは事業が進捗してきている意味においても、大事な年であります。

このようなとき、私ども北上川を預かる者が、北上川の自然と沿川の社会とのかかわり合いを整理し、また北上川に対する現在の私どもの仕事を総合的に整理しておくことは、意義深いと思います。工事実施計画が変更されてやがて一年、河道計画等も整ってまいりましたが、いずれ新しい計画はすべて、白紙に自由に絵を描くようなわけにはまいりません。すでにある現在（まで）の姿と充分に調和の取れたものであることが必要です。

本図書は、全七輯の完成を待って後日完全に近いものに集大成する意向であること、「北上川」（第一輯）の「発刊のことば」の中で述べたとおりであります。今は、過去に集めた膨大な資料を、とりあえず整理できた都度に、図書として刊行しようとしています。と言っても図書としてまとめる以上、不足な資料を不十分ながらも補足しており、元事務官佐嶋与四右衛門氏の大変な苦勞に感謝しております。いずれ、整理できた都度刊行していることから、あるいは読み進めてゆく上で読者が不便を感じられる点もあるかも知れない。その点は御容赦願います。

本書が、私ども北上川を預かる者にとってはもちろん、その他広く利用され、多少ともお役に立てただけ幸いです。

昭和四九年三月



北上川狭窄部



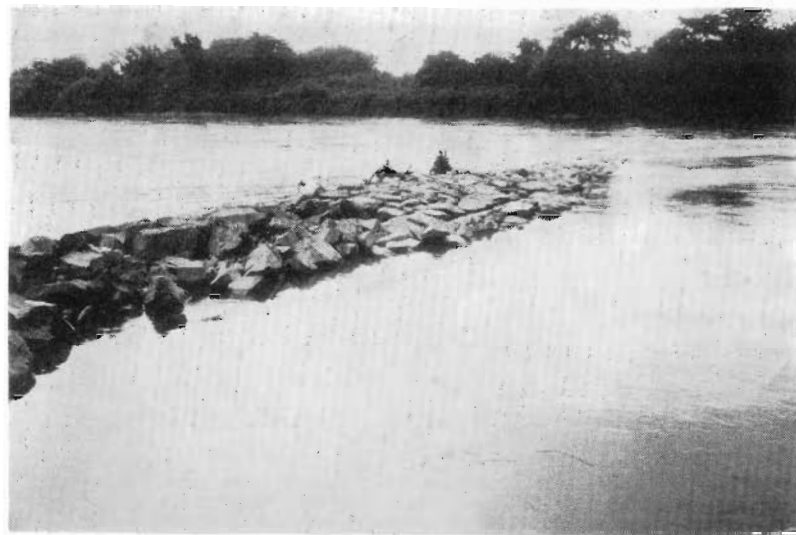
内務省直轄改修工事第二工営所及び職員（明治34年4月2日）
（阿部家蔵）



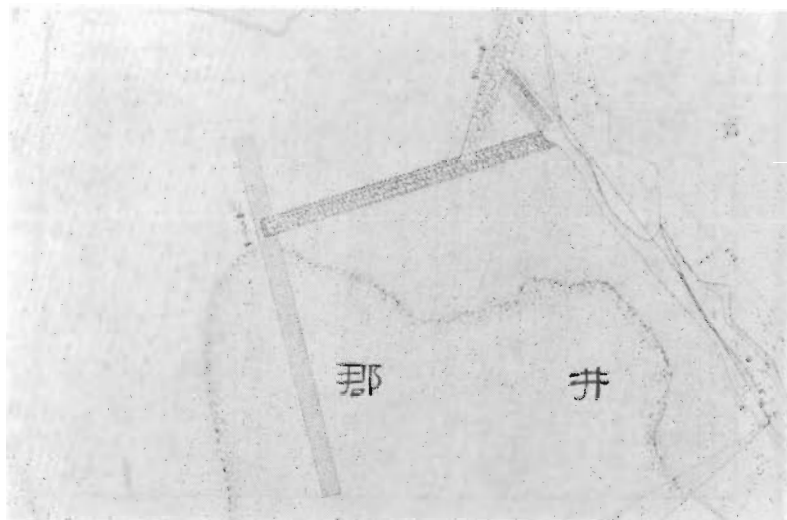
岩手県第十土木管区（佐藤（久）家蔵）



仙台藩施工岩出 (内務省直轄施工第561号水制)



内務省直轄改修工事施工第524号水制



岩出(第561号) 水制平面图 (河川台帳抜)



内務省直轄改修工事第二工営所小島工場担当区 (阿部家蔵)

第二部 治水

第一編 改

修 (中)

第一章 総説

一、概論

近世二七〇余年間に及ぶ伊達、南部藩等の治下における北上川の改修として見るべきものは、既に述べた如く、伊達政宗によって施工された北上川下流の河道切替、並びに、南部藩の施工にかかる花巻・盛岡城下における河道付替等である。これらの工事は藩政初期及び中期における工事であって中、後期と時代が下るにつれ次第に細り、殊に、天保年間等の凶作飢饉などを境として、河川の修築等多額の経費を要する事業は、省みらいとまがなかったであろう。

更に、伊達、南部両藩共、明治初期の戊辰戦争における反逆者として、その治所は、数藩に分轄統治される処となり、従って、北上川の修築等は殆んど放置され、洪水による災害復旧等も、被災地の住民によってわずかに、応急工事が施工される状態であった。

明治四年廃藩置県を令した新政府は、旧藩主が任じている藩知事を解任すると共に、東京常任を強制し、領主権のもとに成立する地方封建制度を解体せしめ、改めて、中央集権による新政治体勢を確立するに至り、北上川流域は、登米、江刺、胆沢、盛岡の四県によって、それぞれ所管されるところとなったのである。同年盛岡県の行政組織は、庶務、聴訟、租税、開墾、出納の五課が置かれている。治水、土木等は租税課の管掌に属するところである。

水沢県においても同様租税課に属し、興作掛がこれを職掌している⁽¹⁾。

興作掛

堤防橋梁ヲ修繕シ官舎、倉庫、溝壘、街燈ノ営繕及ヒ水理、津港等ノ事件ヲ以テ主務ト為ス其目如左

- 一、街燈ノ事
- 一、津港ノ事
- 一、倉庫ノ事
- 一、堤防ノ事
- 一、営繕ノ事
- 一、道路橋梁ノ事
- 一、水理ノ事
- 一、官舎ノ事
- 一、郭外溝壘ノ事

とあるが、その職務とするところを同年登米県は次の如く定めている⁽⁴⁾。

上款(抜)

- 第十二条 堤防橋梁ヲ修築シ或ハ官舎ヲ営繕スル事但非常ノ破損遷延シ難キ事及瑣少ノ修繕ハ此限ニアラス
- 第十三条 河流溝渠ノ填闕ヲ凌䟽スル事但瑣少ノ事業ハ此限アラス

とある。

更に、同五年一月水沢県は、二十か条からなる水沢県出張処(出張所)章程を定めているがその中で河川、堤防等に関し次の如く規定している⁽¹⁾。

出張處章程(抜)

- 第一條 仰上裁施工相成候件々ハ其情實寫ト検査シ伺案ヲ作り下方願書有之分ハ其願書ヲ添詳細見込書ヲ以本縣ヘ達シ可申

事

- 第十四條 川欠川成其他天災ニテ異変有ル時ハ官員出張詳細取調絵図面相添届案ヲ以本縣ニ達参事ノ決ヲ乞ヘ可取計事
- 第十五條 堤防橋梁修繕向ハ一切本縣ニライテ取計可申事

付破損處有之節村々ヨリ願届出候ハハ出張所ニテ受取之速ニ本縣ニ達スヘキ事

- 第二十條 管内の形勢毎月両度可報告事

と出張所等在勤職員の守るべきところを明確にしている。

更に、出火大水規則一四項を定めているが、その中で北上川の出水時における処置について次の如く規定してある⁽¹⁾。

⁽¹⁾。

出火大水規則

- 一、縣廳最寄村駄出火或ハ北上川出水相溢候勢有之節ハ戸長副速ニ梵鐘可為打鳴事
- 一、庶務課ノ属向人使部一人ヲ召連レ順番ヲ以火事場ヘ出張消防指揮可致宿駅ノ節ハ駅運係同断ノ事

附 北上川暴漲堤防ノ破害勢有之節ハ同断土木掛官員出張防禦ノ可致指揮事

とある。

同五年六月水沢県は、これら災害による河川、堤防等の復旧、又は、改良工事の施工にあたり守るべき土木諸営繕規則六か条を次の如く定めている⁽¹⁾。

土木諸営繕規則

(第卅四号) 月日

- 一、御普請竹木他村ヨリ買入川下り致シ候節御普請處ハ勿論自普請處等へ突當テ破損出来候時ハ賣主買主示談ヲ以本形ニテ取
- 繼尤御普請處ノ分ハ速ニ可届出事
- 附 辦理ノ為メ他付養水路ヲ流水致シ儀モ有之夫々為井路縁等崩サレ候トモ是迄ノ仕来ニテ難差留及難義村方モ有之趣自

今養水路流木ハ不相成事

一、御普請處ノ儀是迄人足肝煎人足遺本人杯ト唱ヒ都テ相任せ來儀自今堅ク不相成候畢竟其邊ヨリ村長共水理ニ疎ク中ニハ村内破損處ノ有無シ不心得者モ有之終ニ其村ノ損益ニ関リ候條向後村長副村長ニテ諸事差配可致事

一、御普請仕立中時々官員出張シ又肝煎為見廻候條右□見渡ス場處へ御普請木竹ヲ以堀建小屋ヲ補理オクヘキ事
附 小屋内へ太鼓盤木ノ内掛リ休等ノ可致合圖事

一、別紙控書ノ通り候條小屋内へ張出シ置急度可相守事

一、間竿ノ儀六尺毛間ニシテ式間竿可相用事

一、御普請人足ノ内へ老人子供女等差出候儀自今堅ク不相成候事

とあるがその中の第四か条において「小屋（現場見張所）へ張出シ」云々とある控書は次の如く勤務時間等を定めるものである⁽¹⁾。

一、村長副村長百姓代等順番ヲ以明六ツ半時場處へ出張合圖ヲ鳴ラシ可為取掛事

一、御普請肝煎時々可見廻ニ付諸事可打合事

四ツ時 九ツ時食事 八ツ半小休

夕方ニオヨヒ仕舞

とある。

更に、工事の施工に当っては県庁職員を工事現場に派遣し監督の任に当らせている⁽³⁾。

堤防修繕為検査第八、九大区江當分出張申付候事

十月廿七日

水沢縣

十等出仕 神川 涉

と、監督官を現地に派遣、駐在せしめている。

翌六年八月二日大蔵省番外で、河港道路修築規則が令達されているが、この中で北上川は、「一河川ニシテ其ノ利害数県ニ關スル者」として一等河川に編入されると共に、定額金交付河川となり別項に述べる如く、定額の国費が交付され、これによって河川の修築等が施行されているが、北上川を所管する三県に交付された定額金は微々たるものである。

しかし、登米郡以北和賀郡境までを所管する水沢県参事（知事）増田繁幸は県行政の完璧を期するため職員に次の如き心得書を出している⁽²⁾。

心得書

今般、大政官第二八号御達之旨有之ニ付管内区々吏員掃し改撰せしめ職制及章程等を以其綱領発令致候得共、自今新任之面々の難免し難儀も可有之哉と更に、心得書を以其荒増を指揮致候。依ては一同於此處、更に、成規を立る心得を以断然陋習を洗除し専ら縣廳御用扱に照準し、治務扱所は既に縣廳の出張と見做し可申、彼是即時着の間困却にも可及と此心得書を相渡候条、熟視の上、尚又其の課々々江懇篤打合治務扱之體裁懇知せしめ実功可相立此旨殊更に相達候也

明治七年四月二日

水沢縣参事 増田 繁 幸

とある。更に、これに附随して五四項目にわたる心得事項を達している。その第四項において堤防橋梁などの維持管理及び危急の場合における処置について次の如く定めている⁽²⁾。

一、堤防橋梁官普請之ケ所たりとも小破之間に結く大破に至らせざる様注意すべし又急破之事速に出張防禦すべし警隣区事成共近傍及水下之所は出張して協力すべし尚亦急激を飛して変を縣廳に告すべし

とし万全を期している。

国名	
市郡名	
年号	

岩手県	宮城県
-----	-----



同八年一月太政官達第二〇七号を以て既に述べた如く、内務省が新に設置されている。これに伴い府県制も亦改正され、北上川流域地方は、明治二年石巻、登米、江刺、胆沢県並びに盛岡藩等によって分掌され、更に、数度に及ぶ行政機関の変転を経て明治九年四月宮城、岩手の両県によって所管される処となり河川、道路等の土木行政は各々内務部第二課がその主管課となっている。(表 北上川河川管理機構の変遷)

同九年六月八日河港等級(明治三年八月制定)が廃され北上川は中小河川同様、一般河川として取扱われるに至ったのである。

ここにおいて、岩手県は翌一〇年二月七日議会に堤防修繕費を区費(後の郡費に同じ)より支出することを次の如く提案している⁽⁵⁾。

堤防修繕費之間議

嚮キニ管内著名ノ道路橋梁修繕費ヲ全管内ノ民費ニ係ケ其工ヲ舉ン事ヲ議定シ即チ昨九年金壹万円ヲ修繕費予備ノ定額ト為シ逐次具土功ニ就キ稍便宜ヲ得ルニ至レリ河川堤防ノ修繕ハ其地元ノ負担トシキタル事ナレハ区入費ヲ其区ニ置キ以テ地元ノ經費ニ充ルニ河川堤防ノ被害タル其河身ニ沿フ村里ニ係ルト雖モ多ク流末平地ニ属スル者ナレハ其村里ハ耕地多シ因テ区入費ヲ課出スル事亦多ク耕地ノ疎ナル海岸域ハ山間村里ノ区費ヲ補助スル事ナレハ河身ニ沿フ村里被害ノ修繕費ヲ全管内ノ区費ヨリ支出シ耕地ヲ保護スルハ当然ノ事ト云フヘシ又河川堤防ヲ修繕シ以テ運輸ノ便ヲ開クハ海岸山間ノ村里ニ居ル者ト雖モ亦産物ヲ融通シテ其利ヲ得ル事ナレハ管内一般被是ヲ交通スル即人民ノ義務トス且従前堤防ノ修築ハ各区地元ノ負担ニ係ルヲ以テ動モスレハ姑息ニ走り或ハ夥多ノ夫役ヲ費スモ其土功ニ疎ナルカ故ニ其堅全ナルヲ得テ本年ヨリ更ニ区入費十分ノ一ヲ其区ニ置キ地元ニ限ル諸費ニ充テ十分ノ九ヲ徴収シ定額区費トナシ左ニ掲クル河川堤防ノ修繕費ヲ併セテ支出セントセシ今般区入費額減省ノ令アリ就テハ定額区費ヲ以テ支消来リタル内更ニ戸数課賦ノ方法ヲ設ケ以テ地価ニ課スル区費ノ不足を補ヒ左ニ掲クル河川堤防修繕費ハ本年ヨリ右区費内ヨリ支出シ従前ノ石高賦課現人夫役等廃セントス其可否審議スヘシ

第一条

一、河川堤防修繕費ヲ定額区費ヨリ支出スル分ヲ左ノ二十幹ノ河線ト定メテ如何但修繕所区域は官員実査ノ上決定スヘシ

- 一、北上川
- 一、中津川
- 一、雫石川
- 一、滝名川
- 一、瀬川
- 一、豊沢川
- 一、和賀川
- 一、夏油川
- 一、胆沢川
- 一、磐井川
- 一、門崎川
- 一、以下略ス

第二条

一、堤防修繕費ハ本年区費ノ内一万五千元ヲ予備定額ト為シ其緩急ヲ計リ逐次土功ニ就ク事トス然レ共定額ニ限リアレハ夫々ニ着手シ其要所殊ニ患害ノ甚シキ者ヨリ工事ヲ記シ其不急ナルハ翌年ニ譲ル事トス若シ水災非常至急閣キ難キ工事アリ定額ニ不足ヲ生スル時ハ道路橋梁不急ノ工事ヲ止メ堤防費ヲ補ヒ猶不足スル時ハ更ニ臨時ノ賦課ヲ議定スヘシ如何

第三条

一、前条ニ掲クル河川ト雖モ従来官費ノ分ハ旧例ニ従ヒ官民費ノ分ハ六分ヲ官費トシ四分ヲ民費トシ其民費及皆民費ノ分ヲ合セテ定額ヨリ支出ス但新タニ堤防ヲ築キ或ハ修繕ヲ為スモ其工費殆ント創業ニ類シテ尋常ニ論スヘカラサルモノハ臨時別法ヲ諮議シ前条ノ例ヲ用サルモノトスヘシ如何

第四条

一、曩キニ議定スル三十三線道路橋梁及今議スル河川堤防ノ小破ヲ繕フハ固ヨリ其地元ニ負担シテ当然ノ事ナレハ一カ所修繕

人夫及諸色代ヲ合セ金五円ニ満サルモノスヘテ地元臨時別途ノ賦課ヲ以テ支出シ五円以上ニ及フハ總テ定額区費ヨリ支出セン
トス如何

とあるが、原案通り決定され区費による定額工事が施工されている。

その後同一一年七月二日太政管布告第一九号布告により河港、道路、堤防、橋梁等の修築はすべて地方税による支弁となり、宮城、岩手の両県は北上川を始めとする諸河川の改修、維持等を管内の租税によって施行するところである。

しかるに、岩手県は宮城県に比し、広大な北上川流域を有するところであるが、担税力が弱く河川行政の執行は容易でなかったのである。

さきに（一〇年二月七日）県会で定むるところの定額区費の支出により修築等を施行する二〇河川に、猿ヶ石支川、稗貫川等の北上山地より流出する、左岸主要支川が除外されている。

北上川の治水費に關し、当時の會議において一議員は、その質疑の中で次の如く県下の実情を引用している⁽⁵⁾。

夫レ国庫下渡金ナルモノハ純ラ北上川流域ノ治水費ニ充ルモノナラン該川ノ如キハ三陸中ノ大河ニシテ流域頗ル広衍延袤數十里ナルカ故其治水ノ費途莫大ニシテ民力ノ堪ユル能ハサル憂慮セラレ県令懇篤ノ具狀ト政府ノ仁慈ニ出ルモノタルヲ信ス

と政府の援助を多としている。更に、これが無ければ北上川は荒廃しかねまじき状態にあったのである。

それは河川、港灣、道路その他の修築にあたり、県税等の住民負担によつて施工されるところであつたからである

(5)。

（予算説明要旨（抜））

「其幾分ヲ官費県税民費ヨリ支出シ来ルモノアリ、河港、道路、堤防、橋梁費類是ナリ」云々

とある如く、官費補助を求むるにあらざれば河港、道路等の修築が困難な実状にあったのである。

翌一三年、北上川における低水工事を行うため、内務省の直轄による全域の測量が開始されている。（別述の如く）同一四年三月地方税修築河川として黄海川が追加編入されているが、更に長大支流の猿ヶ石川等は依然として地域町村の修築に委ねられるところである。

同年一月岩手県会は地方費の制度を改正し、北上川本川における堤防及び支流堤防はすべて町村の負担とし、地方税から補助を行い、その管理は便宜上郡長等がこれを行うことを決議している。その議決されるところの北上川流域河川は次の如くである⁽⁶⁾。

地方税より補助する河川	
幹川名	流域支川名
北上川	中津川 雫石川 滝名川 瀬川
	豊沢川 和賀川 夏油川 胆沢川
	磐井川 砂鉄川 夏川 猿ヶ石川
	衣川 人首川 黄海川

と北上川本支川合せて一六河川を地方税に關係のない町村費支弁に変更している。

更に、同一八年には内務省の直轄施工による北上川低水工事が（別述）岩手県内において開始されている。しかし、岩手県における北上川等の治水費の不足は依然として解消されず、国庫金交付請求のためわざわざ岡部大書記官及び石井土木課長を上京せしめている⁽⁶⁾。

本日ヲ以テ通常県会ヲ閉場ス扱本年度ニ於テハ二、三ノ新事業アルニモ拘ラス諸君ハ能ク審議討論ノ末充分ノ議決ヲ得タルハ拙者ニ於テモ大ニ満足スル所ナリ亦国道改修費並北上川治水費ニ係ル国庫下渡金ヲ請求センカ為メ近日岡部大書記官石井土

木課長ヲ上京セシム此段併テ各員ニ報道ス

このように県財政を傾け、更に、国庫金を仰ぎ、なお、かつ、北上川の修築が急がなければならない原因はなんであつたか、それは洪水氾濫による災害を去り沿岸地帯の開発による住民の福利増進が目的であつたろうか？、同年石井知事が議会において説明するところによれば、内務省直轄北上川改修工事、これと平行する如く岩手県が支出せんとする北上川治水費も、内陸部における交通運輸の大動脈の確保に外なかつたのである⁽⁵⁾。

石井省一郎知事説明(抜)

「土木費中北上川改良費ヲ設ケタルハ県下ノ福利ヲ希ントセバ舟楫ノ利尤モ急ナルモノニシテ水陸ノ運輸開ケレバ有無相違シ富原ヲ養成スルコト決シテ望ム可カラズ因テ昨年土木局(内務省)ニ於テ測定セラレタル計画ニ従ヒ狐禅寺ヨリ黒沢尻間ノ航路ヲ開通セントスルニ由レリ」

として同年北上川改良費金二〇、〇〇〇円の支出を提案している。

当時北上川における舟運は、帆を張り風をたよりに遡行する従来の和船航行から脱皮し、欧米文化による近代化が進められ、石巻、狐禅寺間には、新造の汽船が就航し、輸送能力は従来の比ではなく増大されるに至つたのである。従つて、狐禅寺より上流、県庁所在地の盛岡に至る輸送力増強が焦眉の急を要するところであり、この区間における航路確保が絶対となつたのである。

しかるに、同二一年度予算に北上川修築費の計上が中止され、更に、予算項目も削除されている。

その起因は、北上川改修のすべてを内務省直轄工事に依存するに至つた事と、日本鉄道株式会社が建設する東北線の工事が順調に進行していること等によるものであらう。

その後、北上川の修築等は一部沿岸住民を除いては、岩手県会議を始め県民の殆んどが関心を失つた如く、すべて、内

務省直轄工事に委ねられるところであり、同工事が施工中の明治二九年制定された河川法によつても、岩手県は特に新しい動きを示していない。

その後、内務省による工事は予定通り明治三五年竣功しているが、岩手県は河川法の定むるところにより、同三七年河川台帳を調製し、内務大臣の認可を求めるところであるが、同四〇年ようやく認可がおり、初めて北上川とその河川敷地並びに堤防等が国有となつたのである。その後における北上川改修等の問題は、舞台が中央に移された如く岩手県会議には殆んどその論議を見ない。

同四三年臨時治水調査会によつて、北上川が国において直轄改修工事を施行する三五河川の一に編入されている。しかし、施行区間は北上川下流部(宮城県)に限定され上流部には及んでいない。

更に、一〇余年を経て河川の状況変化と時代の要求によつて治水計画の改訂を要する時期となり、大正一〇年再び臨時治水調査会が開かれ、第二次治水計画が樹立され、大正一一年以降二〇か年以内に改修工事の施行を適当とする五七河川が選定されている。その中に北上川上流も編入され、ようやく高水対策を主眼とする改修工事の対象として取り上げられるところとなつた。しかし、第二次治水計画策定以来、既に、その半を経過するも北上川上流における国の直轄改修等は未だ着工さえも行われるところでない。

昭和八年一月一六日土木会議によつて、第三次治水計画が審議されている。今後一〇か年以内に着工し一五か年以内に完成する改修河川二四か川が決定されている、北上川上流はその第一にあげられている⁽⁶⁾。

一、直轄河改修計画

一、明治四十三年臨時治水調査会ニ於テ国直轄事業トシテ改修スヘキ河川六十五箇川ヲ選択シ大正十一年度以降二十箇年以内ニ改修ヲナスヘキ旨ノ決議アリタルモ今や既ニ其ノ半ヲ経過シ予定方針ニ従ヘハ今後八箇年内ニ四十一箇川ノ改修ヲ行ハサル

ヘカラス然ルニ国庫財政ノ都合ハ此等多數ノ河川ヲ此ノ短期間ニ改修スルコト到底困難ナリト認メラルヲ以テ緊急改修ヲ要スル左記河川ニ付テハ今後十箇年内ニ着工シ同十五箇年内ニ完成シ云々

として次の如く指定している。

北上川上流 米代川 雄物川上流 阿武隈川上流 外とある。

同一〇年政府は河川行政上特に協議を要する河川として五九か川を指定しているが北上川水系におけるものは、岩手県管下の本川及び四支川が指定されている⁽⁶⁾。

協議ヲ要スル河川名及区域(抜) (S10)

府 県 名	河 川 名	協 議 ヲ 要 ス ル 区 域	備 考
岩 手 県	北上川上流	盛岡市以下宮城県界ニ至ル	
	右 支 川		
	雫 石 川	岩手郡厨川村以下北上川合流点ニ至ル	
	右 支 川		
	和 賀 川	和賀郡鬼柳村以下北上川合流点ニ至ル	
	左 支 川		
	猿ヶ石川	稗貫郡矢沢村以下北上川合流点ニ至ル	
	右 支 川		
	胆 沢 川	胆沢郡永岡村以下北上川合流点ニ至ル	

とあるが、岩手県は明治二〇年以降北上川の改修に関する予算措置等も構することなく、国の河川改修に依存する状況である。

国は第一次、第二次治水計画にもとづいて全国七〇余河川の改修を順次施行するに急がしく、北上川上流の改修は第三次治水計画の策定まで待たなければならなかったのである。

第三次治水計画の樹立後は日華事変等の対外政策に重点が移され、多額の国費を要しながらその効果の短日時に顕れない。そして僻遠の地にある北上川は、又、暫く放置される運命にあったようである。

しかるに、田瀬ダムの特殊利用が時代の脚光をあびるに及んで、昭和一三年五大ダムを含む北上川の改修が急速に実現するところとなったのである。

二、近世における改修工事の遺構

近世江戸幕府のもとにあつて仙台藩、盛岡藩等が、各々交通運輸の要路として北上川の航路を確保するため、多くの護岸、水制等を受け、更に、河道の開削等を施工している。

これと共に沿岸平野を開発し生産性の向上を計っているが、これら開発するところの耕地が、洪水の氾濫によってその生産が停止するのみならず再び荒廃するおそれがあり、両藩は洪水氾濫を防止すべく多数の堤防を構築している。(註詳細については既に前巻で述べている) その後藩政末期における大飢饉そして明治維新、廃藩置県等々の混乱を経て新政治下に及んだところであるが、これらの施設、即ち近世封建社会が残したところの遺産はどのようなものであったか、そして新政治下における河川行政の基礎となったこれら施設の概要は、次に掲げる如くである。

北上川堤防（藩政時代の遺構）

左右 岸別	名称	所在地 (新市町村名)	延 間	長 米	高 尺	さ 米	備 考
右岸	荒谷堤防	自西磐井郡花泉町永井字川口	五〇五	五四九	八	一四四	
右	高山	同 日形町裏高山	一四四〇	一五八四	三	五四	
右	四ツ堀	同 一ノ関市弥栄	四一〇	四五〇	三	五四	
右	福養	同 西磐井郡平泉町衣関	三五五	四八三	二	三六	
左	北上川	同 長部里前開墾地	七三〇	八一〇	二	三六	
左	奴谷起	同 胆沢郡前沢町母体中道	一四三四	一五七三	一三	二七	
右	鶴木	同 胆沢郡前沢町白鳥浪光	六二五	六九三	七	二一	
左	大曲	同 胆沢郡前沢町稲置	一〇〇〇	一〇八〇	五	一五	
右	細法	同 胆沢郡前沢町白山	二五〇〇	二七〇〇	五	一五	
右	来神	同 水沢市秋成	一二三一	一三五一	二	三六	
右	小谷木	同 常盤沼尻	五二〇	五七六	一	一八	
左	丹吾沼	同 江刺市愛宕	八〇〇	一八四	三	五四	
左	中谷木	同 江刺市	一〇〇〇	一〇八〇	三	五四	

左岸	三日町堤防	自江刺市愛宕	二二〇	二五二	四	七二	
左	土手根	同 照沢	七五〇	八四六	五	一五	
左	押切	同 三照	一〇五六	一一八〇	一	一八	
右	舟渡尻	同 胆沢郡金ヶ崎町西根	二五〇	三〇六	一	一八	
右	外	同 三ヶ尻	一九二〇	二〇八八	五	一五	
右	内	同 北上市	三〇〇〇	三三四八	一四	三〇	
右	北上川	同 花巻市	一三〇〇	一四〇四	三〇	五四	
左	下左土	同 矢沢	二五五	三一五	七	二一	
左	上左土	同 上左土	二五	四五	四	一二	
左	高洞	同 紫波郡紫波町高水寺	四〇	七二	四	一二	
右	古川	同 西長根	一三三〇	一四五八	五	一五	
左	石場	同 東長岡	五五六	六四〇	一	一八	
左	十二川	同 手代森	五三〇	五九四	七	二一	
左	手代森	同 手代森	四〇七	四四四	一四	三〇	
右	権現堂	同 土橋	一一四	一三三	一	一八	
右	板内袋	同 板内袋	一一四	一三三	一	一八	
右	野中	同 野中	二二三	二三九	一	一八	

右岸	柳原堤防	至自紫波郡矢巾村西徳田字柳原	八二〇	九〇〇	八	二四
右	柳原	同 紫波町藤沢	五三〇	五九四	五	一五
右	外村	同 高田	六二五	六九三	八	二四
右	大桜前	同 都南村東見前	一三四〇	一四七六	一	一八
右	名古根	同 北世田飯	二二〇	二五二	四	一二
右	三上	同 三本柳	三三七	三七二	一	一八
右	坊子	同 野中	八一九	八九八	八	二四
右	中	同 土手場	三四五	四〇五	一四	三〇
右	竹原	同 都南村三本柳	一四四	一八七	五	一五
左	田茂木	同 門	六五〇	七三八	七	二一
左	杓打場	同 川原道	九〇二	九七五	七	二一
左	五日市川原	同 盛岡市	二四三五	二六五五	一	一八
左	落合	同 盛岡市	五三	九五	一	一八
右	新田	同 向中野	三〇七	三三六	二	六
左	杉土手	同 東中野	一三三〇	一四四〇	二	三六
左	新土手	同 仁王	二〇〇	二二六	二	三六
右	東木伏	同 下厨川	一二〇	一四四	五	一五

夏川	堤防	至自西磐井郡花泉町永井	一〇三四	三九四九	二三	四五
狼沢	同	同 鹿沼	四一〇	四五〇	二	三六
夏川	同	同 涌津	一一一〇	二二〇四	一三	二七
夏川	同	同 蝦蟇	一〇〇〇	三八八八	三三	六二
夏川	同	同 中島	一〇〇〇	一〇八〇	二	三六
茂沢	同	同 永井	一三〇〇	一四〇八	二	三六
中田沼	同	同 杉山	二八〇〇	三〇二四	一三	二七
西風谷	同	同 涌津	一七三二	一八九三	一三	二七
西風谷	同	同 蝦蟇	七〇〇	七五六	三	五四
磯田川	同	同 油田	二〇〇〇	二一六〇	二	三六
多郷田	同	同 多郷田	二〇〇〇	二一六〇	二	三六
油田川	同	同 白山	二〇〇〇	二一六〇	二	三六
油井名	同	同 油井名	一〇五〇〇	四四二八	二	三六
脇谷堤防	同	同 至自東磐井郡藤沢町	二八〇〇	三〇三四	一三	二四
中田	同	同 河吉	二五〇〇	二七〇〇	一三	二七

夏川 (右支)

黄海川 (左支)

玉川堤防	至自東磐井郡藤沢町西口字玉川	五〇〇	五四〇	一二	二四
内川原	同	一四〇	一八〇	一二	二四
荒卷	同	四一八	四六四	一	一八
奥玉川	同	二一五	二二五	三	五四
奥玉川	同	二一五	二二五	三	五四

金 流 川 (右支)

五反田堤防	至自西磐井郡花泉町永井字五反田	五五〇	六三〇	一三	二七
志引	同	五〇五	五四九	三	五四
寺浦	同	一〇二	一一一	五	九〇
金流川	同	四〇〇	四三三	—	—
上野々	同	三五〇〇	三七八〇	一三	二七
金流川	同	一八〇〇	一九四〇	一	一八
水除	同	七三〇	八一〇	一三	二七

砂 鉄 川 (左支)

川崎堤防	至自東磐井郡川崎村門崎字妻神	一三四五	一四八五	—	—
七十刈	同	三〇〇	三三四	三	二七

磐 井 川 (右支)

磐井川堤防	至自一ノ関市	五八	一〇四	一	一八
磐井川	同	四一二	四五三	一	一八
上河原	同	四四〇	五〇四	一二	二四
里前	同	三一九	三五八	一四	三〇
河姥石	同	四〇〇	四三三	一二	二四
下河原	同	一四五	一八九	一四	三〇
駒形	同	三三〇	三七八	一四	三〇
橘田	同	一〇〇	二一六	一一	二一

佐 藤 川 (左支)

下谷起堤防	至自胆沢郡前沢町母体	三四六	四〇六	一	一八
-------	------------	-----	-----	---	----

人 首 川 (左支)

新川堤防	至自水沢市	三〇〇	三三四	一	一八
新川	同	二一〇	二三四	七	二一
二子町	同	一八〇〇	一九四四	三	五四
二子町	同	二五〇〇	二七〇〇	三	五四
人首川	同	一二二九	一二四〇	二三	四五
人首川	同	一二二九	一二四〇	二三	三九

伊 手 川 (左支)				
新田堤防	至自 水沢市	羽田 字川椽 小谷木	二七一五	二九四三
廣 瀬 川 (左支)				
新廣瀬川堤防	至自 江刺市	愛宕 字八日市 西下川原	一〇二二〇	四一四〇
胆 沢 川 (右支)				
古川堤防	至自 水沢市	宇佐字古川	一七四五	一九一七
胆沢川	胆沢郡金ヶ崎町永栄	愛宕川原	一〇六一七	四五六六
大出	同	西根 下庄 街道下	二〇〇〇	二一六〇
石	同	胆沢町東田 五本林	二三〇	二七〇
和 賀 川 (右支)				
上川原堤防	至自 北上市	町分字鼠川原	四〇一	四三三
鼠川原	同	上鬼柳	二八〇七	三〇三六
杉土手	同	下鬼柳	一〇〇	一〇八
荒堰	同	—	一二六	一五四
猿ヶ石川 (左支)				
七日市堤防	至自 和賀郡東和町土沢	字七日市	一〇〇	一〇八
神明裏	遠野市	神明裏 愛宕	六五八	七五二
			一四	三二

葛 丸 川 (右支)				
葛丸南堤防	至自 柳井郡石鳥谷町中寺林	字八幡村境	二〇九	二二二
葛丸北	同	—	二〇九	二二二
岩 崎 川 (右支)				
古川堤防	至自 紫波郡紫波町北矢巾	字土手	一九〇〇	二〇五二
岩崎	同	又兵エ 新田 曲戸 下海老沼	二六〇五	二八一七
瀧 名 川 (右支)				
瀧名川堤防	至自 紫波郡紫波町南日詰	字京田	五三	九五
徳 田 川 (右支)				
名郷根堤防	至自 紫波郡矢巾町藤沢	字名郷根 藤沢	一三四〇	一四七六
小 又 川 (右支)				
沢田堤防	至自 盛岡市	下太田字沢田	一〇〇	一〇八
下川原	同	下川原	一〇〇	一〇八
中 津 川 (左支)				
下ノ橋堤防	至自 盛岡市	仁王 字流作場	一三〇	一六二
雫 石 川 (右支)				
千日堤防	至自 盛岡市	仙北町 字鳥居 新山川原	三二五	三六九
			一一	一九

木 伏堤防	至盛岡市	下厨川 ^{字木伏}	一〇	一二五	五	一五
南杉原 [〃]	〃	上厨川 ^{下厨川}	三三三	三八三	一二	二四
北杉原 [〃]	〃	〃 ^{南杉原}	二〇九	二三二	一一	一九
神子塚 [〃]	〃	上太田字川原	二三〇	二七〇	一二	二四
平藤 [〃]	〃	本宮字平藤	一四〇	一八〇	四	一二

以上の如く大小併せて三〇〇余の施設が北上川畔に点々と残されている。

河川別堤防延長

河川名	堤防箇所数	堤防延長 米	備考
北上川	二〇	四、二七、一八	一八、六八四
左岸	二七	六、八、二四	二四、四七七
右岸	一三	七、二二、三六	二九、九五二
夏川	七	一、三二、二八	七、四六七
黄海川	七	二、四、二七	八、三三八
金流川	二	一六、四五	一、八二六
砂鉄川	八	二四、二四	二、六六〇
磐井川	一	三、四六	四〇九
佐藤川			

伊手川	一	二七、一五	二、九七七
人首川	六	一、三〇、八	七、二一三
廣瀬川	一	一、〇一、二〇	四、一一一
胆沢川	四	二、一〇、三二	九〇、〇一六
和賀川	四	三、四、三四	三、七七二
猿ヶ石川	二	七、五八	八六七
葛丸川	二	四、一八	四六八
岩崎川	二	一、〇九、〇五	四、九一六
滝名川	一	五三	九五
小又川	二	二、〇〇	二一八
徳田川	一	一三、四〇	一、四九〇
雫石川	六	一四、二七	一、五七五
中津川	一	一、三〇	一六三
計	一一八		二二一、六九四

しかし、これらの工事における事業主体は伊達、南部氏等であるが両藩の財政状況からして豊富な事業費の支出は考えられない。更に、技術的にも土工器具においても甚だ幼稚な時代に大河川北上川の防水工事を多少なりとも施行していることは、封建社会の搾取に耐えながら沿岸住民の血と汗の結晶であり貴重な遺産と言うべきであろう。

第二章 低水工事

第一節 概況

北上川は、古くより北上谷における経済、文化の導入路として、重要な役割をはたして来た、母なる川である。言葉を代えて言うなら、北上川流域及びその周囲に連なる広大な地域の経済、文化等は北上川がなくては、成立せず、更に、発展することもなかった、と、言うとも過言ではない。

殊に、近世封建社会において、殷盛を極めた北上川舟運は沿岸産業を興隆し、更に、住民の生活、文化等に貢献したことは前時代の比ではなかったのである。

従って、北上川舟運は同地域における交通、運輸の大動脈であり、航路確保は沿岸住民の生産、経済、文化等の向上であり、ひいては統治者の経済確立であったから、仙台、南部両藩とも低水工事に少なからざる藩費、公費等を投入したことは推定にかたくないところである。

しかるに、最早その遺構もなく、更に、止める記録等も失われ、その詳細を知ることが出来ない、殊にも、南部領内の施設については殆んど知る由もないが、仙台領上川における施設は弘化年間の図面等により、わずかに知らるるも

第二章 低水工事

があり、左にこれを記す。

左岸 護岸・水制（弘化年）

右岸

位	置	施設名	数量	備考	位	置	施設名	数量	備考
東磐井郡黄海村 （藤沢町）	杭出	一			西磐井郡目形村 （花泉町）	杭出	一		
薄衣村 （川崎村）	杭出	一			柵ノ瀬村 （一関市）	杭出	一		
門崎村 （〃）	大杭出	一		字川先	川工	一			
	杭出	一		字權現堂	川除	一			
	杭出	一			中尊寺村 （平泉町）	川除	一		
舞川村 （一関市）	杭出	一			胆沢郡 白鳥村 （前沢町）	杭出	二		
長部村 （平泉町）	杭出	一			前沢村 （〃）	杭出	一		
江刺郡 黒石村 （水沢市）	杭出	一			上麻生村 （〃）	杭出	一		
二子町村 （江刺市）	石川除	二			六日入村 （〃）	石川除	一		
高寺村 （〃）	杭出	一			下姉体村 （水沢市）	杭出	三		
三照村 （〃）	杭護岸	二			八幡村 （〃）	杭出	一		
下門岡村 （北上市）	石川除	二			金ヶ崎村 （金ヶ崎町）	杭出	一		
和賀郡 立花村 （〃）	石川除	三			相去村 （北上市）	杭出	一		
	用水留	一				石川除	二		
	石川除	一				石川除	一		

とあり、その数五九か所にも及んでいる。

明治維新によって、領主権が崩壊し政局は一変するが、これらの施設は依然として北上川の河道にあり航路の保持に役立っている。

一方、新政下における一般住民の旅行等の制限並びに物資の交流等の停止解除により北上川における舟運は、益々、隆盛となり航路の整備、拡充が要求されるところとなり、各所管区毎にこれらの工事が施工されるところとなったが、水沢県管下の北上川左岸、江刺郡黒石村（水沢市）地内における低水施設は次の如くあり、古くは藩費支弁工事であり、維新後は、県費等（官費）によって維持されているのである。

明治五年

黒石村

一、御普請所之儀

一、北上川鶯沢村境ヨリ磐井郡東山母体村境マデ

長三千式百八拾五間

官御普請

第二章 低水工事

- 一、橋本下 根留 長五拾間 幅壹間
- 一、前川 根留 長七拾間 幅貳間
- 一、沢田尻石出 // 四拾間 // 三間
- 一、木合 〆切 // 貳百間 // 三間、貳間迄
- 一、〃 〆切 // 貳百拾間 // 貳間
- 一、〃 根留 // 貳百三拾間 // 貳間
- 一、大谷地根留 // 貳百五拾間 // 壹間半
- 一、小嶋 川除堤 // 貳百間 // 三間、壹間
- 一、大谷地川除堤 // 貳百五拾間 // 三間、貳間

とある。

同村の西境を南流する北上川は、上流同郡鶯沢村（水沢市）境より下流磐井郡東山母体村（前沢町）境に至る左岸凡そ五・九軒に及ぶ所であるが、その間における河川工事の総ては「官御普請」とあるから、明治維新前後を通し統治者によって施行され、更に、水沢県より磐井県を経て岩手県の下に属するところとなつたのである。

第二節 航路保持工事

岩手県は、陸上交通の不備を補い、円滑なる交通、運輸の便を計るため北上川の航路を改良し、更に、上流部への延長と和賀川、雫石川等の航路開設を計画しているが、

北上川本流における航路改良の主なるものは、狹窄部における横石、和賀郡尻引岩、紫波郡法領等において施工されている。

これらの地域における河床は岩石であり、岩塊が河身に散在し、岩頭は水面に露出して流れをはばみ、舟楫の航行上、少なからざる危険か所で、古くより艀、小繰舟等の事故があり、船頭どもより難所として忌避された所である。従つて、結氷期及び渇水時等における舟行の渋滞は、これらの岩礁に起因するところが多かつたのである。

岩手県は、これらの障害を排除するため、明治初期においてその工を起している。

更に、従来筏の流送以外に舟航の便がなかつた上流及び支川等の航路開設につき岩手県は、次の如く令達している⁽²⁾

（抜）

今般、北上川筋へ沼宮内ヨリ、雫石川へ雫石ヨリ、和賀川へ小磐、閉伊川へ茂市下流、追々船路御開相成候条、云々

と、この計画によれば北上川本流においては四〇余軒、和賀川は三〇軒余、雫石川は二〇余軒と、およそ、一〇〇軒に及ぶ新航路の開削である。

そのため、同地域における簀立等の撤去を命じ、更に、河床の岩石を爆破し、流勢を直す等の工事を施工している。

第二章 低水工事

しかし、遂に舟航を見るまでには至らなかった。

その後、岩手県によって施工された護岸工事は七〇か所、水制工二五基、堰堤一〇基等があり、

岩手県施工低水工事

一、護岸

右岸別	地名 (新市町名)	長 (間)	米	幅 (間)	米
右岸	西磐井郡真滝村大字狐禅寺(一関市)	四〇	七二	四	七二
左岸	同	一五	二七	一五	二七
左岸	東磐井郡舞川村大字舞草(一関市)	四四	七九	四	七二
右岸	西磐井郡中里村大字川辺(一関市)	七六	一三六	三	五、四
左岸	東磐井郡長嶋村大字小嶋(平泉町)	二二九	二二二	四	七、二
左岸	同	四〇	七二	三	五、四
右岸	胆沢郡前沢町大字前沢(前沢町)	六一〇	一〇九八	二	三、六
同	大字稲置	一四〇	二五二	三	五、四
同	同	一六〇	二八八	三	五、四
同	同	六一	一〇九	二	三、六
左岸	胆沢郡白山村大字稲置(前沢町)	二七	四八	二	三、六
同	大字白山	一八三	三二九	三	五、四
左岸	江刺郡黒石村大字二渡(水沢市)	四一三	七四三	二	三、六
同	東磐井郡生母村大字母体(前沢町)	九〇	一六二	三	五、四
同	胆沢郡白山村大字稲置(前沢町)	三七	六六	二	三、六
左岸	江刺郡黒石村大字二渡(水沢市)				

左岸	江刺郡黒石村大字下谷起(水沢市)	二三	四一	二	三、六
同	胆沢郡姉体村大字秋成(水沢市)	二七	四八	二	三、六
左岸	江刺郡黒石村大字秋成(水沢市)	一五	二七	二	三、六
同	胆沢郡姉体村大字秋成(水沢市)	八	一四	二	三、六
右岸	江刺郡黒石村大字二渡(水沢市)	五〇	九〇	三	五、四
左岸	胆沢郡眞城村大字常盤(水沢市)	二二	三九	三	五、四
同	江刺郡羽田村大字田茂山(水沢市)	一五	二七	二	三、六
同	愛宕村大字中谷起(江刺市)	一二九	二二	一	一、八
同	字櫻ノ木(江刺市)	三五三	六三五	三	五、四
同	字三治川原(江刺市)	一四	二五	三	五、四
同	字毘角(江刺市)	六九	一二四	三	五、四
右岸	同	六八	一二二	三	五、四
左岸	胆沢郡金ヶ崎村大字西根(金ヶ崎町)	八四	一五一	三	五、四
同	江刺郡稲瀬大字照沢(江刺市)	一六〇	二八八	二	三、六
同	同	七五	一三五	二	三、六
右岸	胆沢郡相去村大字上川原(北上市)	二六七	四八〇	二	三、六
同	字下大切(北上市)	一一	二一	四	七、二
同	字上大切(北上市)	五一	九一	三	五、四
同	字中谷木(北上市)	七四	一三三	三	五、四
同	字中谷木(北上市)	五五	九九	三	五、四
同	字中谷木(北上市)	八二	一四七	三	五、四
同	字狐塚(北上市)	五二	九三	四	七、二

左岸	
紫波郡乙部村大字手代森 同 岩手郡中野村大字門 盛岡市大字東中野 同 盛岡市仙北町	(都南村) (盛岡市) (盛岡市) (盛岡市)
一二七 四五 五五五 一四五 二四〇 四〇	二二八 八一 九九九 二六一 四三三 七三
	二 二七 一 一 一 一
	三、六 三、六 四八、六 一、八 一、八 一、八

右左岸別 地 名 長 (間) 米 幅 (間) 米

第二章 低水工事

右岸	岩手郡本宮村大字仙北町（盛岡市）	二五	四五	二	三、六
同	同	六〇	一〇八		
同		一五〇	二七〇		

更に、内務省において直轄施工するところの護岸、水制、堰堤等を合すれば、その数八〇〇余に及ぶのである。

註 (1) 小沢文書
(2) 岩手県会議日誌

一、横石

横石は東磐井郡川崎村横石にあり、左岸を構成する岩石が長く北上川の河道に伸出し、流水を阻止する形態をなすものである。

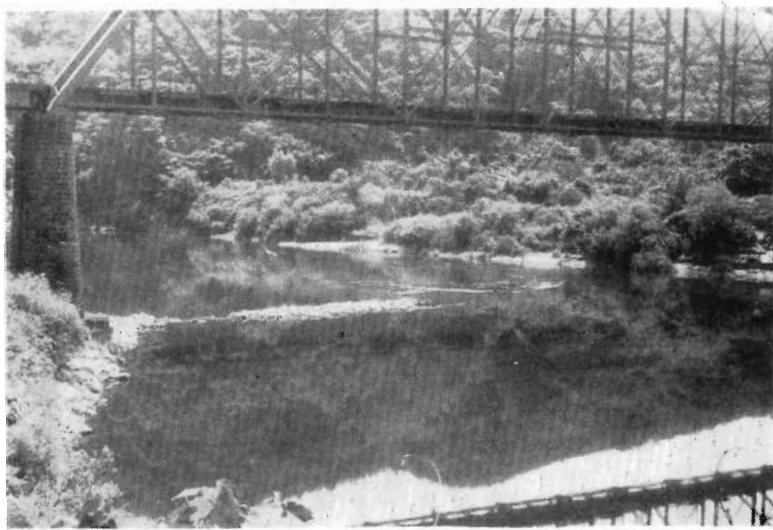
明治初期における地誌等に、

東磐井郡川崎村横石は岩石東岸の山麓より西へ奔出して流路四分ノ三を横断せり蓋し横石の名称ある所以ならん故に舟楫の通行渋滞し殊に嚴寒の候に川面凍結し流水停滞して航路を閉塞するあり又洪水に際しては漂流の諸物岩頭に繋留するにより逆水して孤禪寺地方に氾濫する事夥しく其の被害も随つて多く古来上下共に憂うる所なり。

とある。

住時舟を通するところ水幅一〇間余、（一八〜二〇米）にすぎず」と言うから、舟運が唯一の交通機関とした藩政初期から明治前期に至る数百年にわたり舟航の障害となり直接、間接にこうむった損失は膨大なるものである。

明治一一年岩手県令島惟精は航路確保のため、この横石を排除し、併せて、狹窄部の拡張と改修を行い、北上川の洪



1 岩手県によって開削された横石（S48.7.24）

水氾濫をも防止する計画を樹て、総額金四五、一〇二円七五錢を政府に要求している。

その財源は公債を以って充当することとしているのである⁽¹⁾。

北上川筋岩石疏鑿願

一、金四万五千百貳円七拾五錢

北上川筋磐井郡孤禪寺村ヨリ永井村宮城県境迄川巾三十六、七間ヨリ五十間迄ノ処大凡六十間ニ切廣ケ此長延下六十五間平均高三間横八間疏流一切之費用大凡積但シ老開金四拾貳円三拾五錢積リ

当県ハ山間ニ僻在シ遠ク海浜ヲ距リ運輸ハ河舟ニ頼ルヲ以テ第一利ト為ス而シテ舟楫ヲ通スルハ唯北上川ノミニシテ其他運搬スヘキ河川無之其北上川ハ追々開申仕候通源ヲ岩手郡御堂村ニ発シ廳下ニ出テ紫波、稗貫、和賀、江刺、胆沢、磐井ノ諸郡ヲ流レ宮城県石巻ニ至リ海ニ入り川幅廣潤ヒ、八十間乃至百數十間而シテ磐井郡孤禪寺村ニ至幅員頓ニ縮リ永井村宮城県境ニ至テ又潤リ其間五里許最モ狹キハ三十間余ノ廣キモ五十間ニ上ラス其兩岸ハ岩石屹立絶壁千丈其形恰モ蜂腰ノ如ク候処冬春ノ交上流ノ兩岸或ハ浅流ニ結合スル薄氷漸温ヲ得テ浮流スル者隘口ニ湊合シ其氷片相結テ堅氷トナリ為ニ流勢ヲ阻塞スルヨリ流水随テ加リ堅氷漸々溯リ上流ニ二里間皆凍リ舟楫ヲ通スル能ハサル者年々二、三ヶ月間ニ及フヘリ然リ而シテ其凍結不通ノ候ハ田疇事始ノテ収り民方ニ登穀ヲ估ルノ時ナルモ舟路閉塞ス

ルヨリ商估モ宜ニ之買ハス民ハ唯手ヲ拱シテ以テ明年ニ至ル故ニ東京ト本県ノ米価ヲ比較スルニ其差異莫ニ河駿モノアリ右ハ年中二、三月間ノ閉塞ニ付舟路開通ノ時ヲ待テ之ヲ估ルトキハ其差異ヲ生セス普通ノ価直ヲ得ベキカ如シト雖モ凡ノ民ノ生ヲ為スヤ米穀以テ居リ米穀以テ衣キ余裕アルコトナシ故ニ価格廉ナリト雖モ猶估ヲサルヘカラス之ヲ估ル利少シ利少キトキハ民勸マラサルトキハ物産興ラス且夫凶年饑饉ハ邦国交々有之然レトモ全邦其時ヲ同フセズ河内凶ナルトキ河東ノ粟ヲ移ササルヘカラス其時ニ方テ舟路凍結運漕閉塞スルトキハ本県ノ粟ヲ移スモ抑本県ニ移スモ之ヲ運送スルハ独リ馬背ニ頼ルノ外他術アルコトナク目ヲ曠フシ金ヲ耗シ又時機ヲ失ヒ賑恤行ハレサレトアラシ由是觀之年間二、三月ノ事ナリト雖モ決シテ忽ニスヘカラス殊ニ本県ハ山嶽數多河川モ亦タ多ク其河川ハ大抵北上川ニ合シテ海ニ入ル者ニシテ平時ハ至テ小川細流ナルモ一朝降雨スルトキハ諸川乍千爆漲随テ北上川モ大ニ水量ヲ増シ前陳隘口ニ至テ水勢ヲ阻障セラルルヨリ逆流汎濫上流二十里ニ波及シ田ヲ潰シ家ヲ破ルノ害年々被ラサルコトナシ夫レ北上川ハ上下六十里ノ長流ナルニ僅ニ五里許ノ為メニ其害ヲ為シ利ヲ欠クヤ如此平生兩岸ノ岩石ヲ斫リ川幅ヲ拓メ舟路開通ノ利ヲ興シ洪水汎濫ノ害ヲ除キ度存候得共其疏鑿ノ費用ハ極メテ莫大ニシテ容易ニ民力ノ及フ所ニ無之日夜配意罷在ル析柄今般公益ノ事業ヲ興シ物産繁殖ノ道ヲ開キ候御趣意ヲ以テ新ニ内國債ヲ起サセラレ右疏鑿之儀ハ運輸ヲ便ニシ物産ヲ興ス所謂ニシテ右公債ノ御趣意ニ適當シ且ツ右舟運相關ケ候上ハ其利金秋田、山形両県ヘモ敷及候儀ニ付新債募集金ヲ以テ該業ヲ起シ候様仕度尤右御許可ノ上ハ土木局御雇洋人ノ出張相顧ヒ実地点檢之上其費用精細可差積候得共大凡取調候処前頭ノ金額ニ候間願意御聞届相成度此段奉願候也

明治十一年九月

巖手県令 島 惟

精

内務卿 伊藤博文殿

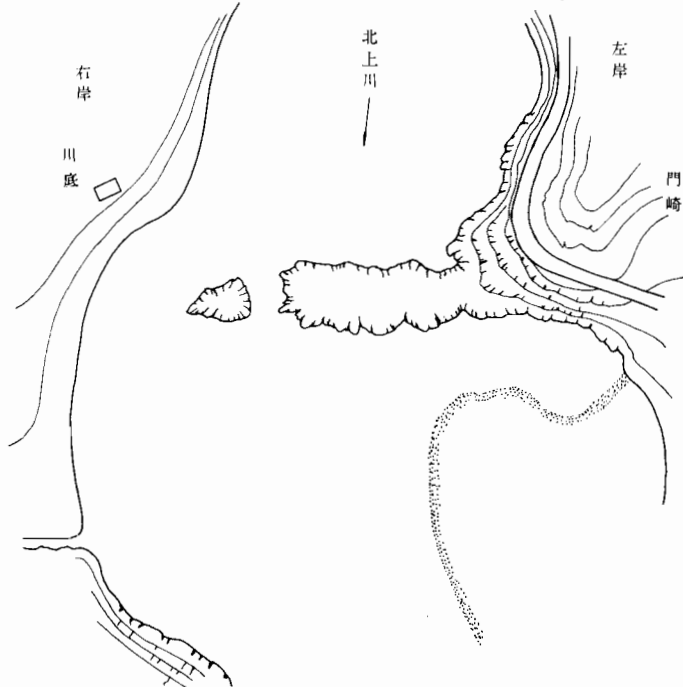
とある。

横石の地質は暗青色の粘板岩質礫岩であり、薄衣礫岩と称される硬質岩の厚層である。

横石は、平水面上八尺乃至九尺（二、五、三米）突出する所であり、これが削除は古来不可能とされ放置されていたのである。

開削工事が未だその大半にも及ばない同月一四日には石巻、狐禅寺間に汽船の運航が早くも行われている。

第1図 横石現況図 (S48.7.4)



この工事に、総額金三、二〇〇余圓の地方税を投入し平水面上を破碎し、更に、水面下三尺五寸（約一米）を掘削し同一四年一月を以って完成するところである。

これによって蒸汽船の航路が開け、宮城県石巻、登米方面より狐禅寺に至る定期運航の開始を見るに至ったのである。更に、洪水時における流量が増大し、狭窄部の内、字番台等においては床上浸水が止み、洪水による被害も減少し、住民ようやく愁眉を開き喜ぶ処となったのである。

それ以来横石は如何なる減水時といえども舟運の障害となることなく、又、その底岩をも見ることもない。

この工事において、特記すべきことは北上川における改修工事に始めて爆薬の使用されたことである。

二、平 泉

ここで平泉地区と言うのは、右岸西磐井郡平泉村（平泉町）及び胆沢郡前沢町、並びに、左岸東磐井郡旧長島村（平泉町）及同郡旧生母村（前沢町）等にわたる地域を仮に指すのであるが、この地域は古くより河道の変遷甚だしく、本川中最大の彎流部を形成するところである。

従って護岸、水制等の川除工事は古くより施工されたことは推定にかたくないが、徴すべき資料もなく殆んど明らかでない。

しかし、明治一二年既に岩手県によつて杭を並列に打ち込んだ「抗出」の類が施工され、再び、同一四年重ねて施工している。これら既設の川除工の補強工事を施工すべく同一六年土木費金四三三二錢九厘を支出している。

同年八月議会に次の如く提案されている⁽¹⁾。

岩手県通常会議日誌第一号 諮文第十八号（明治十六年八月二十五日）

土木費

北上川通西磐井郡平泉村宇川添川除修繕費

一、金四百五十三円三十二錢九厘

右ハ十二年度ノ施行ニ係ル者トス然ルニ本年融雪出水ノ際其並杭ヲ押切ラレタリ今苟モ之ヲ擱クトキハ第一昨十四年度ニ施行シタル同村川除ケニ不少ノ障礙ヲ与ヘ第二ハ其下流ナル小島村宇古河及川辺村牧ノ鼻ニ大害ヲ及ホスヤ必セリ依テ工費ヲ予算スルニ四百五十三円三十二錢九厘ヲ要セリ乃チ之ヲ予備費ヨリ支出セントス

（右答第二十号九月十四日）

該箇所タルヤ委員中曾テ經過シ其現況ヲ目撃シタルコトモ有之ニ乱流徒横河身分裂特リ耕地ヲ隕流スルノミナラス大ニ通船

ノ不利ヲ見ルコトニシテアレバ諮問ノ如ク施行セラルルヲ可トスル旨答ヘタリ

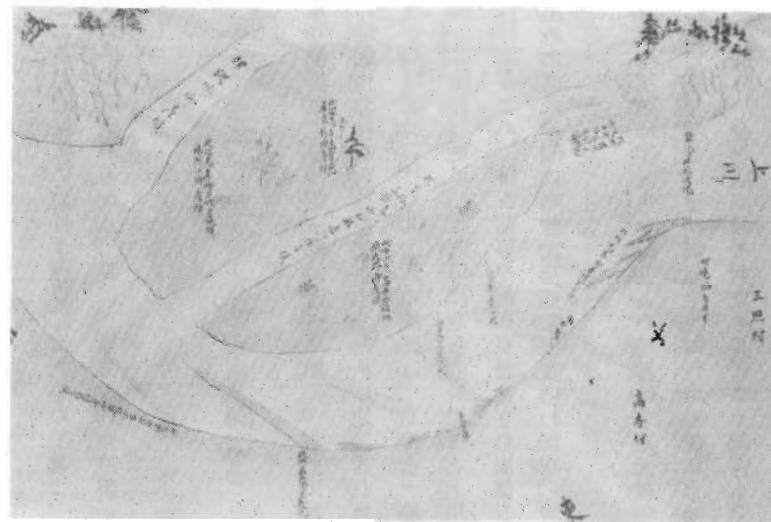
とあるが同地区における護岸、水制等の工事は、その後、累年の如く施工され、殊に、前沢町南端の宇鶴木附近の如きは遺構に遺構が重なり、更に、補強された痕跡が累々としてあり、此の地区における低水工事の如何に難工事たるかはおして知らるるところである。

三、荒 谷 前

荒谷前護岸工事は第一輯に述べた如く、北上川左岸江刺市愛宕^宇荒谷附近の河岸で荒谷前を初め、齊兵工前、土手外等の地域における欠込を防止するために施工された護岸水制等の工事である。

荒谷前附近における北上川の流路は、右岸金ヶ崎町^宇古館の断崖に激突し、反転して左岸荒谷前等の低平な河岸耕地に向つて流れ、更に、胆沢川は荒谷前対岸で北上川に合流する。従つて、胆沢川の洪水は北上川の流心を圧し、更に左岸に片よるため、荒谷前等の河岸が浸食され崩落して人家、耕地等が流失する。この如き災害は、河心を以つて郡村界と定めた寛永年間以降数次及至数十度にわたり、河身も又これと共に変転し、藩政末期既に二〇〇米以上も左岸側に移動している。

河身の移動に伴い金ヶ崎側との境界論争は元禄年間に初まり、化政期に至り激化し、更に、藩政末期、護岸工事に玉石拾いに端を発し、金ヶ崎館主大町氏の家臣による人身事故等の最悪の事態に至つたが、遂に、解決を見ず明治初期に至り、高寺、金ヶ崎両村の村役人共による調停も効なく、花巻県庁に提訴するに至つたが、程なく、行政機構改革により、花巻県庁は廃止となり、その裁定は不明であるが、遂に、被害者であるところの江刺郡側の譲歩によつて終止符が



2 荒谷前 (古図模写) (小沢文書より)



2-2 荒谷前における水制群 (S48.6.12) (昭和前期の工事)

(1) 荒谷前 (古図模写) 説明 (小沢文書より)

×印地点に次の如くある

「此所御郡境古木根有 従是五拾間川沖より天王堂に見通し御郡境

往古者 此辺ヨリ八幡村八幡堂江見通し北上川通用仕候申し伝御座候事」

(註) 原本の作制年代は明治初期における高寺、西根(金ヶ崎町)両村の紛争当時の作図であり、当時村界入、戸長等を頼めた小沢孫左エ門方にある。

(2) 原本には、多数の書込があり、更に、附箋が多いため、河道及主要工作物等を抽出し書き写してある。

(3) 河道の中に住家跡が二箇所あり、旧水制の残欠、古土手(堤防決壊跡)等がある。

打たれている。

明治五年水沢県の調書によれば高寺村(江刺市愛宕)に属する河岸は、上流、江刺郡三照村(江刺市稲瀬)境より同郡田谷村(同市愛宕)境まで左岸延長二、〇四四間(約三、六七五米)であり、その上流部、荒谷前を中心として、次の如き低水対策施設が施工されている。そして、その工費は「官御普請」とあるから、前世期以来、すべて、当時の統治者、又は、為政者等によって支出されていたところである。

高寺村

一、御普請堤之儀

三日町前

長手出

官御普請

七ヶ所

四百四拾間

荒谷前

根留

四ヶ所

四百拾間

天間西

石堤

一ヶ所

但シ、定式官御普請、縄、俵、菰之類村方ヨリ指出申候

とある。

第二章 低 水 工 事

同地区における維持修繕等の工事は、その後も県の定式普請として施工され、更に、明治六、七年と続いた洪水による災害復旧工事は、次の如く官費によって施工されている⁽²⁾。

明治七、八両年分定式急破官御普請御入費金御下渡願

第十一大区三小区

高寺村

北上川通

宇齊兵工前

長百三拾二間 (二三七、六米)

同所右人前

長百〇四間 (一八七、二米)

一、欠所杭柵

長二百三拾四間 (四二一、二米)

此御入費金六拾八円十二錢七厘六毛

宇三日町 堤切所

長百三拾六間 (二四四、八米)

宇齊兵工前

長七間ツツ式ヶ所

一、續梓

長十四間 (二五、二米)

此式ヶ所えの御入費金百〇六円二拾二錢一厘

右は前頭ヶ所官御普請被仰付難有奉存候ニ付御普請皆出来相成候間出来高精等帳奉差上候ニ付ては右御入費金之内前借金御下渡相候処今般殘金御下渡被成下度此段奉願上候以上

明治八年

右村惣代

小 沢 利代吉

九月二十五日

三小区戸長

猪狩 勘右エ門

水沢県権令

増 田 繁 幸 殿

前書願出候ニ付進達申上候也

明治八年九月二十六日

第十一大区々長

柏 竹 斎

書面願之趣明治七年分定式堤防修繕入費六八円一二錢八厘と同年堤防急破修繕入費金三円一六錢五厘と本年分定式堤防修繕入費金之内二八円合金九九円二九錢三厘下渡候条受取方出納課可申出候事

明治八年十月二日

水沢県権参事

森 醇

とあり、工費の殆んどが水沢県によって支払われている。

更に、同八年洪水による災害復旧工事は翌九年二月二七日次の如く施工を願ひ出ている⁽²⁾。

北上川筋

字 荒谷前

一、根 留 長二百五拾間 (四五〇米)

右ハ昨明治八年七月中之大洪水ニ而耕地不少欠崩候ニ付御検査之上冊出シ並ニ杭出等所々御目論見被成下候得共右計リニ而ハ逆モ水砕候義無覚束奉存候尤洪水後平日欠崩候事故萬一出水等有之候而ハ莫大之損害ニモ可相成ト奉存候間出格之御吟味ヲ以前願間敷之処江丈夫ニ根留被成下度私共連印ヲ以テ只管奉願上候以上

とある。

同工事は、その後、計画が変更され延長が二四五間となり、更に、堤防嵩揚工事と共に併せ願ひ出している⁽²⁾。

北上川通

字 荒谷前

一、欠込杭柵

長二百四拾五間 (四四一米)

此前借金六拾九圓

字 新川

第二章 低 水 工 事

第二章 低水工事

一、堤上置

長二百三拾間（四一四米）

此前借金三拾五圓

小以金壹百四圓

右ヶ所之通明治九年定式御普請ヶ所御検査之上御目論見御下渡被成下難有仕合奉存候
然ニ即令河ヶ所江着手罷在候処諸材料買入方受拂何分行届兼候間前書金額之通前借被成下度此段奉願上候以上

と、磐井県権令増田繁幸へ願出ているが、四月下旬に着工し、七月には堤防工事をおえ、更に、欠留抗柵の工事も既に七割方出来上り、工事費の内渡金を岩手県令島惟精へ次の如く請求している^②。

北上川通

宇荒谷前

一、欠留杭柵

長貳百四拾五間（四四一米）

此前借金拾五圓

宇新川

一、堤上置

長貳百三拾間（四一四米）

此前借金拾圓

小以金貳拾五圓

右ヶ所之通明治九年春定式御普請ヶ所御検査之上元磐井県ヨリ御目論見御下附被成下難有仕合奉存候間河ヶ所江着手仕諸材料買入方受拂何分行届兼候ニ付前額金額之通前借被成下度段先般元磐井県廳江奉願上候所追而可及御沙汰指令御下渡ニ罷成材内ニ而一時繰替御請字新川堤防ハ皆落成仕宇荒谷前モ七分通出来相成候得共即時ト罷成諸材料買入何分行届兼候間前額金額之通前借金被下度此段奉願上候以上

明治九年七月

とある。以上の如く明治初期においては定式普請として年々修築工事を施工し、欠込防止に努めるところであるが、



2—3 荒谷前水制工（大正、昭和年代施工複合）（S48.6.12）

洪水等に関る決壊は如何ともなしがたい所である。

明治四三、大正二年等の洪水による欠込は甚だしく、古来伝承に残る郡村界に比し、現在の河道は凡そ二五〇乃至三〇〇米程左岸に移動していることは、明治初期論争時の絵図等によっても明らかである。

四、尻引

尻引は北上市二子地内にあり、河床は凝灰岩質の岩石によって構成され、大小の起伏が多く河水の流形は極めて悪く、明治初期まで大小舟楫の船頭共より「尻引の岩」と称され恐れ難所とされていた。

更に、尻引より下流小島崎附近の河床は凝灰岩質稲瀬火山岩によって構成されるため安山岩等の小起伏が多く尻引と同じく河状が悪く船頭共の忌避した所である。

岩手県はこれらの岩礁を除き安全なる航路を確保するため明治一〇年、一四年、につづいて同一六年と、三度工を起し地方

費四、〇七〇余円を投じ、岩礁を除き、更に、河床を掘削し航路を改良した。これによって黒沢尻川岸より上流における航行が年間を通じ安全、かつ、円滑に行われるに至ったのである。

しかし、施工された工事の詳細は明らかでないが、小繰舟の航行を対象とした掘削であるから平水面下二尺五寸乃至三尺（一米弱）程度の掘削と推定されているところである。

その後、明治中期における内務省直轄改修工事によって、更に開削され（別項詳述）航路の改良によって舟航が容易に行われるところとなったのである。

同中期以後、小繰舟等の中形船による舟運が停止して後も、尚、沿岸農、漁民等の利用するものが多く益するところは大有る。

五、法 領

法領は、紫波郡紫波町南口詰字法領であり、右岸の地名である。



4 法 領（紫波群）開 削

北上川は、左岸支川彦部川の合流する寺沢の下流でS字形の蛇行となるが、蛇行の末端で流名川を合流する。その間五、六〇米の河床一帯が斜立する安山岩質の板状岩石によって構成された岩礁である。

この岩礁が、低水時には河床全面に露出して舟航をさまたげ、渇水期には完全に舟航が停止し、県都盛岡への物資輸送はたまたま跡絶る状態であり、ここにおいて、岩手県は航路確保のため、明治初期左岸側河床を小繰舟等の吃水にあわせ河床を開削した。これによって航路は一応改良され、従前に比しはるかに航行は容易となったが、未だ、十分とは言えぬ所であった。

尻引、法領等における開削は小繰舟を対象とするものであるから、狭窄部における横石に比較するところではなかったがその重要性においては異なるところではない。

その後、明治中期における内務省直轄改修工事によって、更に開削され（別項に詳述）航路の改良されるところである。



3 尻 引 の 岩 場 (S47.10.)

註 (1) 岩手県議会記録

(2) 小沢文書

(3) 北上川河川調査書

第三節 内務省直轄改修工事

一、総論

明治維新後、新政府が水陸運輸、港口等の事務を司る内国事務総督を設置したのが明治元年一月一七日であり^①、土木事務等もその所管に属するところであったが、同年四月土木事務を内国事務総督より營繕司の所管に移し治水、利水等の事務を治河掛に管掌せしめたのが我国における河川行政の初めである。

その後数次にわたる行政機構の改廢の後、同六年一月一〇日内務省の設置^②と共に河川、道路等の土木行政はその所管に属するところとなる。

内務省が河川改修を直轄施工するに至ったのは、内務省設立の翌七年一〇月淀川の改修に着工したのに始まり同八年には利根川の改修を着工している。

北上川の改修はその後数年を経て、明治一三年低水工事施工のため調査、並びに、測量を開始したのに初まる^③。この調査は、交通運輸の大動脈として重要な、北上川における舟運の航路確保を目的として計画された処であるか

ら、河幅の広範にわたる所、あるいは、派川、乱流等の所は水流を制し、流心を正し、流勢の緩急を平均ならしめ浅瀬を掘り、暗礁を削り、護岸、水制、堰堤等を設け、甚だしき屈曲のか所は新に河道を掘り、水深二尺四寸（〇、七三米）乃至三尺（〇、九二米）の航路を得んとするものである。

内務省は、岩手県西磐井郡一ノ関村（一関市）に北上川出張所を設け、北上川の河口石巻より盛岡市内夕顔瀬橋まで延長五〇里一三町（約一九七軒）の区間を三か年間にわたり調査、測量等を施工した。

この区間における改修工事を施工するに当り、内務省は現地に各々工営所を設置し工事を分担せしめている。

岩手県管下における改修工事の工営所は、盛岡市より北上市二子（旧二子村）までを担当する第一工営所及び北上市（旧黒沢尻町）より一関市狐禅寺（元狐禅寺村）の区間を担当する第二工営所が置かれている^④。

更に、一関市狐禅寺より下流部、即ち、狭窄部における改修工事は、宮城県側に設置された第三工営所の所管によって施工された如くである。

明治一九年土木監督署官制の制定により^⑤、北上川改修工事は第二土木監督署の所管となり、各工営所はその下部組織として従来の如く工事を分担し、更に、工事を施工し、同三五年計画通り竣功している。

（註） 河川関係を記述する場合、下流より上流に及ぶのが常識であるが、本節に限り内務省直轄工事施工時における工区割に従って上流より下流に及ぶ順序で記述してある。

二、工事概況

明治中期において、内務省が直轄工事として北上川に施工するところの低水工事は、洋式土木工法を取り入れ、既に、施工中の、淀川、利根川等の工法に準じて施工せるところであるから、藩政時代にその例を見ないところもあるが、旧来の工法も多分に加味されている。

この工事において、施工されたところを工種別により見れば⁽⁵⁾。

一、水制

二、護岸

三、堰堤

等である。

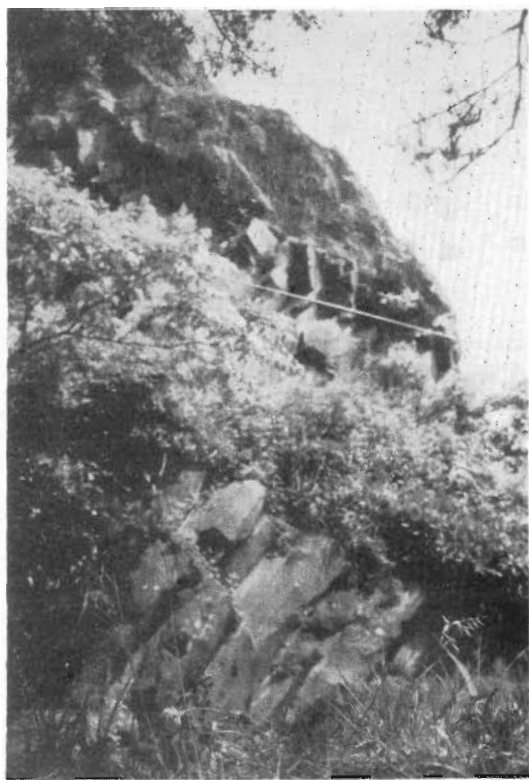
同工事に使用された材料は杭木、石材、粗朶、藁、縄等であるが、その調達方法及び入手先等は次の如くである。

イ、杭木 川下方面（生産地不明）より運搬している。

ロ、粗朶 現地調達であつたが水沢周辺の場合は和賀郡方面より舟で運搬された。

ハ、石材 和賀郡立花村陣場山（展勝地）を切り崩し舟で運搬した。

黒石工場等は現場で採集している。



5 石材採取場 北上市稲瀬陣場山

ニ、藁縄 川下方面から運搬したらしい。（マニラロープは用いられていない。綱の代用に縄を撚り合せて使用した
ホ、其の他
等である。

三、各 論

て低水工事に着工しているが、岩手県管内（上流部）における同工事の着工を見たのは、同一七年西磐井郡弥栄村（一関市）同真滝村大字狐禅寺（一関市）、並びに、東磐井郡舞川村（一関市）等の狭窄部入口附近における水制工事の施工が最初であり、翌一八年には和賀郡境、相去村より真滝村大字狐禅寺に至る延長四八軒⁽²⁾の区間を第二工営所の所管として着工している⁽³⁾。

従つて、県内における本格的工事は同一八年に始まるところである。

更に翌一九年黒沢尻工区が第二工営所に追加されている。しかし、黒沢尻より上流、第一工営所の所管区内の着工年度については確証を得ることが出来ない。

(一) 第一工営所

明治初期他の河川にさきがけて、内務省が直轄施工する処の北上川改修工事第一工営所は、既に述べた如く、北上川における航路改良のためその最上流区間を施工せるところであるが、関係資料等は既に散逸し、その詳細は明らかでない。

た、当時施工する処の構造物等を後日において編するところの記録によれば、工営所は盛岡市に置かれた如くであり、その、管下に属する工場は五工場が推定される⁽⁵⁾。

各々の工場が所管する工区及び各工場の名称等も記述するところがなく、明らかではないが、口碑に伝えるところを総合し次に掲げ後証を待つものである。

名称(伝承による)	所管区域 (距離標)
盛岡工場	自 夕顔瀬橋 至 左岸盛岡市及紫波郡都南村境 (一三〇・四杆附近)
徳田工場	自 盛岡工場所轄区域境 至 左岸紫波郡紫波町江柄 (一二二・五杆附近)

郡山工場	自 徳田工場所轄区域境 至 左岸紫波郡紫波町星山 (一一六杆附近)
八幡工場	自 左岸稗貫郡石鳥谷町細屋 (一〇六杆附近) 至 同郡同町荒谷 (一〇一杆附近)
花巻工場	自 左支猿ヶ石川合流点 至 稗貫和賀両郡境 (八六杆附近)

(註) 距離標は構造物番号より推定せる地点である。

等である。これらの工場において施工された工事の大半は次の如くである。

イ、盛岡工場(仮称)の所轄する所は雫石、中津両支流の合流による河状の複雑なところである。この地域に施工する工事は、右岸において第一六号水制外二基、堰堤六基等があり、左岸には第八号水制以下五基、護岸五五五間(約一杆)等がある、工区境上流端(起点)は夕顔瀬橋であり、起点としている。

ロ、徳田工場(仮称)の所轄する地域は比較的低平でよく沿岸平野の発達する所である。従って、洪水の氾濫等により河幅は広大となり、河状は多くの派流となり、かつ、蛇行するところである。

同工場の施工するところは、右岸に第三六号水制をはじめ一七基、堰堤三基があり、更に、左岸には第五〇号水制外

八基護岸六三〇間余（約一、一杆）を施工して、派川を止め、流路を一本に集め水深を保ち航行の危険を除いている。

へ、郡山工場（仮称）の所轄による地域は河道の変動は少ないが、古館地区は徳田工場の所管区の下流に位置する低地帯であり、洪水の氾濫等による河岸の崩壊が甚だしくその対策として護岸工事に重点を置き多数の護岸工事を施工している。

同工事の施工する水制は左岸における第五九号外一二基であり、護岸は、右岸に延長五二〇間（約〇、九杆）左岸には延長九〇〇間余（一、六杆）に及ぶ工事を施工し、流勢を整え航路の安全を計っている。

二、八幡工場（仮称）の所轄に属する地域は、河岸平野が、時々、狭長ではあるが主として左岸側に多い、従って、この地域における工事は左岸に偏在する感がある。

同地域に施工する工事は、第二二七号水制以下五基があり、護岸は新堀村、八重畑村、関口（石鳥谷町）等に延長五〇〇間余（約〇、九杆）を施工している。

ホ、花巻工場（仮称）の施工するところは、殆んど護岸工事であ



6 第49号水制の一部（紫波郡矢巾町字高田一ツ森附近）



7 法領の岩場 紫波郡赤石村（紫波町）字法領相 (S46, 3, 24)

ある。右岸におけるものは高木村（花巻市）等に延長四四〇間（約〇、八杆）があり、更に、左岸には延長二二〇間余（〇、四杆）を施工している。

以上の外、黒沢尻より上流部（第一工管所所管内）の河状は急流であるうえに、所々に、岩礁が蟠居して舟行の便を阻害する事甚だしい、既に述べた如く、岩手県は明治一六年地方費を以って法領、尻引、黒岩等の難所を削り航路を改良せるところであるが、なお、危険は去らず盛岡より下航の舟筏等は、しばしば、覆没する等の災禍があり、内務省は、同二五年直轄工事を以って法領及び尻引の航路を改良している。

へ、法領

法領は紫波郡赤石村（柴波町）にあり、河道に蟠居する岩石は右岸に高く左岸に少々低い、突出する岩頭は河道全面に散在している。直轄工事による開削は、その左岸側を幅およそ一〇間（一八米）を掘削し航路としている。

ト、尻引

尻引は和賀郡二子村（北上市）字尻引にあり、河床の全部が安山岩性の岩石で、その表面は流水に削られ不規則な塊状となり、一部は水面上に突出して流水を阻害し、航路の障害となり、古来「尻引の岩」と称され、上下航する船頭共の最も忌避した所である。

尻引の開削は蛇行する河流の内側に当る右岸を幅一〇間程（一八米）を航路として開削している⁽⁷⁾。

これらの工事によって航行の便は、更にひらけ、黒沢尻川岸より県都盛岡への交通運輸等は、愈々、容易に行わるるところとなったのである。

(二) 第二工営所

内務省が直轄施工する低水工事の、北上川改修第二工営所は、胆沢郡常磐村^字跡呂井九二番戸三宅寛治氏宅に設けられている⁽⁸⁾。

第二工営所の下部組織として、相去外一^一か所に工場が置かれている。更に、和賀郡黒沢尻町地内における工事施工のため黒沢尻工場が置かれ、第一工区に属し、一工区一工場という特殊組織を以って工事に当たっている。

黒沢尻工場設置後は相去より下流の各工場は第二工区に属するところである。従って、第二工営所は二工区一二工場を以って組織されている⁽⁹⁾。

(註) 第二工営所第一、二工区に関する記述は、明治三二年以来内務省直轄改修工事の竣功まで第二工営所に勤務するところの阿部勝治郎氏の遺品に依るところが多い。

イ、第一工区

第一工区は明治一九年に設けられ、その下部組織として所属する工場は、黒沢尻工場が唯一である。従って、黒沢尻工場の工事が第一工区の工事のすべてである。

イ、黒沢尻工場は旧藩時代における南部領内の工事であり、第二工区相去工場の上流に隣接するところである。

その区域は、右岸においては和賀郡鬼柳村、同郡黒沢尻町であり、左岸は、旧藩境より上流和賀郡立花村地内に及ぶところである。

この地域における工事は、黒沢尻川^{かし}岸を維持するための工事であるから同川岸を除く殆んどの河岸に水制を設け、河幅と水深を保つことに重点を置いている。

従って、和賀川の合流によって好影響を受ける黒沢尻川岸までは河幅五〇間（九〇米）をとっているが、同川岸より上流においては、水量も少く航行する舟船も小型であるから河幅を三〇間（五四米）に限定している。

同工場の施工する構造物は、右岸水制第二五四号外八基、左岸水制第二三四号より下流に一五基の水制と護岸工事を施工している。

ロ、第二工区

第二工区の設定は前述する如く明治一八年であり、その、施工区域は、およそ、旧仙台領であり相去、鬼柳村境（北上市）より下流は狭窄部入口附近の、元狐禅寺村（「関市」）までであり、各々の現場には次の如く工場を設け工事を分担している⁽¹⁰⁾。

相去工場、照沢工場、金ヶ崎工場、愛宕工場、常磐工場、黒石工場、稲置工場、白鳥工場、中尊寺工場、小島工場、舞川工場、狐禅寺工場

の一二工場を設けている。

イ、相去工場の担当する区域は、北上川右岸胆沢郡相去村（北上市）^字川口（七三、四軒）より金ヶ崎村（金ヶ崎町）^字瘤木までと、対岸江刺郡稲瀬村^{大字}稲瀬（北上市）岩脇より同村^{大字}照沢（江刺市）田谷川合流点に至る一里一四町



9 第274号水制 (S48.7.)

以下一基と、江刺郡稲瀬村照沢地区三か所に護岸工事を施工し河道の維持につとめるところである。この地域は、流心が左岸に偏する所であり、右岸は川原が次第に増大する護岸水制等の工事を要しない所である。

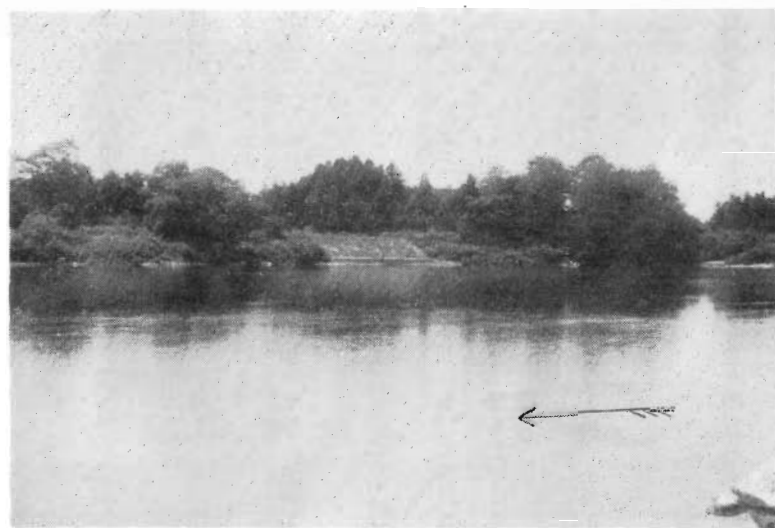
ハ、金ヶ崎工場の担当区域は、照沢工場の下流端に続き、右岸は胆沢川合流点の稍々下流胆沢郡佐倉河村（水沢市）大字宇佐八幡神社附近まで、左岸は江刺郡愛宕村（江刺市）三治川原に至る約一里（三軒余）の区間である。

（五八軒）の区間である。

この附近は河道の変転による派川多く、かつ、流身屈曲甚だ急なるの外、所々に、暗礁起伏して、古くより舟航の難所とされ舟船の覆没するもの年々一、二に止まらぬところである。

相去工場は、これらの暗礁を取り除き右岸に第二五五号以下二六基の水制を布設し左岸においては、派流を堰き止め流路を統一するため第二七二、二七三、二七四号等の堰堤（床固、縮切）を三段に配置し、更に、第二六〇以下二〇基の水制を布設している。中でも右岸第二九〇、二九一号、左岸第二七〇号水制は、相對してその頭部を連繫し、各々一、〇〇〇間余（約一、八軒）の水制に合成し、更に、護岸工を数か所に設け、河幅四〇間余とし水深を保ち流速を緩ならしめる等の工事を施工している。

ロ、照沢工場の施工区域は、相去工場の下流端より右岸は胆沢郡金ヶ崎、西根村（金ヶ崎町）境まで、左岸においては、江刺郡稲瀬村（江刺市稲瀬）地内宇沼尻まで各々約一里（約四軒）の区間である。この地域における工事は左岸水制二九〇号



↑ No. 269 相去地内水制跡痕 ↑ No. 268



10 第357号護岸の遺構 (昭和初期補修)



11 田口伊之八の墓 (在 江刺市愛宕観音寺墓地)

第三章 低水工事

同地域は、宿内川合流点附近における北上川の屈曲甚だしく、かつ、深淵であり、対岸照沢側は砂洲が次第に発達し、北上川の流心は右岸に片寄り流るる所である。

同工場は金ヶ崎村諏訪神社下のカーブに第三、二、三号水制外、二三基を布設し、頭部を連結し、流心の断崖に激突することを防ぐと共に蛇行の緩和を計り、左岸においては、諏訪神社対岸の砂洲を掘削し、更に、その上下流に第三、五号水制を始めとする三五基の水制を布置し、江刺郡愛宕村呂角地先には三〇〇間にわたる護岸工を施工して、蛇行する流心をやわらげ河道の安定を計るよう施工している。

ニ、愛宕工場は、金ヶ崎工場施工区域の下流端より右岸は胆沢郡佐倉河村（水沢市）大字下河原、那須川まで、左岸は江刺郡愛宕村（江刺市）字中谷木に至る各々一里（約四軒）の区間である。

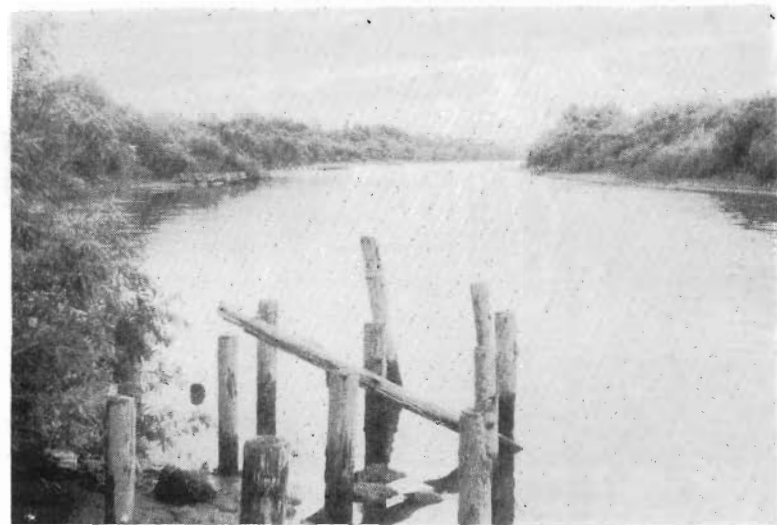
同工事区の上流部は胆沢川の合流等による河道の乱れが甚だしく、更に、藩政時代における河道切替部分の旧態に復する工事等があり、工事は複雑を極めるところである。

同工場によって施工されたところは左岸における第三、四一、号以下一九基の水制工及び、藩政時代の施工にかかる本川の転流を締切る床固工並びに、左岸における第三、三〇号以下一四基の水制と半桜木、中谷木等における延長四六〇間に及ぶ護岸工を施工している。

これらの工事を施工するため明治一八年北上川左岸江刺郡愛宕村（江刺市愛宕）字東下川原（旧仙台藩川番所）に、愛宕工場が設けられ、先発として工事小頭田口伊之八等が来り工事に着工した。

翌一十九年春、萩原工事主任等三名の技術者が着任し工事は本格的に開始されるに至った。

しかるに、工場開設以来、現場を担当し急流北上川の締切工事等に従事していた工事小頭田口伊之八は、身心共に疲



12 第379号(21号)水制

(S48.6.13)

第三七九号(二一)水制説明

第三七九号(二一)は北上川左岸の洗堀を防ぐため、築造せる亀張沈床制である。

同水制は大正末期より昭和初期に及ぶ流心の激突により頭部が大破し、昭和五年杭打工を以て丁字形水制(トンボ水制と俗に言う)を復旧したが、その後の洪水で殆んど失なわれ、わずかに十数本の杭が残るのみである。しかし、幹部の殆んどは土砂に埋り残されている。

同水制附近の採草地、谷起畑等は俗に二一号と呼ばれている。水制の番号が地名となっている。

労してか、同二一年遂に病に倒る。妻女、同僚等の看護の効もなく数か月の後、おしくも不帰の客となる。

その死をいたみ会葬するもの數百人と言う。墓誌に曰く

明治二十一年七月六日田口伊之八君歿矣。辱知等某追思其勞相興建碑墓。地叙其行為而銘之。君姓田口。諱伊之八。生田武藏國大里郡。父下村。幼而為河川修築之工。從長而技熟矣。或聞其長于土工。援為北上川改築工夫。小頭既而從事。門流域愛宕村治水之工。就役者未幾許。而獲疾。數月遂不起。享年廿有六。配某氏。有一男尚幼。在母家。君為人樸素。夙夜勉最。技術練達。以為人之所追思。急君在辱也。每說土工而已。絕不及他事。視其平生所好。似可知其技矣。

銘曰

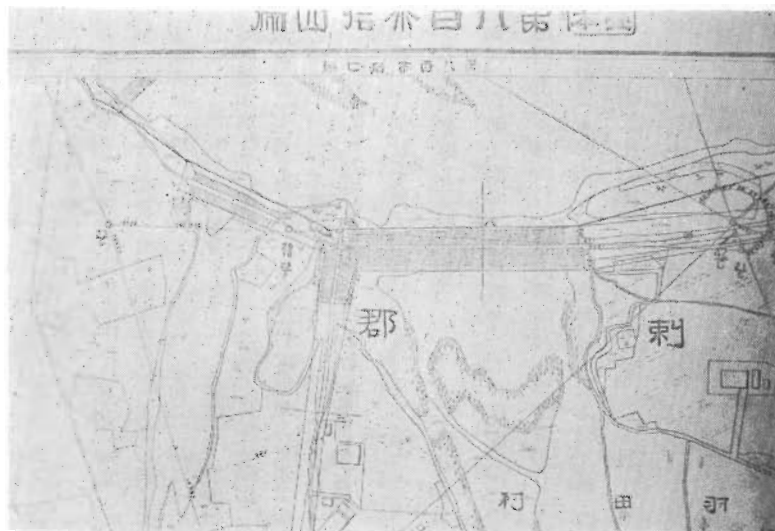
執番執鋤 千河門堤 日夕役々 克底其勞 嗚呼哀哉 天弗假年

とあり、終焉の地愛宕公葬地の奥に今も残されている。

ホ、常磐工場の担当区域は、愛宕工場施工区域の下流端より右岸は同郡姉体村(水沢市)境まで、左岸は江刺郡羽田村(水沢市)黒田助川合流点に至る一里一二町余(約五軒余)の区間である。

この区間における北上川の河状は、旧来の河道に数条の派川を残し、流心は江刺郡羽田村(水沢市)地内に移り、その間に羽田村字草井沼の集落を孤島として残すありさまで、河幅は広く、従って、水深は浅く、舟筏を通るに困難を極めるところである。

同工場は旧河道に第三七一号堰堤を構築し派流をせき止め、更に、幹部二五〇間の第三七五号水制の外一八基の水制を施工し、これに相對して左岸には、第三六九号以下三五基の水制



13 江刺郡羽田村字草井沼の堰堤平面図(河川台張図抜)



13-2

第 375 号 (14号) 水 制

第三七五号水制説明

第三七五号水制は、幹部延長一九〇、六間、頭部一〇一、二間の長大水制である。

昭和初期まで小谷木川原が耕作されて居た頃は、北上川が二又川であったから右岸側を流れる一流は、第三七五号水制等によって、緩流化していた、昭和二二、二三年洪水によって流心が左岸流身に一本化して以後は、堆積した砂利に覆われていたが、近年、砂利採取が行なわれ、水制の表面まで剥ぎ取られ、その跡に、数百年の抗頭が延々四〇米余にわたって露出している。

と、護岸を構築し、河状を整え、舟船の航行に支障なき河幅と水深を確保する工事を施工している。

へ、里石工場は、常磐工場の下流に続き、右岸は胆沢郡姉体村(水沢市)地内を同郡白山村(胆沢郡前沢町)まで、左岸は羽田村境より黒石村(水沢市)を経て東磐井郡母体村(前沢町)境に至る一里一〇町(七軒余)の区間である。

同工場の担当工区のうち、姉体村宇上島地区は古くより流路の変転甚だしく河状定まらず、かつ、派川等が多く、従って、水深は浅く航路一定せず、舟船の航行に支障の多い所である。

第四〇〇号水制説明

第四〇〇号、同四〇〇号水制等は昭和初期まで流心にあり、河身の右岸に偏するを防止するに最も重要な位置にあり、強く流水に抗していたが昭和二三、二三年洪水によって流心が左岸側に移動してより後は、旧河身に数十本の杭のみを残すところとなった。

同工場は、これらの派川を締切流身を統一するため、先ず、右岸に第三八八号外七か所の堰堤を設け、更に、第三七九号外二六基の水制を布置し、左岸には第四〇六号外三五基の水制と、一基の堰堤を築き川原を掘り、更に、護岸工事を施工し、河身をゆるやかにすると共に、河幅を一定にし、水深を深める等、航路の確保を重点として工事を施工している。

ト、稲置工場の区域は、黒石工場の下流に続いて、右岸は白山村(前沢町)地内を経て前沢町大字稲置まで、左岸は黒石村(水沢市)の一部と東磐井郡生母村(前沢町)大字母体を経て同村赤生津境に至る一里七町(約四軒余)の区間である。

この区間は、河幅が広く、数多くの派流を生じ、そのいずれが本流とも断定したがたき状態であったから、この地域の工事が



14

第 400 甲 号 水 制

第二章 低水工事

第四〇一号水制説明

第四〇一号水制は、第四〇〇号水制の下流五〇米程の地点にあるが、第四〇〇号等の影響で破損することなく、殆んど、完全な形で残っている。

構造は内務省型の亀張沈床であるが、殆んど砂礫に埋れてその頭部のみがわずかに見られる、先端及び頭部は砂利に埋まっているが残されていることが推定される。

完全な形を残している水制は同水制以外に数基あるのみである。

は一定の流身を得るため派流の締切工と左右兩岸に布設する水制及び川原の掘削等である。

同工場は流路を統一するため右岸に第四一二号以下二二基の水制を築き、その頭部を九〇余間にわたり連繫し、左岸には第四五一号外二六基の水制を設けている。更に、左右兩岸に延長一、二三〇間余（約二、二軒余）の護岸工事を施工して、流路の安定により、航路が確保されるよう施工している。

チ、白鳥工場は、稲置工場の下流に続く工区であるが、この工区内には鶴木館をめぐる大湾曲部があり、右岸は前沢町に属しているが、左岸は東磐井郡生母村大字 赤生津、並びに、同郡長



島村大字 長部（平泉町）等の、三町村にまたがり、工場分担区域の下流域までおよそ一里五町（約四、四軒）に及ぶところである。

同区間には河道の大湾曲部等はあるが、比較的河道は安定しているところであるから、現状を維持する程度の護岸、水制等を施工している。

右岸には第四四三号水制外一七基、左岸には第四八四号外八基の水制と、字浪先等における護岸工事一、二〇〇間等がある。

鶴木館の孤立と、字浪先地区の欠込を防止することに重点を置き施工している。

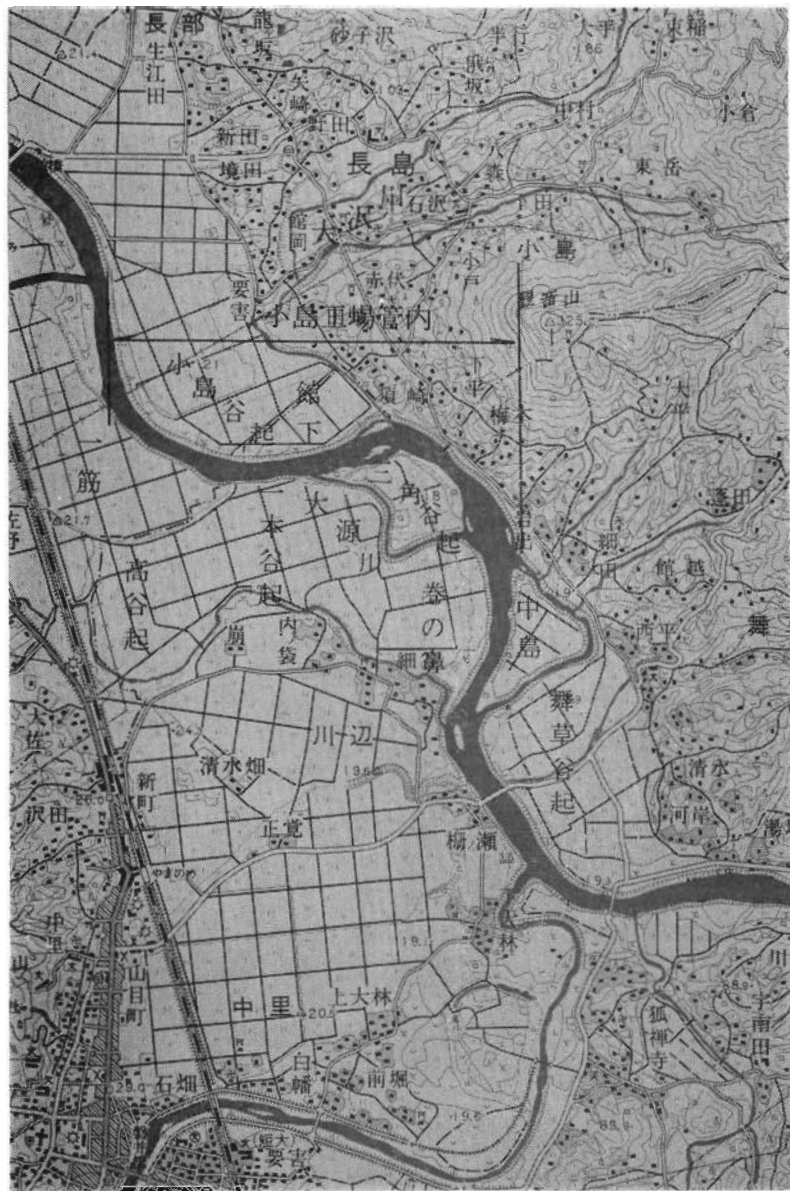
リ、中尊寺工場は、白鳥工場の下流に続いて施工されたところであるが、右岸は西磐井郡平泉村（平泉町）に属し、左岸は東磐井郡長部村（平泉町）大字 長部である。工場下流域までおよそ一里（約四軒）の区間である。

この区間内における河道は比較的単純であるが、右岸高館下において流身が直角に流向を転ずるため、舟船の航行は困難な所とされている。高館下を中心に第四七一号をはじめ一三基の水制を設け、左岸には、幹部の短い水制一二基を布置し、水流を緩にし河幅を一定に保ち水深を深める等の工事を施工している。

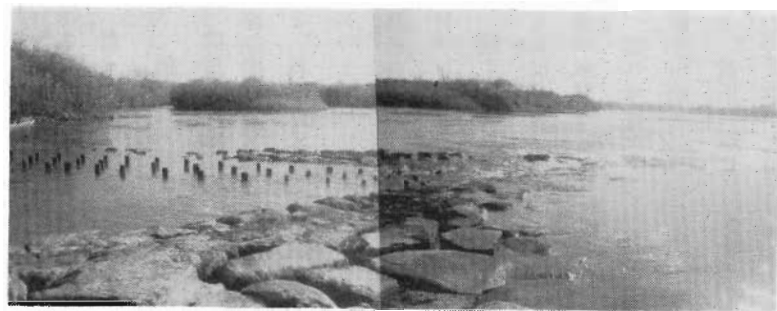
又、小島工場は中尊寺工場の下流に続く工区で、右岸は西磐井郡平泉村（平泉町）及び同郡中里村（一関市）の二村にまたがり、左岸は東磐井郡小島村（平泉町）並びに同郡舞川村^字舞草に至る一里二町（四軒余）の区間である。

この区間は、舞草谷起の頭部で左支大沢川の合流、北上川の蛇行、大源川の派流並びに合流等があり、河状複雑を極める所である。

更に、狭窄部に近く洪水時における湛水が甚だしく、これに伴う、沈砂によって水深は浅く、舟航の障害をなす所で



第 2 図 小島工場管内図



16 第 561 号 水制

ある。

同工場は、右岸の河原を掘り、河道を開き、派流大源川に堰堤（第四八五号）を築きこれを締切り、更に、第五四五号堰堤及び水制一二基を以って左岸の派川を留め、水流を統一し航路としている。

同工場の施工する工事中特に大書すべきは藩政時代の施工にかかる岩出の改良工事で、その、大要は次の如くである。

位置 北上川左岸東磐井郡舞川村大字舞草字和田地先

藩政時代の施工工事

藩政時代に築造された原形はその後施工された改良工事等で変更され明らかでないが相去、その他より推定するは全長は九五米程度であらう。

構造 石張沈床（亀張沈床）

小島工場が施工する改良工事

施工状況 流心に対し斜出施工された藩政時代の沈床の基部四〇間（約七〇米）を残し、先端部を去り、流心に対し直角方向に水制を附加し、更に、T字形に頭部をつけている。

工事量 水制（第五六一号）

幹部長六四間六（一一四米）

幅三間（五、四米）

頭部長八〇間（一四四米）

幅四間（七、二米）

杭出長六四間六（一一四米）^三通

構造 石張沈床

第五二四甲号水制説明

第五二四甲号水制は、狐禪寺工場が右岸に施工する水制群の上流部にあり、幹部延長一七、五間、幅三間、頭部延長一五間、幅四間の亀張沈床と称される水制工である。

同水制に使用されている石材は、主として安山岩系が多いが一定していない。

基部に小規模の護岸を設えているが、破損が甚しい、幹部は所々に破損は見られるが、殆んど原形を保っている。

但し、頭部は洪水等の激流に洗掘され流失して片影も止めていない。現在、尚先端部は波に洗われ、且、水深が深く、いまだ水制として充分効果を發揮している。

同水制の上流側第五二四、五二三号等は破損が甚しく、わずかに遺構を止めているにすぎない。



17 第 524 甲 号 水 制

と大規模の水制を構築する外右岸水制第四七〇号外一九基護岸工延長八〇〇余間（一、四軒）等を施工している。

ル、舞川工場は小島工場の下流に続くところであり、その区域は、右岸は中里村太字川辺及び同郡真滝村（一関市）狐禪寺に至り、左岸は舞草村字河岸附近に至る二二町（約二軒余）にわたる地域である。

この地域は、狐禪寺狭窄部の上流に位置する所であるから、北上川上流部中最も緩流地帯であり、洪水時における土砂の堆積が多く、そのため、古くより数次にわたる流路の変転があり旧河道に従って流れる派川等があって、河身は定まる如くして定まらない所である。

同工場の施工するところは、右岸太字川辺字柵瀬、細谷等において流路を改良するため川原を開削し派流を堰き止め、更に、第五〇一号以下一四基の水制を布置し、右岸には第五六一号外一九基の水制を布設し、更に、右岸川辺地区に延長四四〇間余、左岸舞川地区に一三〇間余に及ぶ護岸を施工し、一定の河幅と水深を保ち航路確保の工事を施工している。

オ、狐禪寺工場は舞川工場に続く下流部の工事であり、同工場の所管区域は磐井川合流点より下流部であり、狭窄部の咽喉部附近である。同工場の施工するところは旧来の河道を維持するための水制及び堆砂を除く工事等であり、その重なるものは右岸における第五一九号以下二四基、左岸水制第五七八号外一三基等の布設並びに護岸の施工による河川の維持工事である。

以上の如く、第一工営所、第二工営所等の各工場で施工するところの護岸、水制、堰堤等は、次の如く総数四九一件の多数にのぼるものである。



18 第528号水制より上流を見る（遠景に千才橋が見える）

写真説明

第五三八号水制は、内務省が直轄施工するところの水制中、原形を正める唯一の水制であるが、その上流側に第五二八号水制が並行してある。

同水制は、既に、頭部を失い現在幹部のみ砂利層に埋没しているが、幹部は幹部に及んでいない、従って、明治三十五年以前の形が砂中に残されている事は明らかである。

同水制より上流に位置する九基の水制は上流ほど破損が甚しい。従って、自然の激流力が同水制にも、ひしひしと迫って来ている感が痛切に、現場に立つ者に感じさせられる。

第五二二号水制以下一群の水制によって、現在、流形が保たれているが、これ等一群の水制が破損した場合において、下流狭窄部内の河道が如何に変化するか？ 堆砂による流量の変化が起きないだろうか、いずれにしても過去における水制の役割は大きかったことが考えられる。

工種	数		計	備考
	左岸	右岸		
水制	二〇八	一八四	三九二	
護岸	三四	二九	六三	
堰堤	一四	二二	三六	

以上の如く多数にのほり、その遺構は北上川沿岸の至る所にあり、更に、その詳細は次の如くである。

内務省施工低水工事

一、水 制(左岸)

郡町村地名	符号	構造区分	長	(換算)	幅	(換算)	備考
東磐井郡薄衣村大字石舟渡	六〇四丙	根頭幹 固護岸部	三六六 五八〇〇〇	一〇五 四一八七	四一四 六五〇〇	八二八 二七二	
東磐井郡薄衣村大字石舟渡	六〇四	牛根頭幹 固護岸部	二九〇 八〇〇〇	一三六 六二〇九	一四三 五〇〇〇	二七五 七二四	一 通
東磐井郡薄衣村大字南新山	六〇三乙	頭幹部	一八八 〇七〇〇	三三三 四六	三四 五〇〇	六七 三二	
東磐井郡薄衣村大字南新山	六〇三甲	頭幹部	一一八 〇〇〇	一九八 四六	三 〇〇	五 四	
東磐井郡薄衣村大字南新山	六〇三	頭幹部	一四八 〇〇〇	三三二 四四	四三 〇〇〇	七五 二四	
東磐井郡薄衣村大字如來地	六〇二	頭幹部	五四 〇〇〇	九七 二	五 五〇	九 九	
東磐井郡門崎村大字銚子	五八六	根頭幹 固護岸部	一四四 四〇〇〇	二五八 三六五	二四四 五〇〇〇	四七七 五二二	
西磐井郡弥栄村大字揚生	五八六	根頭幹 固護岸部	一四四 四〇〇〇	二五八 三六五	二四四 五〇〇〇	四七七 五二二	
東磐井郡舞川村大字舞草	五八六己	根頭幹 固護岸部	一四四 五九〇〇	二六〇 一六	三三 六一〇〇	六五 四四	
東磐井郡舞川村大字舞草	五八六戊	根頭幹 固護岸部	一五五 〇五〇〇	二七九 〇九	三三 六一〇〇	六五 四四	
東磐井郡舞川村大字舞草	五八六丁	根頭幹 固護岸部	一〇八 九五〇〇	一一五 六三	二三 七一〇〇	四五 八五四	

東磐井郡舞川村大字舞草	五八六丙	根頭幹 固護岸部	一一六 七五〇〇	三三〇 〇〇九	二四三 八〇〇〇	五七五 〇二五	
東磐井郡舞川村大字舞草	五八六乙	根頭幹 固護岸部	一一七 三〇〇〇	二三〇 五〇四	二四三 八〇〇〇	五七五 〇二四	
東磐井郡舞川村大字舞草	五八六甲	根頭幹 固護岸部	一二〇 三〇〇〇	一三六 五八〇四	三四三 六〇〇〇	六七五 四二五	
東磐井郡舞川村大字舞草	五八六	根頭幹 固護岸部	一一五 〇〇〇	二七 〇	三 一〇	五 五	
東磐井郡舞川村大字舞草	五八四甲	根頭幹 固護岸部	八 〇〇〇	一四 四	三 二〇	五 四	
東磐井郡舞川村大字舞草	五八四	根頭幹 固護岸部	八 〇〇〇	一四 四	三 二〇	五 四	
東磐井郡舞川村大字舞草	五八三	根頭幹 固護岸部	二 五〇〇	三六 九〇五	二三 五〇〇	四五 五九	
東磐井郡舞川村大字舞草	五八二	根頭幹 固護岸部	一三七 五二〇〇	一〇一 〇五九	二四三 〇〇〇〇	三七五 六二四	
東磐井郡舞川村大字舞草	五八〇	根頭幹 固護岸部	二二 三〇〇	四一 七四八	四三 〇〇〇	七七五 二四	
東磐井郡舞川村大字舞草	五七九	根頭幹 固護岸部	二一 〇〇〇	三二 八〇八	四三 〇〇〇	七七五 二四	
西磐井郡中里村大字川邊	五七五甲	頭幹部	二〇 〇〇〇	三六 四〇五	四三 〇〇〇	七七五 二四	
西磐井郡中里村大字川邊	五七五	頭幹部	二〇 〇〇〇	三六 四〇五	四三 〇〇〇	七七五 二四	
東磐井郡舞川村大字舞草	五七三	根頭幹 固護岸部	四二 〇〇〇〇	八二 六〇四	三五 〇五〇〇	五九五 四九四	
西磐井郡中里村大字川辺	五七一丙	根頭幹 固護岸部	五三 五〇〇〇	九六 三九四	二四 五五〇〇	四八五 五一四	

西磐井郡中里村大字川辺	五七一乙	根頭幹 固護岸部部	一一九〇、五〇〇〇〇〇〇	三三六九、二〇〇	二、四三、五〇〇〇	四、八五、五一四	
西磐井郡中里村大字川辺	五七一甲	根頭幹 固護岸部部	一一〇五〇、〇〇〇〇〇〇	一一八七八、〇〇〇	一、四三、五〇〇〇	二、七五、七二四	
西磐井郡中里村大字川辺	五七一	根頭幹 固護岸部部	四二六〇、八〇〇〇〇〇	一七五〇、〇〇〇	二、三三、五〇〇〇	四、五五、五四四	
西磐井郡中里村大字川辺	五七〇	根頭幹 固護岸部部	二八〇六、〇〇〇〇〇〇	一三〇四、六〇七	二、四三、〇〇〇〇	三、七五、六二四	
西磐井郡中里村大字川辺	五六九	幹 固護岸部部	一五〇〇〇〇〇〇	二七〇〇	三、〇〇〇〇	五、四	
東磐井郡舞川村大字舞草	五六八	根頭幹 固護岸部部	一一六五〇〇〇〇	二一〇〇、〇七八	三、一〇〇〇	五、五、五四	
東磐井郡舞川村大字舞草	五六七	根頭幹 固護岸部部	一二八八〇〇〇〇	二一〇〇、〇四七	三、〇〇〇〇	五、五、五四	
東磐井郡舞川村大字舞草	五六六	根頭幹 固護岸部部	一二七〇〇〇〇〇	二一〇〇、〇六六	三、〇〇〇〇	五、五、五四	
東磐井郡舞川村大字舞草	五六五	根頭幹 固護岸部部	一一七〇〇〇〇〇	二〇八〇、〇六六	三、〇〇〇〇	五、五、五四	
東磐井郡舞川村大字舞草	五六四	根頭幹 固護岸部部	一五六六五〇〇〇〇	一九四七、〇七五	四、四三、五〇〇〇	八、七五、一二四	
東磐井郡舞川村大字舞草	五六一	根頭幹 固護岸部部	一六四〇、六〇〇〇〇〇	一一四六、二〇二	四、三〇〇〇	七、五、二四	三 通
東磐井郡舞川村大字舞草	五六〇	根頭幹 固護岸部部	一四〇〇〇〇〇〇	一一八八、八〇〇	三、三〇〇〇	五、五、四四	

東磐井郡長嶋村大字小島	五五三乙	根頭幹 固護岸部部	一一六三〇〇〇〇〇〇	一一九〇六、八八三	三、〇〇〇〇	五、四	三三 通
東磐井郡長嶋村大字小島	五五三丁	根頭幹 固護岸部部	一一九五〇〇〇〇〇〇	一一九六九、九二九	三、〇〇〇〇	五、四	三三 通
東磐井郡長嶋村大字小島	五五三三	根頭幹 固護岸部部	一一三六〇〇〇〇〇〇	一一九三〇、八四八	三、〇〇〇〇	五、四	三三 通
東磐井郡長嶋村大字小島	五五三二	根頭幹 固護岸部部	一一一七〇〇〇〇〇〇	一一九〇二、八六六	三、〇〇〇〇	五、四	三三 通
東磐井郡長嶋村大字小島	五五三一	根頭幹 固護岸部部	一一一六五〇〇〇〇〇〇	一一四九六、八八〇	三、〇〇〇〇	五、四	三三 通
西磐井郡中里村大字川辺	五五二丁	根頭幹 固護岸部部	九三六三、五〇〇〇〇〇	一七五九、七四〇	三、〇〇〇〇	五、四	三三 通
西磐井郡中里村大字川辺	五五二甲	根頭幹 固護岸部部	四三六五〇〇〇〇〇〇	七七八、三七	三、〇〇〇〇	五、四	三三 通
西磐井郡中里村大字川辺	五五二	根頭幹 固護岸部部	二二四〇、〇〇〇〇〇〇	三四六六、二〇八	四、〇〇〇〇	五、四	三 通
東磐井郡長嶋村大字小島	五四一	根頭幹 固護岸部部	一二〇〇〇〇〇〇〇〇	一一〇八六、〇〇〇	四、〇〇〇〇	七、四、二五	
東磐井郡長嶋村大字長部	五四一	根頭幹 固護岸部部	一三〇〇〇〇〇〇〇〇	二一〇八六、〇〇〇	三、八〇〇〇	六、八	
東磐井郡長嶋村大字長部	五四一	根頭幹 固護岸部部	一三〇〇〇〇〇〇〇〇	二一〇八六、〇〇〇	三、八〇〇〇	六、八	
膽沢郡前沢町大字稻置	四七一己	根頭幹 固護岸部部	二四〇〇〇〇〇〇〇〇	三七八一、〇〇八	二、四三、〇〇〇〇	三、七五、六二四	

東磐井郡生母村大字赤生津	四七一	根幹 固護岸部部	一一八、九 五〇〇、五〇〇	三三四、 三三七	二二、 〇五〇	三四、 六五
東磐井郡生母村大字赤生津	四六九	根幹 固護岸部部	一二九、〇 〇〇〇、〇〇〇	二七六、二 〇〇〇	二四三、 五〇〇	四七五、 五四六
東磐井郡生母村大字赤生津	四六八	根幹 固護岸部部	一四七、一 〇〇〇、〇〇〇	三七〇、三 七八	一三、 四〇〇	二五、 五四
東磐井郡生母村大字赤生津	四六七	根幹 固護岸部部	二二八、〇 〇〇〇、〇〇〇	三八〇、七 四	一三、 八〇〇	三五、 二四
東磐井郡生母村大字赤生津	四六六	根幹 固護岸部部	二二〇、二 〇〇〇、〇〇〇	三六九、〇 六	一三、 七〇〇	三五、 二四
東磐井郡生母村大字赤生津	四六五	根幹 固護岸部部	一一八、三 五〇〇、五〇〇	三三四、三 〇六	一三、 七〇〇	三五、 二四
東磐井郡生母村大字赤生津	四六四	根幹 固護岸部部	三一八、九 〇〇〇、〇〇〇	一五四、八 四	二、 四〇〇	四五、 〇四
東磐井郡生母村大字赤生津	四六三	根幹 固護岸部部	一七三、七 五〇〇、三〇〇	一七一、五 〇	二、 六〇〇	四、 〇六
東磐井郡生母村大字赤生津	四六二	根幹 固護岸部部	四〇、七 五〇〇、〇〇〇	七二、〇 〇	一、 七〇〇	三五、 〇四
東磐井郡生母村大字赤生津	四六一	根幹 固護岸部部	二八二、五 〇〇〇、〇〇〇	一四八、〇 五	四、 〇〇〇	七五、 二四
東磐井郡生母村大字赤生津	四六〇	根幹 固護岸部部	五六、五 〇〇〇、〇〇〇	一〇一、七 〇	三、 〇〇〇	五、 四
東磐井郡生母村大字赤生津	四五五	根幹 固護岸部部	二一〇、一 五〇〇、〇〇〇	一三六、九 一〇八	二四二、 〇〇〇	三七四、 六二五
東磐井郡生母村大字赤生津	四五四	根幹 固護岸部部	三二〇、三 〇〇〇、〇〇〇	一五四、四 〇六	三四三、 〇〇五	五七六、 四二三
東磐井郡生母村大字赤生津	四五三	根幹 固護岸部部	三二〇、九 五〇〇、五〇〇	五五三、 九〇一	二四三、 〇〇〇	三七五、 六二四

東磐井郡生母村大字赤生津	四七一	根幹 固護岸部部	一一八、九 五〇〇、五〇〇	三三四、 三三七	二二、 〇五〇	三四、 六五
東磐井郡生母村大字赤生津	四六九	根幹 固護岸部部	一二九、〇 〇〇〇、〇〇〇	二七六、二 〇〇〇	二四三、 五〇〇	四七五、 五四六
東磐井郡生母村大字赤生津	四六八	根幹 固護岸部部	一四七、一 〇〇〇、〇〇〇	三七〇、三 七八	一三、 四〇〇	二五、 五四
東磐井郡生母村大字赤生津	四六七	根幹 固護岸部部	二二八、〇 〇〇〇、〇〇〇	三八〇、七 四	一三、 八〇〇	三五、 二四
東磐井郡生母村大字赤生津	四六六	根幹 固護岸部部	二二〇、二 〇〇〇、〇〇〇	三六九、〇 六	一三、 七〇〇	三五、 二四
東磐井郡生母村大字赤生津	四六五	根幹 固護岸部部	一一八、三 五〇〇、五〇〇	三三四、三 〇六	一三、 七〇〇	三五、 二四
東磐井郡生母村大字赤生津	四六四	根幹 固護岸部部	三一八、九 〇〇〇、〇〇〇	一五四、八 四	二、 四〇〇	四五、 〇四
東磐井郡生母村大字赤生津	四六三	根幹 固護岸部部	一七三、七 五〇〇、三〇〇	一七一、五 〇	二、 六〇〇	四、 〇六
東磐井郡生母村大字赤生津	四六二	根幹 固護岸部部	四〇、七 五〇〇、〇〇〇	七二、〇 〇	一、 七〇〇	三五、 〇四
東磐井郡生母村大字赤生津	四六一	根幹 固護岸部部	二八二、五 〇〇〇、〇〇〇	一四八、〇 五	四、 〇〇〇	七五、 二四
東磐井郡生母村大字赤生津	四六〇	根幹 固護岸部部	五六、五 〇〇〇、〇〇〇	一〇一、七 〇	三、 〇〇〇	五、 四
東磐井郡生母村大字赤生津	四五五	根幹 固護岸部部	二一〇、一 五〇〇、〇〇〇	一三六、九 一〇八	二四二、 〇〇〇	三七四、 六二五
東磐井郡生母村大字赤生津	四五四	根幹 固護岸部部	三二〇、三 〇〇〇、〇〇〇	一五四、四 〇六	三四三、 〇〇五	五七六、 四二三
東磐井郡生母村大字赤生津	四五三	根幹 固護岸部部	三二〇、九 五〇〇、五〇〇	五五三、 九〇一	二四三、 〇〇〇	三七五、 六二四

江刺郡黒石村	四二五	根頭幹 固護岸部部	一一二 八三六、 〇〇五 〇〇〇	三三七 六四、 〇〇一	二四三、 〇〇一 〇〇〇	三七五、 六二五	
江刺郡黒石村	四二四	頭幹 部部	二八〇、 〇〇五 〇〇〇	一四八、 〇〇五	四三、 〇〇〇	七五、 二七	
江刺郡黒石村	四二三	根頭幹 固護岸部部	二八〇、 〇〇五 〇〇〇	一三六、 〇〇四	三、 〇〇〇	五七四、 九二一	
膽沢郡姉妹村大字秋成	四二一	根幹 固護岸部	三七四、 〇〇五 〇〇〇	一六二、 六一	二、 〇〇〇	四六、 五六	
膽沢郡姉妹村大字秋成	四二〇甲	頭幹 部部	一三六、 〇〇五 〇〇〇	二六五、 六七	六、 〇〇〇	一〇七、 八七	
膽沢郡姉妹村大字秋成	四二〇	根頭幹 固護岸部部	一一五、 五二九 〇〇〇	二二九、 七三、 〇五〇	一六四、 八〇一 〇〇〇	一〇七、 二八三	
膽沢郡姉妹村大字秋成	四一七	根頭幹 固護岸部部	一六〇、 五五〇 〇〇〇	二二九、 八七、 七九〇三	三、 〇〇〇 〇〇〇〇	一、 五七五、 四二七二	
江刺郡黒石村	四一五	根頭幹 固護岸部部	一、 二五、 〇〇〇 〇〇〇	二、 一九、 六〇	四三、 八〇 〇〇〇	八五、 六四	
江刺郡黒石村	四一三	頭幹 部部	六〇、 五〇 〇〇〇	一、 〇八五、 〇九	四四、 〇〇 〇〇〇	七七、 二二	
江刺郡黒石村	四〇七	根幹 固護岸部	一五七、 〇〇 〇〇〇	二〇五、 二六	四四、 〇〇 〇〇〇	七七、 二二	
江刺郡黒石村	四〇六	根頭幹 固護岸部部	一一二、 八三六、 〇〇五 〇〇〇	三三七、 四四七	四四三、 〇〇五 〇〇〇	七七六、 二二三	

江刺郡羽田村	四〇三	杭頭幹 出部部	五五五、 〇五〇 〇〇〇	九九九、 〇九〇 九〇九	六三、 〇八 〇〇〇	一〇六、 八八	三
江刺郡羽田村	四〇二	杭根頭幹 固護岸部部	五一六、 八〇四、 〇〇〇 〇〇〇	一〇一、 四八六、 四〇六〇	二六二、 〇〇五 〇〇〇	一〇四、 六八五	三
江刺郡羽田村	四〇一	杭根頭幹 固護岸部部	三六三、 〇八三〇 〇〇〇〇	五一五、 八八、 一八	一六三、 八〇〇 〇〇〇	一〇五、 二八四	三
江刺郡羽田村	四〇〇	杭根頭幹 固護岸部部	二一四、 四七四、 〇〇〇 〇〇〇	四二八、 四七六、 六〇一六	二六三、 五〇〇 〇〇〇	一〇五、 五八四	三
江刺郡羽田村	三九九甲	杭根頭幹 固護岸部部	二一四、 四七四、 〇〇〇 〇〇〇	四二八、 四七六、 六〇一六	二六三、 五〇三 〇〇〇	一〇五、 五八九	三
江刺郡羽田村	三九九	根頭幹 固護岸部部	一三二、 〇六三、 〇〇〇 〇〇〇	四一五、 八四八、 六〇〇六	二四四、 五〇五 〇〇〇	四〇五、 五二一	通
江刺郡羽田村	三九八甲	根頭幹 固護岸部部	一〇九、 〇五五 〇〇〇	一六四、 八五一、 〇一四	二四四、 五〇五 〇〇〇	四七六、 五二二	通
江刺郡羽田村	三九八	根頭幹 固護岸部部	一三二、 〇〇五 〇〇〇	二五三、 三七、 四六五	二四三、 〇〇〇 〇〇〇	三七五、 六二四	
江刺郡羽田村	三九七	根頭幹 固護岸部部	一〇五、 七〇七 〇〇〇	二五二、 一四八、 〇〇一	二四三、 〇〇〇 〇〇〇	三七五、 六二四	

江刺郡羽田村	三九六甲	根固護岸部	二二四〇、一〇〇八〇〇〇	四三二、三六、二〇二	二四三、〇〇五〇〇〇	三七六、六二三
江刺郡羽田村	三九六	根固護岸部	二二七〇、〇〇〇〇〇	一三二、六〇六	二五三、五〇〇〇〇	四九五、五〇四
江刺郡羽田村	三九五甲	根固護岸部	一三八五、三七一〇〇〇〇〇	三二九、九二、三六〇	二三四、二〇五〇〇〇〇	三五七、四五四
江刺郡羽田村	三九五	根固護岸部	一三八五、三七一〇〇〇〇〇	三二九、九二、三六〇	二三四、二〇五〇〇〇〇	三五七、四五四
江刺郡羽田村	三九四	頭幹部	三二四、五〇〇〇〇	五八七、五二	四四〇、五〇〇〇	七八、二一
江刺郡羽田村	三九三甲	根固護岸部	一〇八、七五〇〇	一九五、二二	四四〇、五〇〇〇	二五、五九
江刺郡羽田村	三九二	根固護岸部	二〇三、八五〇〇	三七四、四三	四四〇、五〇〇〇	八七、二二
江刺郡羽田村	三九一	根固護岸部	二二九、五五〇〇	五四〇、一五	六四〇、五〇〇〇	一〇八、八一
江刺郡羽田村	三九〇	根固護岸部	二六八、五五〇〇	一五一、七三	一、五八〇〇	二五、七〇
江刺郡羽田村	三八九	根固護岸部	八九、〇〇〇〇	一一四、六四二	二、三〇〇〇	三五、六四

江刺郡愛宕村	三八八	根固護岸部	一一、〇〇〇	一九、八	四、〇〇〇	七、二
江刺郡愛宕村	三八七	根固護岸部	一一、五五〇〇	二四、七三	四三〇、〇〇〇	七五、二九
江刺郡愛宕村	三八六甲	根固護岸部	一一、五五〇〇	二四、七三	四三〇、〇〇〇	七五、二九
江刺郡愛宕村	三八六	根固護岸部	一一、五五〇〇	二四、七三	四三〇、〇〇〇	七五、二九
江刺郡愛宕村	三八五	根固護岸部	一一、五五〇〇	二四、七三	四三〇、〇〇〇	七五、二九
江刺郡愛宕村	三八四	根固護岸部	一一、五五〇〇	二四、七三	四三〇、〇〇〇	七五、二九
江刺郡愛宕村	三八一	根固護岸部	一一、五五〇〇	二四、七三	四三〇、〇〇〇	七五、二九
江刺郡愛宕村	三七九	根固護岸部	一一、五五〇〇	二四、七三	四三〇、〇〇〇	七五、二九
江刺郡愛宕村	三七八	根固護岸部	一一、五五〇〇	二四、七三	四三〇、〇〇〇	七五、二九
江刺郡愛宕村	三七七	根固護岸部	一一、五五〇〇	二四、七三	四三〇、〇〇〇	七五、二九
江刺郡愛宕村	三七五	根固護岸部	一一、五五〇〇	二四、七三	四三〇、〇〇〇	七五、二九
江刺郡愛宕村	三七三	頭幹部	二二四、〇〇〇〇	二五、四六	三三三、三〇〇〇	五五、七四
江刺郡愛宕村	三七二	頭幹部	二二四、〇〇〇〇	二五、四六	三三三、三〇〇〇	五五、七四
江刺郡愛宕村	三七一	頭幹部	二二四、〇〇〇〇	二五、四六	三三三、三〇〇〇	五五、七四
江刺郡愛宕村	三六九	頭幹部	二二四、〇〇〇〇	二五、四六	三三三、三〇〇〇	五五、七四
江刺郡愛宕村	三五九	頭幹部	二二四、〇〇〇〇	二五、四六	三三三、三〇〇〇	五五、七四
江刺郡愛宕村	三五八	頭幹部	二二四、〇〇〇〇	二五、四六	三三三、三〇〇〇	五五、七四
江刺郡愛宕村	三五七	頭幹部	二二四、〇〇〇〇	二五、四六	三三三、三〇〇〇	五五、七四
江刺郡愛宕村	三五六	頭幹部	二二四、〇〇〇〇	二五、四六	三三三、三〇〇〇	五五、七四

[illegible]

江刺郡愛宕村	三三一	根固護岸部	頭部	二一五、〇三〇〇〇	一三三、〇六〇〇〇	二四三、一〇〇〇〇	四七五、六二五
江刺郡愛宕村	三三〇	根固護岸部	頭部	一七三、五四〇〇〇	一二三、四一〇〇〇	二三、八〇〇〇〇	五五、〇七
江刺郡愛宕村	三二九	根固護岸部	頭部	一一三、〇〇三〇〇〇	一一二、四八八、〇〇四	二四三、〇〇三〇〇〇	三七五、六二九
江刺郡愛宕村	三二八	根固護岸部	頭部	二一〇、〇〇二〇〇〇	三一六、八四〇〇七	三四三、〇〇二〇〇〇	五七五、四二七
江刺郡愛宕村	三二七	根固護岸部	頭部	一一〇、〇〇三〇〇〇	一一二、八八七、〇〇五	二四三、八〇一〇〇〇	五七五、〇二五
江刺郡愛宕村	三二六	頭部	部	一二〇、〇〇〇〇〇	一一五、八〇〇、〇四	四三、〇五〇〇〇	七六、二
江刺郡愛宕村	三二五	頭部	部	一一〇、〇〇三〇〇	一二八、五〇七	四三、〇九〇〇	七七、二〇
江刺郡愛宕村	三二四	根固護岸部	頭部	一九一、〇〇二〇〇〇	一二三、七二〇、〇〇九	四三五、四五〇〇〇	七六九、九三〇
江刺郡愛宕村	三二三	頭部	部	四一八、〇五〇〇	八六九、四七	三三、〇〇〇〇	五五、四四
江刺郡愛宕村	三二二丁	頭部	部	四一六、〇〇〇〇	八二八、〇八	三三、〇〇〇〇	五五、四四
江刺郡愛宕村	三二二丙	頭部	部	四一五、〇五〇〇	八二〇、〇七	三四、〇〇〇〇	五七、四二
江刺郡愛宕村	三二二乙	頭部	部	三二三、五四〇〇	五八六、五一	三三、〇〇〇〇	五五、四四
江刺郡愛宕村	三二二甲	根固護岸部	頭部	一二八、〇〇三〇〇〇	三三六、四〇五	二四三、七五〇〇〇	四八五、八一五

江刺郡稻瀬村大字稻瀬	江刺郡稻瀬村大字照沢	江刺郡稻瀬村大字照沢	江刺郡稻瀬村大字照沢	江刺郡稻瀬村大字照沢
二六九	三〇五	三〇六	三〇七	二七〇
根頭幹 固護岸部部	根頭幹 固護岸部部	根頭幹 固護岸部部	根頭幹 固護岸部部	根頭幹 固護岸部部
一四〇七 六〇〇〇	二一〇一 〇〇七〇	一八〇八 八〇三〇	一六〇五 〇〇二〇	七 一五三〇 八五八〇
一七九二 〇〇八〇	一四〇六 四〇〇〇	一三六六 八〇九〇	一四八五 八〇三〇	一五三〇 八五八〇
三五二 五〇五〇	三、五〇三 〇〇〇〇	三、三六〇 〇〇〇〇	一、三三 四〇〇〇	三、五三 四〇〇〇
六九四 三〇五	五、六五五 三四九	六、五五 四四九	六、五五 五四七	一、八三 九二七

[illegible]

江刺郡稲瀬村大字稲瀬	二六八	根頭幹 固護岸部部	三七五、 六〇五、 〇〇〇〇	一五三、 〇四、 八〇〇	一五、 五〇五、 〇〇〇	二九二、 七〇七
江刺郡稲瀬村大字稲瀬	二六四	下根上根頭幹 固護岸部部	二一六、 〇〇三、 〇〇七	三九二、 二八、 八〇六	三、 五〇〇、 〇〇〇	六、 九七五、 一〇二四
江刺郡稲瀬村大字稲瀬	二六三	根頭幹 固護岸部部	一四八、 二〇〇	三七五、 九〇九	三三、 〇〇〇	五五、 四四
江刺郡稲瀬村大字稲瀬	二六二	根頭幹 固護岸部部	一四八、 三〇〇	三七五、 九〇九	三三、 〇〇〇	五五、 四四
江刺郡稲瀬村大字稲瀬	二六一	根頭幹 固護岸部部	一二五、 五〇五、 〇〇〇	二七〇、 七〇七、 九〇七	四、 五〇〇、 〇〇〇	七、 九二〇、 二〇四
江刺郡稲瀬村大字稲瀬	二六〇	根頭幹 固護岸部部	一二四、 二〇三、 〇〇〇	二七〇、 七〇七、 九〇七	三、 五〇〇、 〇〇〇	六、 九二〇、 三〇四
和賀郡立花村大字立花	二四八	幹 固護岸部部	二七、 〇〇〇	四八、 六〇六	三、 〇〇〇	五、 四
和賀郡立花村大字立花	二四六	根頭幹 固護岸部部	四二、 五〇五、 〇〇〇	一七六、 三二〇	二四、 七〇〇、 〇〇〇	四七、 五八二、 四
和賀郡立花村大字立花	二四四	根頭幹 固護岸部部	五三、 七三三、 〇七〇	一九五、 六六四	三、 五〇〇、 〇〇〇	六、 三三五、 三六四
和賀郡立花村大字立花	二四三	根頭幹 固護岸部部	四二、 九四二、 五〇〇	一七六、 一二五	三、 五〇八、 〇〇〇	六、 三三五、 三六〇
和賀郡立花村大字立花	二四二	根頭幹 固護岸部部	四七、 七四七、 〇〇五	一八五、 六二五	三、 〇〇〇、 〇〇〇	五、 三三五、 四六四

和賀郡立花村大字立花	二四一甲	頭幹 部部	四七、 〇〇〇	一八四、 六六	一、 〇〇〇	五五、 四四
和賀郡立花村大字立花	二四一	根頭幹 固護岸部部	一二四、 五〇〇、 〇〇五	一三七、 七六、 〇〇九	一、 〇〇〇、 〇〇〇	三、 五五、 二四四
和賀郡立花村大字立花	二四〇	根頭幹 固護岸部部	一二四、 三〇〇、 五〇五	一三七、 六六、 五〇九	三、 〇〇〇、 〇〇〇	五、 五五、 四四四
昭賀郡立花村大字立花	二三九	根頭幹 固護岸部部	一二三、 一〇五、 〇〇〇	一六六、 九六、 八〇七	三、 七〇〇、 〇〇〇	四、 五五、 八四四
和賀郡立花村大字立花	二三八	根頭幹 固護岸部部	一二三、 一〇五、 〇〇〇	一六六、 九六、 八〇〇	三、 五〇〇、 〇〇〇	四、 五五、 五四四
和賀郡立花村大字立花	二三七	根頭幹 固護岸部部	一二三、 一〇二、 〇〇五	一五八、 九六、 八〇五	三、 〇〇〇、 〇〇〇	三、 五五、 六四四
和賀郡立花村大字立花	二三六	根頭幹 固護岸部部	一二三、 一〇一、 五〇〇	二五五、 七六、 九〇八	三、 〇〇〇、 〇〇〇	三、 五五、 六四四
和賀郡立花村大字立花	二三五	根頭幹 固護岸部部	一二三、 八〇三、 五〇八	一六六、 五六、 三〇八	三、 〇〇〇、 〇〇〇	五、 五五、 四四四
和賀郡立花村大字立花	二三四	根頭幹 固護岸部部	一二三、 一三五、 五〇〇	二六六、 四七三、 三八〇	三、 〇〇〇、 〇〇〇	五、 五五、 四四四
和賀郡立花村大字立花	二三三	頭幹 部部	九八、 〇〇〇	一六四、 二四	三、 五〇〇	四、 五五、 四四
和賀郡立花村大字立花	二三二	頭幹 部部	一〇八、 〇〇〇	一八四、 〇四	四、 〇〇〇	七、 五、 一四

紫波郡乙部村大字黒川	五三	根幹 固護 岸部	一〇五〇〇〇	八九〇〇	一五五〇〇	二五七四	
紫波郡徳田村大字西徳田	五四	根幹 固護 岸部	一〇五五〇〇	二六〇七〇	一五五〇〇	一九五八〇	
紫波郡乙部村大字乙部	五六	頭幹 部	五三〇〇	九五〇九	四七〇〇	八五〇四	
紫波郡乙部村大字乙部	五六甲	頭幹 部	五〇七〇〇	九一〇〇	五〇〇〇	九五〇四	
紫波郡乙部村大字乙部	五六乙	頭幹 部	五〇六〇〇	九一〇〇	五〇〇〇	九五〇四	
紫波郡乙部村大字乙部	五七	頭幹 部	六一〇〇〇	一一七九〇	五〇〇〇	九五〇四	
紫波郡乙部村大字乙部	五九	頭幹 部	八〇七〇〇	一四四〇六	五三〇〇	九五〇四	
紫波郡乙部村大字乙部	五九甲	頭幹 部	六一五〇〇	一二七三〇	四三九〇〇	八五〇四	
紫波郡長岡村大字欄内	五九乙	根幹 固護 岸部	五四四〇	九八六八〇	一五三〇〇	二一五三八	
紫波郡新堀村大字新堀	六〇	頭幹 部	五二七〇〇	九五〇〇〇	五三〇〇〇	九六〇六	
紫波郡新堀村大字新堀	二二七		八七〇	一五八	三〇〇	五〇四	
紫波郡八重畑村大字関口	二三〇	頭幹 部	九七五〇〇	一七三二五	四三〇〇〇	七五二四	
紫波郡八重畑村大字関口	二三一	頭幹 部	一〇八〇〇〇	一八四〇四	四三〇〇〇	七五二四	

紫波郡乙部村大字黒川	五〇	根幹 固護 岸部	六八〇〇〇	一〇四八四	一三〇〇〇	一五八四	
岩手郡中野村大字門	一三	根幹 固護 岸部	一一三〇〇〇	五九一四八	一三三〇〇	一五六七四	
岩手郡中野村大字門	一二	根幹 固護 岸部	一五九〇〇〇	九九六〇八	一三四〇〇	一五七四二	
岩手郡中野村大字門	一一	根幹 固護 岸部	一六〇八〇〇〇	〇八四〇四	一三三〇〇	一五五八四	
岩手郡中野村大字門	一〇	根幹 固護 岸部	一六〇〇〇〇	〇八八〇〇	一三四〇〇	一五七四二	
岩手郡中野村大字門	九	根幹 固護 岸部	一四〇〇〇	〇六八〇〇	一三三〇〇	一五七四二	
岩手郡中野村大字門	八	頭幹 部	一三〇〇〇	〇三六四〇	一四三〇〇	一五二四	

郡 町 村 地 名	符 号	構造区分	長 (換算)	幅 (換算)	備 考
西磐井郡日形村大字町裏	五四九甲	頭幹部部	一五〇間 〇〇〇〇	二七八米 〇〇	四三間 〇二五
西磐井郡日形村字町裏	五四九	根固護岸部部	三三四、九〇〇八	六一二、五〇〇三	三、四二〇五六
西磐井郡日形村字町裏	五四八甲	根固護岸部部	三三五、二五〇〇八	六一二、二七〇、一三〇	三、四二〇〇六六
西磐井郡日形村字高山	五四八	根固護岸部部	三三八、一七五〇八	六一二、二七〇、一七〇	三、四二〇〇六六
西磐井郡彌榮村大字富澤	五四七	頭幹部部	三三〇、六〇〇〇	五四九、〇〇八	五、四〇〇〇〇
西磐井郡彌榮村大字富澤	五四七甲	頭幹部部	三三八、〇三〇〇	五四二、〇〇九	四、四〇〇〇〇
西磐井郡彌榮村大字富澤	五四六	頭幹部部	三三八、〇三〇〇	五四二、〇〇九	四、四〇〇〇〇
西磐井郡彌榮村大字富澤	五四六甲	頭幹部部	三三五、〇五〇〇	六二七、〇〇九	四、四〇〇〇〇
西磐井郡彌榮村大字富澤	五四五	頭幹部部	三三八、〇三〇〇	六二八、〇四九	四、四〇〇〇〇
西磐井郡彌榮村大字富澤	五四五甲	頭幹部部	五一七、〇七〇〇	一〇二、〇六〇	四、四〇〇〇〇
西磐井郡眞滝村大字狐禅寺	五三三戊	頭幹部部	二一〇、〇〇〇〇	三六九、〇〇八	四、三〇〇〇〇
西磐井郡眞滝村大字狐禅寺	五三三丁	頭幹部部	二一〇、〇〇〇〇	三六八、〇〇五	四、三〇〇〇〇
西磐井郡眞滝村大字狐禅寺	五三三丁	頭幹部部	二一〇、〇〇〇〇	三六八、〇〇五	四、三〇〇〇〇

西磐井郡眞滝村大字狐禪寺	五二五	根頭幹 固護岸部部	一一 〇五、八 六〇〇〇	一一 九七五 〇〇三	三四三 〇〇一 〇〇〇	五七五 四二五	
西磐井郡眞滝村大字狐禪寺	五二四甲	頭幹 部部	一一 五七、 〇五〇	一一 二七、 〇五	四三 〇〇	七五 二四	
西磐井郡眞滝村大字狐禪寺	五二四	根頭幹 固護岸部部	一一 四、五、 〇〇〇〇	一一 二五、 二〇七	二四三 七〇一 〇〇〇	四七五 八二五	
西磐井郡眞滝村大字狐禪寺	五二三甲	根頭幹 固護岸部部	一一 三、五、 〇〇〇〇	四二 一七五 四〇二	三四三 六〇〇 〇〇〇	六七五 四二四	
西磐井郡眞滝村大字狐禪寺	五二三	根頭幹 固護岸部部	一一 八、五、 〇〇〇〇	三二 七八、 四〇〇	三三三 七〇〇 〇〇〇	六五五 六四四	
西磐井郡眞滝村大字狐禪寺	五二二	頭幹 部部	一一 〇、五、 〇〇〇	一一 八七、 〇〇	三三 〇一 〇〇	五五 四四	
西磐井郡眞滝村大字狐禪寺	五二二	根頭幹 固護岸部部	一一 四、〇、 〇〇〇〇	二一 五六九 二〇八	三四三 〇〇〇 〇〇〇	五七五 四二四	
西磐井郡眞滝村大字狐禪寺	五二一	根頭幹 固護岸部部	一一 二、〇、 〇〇〇〇	三六 八、〇 〇三	四三 〇二 〇〇	七五 二七	
西磐井郡眞滝村大字狐禪寺	五一九	根頭幹 固護岸部部	一一 五、〇、 〇〇〇〇	三六 八、〇 〇〇〇	三四三 二〇〇 〇〇〇	五七五 七二四	
西磐井郡眞滝村大字狐禪寺	五一八	頭幹 部部	一一 五、四、 〇〇〇	二二 七五、 〇二	四三 〇一 〇〇	七五 二五	
西磐井郡眞滝村大字狐禪寺	五一七	頭幹 部部	一一 五、〇、 〇〇〇	二一 七八、 〇三	四三 〇〇 〇〇	七五 二五	
西磐井郡眞滝村大字狐禪寺	五一六甲	根頭幹 固護岸部部	一一 〇、五、八 六〇〇〇	一一 九七五 〇〇三	三四三 〇〇一 〇〇〇	五七五 四二五	

西磐井郡中里村大字川邊	五一六	根頭幹 固護岸部部	六九 一、五、六 五八〇〇	一一 七、〇、 七四八	三四三 〇〇〇 〇〇〇	五七五 四二四	
西磐井郡中里村大字川邊	五一三	根頭幹 固護岸部部	一一 二、〇、七 二〇〇〇	二二 七六、 三〇五	三四三 五〇〇 〇〇〇	六七五 三二四	
西磐井郡中里村大字川邊	五一二	根頭幹 固護岸部部	一一 五、〇、 五〇〇	二一 七九、 〇一	四三 〇〇 〇〇	七五 二四	
西磐井郡中里村大字川邊	五一二	根頭幹 固護岸部部	一一 五、〇、 五〇〇	二一 七九、 〇一	四三 〇〇 〇〇	六五 三四	
西磐井郡中里村大字川邊	五一〇	根頭幹 固護岸部部	一一 三、九、 六〇〇	六一 〇、六、 四二	三四三 五〇一 〇〇〇	六五 三四	
西磐井郡中里村大字川邊	五〇八	根頭幹 固護岸部部	一一 四、九、六 四〇〇〇	二〇 八二、 九二	三四三 五〇一 〇〇〇	四五五 五四五	
西磐井郡中里村大字川邊	五〇六	頭幹 部部	一一 七、七、 〇〇〇	三二 八〇、 六六	三三 〇五 〇〇	五六 四四	
西磐井郡中里村大字川邊	五〇五	頭幹 部部	一一 八、八、 〇〇〇	一五 四八、 四〇	三三 〇〇 〇〇	五五 四四	
西磐井郡中里村大字川邊	五〇二甲	根頭幹 固護岸部部	一一 九、〇、五 五〇〇〇	一六 八二、 三〇〇	四三三 五〇五 〇〇〇	八五、六 四三	
西磐井郡中里村大字川邊	五〇二	根頭幹 固護岸部部	一一 六、六、八 五〇〇〇	一一 〇二、二 三〇四	二二三 五〇〇 〇〇〇	四五五 五四四	
東磐井郡舞川村大字舞草	四九八	根頭幹 固護岸部部	一一 三、六、〇 〇〇〇〇	三五 八四、七 八〇五	七四三 五〇五 〇〇〇	一三、七 六二、三	
東磐井郡舞川村大字舞草	四九七	根頭幹 固護岸部部	一一 二、〇、三 五〇〇〇	二二 九六、四 七〇六	四四三 〇〇〇 〇〇〇	七五、五 二二四	

東磐井郡長嶋村大字長部	四六〇			一四、五〇	二六、一〇	三、〇〇	五、四
膽澤郡前澤町大字白鳥	四五八	根幹 固護岸部	一〇、五〇	一八、七〇	二四、〇〇	二、四〇	三七、六二
膽澤郡前澤町大字白鳥	四五六	根幹 固護岸部	二一、〇〇	三七、〇〇	二四、五〇	二、四〇	四七、五二
膽澤郡前澤町大字白鳥	四五五		一一、五〇	二〇、七	四、〇〇	七、二	
膽澤郡前澤町大字白鳥	四五四		五、五〇	九、九	四、〇〇	七、二	
膽澤郡前澤町大字白鳥	四四六		九〇、五〇	一六二、九	三、〇〇	五、四	
膽澤郡前澤町大字白鳥	四四五		七九、〇〇	一四二、二	三、五〇	六、三	
膽澤郡前澤町大字白鳥	四四四乙	根幹 固護岸部	三八、八〇	四一、〇三	二、三八〇	五、五〇	
膽澤郡前澤町大字白鳥	四四四甲	根幹 固護岸部	二一、四〇	三八、八〇	二、四二〇	五、七四	
膽澤郡前澤町大字白鳥	四四四	根幹 固護岸部	二二、四〇	三六、四〇	二、四二〇	五、七四	
膽澤郡前澤町大字白鳥	四四三庚	根幹 固護岸部	一三、〇〇	三六、四〇	二、四二〇	六、七五	
膽澤郡前澤町大字白鳥	四四三戊	根幹 固護岸部	二〇、八〇	六八、四〇	二、五二〇	四、九四	
膽澤郡前澤町大字前澤	四四三丁	頭幹 部部	二〇、四〇	三六、五〇	二、四二〇	七、四二	
膽澤郡前澤町大字前澤	四四三丙	頭幹 部部	二〇、四〇	三六、五〇	二、四二〇	七、四二	
膽澤郡前澤町大字前澤	四四三乙	頭幹 部部	七、三〇	一三、〇〇	二、四二〇	四、五	
膽澤郡前澤町大字前澤	四四三甲	頭幹 部部	一二、七〇	三一、六三	四、二〇	七、四二	

膽澤郡前澤町大字稻置	四四二乙	頭幹 部部	二〇、四〇	二六、六〇	四、二〇	七、四二	
膽澤郡前澤町大字稻置	四四二甲	頭幹 部部	二〇、八〇	三六、五〇	四、三〇	七、五二	
膽澤郡前澤町大字稻置	四四二	根幹 固護岸部	一七、八〇	二五、〇〇	二、二〇	三、三六	
膽澤郡前澤町大字稻置	四四一	頭幹 部部	二〇、九〇	三六、九〇	四、三〇	七、五二	
膽澤郡前澤町大字稻置	四四〇	頭幹 部部	二〇、五〇	二六、八〇	四、二〇	七、四二	
膽澤郡前澤町大字稻置	四三九	頭幹 部部	二〇、五〇	二六、八〇	四、二〇	七、四二	
膽澤郡前澤町大字稻置	四三八	根幹 固護岸部	二〇、〇〇	二六、八〇	四、二〇	七、四二	
膽澤郡前澤町大字稻置	四三六	根幹 固護岸部	一六、三〇	二四、〇〇	三、二〇	五、四六	
膽澤郡前澤町大字稻置	四三四	根幹 固護岸部	一六、三〇	二四、〇〇	三、二〇	五、四六	
膽澤郡前澤町大字稻置	四三二乙	根幹 固護岸部	七、八〇	一三、七〇	二、四〇	三、七二	
膽澤郡前澤町大字稻置	四三二甲	根幹 固護岸部	一〇、〇〇	一六、三〇	二、四〇	三、七二	
膽澤郡前澤町大字稻置	四三二丙	杭 出	六、九〇	一三、七〇	三、通		
膽澤郡白山村大字稻置	四三二	根幹 固護岸部	一〇、五〇	一八、九一	二、三〇	四、五四	
膽澤郡白山村大字稻置	四二八	根幹 固護岸部	一七、三〇	二四、九七	二、四〇	四、五四	

膽澤郡白山村大字稻置	四二六	頭幹部	三七〇、 〇〇〇〇	一 五四九、 〇〇六	四三 五〇〇	八五、 一四
東磐井郡生母村大字母鉢	四一四	根幹部	一三九、 〇〇〇〇	二七 五、〇〇	三三 〇〇〇	五五、 四四
東磐井郡生母村大字母鉢	四一三	根幹部	一三九、 〇〇〇〇	二七 五、〇〇	三三 〇〇〇	三、六
江刺郡黒石村	四一二	根幹部	一三九、 〇〇〇〇	一〇 八、〇〇	二二 〇〇〇	
膽澤郡姉妹村大字白山	四〇〇甲	根幹部	一三九、 〇〇〇〇	一〇 八、〇〇	二二 〇〇〇	
膽澤郡姉妹村大字白山	四〇〇	頭幹部	一三九、 〇〇〇〇	一〇 八、〇〇	二二 〇〇〇	
膽澤郡姉妹村大字白山	三九九	頭幹部	一三九、 〇〇〇〇	一〇 八、〇〇	二二 〇〇〇	
膽澤郡姉妹村大字秋成	三九八	頭幹部	一三九、 〇〇〇〇	一〇 八、〇〇	二二 〇〇〇	
膽澤郡姉妹村大字秋成	三九七甲	頭幹部	一三九、 〇〇〇〇	一〇 八、〇〇	二二 〇〇〇	
膽澤郡姉妹村大字秋成	三九七	頭幹部	一三九、 〇〇〇〇	一〇 八、〇〇	二二 〇〇〇	
膽澤郡姉妹村大字秋成	三九三	頭幹部	一三九、 〇〇〇〇	一〇 八、〇〇	二二 〇〇〇	
膽澤郡姉妹村大字秋成	三九一	頭幹部	一三九、 〇〇〇〇	一〇 八、〇〇	二二 〇〇〇	
膽澤郡姉妹村大字秋成	三九〇	頭幹部	一三九、 〇〇〇〇	一〇 八、〇〇	二二 〇〇〇	
膽澤郡姉妹村大字秋成	三八九	頭幹部	一三九、 〇〇〇〇	一〇 八、〇〇	二二 〇〇〇	
膽澤郡姉妹村大字秋成	三八八甲	頭幹部	一三九、 〇〇〇〇	一〇 八、〇〇	二二 〇〇〇	

膽澤郡姉妹村大字秋成	三八八	根幹部	一三九、 〇〇〇〇	一〇 八、〇〇	二二 〇〇〇	八七、 六二五
膽澤郡姉妹村大字秋成	三八七	根幹部	一三九、 〇〇〇〇	一〇 八、〇〇	二二 〇〇〇	三、五
膽澤郡姉妹村大字秋成	三八六	根幹部	一三九、 〇〇〇〇	一〇 八、〇〇	二二 〇〇〇	六五、 三四六
膽澤郡姉妹村大字秋成	三八五	根幹部	一三九、 〇〇〇〇	一〇 八、〇〇	二二 〇〇〇	六五、 四四七
膽澤郡姉妹村大字秋成	三八四	根幹部	一三九、 〇〇〇〇	一〇 八、〇〇	二二 〇〇〇	八五、 二四七
膽澤郡姉妹村大字秋成	三八三	根幹部	一三九、 〇〇〇〇	一〇 八、〇〇	二二 〇〇〇	八、七
膽澤郡姉妹村大字秋成	三八二	根幹部	一三九、 〇〇〇〇	一〇 八、〇〇	二二 〇〇〇	九、七
江刺郡羽田村	三八一	根幹部	一三九、 〇〇〇〇	一〇 八、〇〇	二二 〇〇〇	三、七
江刺郡羽田村	三八〇	根幹部	一三九、 〇〇〇〇	一〇 八、〇〇	二二 〇〇〇	七、七
江刺郡羽田村	三七九	根幹部	一三九、 〇〇〇〇	一〇 八、〇〇	二二 〇〇〇	七、七
江刺郡羽田村	三七七	根幹部	一三九、 〇〇〇〇	一〇 八、〇〇	二二 〇〇〇	四、五

江刺郡羽田村	三七六	根頭幹 固護岸部	二六〇、三〇七、〇六三、〇〇〇	一、三六四、〇四九	二、三二、五〇九、〇〇〇	六、五五、六五四、二
江刺郡羽田村	三七五	頭幹部	一〇九、〇一〇、二六〇、〇〇〇	一、五八三、一〇	三、三、〇九〇、〇〇〇	五、七、四〇、三四二
江刺郡羽田村	三七四	根頭幹 固護岸部	二六九、〇〇〇、〇一〇、〇〇〇	一、四〇八、三八〇	三、三、三、〇〇〇	五、五、七、九四三
江刺郡羽田村	三七三	根頭幹 固護岸部	一七四、二二七、〇〇〇、〇〇〇	一、二八〇、一九五、六六六	一、三、三、三、通、九〇三、〇〇〇	二、五、五、四四九
江刺郡羽田村	三七二	根頭幹 固護岸部	一〇八、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、五八一、〇四	三、三、〇三、〇〇〇	五、五、四、四九
江刺郡羽田村	三七一	頭幹部	三三〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五、五四七、〇六	四、三、〇〇、〇〇〇	七、五、二、四
膽澤郡佐倉河村大字常盤	三六七	根頭幹 固護岸部	一九二、七〇七、五〇四、〇〇〇	三、二四二、九一、五〇三	三、四、四、〇〇〇	五、八、七、四一二
膽澤郡佐倉河村大字常盤	三六四	根頭幹 固護岸部	九五五、〇八七、〇〇〇、〇〇〇	一、六〇九、八七、〇八四	一、六、三、五〇五、〇〇〇	一、二、〇、六、七八三
膽澤郡佐倉河村大字常盤	三六二	頭幹部	三四〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五、七四二、〇一	三、四、〇六、〇〇〇	五、八、四、四二
膽澤郡相去村	二九〇	頭幹部 固護岸部	三二二、三六五、七〇〇、〇〇〇	六、〇四六、五〇〇、八三六、六九二	四、三、三、三、通、五〇〇、〇〇〇	八、五、四、一四五

膽澤郡相去村	二八九	頭幹部 固護岸部	四一七、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	八、四二四、六八八、〇八九、二〇一、四二二、二八	四、三、四、四、四、二、五〇二、一〇〇〇	七、七、八、七、七、四、九、五、五、五、二〇一、三五五、〇七五、五
膽澤郡相去村	二八八	根頭幹 固護岸部	一八〇、八〇〇、五〇九、〇〇〇	三、一七三、三八〇、三〇〇	三、四、四、〇〇〇	五、七、八、四、二、一
膽澤郡相去村	二八七	根頭幹 固護岸部	一八〇、一八〇、五〇七、〇〇〇	三、一三八、三〇〇	三、四、四、〇〇〇	五、七、七、四、二、九
膽澤郡相去村	二八六	根頭幹 固護岸部	一六〇、五〇五、三〇〇、〇〇〇	一、一八七、三〇九	一、四、四、八〇五、〇〇〇	三、七、八、二、二、一
膽澤郡相去村	二八四	石出	二九、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	九、一、八	六、〇〇〇	一、〇、八
膽澤郡相去村	二八三	幹部	二九、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	五、二、九	三、三、五、〇〇	五、〇、九
膽澤郡相去村	二八二	根頭幹 固護岸部	一四三、四〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、四、五、九	三、三、〇〇	六、五、三、五
膽澤郡相去村	二八一	根頭幹 固護岸部	一五三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、五、九	三、三、〇〇	六、五、四、五
膽澤郡相去村	二七四	根頭幹 固護岸部	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、五、八	二、三、六、〇〇	四、五、六、五
膽澤郡相去村	二七三	根頭幹 固護岸部	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇、一	二、四、七、〇〇	四、七、五、八二五
膽澤郡相去村	二七二	根頭幹 固護岸部	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	二、三、四、一〇一	二、四、三、四〇〇	四、七、五、三二五

膽澤郡相去村	二六九甲	石出	六一〇〇	一〇九、八	四、〇〇	七、二
膽澤郡相去村	二六九	根固護岸部	一〇八、〇五〇	一、一五、六三	三、二、〇〇	五、四、四六
膽澤郡相去村	二六八	根固護岸部	一〇八、〇三〇	一、一四、〇九	三、二、〇〇	五、四、四五
膽澤郡相去村	二六八	根固護岸部	一〇八、〇三〇	一、一四、〇九	三、二、〇〇	五、四、四五
和賀郡鬼柳村大字下鬼柳	二六七	根固護岸部	九五、〇七〇	一、一六、〇二	三、三、〇〇	五、五、四四
和賀郡黒沢尻町大字里分	二五八	根固護岸部	一〇六、〇〇〇	一、一六、〇八	二、三、三、〇〇	四、五、五、一四四
和賀郡黒沢尻町大字里分	二五七	根固護岸部	一〇八、五〇〇	一、一六、〇四	二、三、三、五〇〇	四、五、五、五四四
和賀郡黒沢尻町大字里分	二五六	根固護岸部	一〇七、〇〇〇	一、一六、〇五	二、三、三、五〇〇	四、五、五、五四四
和賀郡黒沢尻町大字里分	二五五	根固護岸部	一〇四、〇〇〇	一、一六、〇一	二、三、三、三〇〇	五、五、五、九四四
和賀郡黒沢尻町大字里分	二五四	根固護岸部	一〇六、二〇〇	一、一六、〇八	三、三、三、四〇〇	六、五、五、一四四
紫波郡徳田村大字東徳田	五四戌	根固護岸部	一八五、〇〇〇	二、二七、四〇	一、三、〇〇	一、五、八四
紫波郡徳田村大字東徳田	五四丁	根固護岸部	二〇〇、〇〇〇	二、一八、〇〇	一、三、〇〇	一、五、八四
紫波郡徳田村大字東徳田	五四丙	根固護岸部	二〇〇、〇〇〇	二、一八、〇〇	一、三、〇〇	一、五、八四
紫波郡徳田村大字東徳田	五四乙	根固護岸部	二〇〇、〇〇〇	二、一八、〇〇	一、三、〇〇	一、五、八四
紫波郡徳田村大字東徳田	五四甲	根固護岸部	二〇〇、〇〇〇	二、一八、〇〇	一、三、〇〇	一、五、八四
紫波郡徳田村大字東徳田	五四	根固護岸部	二〇〇、〇〇〇	二、一八、〇〇	一、三、〇〇	一、五、八四

紫波郡德田村大字藤澤	紫波郡德田村大字藤澤	紫波郡德田村大字高山	紫波郡德田村大字西德田	紫波郡德田村大字西德田	紫波郡德田村大字西德田	紫波郡德田村大字西德田	紫波郡德田村大字西德田
四九甲	四九乙	五〇	五一	五一甲	五一	五一甲	五一
頭根幹幹 固部固部 護一護二 部岸軸岸	頭根幹幹 固部固部 部部	根頭根幹 固護岸部 部部	根頭根幹 固護岸部 部部	根頭根幹 固護岸部 部部	根頭根幹 固護岸部 部部	根頭根幹 固護岸部 部部	頭根幹根幹 固部固部 護一護二護四 部岸軸岸軸岸
一五 〇六七八〇 〇四四八五 〇〇〇〇〇〇	六六 〇〇 〇七〇〇	一八 一〇八 一〇〇〇〇	一八 一〇八 一〇六〇〇	一八 一〇九 七〇二〇〇	一八 一〇八 〇〇四〇〇	一八 一〇四 一〇五〇〇	一六 一七〇 一五五〇七 〇〇六六六九 〇〇〇〇〇〇〇
一三 六九一六三 〇五三六三〇	一〇 〇八九 〇二	一四 一四三 七〇四	一四 一四三 五〇四	一四 一四六 〇〇五	一四 一四三 四〇一	一四 一四七 七〇三	五 五二一三 八九七〇二 〇七七〇二 〇七〇六四
三三 六二一七〇 〇〇〇〇〇〇	四三 〇〇 〇〇	三五 三〇〇 〇〇〇	二五 七〇〇 〇〇〇	三四 二四〇 〇〇〇	三四 〇六〇 〇〇〇	三四 二一〇 〇〇〇	五 〇〇〇一〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇
六五五四二 四七七八四七	七五 二四	五九五 九〇四	四九五 八〇四	五七五 七九四	五八五 四二四	五七五 七三四	九五五五五 〇四四五四 四七四六四

[illegible][illegible]

郡 町 村 地 名	符 號	構造区分	長	(換 算)	幅	(換 算)
東磐井郡舞川村大字舞川	五五七	付 属 軸 幹	七六間〇〇	一三六米八	三間〇〇	五米四
東磐井郡舞川村大字舞川	五五三甲		六七、〇〇〇	一二〇、六	三、〇〇	五、四
東磐井郡長嶋村大字小島	五三七		六一〇、〇〇〇	一〇九、八	二、五〇	四、五
東磐井郡生母村大字母鉢	四五六甲		三七二、〇〇	六六九、六	二、〇〇	三、六
膽澤郡白山村大字稻置	四五六		一八〇、〇〇	三二四、〇	一、五〇	二、七
膽澤郡白山村大字稻置	四五〇甲		八六、〇〇	一五四、八	一、五〇	二、七
東磐井郡生母村大字母鉢	四四〇丙		九〇、〇〇	一六二、〇	三、〇〇	五、四
江刺郡黒石村大字黒石	四四〇乙		九二、三〇	一六六、一	三、五〇	六、三
江刺郡黒石村字黒石	四〇五		五〇、〇〇	九〇、〇	三、〇〇	五、四
江刺郡愛宕村字中谷記	三五九乙		一二九、〇〇	二三二、二	一、六〇	二、八
江刺郡愛宕村字櫻ノ木	三五九甲		三三三、〇〇	六三五、四		
江刺郡愛宕村字毬角	三二四甲		六九、〇〇	一二四、二		
江刺郡愛宕村字毬角	三二三甲		八二、〇〇	一四七、六	三、一〇	五、五
江刺郡愛宕村字毬角	三二二戊		一五〇、〇〇	二七〇、〇	三、二〇	五、七
江刺郡稻瀬村大字照澤	三〇四		一六〇、〇〇	二八八、〇	二、五〇	六、三
江刺郡稻瀬村大字照澤	三〇三		七五、五〇	一三五、九	二、〇〇	三、六
江刺郡稻瀬村大字照澤	三〇二		二六七、〇〇	四八〇、六	二、七〇	四、六
稗貴郡矢沢村大字東十二丁目 字穗貫田	二三三		九三、〇〇	一六七、四	三、三〇	四、一
稗貴郡矢沢村大字東十二丁目 字長根	二三二		一三八、〇〇	二四八、四	三、〇〇	五、四

四、護岸（右岸）

四、護岸（右岸）						
郡 町 村 地 名	符 號	構造区分	長	（換 算）	幅	（換 算）
西磐井郡永井村字川ノ口	五五一		二三間二〇	四一米七	二間〇〇	三米六
西磐井郡日形村字日形	五五〇		三一五、〇〇	五六七、〇	四、〇〇	七、二
西磐井郡眞瀧村大字狐禪寺	五二〇乙		四、〇〇	七二、〇	四、〇〇	七、二
西磐井郡眞瀧村大字狐禪寺	五二〇甲		四四、〇〇	七九、二	四、〇〇	七、二
西磐井郡中里村大字川邊	五一四	付屬軸	一九二、〇〇	三四五、六	四、一五	七、二
西磐井郡中里村大字川邊	四八二乙		二二四、〇〇	四四八、二	三、三〇	五、五
西磐井郡中里村大字川邊	四八二乙		二二四、〇〇	四四八、二	三、三〇	五、五
神貫郡八重畑村大字関口	二二九		二〇六、六〇	三七一、八	一、五〇	二、七
神貫郡八重畑村大字関口	二二六		一六〇、二〇	二八八、三	二、〇〇	三、六
神貫郡新堀村大字新堀	二二五		一三七、五〇	二四七、五	二、二〇	三、九
紫波郡新堀村大字新堀	二二四		三五、〇〇	六三、〇	二、〇〇	三、六
紫波郡長岡村大字大吠森	二二三		二一五、〇〇	三八七、〇	二、〇〇	三、六
紫波郡長岡村大字西長岡	二二三		二八〇、〇〇	五〇四、〇	二、〇〇	三、六
紫波郡長岡村大字東長岡	二二一		一四五、〇〇	二六一、〇	一、五〇	二、七
紫波郡長岡村大字東長岡	二二〇		四〇五、〇〇	七二、〇	一、五〇	二、七
紫波郡乙部村大字黒川	五三		九五、〇〇	一七一、〇	一、五〇	二、七
紫波郡乙部村大字黒川	五一		七七、五〇	一三九、五	一、五〇	二、七
紫波郡乙部村大字黒川	四九		二五五、〇〇	四五九、〇	一、五〇	二、七
紫波郡乙部村大字手代森	四八		一三〇、〇〇	二三四、〇	一、五〇	二、七
紫波郡乙部村大字手代森	四七		一二七、〇〇	二二八、六	一、五〇	二、七
紫波郡乙部村大字手代森	四六		四五、〇〇	八一、〇	一、五〇	二、七
岩手郡中野村大字門	一四		五五五、〇〇	九九九、〇	二、七〇	六、四

東磐井郡長嶋村大字小島	四八一甲	付屬軸	二一六、六、五〇〇	一一、七〇〇	三、四〇〇	六、六一
膽澤郡前澤町大字白鳥	四四三己		二二三、四〇〇	一二、〇〇	二、一〇〇	三、七
膽澤郡前澤町大字前澤	四四二戊		一四〇、〇〇	二二二、〇	二、〇〇	三、六
膽澤郡前澤町大字稻置	四四二丙		四九、四〇	八八、九	二、五〇	四、五
膽澤郡前澤町大字稻置	四四二丁		一六〇、六〇	二八九、〇	三、〇〇	四、四
膽澤郡前澤町大字稻置	四四一甲		六一、〇〇	一〇九、八	二、〇〇	三、六
膽澤郡白山村大字稻置	四一七		八九、〇〇	一六〇、二	一、五〇	二、七
膽澤郡白山村大字稻置	四一六甲		九八、〇〇	一七六、四	一、五〇	二、七
江刺郡黒石村大字白石	四一二甲		一八三、〇〇	三二九、四	三、〇〇	五、四
膽澤郡相去村字新川原	二八九丁		二二八、四〇	四一、一	三、二〇	五、七
膽澤郡相去村字上大切	二八九丙		七四、五〇	一三四、一	三、〇〇	五、四
膽澤郡相去村字中谷木	二八九乙		五五、五〇	九九、九	三、〇〇	五、四
膽澤郡相去村字中谷木	二八九甲		八二、五〇	一四八、五	三、〇〇	五、四
膽澤郡相去村字狐塚	二八六甲		九二、四〇	一六六、三	四、〇〇	七、二
膽澤郡相去村字上谷木	二八五		一一〇、五〇	一九八、九	四、一〇	七、三
和賀郡黒澤尻町大字里分	二八一		四二、六〇	七六、六	三、〇〇	五、四
和賀郡黒澤尻町大字里分	二五九		一〇一、〇〇	一八一、八	二、〇〇	三、六
和賀郡黒澤尻町大字里分	二五六甲		二三、〇〇	四一、四	一、〇〇	一、八
和賀郡黒澤尻町大字里分	二五五甲		二五、〇〇	四四、〇	一、〇〇	一、八
稗貫郡根子町大字外臺	二五三		二一七、〇〇	三九〇、六	二、〇〇	三、六
稗貫郡花巻川口町大字高木	二五二		二二二、〇〇	三九九、六	二、八〇	五、〇
紫波郡日詰町大字日詰新田	二五一		七五、〇〇	一三五、〇	一、五〇	二、七
紫波郡古館村大字高水寺	二五〇		四四五、〇〇	八〇一、〇	二、〇〇	三、六

五、堰堤（左岸）

[illegible]

江刺郡稻瀬村大字稻瀬 膽沢郡相去村字上川原	二七二	護岸	一八八、五〇〇	一五九、七三	三三、五〇〇	六六、三
--------------------------	-----	----	---------	--------	--------	------

六、堰堤（右岸）

郡 町 村 地 名	符 號	構造区分	長	(換算)	幅	(換算)
西磐井郡眞瀧村大字狐禪寺	五二六乙		一二間八〇	二三米〇	二間〇〇	三米六
東磐井郡眞瀧村大字舞草	五二六甲		一二、〇〇	二一、六	三、〇〇	五、四
西磐井郡眞瀧村大字狐禪寺	四八七		四一、〇〇	七三、八	四、〇〇	七、三
東磐井郡舞川村大字舞草	四八五		四四、〇〇	二八、五	二、四	四、二
西磐井郡中里村大字川邊	四〇〇丙	左護岸	一四、四〇	二八、五	二、四	四、二
膽沢郡姉妹村大字白山	四〇〇乙	右護岸	一四、四〇	二八、五	二、四	四、二
膽沢郡姉妹村大字白山	三九八甲		九四、五〇	一七〇、一	一七〇、一	一〇、九
膽沢郡姉妹村大字秋成	三九七乙		九二、五〇	一六五、〇	一六五、〇	一〇、八
膽沢郡姉妹村大字秋成	三九五		九二、五〇	一七〇、一	一七〇、一	一〇、九
膽沢郡姉妹村大字秋成	三九四	左護岸	一三、八〇	二七、〇	二七、〇	一〇、九
膽沢郡姉妹村大字秋成	三八八丙	右護岸	一三、八〇	二七、〇	二七、〇	一〇、九
膽沢郡姉妹村大字秋成	三八八乙	左護岸	一一、〇〇	一八、八	一八、八	六、六

膽沢郡眞城村大字常盤	三七一甲	左護岸	一〇、七	一六、八	一六、八	四、五
紫波郡德田村大字東德田	五三丙	右護岸	一〇、八	一六、九	一六、九	四、六
紫波郡德田村大字東德田	五三甲	左護岸	一〇、八	一六、九	一六、九	四、六
紫波郡見前村大字三本柳	一五乙	右護岸	一〇、八	一六、九	一六、九	四、六
紫波郡見前村大字三本柳	一五甲	左護岸	一〇、八	一六、九	一六、九	四、六
紫波郡見前村大字三本柳	一五	右護岸	一〇、八	一六、九	一六、九	四、六
岩手郡本宮村大字仙北町	一二	右護岸	一〇、八	一六、九	一六、九	四、六
岩手郡本宮村大字仙北町	一一	杭出	一〇、八	一六、九	一六、九	四、六
岩手郡本宮村大字仙北町	一〇	杭出	一〇、八	一六、九	一六、九	四、六
紫波郡德田村大字東德田	五三乙	左護岸	一〇、八	一六、九	一六、九	四、六

四、事業費

明治一二年一二月二七日大政官達第五〇号を以て経費科目条例が制定され、その条項に⁽¹⁾(抜)

「別紙ノ通り相定候条一三年ヨリ実施スヘシ此旨相違候事」

とあり、全国主要河川が国費を以て翌一三年度より改修工事が実施されるところとなり、同一三年内務省所管経費予算、土木局直轄費に、北上川筋改築費金二〇、〇〇〇円が計上されている。

(註) これが国家予算に北上川改修費の計上された始めである。

明治一三年より三五年に至る二三年間にわたり施工された北上川低水工事は、河川法制定以前の企画であるが、内務省が直轄工事として施工したところであり工費は全額国庫支出によって施工されている。
内務省における土木事業費の内、北上川修築費として二三か年間にわたり支出した総額は金一、二三五、六五四円余りであるが、この内北上川上流分は金八三四、〇六六円である。

この事業費の年度別支出額及び北上川上流における事業費は別表の如くである⁽⁹⁾⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾。
以上の如く、内務省が北上川における航路改良を目的として北上川の改修に投入せる国費は、その最盛期と考えられる明治二〇年度には同省土木局直轄局費の予算総額一、五〇〇、〇〇〇円に對しその五、六%であり、北上川上流分は三、八%の金五七、二七〇円が計上されているが決算額は金八四、九二一円である。

北上川低水工事国庫事業費

事業年度	内務省 土木局	直轄局費	北上川修繕費		北上川上流 実施額
			予算額	決算額	
13		207,747	20,000	9,870	6,662
14		362,587	50,000	40,861	27,581
15		493,724	50,000	19,466	13,140
16		152,717	20,000	20,000	13,500
17		—	20,000	50,000	33,750
18		203,424	20,000	73,497	49,610
19		—	—	49,440	33,372
20		1,500,000	84,921	84,845	57,270
21		1,425,000	84,850	86,057	58,088
22	(河身修繕費)	795,000	42,350	42,265	28,529
23	(同)	795,000	42,500	38,935	26,281
24	(同)	795,000	40,000	42,954	28,994
25		1,589,465	86,057	34,202	23,086
26	(同)	791,282	40,000	42,580	28,743
27	(同)	795,000	—	43,393	29,290
28	(同)	484,618	40,000	38,593	26,050
29		1,349,551	75,000	65,539	44,239
30		5,734,069	75,000	80,055	54,037
31	(同)	303,558	—	80,605	54,408
32		2,917,872	75,000	74,620	50,369
33		2,014,454	71,828	67,285	45,417
34		3,537,566	75,000	72,986	49,266
35		3,674,684	75,000	77,606	52,384
計		—	—	1,235,654	834,066
北上川下流分			401,588		

内務省直轄改修費（明治20年度）

河川名	事業費 円	備考
木曾川	236,512	
信濃川	127,323	
利根川	110,500	
澱川	109,624	
北川	48,921	
天竜川	42,500	
以下省略		

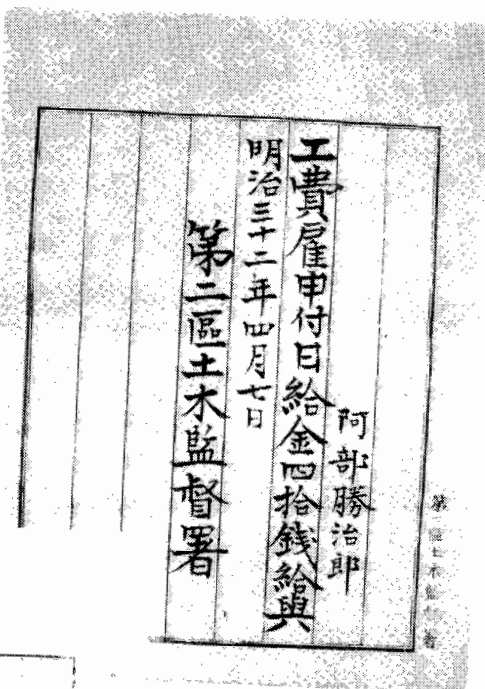
（註） 同年における内務省直轄河川は利根川外二河川となっているが、北上川改築工費はその第五位に挙げられている。

五、組織及び労務

内務省直轄工事における職員組織等を知る資料は既に散逸して見るべきものは少ないが、第二工営所に勤務した阿部勝治郎氏の遺品にその一部を知る資料が残されている。氏はさきに胆沢郡佐倉河村（水沢市）収入役に推選されながら受けず、翌、明治三十二年四月七日内務省第二監督署より工費雇に採用されこれを受けている。そして、同日付を以って「北上川改修第二工営所従務ノ為出張申付」けられ出身地佐倉河村に戻っている⁽³⁾。

その頃、第一工区黒沢尻工場は、細目鉞太郎が担当しているが、その他、愛宕工場の萩原主任以外の配置は明らかでない。しかし、当時第二工営所に勤務する職員には渡辺為広、阿部政五郎、佐藤久三郎、斎藤鋭夫等があり、更に、内務省技師と考えられる小松城欽一郎等の名も見える。

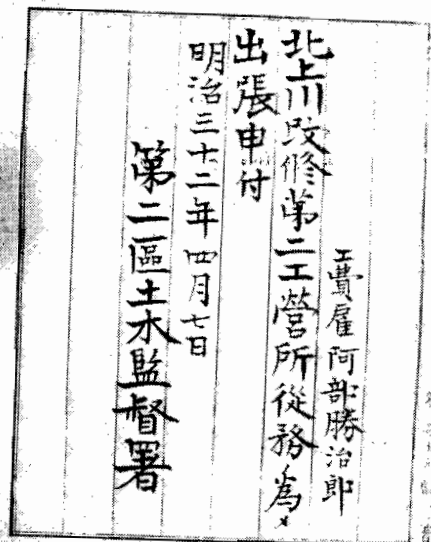
これら、幹部職員の外に、工事現場で働く工夫等も、すべて、内務省の職員であり、明治三十二年頃における第二工営所の陣容は実に七四人を数えている。

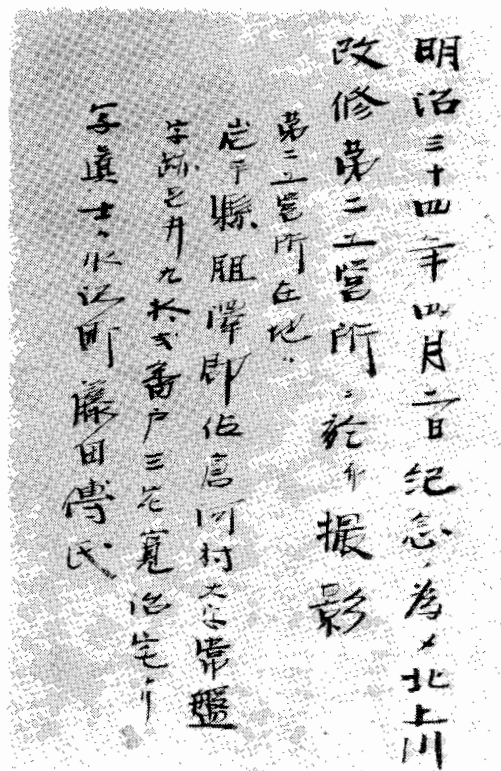


19

工費雇 阿部勝治郎氏の辞令

（内務省直轄工事
北上川改修第二工営所勤務）





20 第二工営所の位置を説明する資料 (阿部家蔵)

更に、現場における俗に言うところの手元人夫あるいは船子等は、各工場共、その地域で雇い入れ常雇、臨時傭として使用している。

その数は常に二、三〇人を降らなかつたと言う。従って付近の住民は何時でも、何日でも就労が可能であり、農閑期における現金収入が得られたと言うから、同工事が地域住民の生活に及ぼした影響も亦少くなかったのである。

同三四年四月二日第二工営所の前庭

で盛装した六五名の職員が顔をつらねている。その写真の裏面に、次の如く墨書してある⁽³⁾。

明治三十四年四月二日記念の爲め北上川改修第二工営所に於て撮影
第二工営所所在地は

「岩手県胆沢郡佐倉河村大字常磐字跡呂井九拾貳番戸三宅寛治宅なり
写真士は水沢藤田伝氏」

と、

従って、この写真が同工営所の最後を飾るものであらう。

更に、同三六年一月一日には萩原主馬蔵、阿部勝治郎、佐藤久三郎等六人の写真が残されている。これが、北上川改修第二工営所職員お別れの記念であらう。

内務省の直轄工事は明治三五年度で終了しているが、その現場機構が廃止されたのは同三六年三月である。

本工事のため、現地採用となった職員の解

21 阿部勝治郎氏退職辞令

賁雇阿部勝治郎
御用済ニ付工費雇差免
明治三十六年三月廿五日
第二區土木監督署

職辞令が同年三月二五日に次の如く出されている⁽³⁾。

工費雇 部 阿 勝治郎
御用済ニ付工費雇差免

明治三十六年三月二十五日

第二土木監督署

とある。

更に、翌二六日付を以って次の如き書翰と共に餞別が贈られている⁽³⁾。

第二章 低水工事

拝啓貴下等今般当所ヲ去ラレ候ニ就テハ例ニ依リ署員一同ヨリ餞別トシテ左記頭書金額贈呈相成候ニ付別紙郵便為替ヲ以テ御送付申上候間御落手之上ハ午御手数數御分配之上受領証御差出之被下度候

三十六年三月廿六日

第二土木監督署

守屋慶三

阿部勝治郎様

金六円二十五銭二厘

渡辺為広様

金九円四十七銭九厘

阿部政五郎様

金八円五十七銭八厘

佐藤幸作様

金八円五十九銭八厘

佐藤久三郎様

金一円七十八銭

斎藤鋭夫様

金三円五十六銭三厘

とある如く、規定による餞別（退職金）が贈られているから終了の時期は明治三五年度であり事務所等の閉鎖あるいは廃止は三月末であることは確実である。



第二工営所職員 (阿部家蔵)

六、おわりに

内務省直轄改修工事は岩手、宮城県両県の内陸部における交通、運輸の大動脈として、最大、かつ、唯一の、北上川舟運の航路確保を第一眼目としたところであるが、明治二三年、日本鉄道株式会社が経営する鉄道（東北本線）の開通によって交通、運輸の殆んどが、鉄道便に替り、北上川舟運は日ごとに衰退し同三〇年頃には北上川に船影を止めざるに至ったのである。しかるに、内務省による低水工事は依然として続けられ、予定通り三五年度その完成を遂げているのである。

その後は、岩手県によって維持管理が施工されているが、その間における水害、其の他によって生じた損傷が所等は、内務省直轄工事中に勤務した技術者等によって計画され、その施工等はかつて内務省工事を経験した労務者達によって、修築等の工事が施工されている。

従って、北上川は内務省方式による修築工事が継続的に施工されていると言っても過言ではないのである。そして、内務省直轄改修工事によって得られたところは北上川の航路ではなく、現在の北上川でありその流形である。

もし、明治中期における内務省直轄改修工事が施工されなかったと仮定するなら、現在北上川がどこをどのように流れていたか、想像する事さえ出来ない。

同工事の完成は、陸上交通の発達によって北上川舟運における航路として十分にその効果をはたし得なかったとして

も、河道の安定は、沿岸地帯における住民の生活、興産等に裨益するところは、大にして計り知れないものがあり、その後の治水計画も、この改修工事を基礎として樹立されているのであるから、その利とする処は無限である。

註 (1)内務省史

(2)国会図書館資料

(3)阿部文書

(4)法令全書

(5)河川台帳

(6)酒田工事事務所資料

(7)北上川河川調査書

(8)三宅資料

以上

第三章 高水工事 (一)

第一節 概況

高水工事は、その流域に及ぼす洪水の防止にあるが、明治維新後における河川行政は交通、運輸の動脈として低水工事に重点を置く工事が施行されている。

内務省が、明治一三年より同三五年に至る一三年間にわたり施行するところの北上川直轄改修工事も、同川における航路確保の工事であり、直接高水対策に係るものではない。従って、地方庁において施行するところも、近世代において構築された堤防等の、補修、及び、洪水に因る災害復旧工事に止まり、新改築等の工事を施工するところではない。

別項で述べるが、政府の河川行政が高水対策を主とする傾向に至ったのは、日清戦争中であり、これが河川法制定の底流となり、明治二九年、第九回国会において同法が成立して以後のことである。

岩手県においても同法の主旨にもとづき、その後、河川行政を改め高水対策に力を入れるところとなったのである。

従って、岩手県による北上川堤防等の改良工事は、盛岡市における新築地の工事を除いては、殆んど、河川法制定の

第三章 高水工事

明治二九年以降に開始されている。天間沖堤防、黒石下柳堤防等の改良工事を始め同年以後において施工される所が多いのもこの為である。

これらを含む北上川本川における堤防は、明治四〇年北上川附属物として内務大臣の認定するところであり、国有構造物として地方長官の管理に属するところであり、その大要は次の如くである⁽¹⁾。

本川堤防		
右岸別	地名	堤防延長 間
右岸	自西磐井郡日形村字町裏 至同 字高山	(花泉町) 九九五 四一五
	江刺郡羽田村字草井沼	(水沢市) 四二五
	自胆沢郡真城村大字常盤	(水沢市) 五〇〇
	至同 佐倉川村大字常盤	(水沢市) 四二五
左岸	同	(水沢市) 九〇〇
	自江刺郡愛宕村字小谷木	(江刺市) 七二九
	至同 字大畑	(江刺市) 四〇五
	自同 字川島	(江刺市) 一、一九五
	至同 字東下川原	(江刺市) 二、一五一
	自江刺郡愛宕村字西下川原	(江刺市) 四二〇
	同 字宿	(江刺市) 二八五
	同 字天間沖	(江刺市) 一、九五八
	自同 字皂角	(江刺市) 三、五二四
	至同 稲瀬村字中島	(江刺市)

左岸	自 大字照沢字水先	(江刺市) 一、三三六	二、四〇四
右岸	至 大字稲瀬字金付	(北上市) 四二八	七七〇
左岸	自胆沢郡去相村字上谷木	(北上市) 三六五	六五七
	至同 字十二ノ木	(紫波町) 一四四	二五九
	自紫波郡長岡村大字西長岡	(紫波町) 三六二	六五一
	至 大字東長岡	(紫波町) 四六〇	八二八
右岸	同	(紫波町) 五九〇	一、〇六二
	紫波郡乙部村大字黒川	(都南村) 三〇〇	五九四
	自紫波郡徳田村大字西徳田	(都南村) 三三〇	五九四
	至同 大字藤澤	(矢巾町) 五一五	九二七
左岸	同 見前村大字二本柳	(盛岡市) 一九五	三五一
	岩手郡中野村大字門	(盛岡市) 一八〇	三二四
右岸	同 大字東安庭	(盛岡市)	
	同 本宮村大字向中野	(盛岡市)	

更に、主要二八支川における堤防は、規模の大小は別として次の如く数十か所に築造されている⁽¹⁾。

支川堤防		堤防延長	
河川名	地名	左岸里町	右岸里町
夏川	西磐井郡永井村外	二二〇	八、九四五
磯田川	西磐井郡油田村	一二四	六、五四五
	(花泉町)		
	(花泉町)		

西風谷地川	同	涌津村外	(花泉町)	一六	一、七四五		
油田川	同	油田村	(花泉町)	二〇四	八、二九〇	一二六	六、七六三
金流川	西磐井郡永井村外	(花泉町)	二一〇	八、九四五	三〇七	一二、五四四	
黄海川	東磐井郡黄海村外	(藤沢町)	三二二	一三、〇九〇			
薄衣川	東磐井郡薄衣村	(川崎村)	一五	一、六三五			
砂鉄川	東磐井郡門崎村	(川崎村外)	三二二	一三、〇九〇	四〇三	一六、〇三六	
猿沢川	同		三八	四、一四五	二一	二、二九一	
沖田川	同		五	五四五	九	九八一	
大谷地川	同		二六	六、七六三	一三〇	七、二〇〇	
磐井川	西磐井郡一ノ関町外	(一関市)	一〇四	四、三六三	一〇	一、〇九一	
太田川	同	平泉村	(平泉町)	一〇	一、〇九一		
衣川	胆沢郡衣川村	(衣川村)	八	八七二	二〇	二、一八二	
徳沢川	同		四	四三六	八	八七二	
戸河内川	西磐井郡平泉村	(平泉町)	一	一〇九			
山内川	江刺郡里石村	(水沢市)	一〇〇	三、九二七	一〇六	四、五八一	
人首川	同	羽田村外	(水沢市)	一	九、五九九	二三	二、五〇九
伊手川	同		二一六	八、八三五			
廣瀬川	同	愛宕村外	(江刺市)	二〇九	六、一〇九		
歌書川	同	廣瀬村	(江刺市)	一〇六	四、五八一	一六	一、七四五
胆沢川	胆沢郡金ヶ崎村外	(金ヶ崎町)	一九	二、〇七二	一	一、〇九一	
黒澤川	同	(金ヶ崎町)	六	六五四	一〇	一、〇九一	
宿内川	同	(金ヶ崎町)	一〇七	四、六九〇	一〇	一、〇九一	
和賀川	和賀郡鬼柳村外	(北上市)					

豊沢川	神貫郡花巻町外	(花巻市)	二	二一八	一	一、二〇〇	
瀬川	同	(花巻市)	一五	五、五六三	一〇	一、〇九一	
猿ヶ石川	上閉伊郡遠野町	(花巻市外)	四	四三六			
早瀬川	神貫郡八幡村	(遠野市)	一	一〇九			
滝沢川	同	(石鳥谷町)	一	一〇九			
耳取川	同	(石鳥谷町)	一	一〇九			
滝名川	紫波郡赤石村	(盛岡市)	一〇	五、〇一八	一三	一、四一八	
築川	岩手郡中野村	(盛岡市)	二	一、三〇九	二	二一八	
雫石川	紫波郡本宮村外	(雫石町)	二	一、三〇九	二	四、一四五	
龍川	岩手郡御明神村	(雫石町)	一〇	一、〇九一	二	二一八	
中津川	盛岡市	(盛岡市)	一〇	一、〇九一	二	二一八	

以上の如く多数にのぼる堤防の殆んどは、藩政時代における旧堤に嵩揚、拡幅等の改良工事を施せるもので、新設等の堤防は見られない。

北上川における高水対策として堤防等の改良工事が、本格的に施工されるに至ったのは明治四二年の大洪水以後であり、岩手県における土木関係の機構が充実されたのも、この洪水が契機となっている。

その後、逐次、堤防の新設並びに、旧堤の改良工事が施工され、北上川洪水氾濫原に展開する豊饒な耕地と、数万に及ぶ沿岸住民を洪水の危険から救う堤防の完成を期しているのである。

註 (1) 岩手県管轄地誌

第二節 本 川

一、花 泉 地 区

宮城県境に近い西磐井郡永井、日形村（花泉町地区）における高水工事は、永井村地区の荒屋敷堤防及び近世初頭日形等の地頭木村勘助によって構築された高山堤防等がある。

イ、荒屋敷堤防

北上川右岸支流金流川は永井村宇東永井において本川に合流する。

荒屋敷堤防は、同合流点右岸字川口にあり、同地域における洪水防止上重要な施設である。しかし、その築造年代等は明らかでないが、近世代、仙台藩によって築造された堤防であり、明治初期に及んだところは次の如くである。

荒屋敷堤防 村（永井）ノ東方北上川三沿ヒ字川ノ口ニテリ長五町零五間高八間馬路式圍三尺横敷拾八間修繕費百三屬ス

とあり、維持管理は水沢県等の地方行政庁によって施行されたところであるが、雨後の状況については明らかでない。

同堤防は、受益面積が少く、更に、維持管理が支川金流川堤防と共に施行されるためか、岩手県管内最下流に位置する本川堤防であるがその所在は知られていない。



23 日 形 堤 防

ロ、日形堤防

日形堤防は、北上川右岸西磐井郡日形村（花泉町）の中心部にあり、日形町及び同村における殆んどの水田に氾濫する洪水を防止する重要な堤防である。

同堤防は地頭木村氏によって築かれ、伊達、田村氏等が修築に尽したことは既に述べたところであるが、明治八年洪水に因りその一部が破堤し、字石畑同機場等の水田が深く冠水して、日形町の住家と共に多大の被害をこうむっている。その災害復旧工事は地域住民によって施工され、維持されている。

同堤防は、高山堤防の名を以って呼ばれ、明治初期におけるところは次の如くである。

高山堤防 村（日形）ノ東方高山ニ起リ北上川ニ沿ヒ字町裏ニ至ル長貳拾四町四拾壺馬路式圍根敷壺拾五間修繕費民ニ屬ス

とある。

同二三年の洪水により、再び、破堤し、その復旧工事は従前の如く日形村によって施工されるところであるが、岩手県は災害復

旧費補助金二、〇〇〇円を出し工事の促進を計っている。しかるに、岩手県会議は常任委員会の審査を不十分とし、更に、県の支出を不当として紛糾するに至った。この時、小沢孫左エ議員は、その正邪を質し「番外議員ニ説明ヲ煩シタイ」と提案している、石井県属官は次の如く説明している⁽²⁾

日形村たる北上川畔に沿いたる村落で、すなわちわずかに堤防あるため村落を形造りおれども。不幸にして一朝その堤防の破壊することあるときは、同村の人間たるや、みすみす流失せざるべからざるはよく知るものあらん。本年度に起こりたる水害のごときは、近年まれなる洪水で、ついに堤防の破れたることは、直ちに郡長より上申あり、技手及属官を派遣して実地を調査せしめたるころ、その状態たる郡長の上申より少しも異りたることなく、もし等閑にするときは、いかなる水害をこうむるかも計り知られざるをもって、これ急施とみなし、すなわち常置委員会を開いて議決の上、補助せし次第である」云々とある。

しかるに、県会議はなおも諒承することなく「西磐井郡日形村ニ対スル土木費補助之儀ニ付仰御説明書」を議決し、議長上田農夫の名において石井省一郎知事にこれを提出し追及している。

しかし、日形の実状は、補助金を得なければ復旧不可能のことは郡長の上申どおりであり、しかも、現地の窮状は議會が論争にいたずらな日時を空費するが如き余裕はなく、遂に、紛糾する県会議をして補助金の支出を余儀なからしめたのであろう。同年の決算書に土木補助金二、〇〇〇圓の支出がある⁽²⁾。

同堤防は、明治四〇年北上川附属物として延長九九五間が、内務大臣によって認定され⁽³⁾、国有構造物として岩手県知事の所管に属し、同四三、大正二年等の洪水に因る災害等は岩手県によって復旧工事が施工され、更に、維持管理が施工されている。

註 (1) 岩手県管轄地誌

(2) 岩手県会議記録

(3) 北上川河川台帳（略号、河川台帳）

二、薄衣、弥栄地区

北上川の狭窄部（旧称山の内）の中央左岸支流砂鉄川合流点附近川崎、薄衣並びに対岸弥栄等の村々は、古い時代における河跡に土砂が堆積し成生した平地であり、北上川との比高が少く洪水の氾濫は毎年数度に及ぶ所である。これが対策として弥栄村（一関市）に四堀堤防がある⁽¹⁾。

築造年代等は明らかでないが、藩政時代に築造され、明治維新後に及んだ堤防である。

明治初期における堤防は⁽¹⁾。

四堀堤防 村（富沢）（弥栄村の旧称）ノ東字高畑ニ起リ字内ノ目ニ至ル長四町七拾零間高三間馬踏宅間根敷七間修繕費官ニ属ス

とある。

その後、管理は地域住民によって施行されたところか、明らかでない。

註 (1) 岩手県管轄地誌

三、一関地区

一関市効外川辺、舞川等の地域は、北上川の河道変遷等によって成生された河岸平野であり、北上川との比高が甚だ低い、更に、この地域は洪水時における湛水位の上昇が著しい所である。

従って、中小の堤防を以って洪水対策とすることは徒勞に等しく、洪水防止のためには絶対大堤防を必要とする所である。

しかし、同地域における経済力が弱く、又、地方財政を集中して、ひとりこの地区の堤防費に充当することも県治上不可能なことであり、大堤防等の構想もなく、殆んど無堤地帯である。

しかし、明治初期においては真滝、舞川の両村（一関市）に各々六〇間余の堤防が記録されているが⁽¹⁾その位置も不明であり、又、遺構も見られない。

註 (1) 北上川流域調査書

四、平泉地区

平泉地区における古代の堤防については、既に述べた如くであるが、近世代における堤防の維新後に及ぶものは、右岸衣関村福養堤防、左岸長部村北上川堤防等がある。

イ、福養堤防

福養堤防は、衣関村（平泉町）字福養にある。

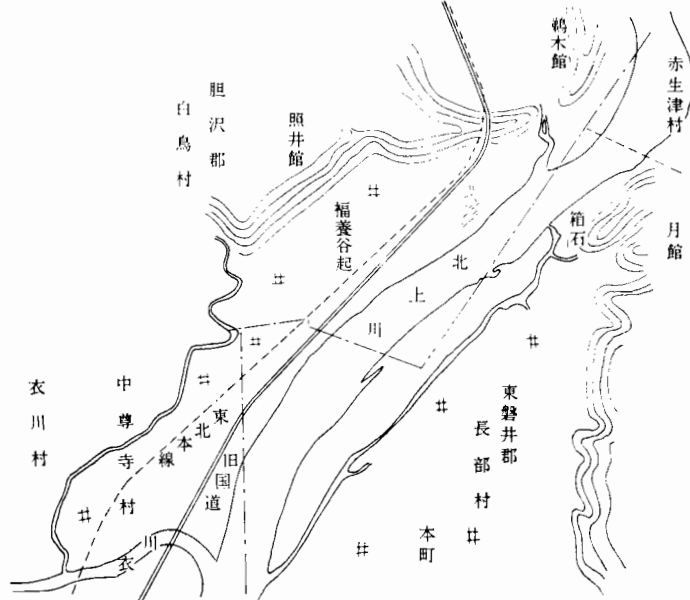
同地域は、旧北上川の河跡等に、洪水によって運ばれた土砂の堆積によって成生された平地であり、北上川との比高が少く洪水の氾濫による浸水、冠水等が甚だしい所である。

これが対策として築かれた同堤防の築造年代等は明らかでないが、明治初期における堤防は次の如くである⁽¹⁾。

福養堤防
村（衣関）ノ東方北上川ニ沿ヒ字福養ヨリ
起リ字高川原ニ連ル長三町五拾五間高四尺
ヨリ壹丈貳尺ニ至ル馬路老間根敷三間修繕
費官ニ属ス

とあり、官費により維持されているところであるが、同中期に至り、日本鉄道株式会社によって布設されたところの鉄道線路が、同堤防にとって変り、更に、開田等によりその遺構は失われるに至った。

第3図 福養堤防



ロ、北上川堤防

北上川堤防は、北上川左岸東磐井郡長部村（平泉町）にあり、同村宇開墾地及び西磐井郡平泉村に属する同村宇里、本町等の集落に及ぼす洪水の氾濫を防止するため、北上川河岸に沿うて築かれた堤防である。

同堤防の築造年代等は明らかでないが、明治初期に及んだところは次の如くである⁽¹⁾。

北上川堤防 村（長部）ノ西方北上川ニ沿ヒ宇里前ヨリ起リ宇開墾地ニ連ル長七町三拾零間高式間馬路老間根敷式間修繕費官ニ属ス

とあり、その受益面積は三一八町歩に及ぶ所である。

同堤防は維持管理等が官費を以って施行されているが、同四三年等の洪水により河道の変化が原因しその一部を減少するに至ったのである。

註 (1) 岩手県管轄地誌

五、母体地区

北上川左岸前沢町生母地内における高水対策施設は、近世の築造に係るものであり、維新後に及ぶものは、稲置における大曲及び母体にある奴谷起堤防等があり、これに続く黒石堤防がある。

イ、大曲堤防

大曲堤防は胆沢郡稲置村（前沢町）大曲にあり、築造年代等は既に述べたところであるが、明治初期に及んだところ

は次の如く一〇町とある⁽¹⁾。

大曲堤防（六日入村）字菰蒲田川原ニ起リ宇西谷起ニ連リ北上川ニ沿フ長老拾零町高五尺馬路老間三尺根敷三間

とあるが、その後の洪水等により堤長を減じている。

同堤防は母体谷起の中央部から下流の耕地に及ぼす洪水の氾濫を防止する堤防であるが、最も影響の大きい所は東磐井郡赤生津村（前沢町）であり、堤防敷地の殆んどは稲置村の管内である。しかるに、明治末期生母村（母体、赤生津二村を合併した村）は自村の耕地を護るため、村費を支出し、赤生津地区住民を動員して、附近に産する岩石を以って旧堤の法面を覆い石堤に改良している。その後、同堤防は損傷を受けることがない。

昭和前期、連続洪水の被害に耐えかねた赤生津地区住民によって、同堤防の増強工事の施工が強く要望されたが、用地問題が解決せず未だ旧態のままである。

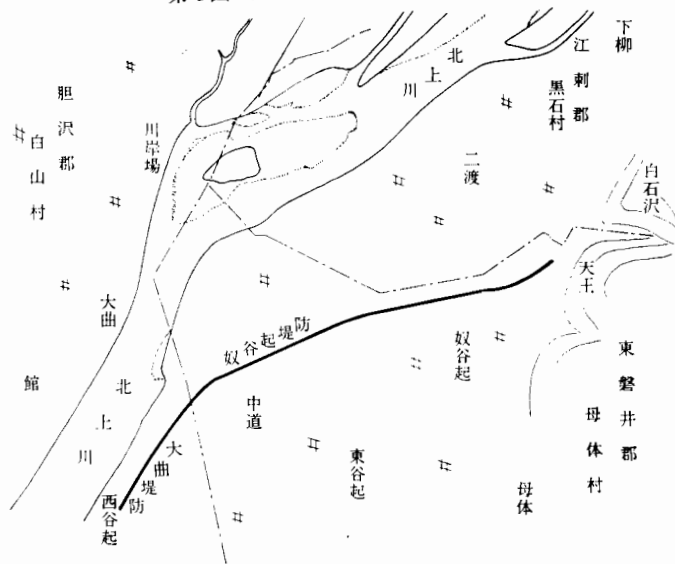
ロ、奴谷起堤防

奴谷起堤防は、北上川左岸東磐井郡生母村（胆沢郡前沢町）母体にあり、奴谷起、母体谷起等の耕地に及ぼす洪水防止の堤防である。

奴谷起、母体谷起等は江刺郡黒石村（水沢市）下柳より母体村を経て赤生津谷起に続く延長五料、幅一、五料に及ぶ紡錘形の平野である。

同地域における奴谷起堤防の築造年代等は既に述べたところであるが、明治初期における同堤防の維持管理等は、従来の慣習に準じ地域負担によって施行されたところであるが、同八年九月より地方費支弁により、維持修繕等が施行されている。従って、工事は官の監督のもとに行われ、県は、係官を現地に派遣し、検査のため駐在せしめている⁽²⁾。

第4図 大曲・奴谷起堤防



十等出仕 神川渉
堤防修繕為検査第八、九大区江當分出張申付候事
明治八年十月廿七日
水沢県 (再出)
とある。

水沢県は、全国的河川行政の確立以前において、既に、管内河川維持等に独自の行政方針を樹て堤防等の維持管理に万全の処置を講じている。

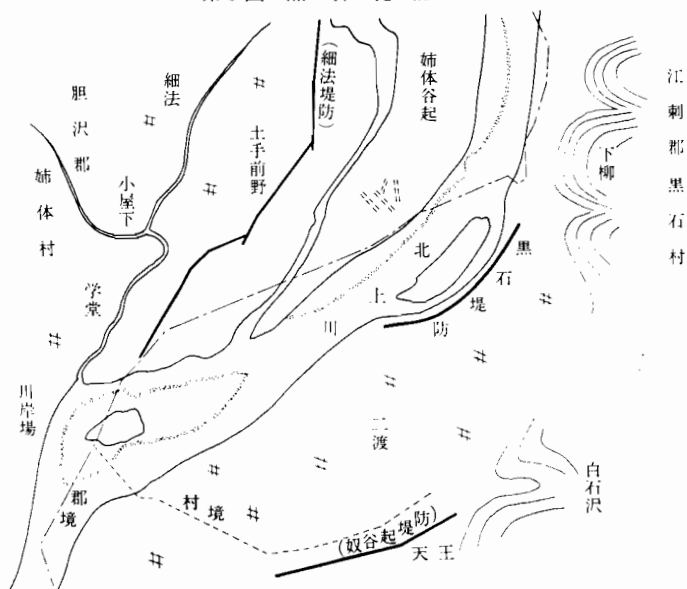
同九年岩手県に編入と共に、堤防等の維持修繕等は岩手県が定額区費より支出されている。

同堤防は、稲置村(前沢町)宇大曲地内菖蒲田に至り大曲堤防に接続するものであるが、明治初期における状況は次の如くである(1)。

奴谷起堤防 村(母体)ノ西北北上川ニ沿ヒ宇天王ニ起リ宇中道ニ連ル長老拾四町三拾四間高老間三尺馬路四間根敷七間修繕費官ニ属ス

とあり、維持管理等は官費を以って施行されたところであ

第5図 黒石堤防



る。更に、同四〇年北上川附属物として同堤防が延長七〇〇間認定され、県によって管理されている。
同四三、大正二年等の洪水に因る災害復旧工事等は県によって施工され、更に、増強工事が施されるところである。

ハ、黒石堤防

黒石堤防は、北上川左岸江刺郡黒石村宇下柳にある。同地域の一部は北上川の旧河道であり、洪水等に因る堆積土砂によって形成された所である。従って、北上川との比高が少なく、洪水の氾濫が多い。しかし、土性肥厚であり、早くより耕作が行われ、宇二渡等の集落が発達している。

同堤防は、二渡等の集落とその周辺の耕地に及ばず洪水を防止するものであるが、更に、下流 奴谷起堤防の防壁的機能をも有する堤防である。

しかるに、同堤防の築造年代等は既に資料が散逸し見るべきものなく、殆んど不明である。

明治中期の調査によれば延長一四町、受益面積一二三町歩とあり、同地域に大きい影響の及んでいることは明らかである。

しかし、同後期における堤防延長は一〇町と減少している⁽⁵⁾。その理由は明らかでない。

明治三十九年河川法の制定により、北上川は岩手県によって所管されるところであるが、同堤防は地域住民によって維持されるところであり、同四三年、大正二年等の洪水に因る災害復旧等は如何に処理されたか明らかでない。

昭和初期における同堤防は、わずかに数町の断片の小堤防の遺構が見られるのみである。⁽⁴⁾

註 (1) 岩手県管轄地誌

(2) 赤生津文書

(3) 河川台帳

(4) 北上川河川調査書

(5) 北上川流域調査書

六、胆沢郡南部地区

胆沢郡南部地区における堤防は、前沢町宇白鳥の鵜木堤防、同稲置の大曲堤防、白山の細法堤防等があり、更に、水沢市真城、佐倉河等にまたがる来神堤防、羽田、佐倉河両地域の小谷木堤防等がある。

イ、鵜木田堤防

鵜木田堤防は、北上川の大湾曲部にあり、白鳥川の右岸白鳥村（前沢町）宇鵜木集落並びに附近の耕地に氾濫する洪

第6図 鵜木田堤防



水を防止すると共に、鵜ノ木館の頸部の分断に因る、鵜木集落の孤立化を防ぐ重要な堤防であり、築造等に関しては既に述べた如くであり、同堤防の明治初期に及んだところは、次の如くである⁽¹⁾。

鵜ノ木田堤防 村（白鳥）ノ東部北上川ニ沿ヒ宇白鳥館ニ起リ宇浪洗ニ連ル長六町貳拾零間高七尺馬路老間三尺根敷貳間三尺

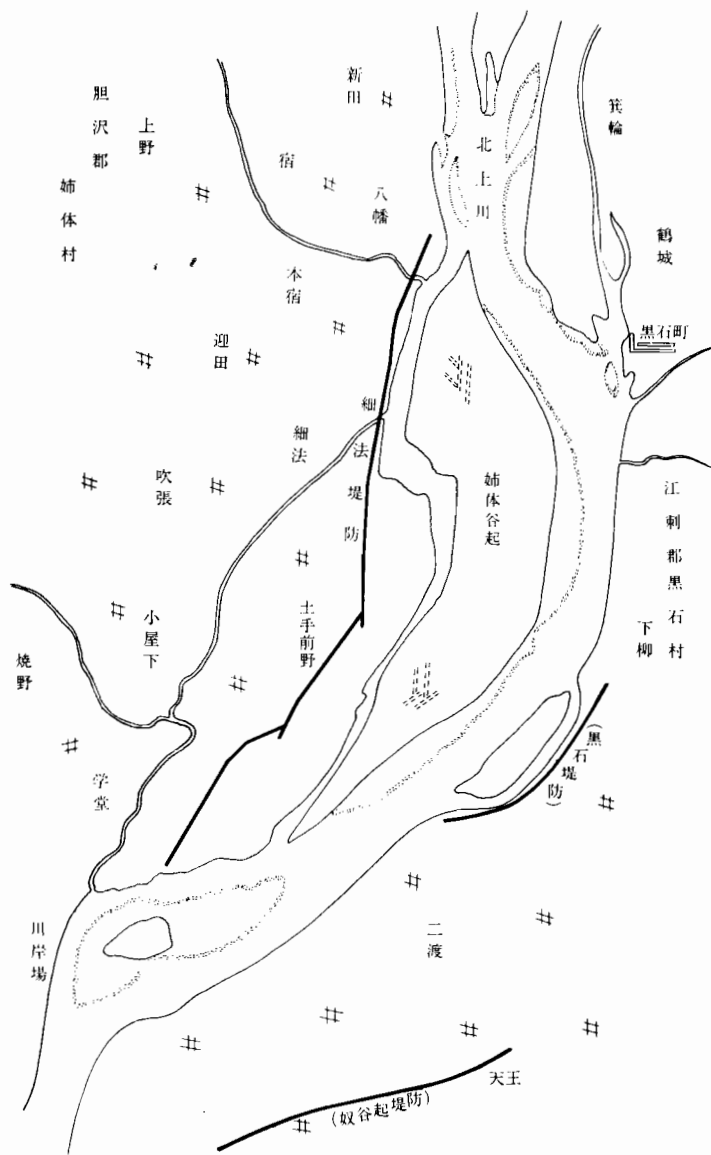
とある。

同堤防は、前述する如く北上川の湾曲部に位置するため中、小洪水にも被災し易い所であり、災害をこうむることその数を知れず、その復旧と共に補強工事が施工されている。

ロ、細法堤防

細法堤防は、北上川右岸胆沢郡姉妹村（水沢市）にあり、宇細法、迎畑等の水田地帯に及ぼす洪水氾濫を防止する堤防であり、その築造年代等は別述する如くであるが、明治初期における同堤防は⁽¹⁾。

第7図 細法堤防



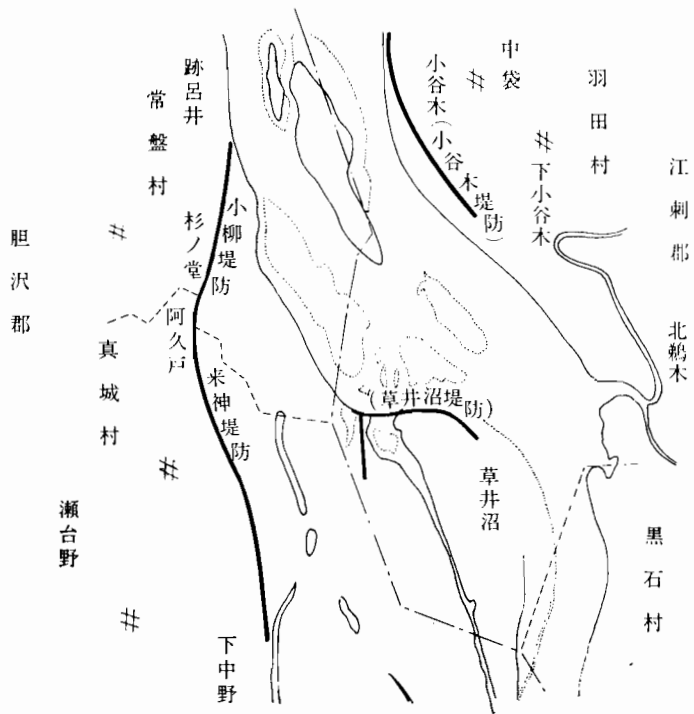
細法堤防 (上麻生村) 宇石川原ヨ
リ起り細法小谷下ヲ経テ翰戸下ニ連リ
北上川ニ沿フ長式拾五町高五尺馬踏壱
間三尺根敷三間
とある。

同堤防は、その後、明治四三、大正二
年等の洪水により少なからざる被害をこ
うむるところであるが、復旧工事と共に
補強工事等が施工されている。

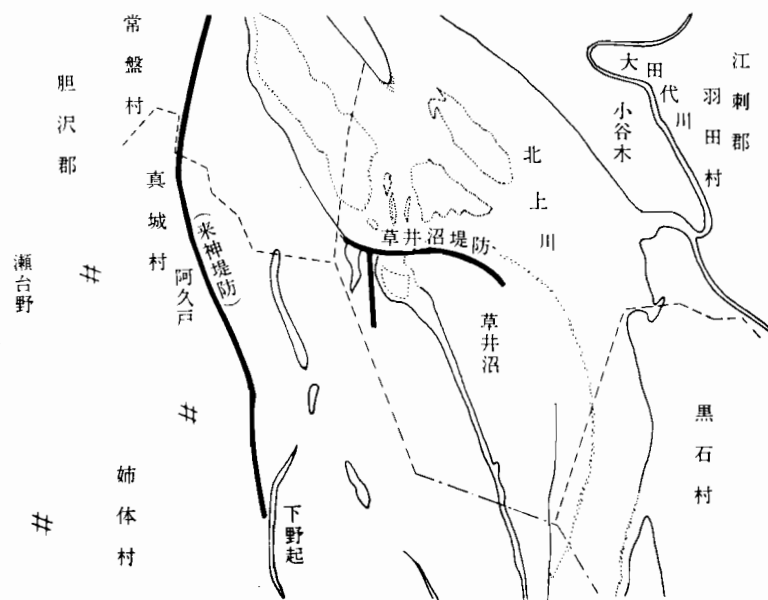
ハ、来神、小谷起堤防

来神、小谷起両堤防は共に北上川右岸
にあり、来神堤防は、胆沢郡真城村(水
沢市) 字下中野起より同村 字 阿久戸境に
至る堤防であり、小谷堤防は来神堤防の
上流端より阿久戸谷起を遡上し、佐倉河
村(水沢市) 常盤 字 小谷起を経て同村 字
杉ノ堂に至る堤防であり、築造年代等は
別述するところであるが、明治初期に

第8図 来神堤防



第9図 草井沼堤防



おける同堤防は⁽¹⁾。

来神堤防^{キタカミ} 村(真城)ノ東北北上ニ沿ヒ字阿久戸野起ニ起リ字下中野起ニ連ル長壹拾貳町三拾壹高式間馬路壹間三尺根敷四間

とあり。更に、小谷起堤防は⁽¹⁾、

小谷起堤防 常盤村(佐倉河村の一部)ノ東方北上川ニ沿ヒ字下谷起ニ起リ字沼尻ニ連ル長五町貳拾零間高六尺馬路壹間根敷貳間

とある。

又、藩政時代に北上川本流の東遷に災いされ(別項で詳述する)、母村江刺郡田茂山村(水沢市羽田町)より分離して右岸阿久戸野起に接続するに至った字草井沼八軒の危険を避けるため、集落上流側に築造された小規模の草井沼堤防等がある。

同堤防の上流端に近い旧河道は、内務省直轄改修工事によって締切堰堤が設けられ、更に、県工事による堤防が築造され字杉ノ堂台地に接続され、同三〇年に

は延長四〇〇間余となり、阿久戸野起等に及ぼす洪水氾濫を防止する重要な河岸堤防となり、来神、小谷起の両堤防は内堤防的存在となるに至ったのである。

同四〇年草井沼堤防は北上川附属物として延長四一五間が認定されている⁽²⁾。

その後、岩手県によって維持管理される場所であるが、同四三、大正二年等の大洪水により多大の被害をこうむり、その復旧工事と共に増強工事が施工されたところである。

註

- (1) 岩手県管轄地誌
- (2) 河川台帳

七、江刺地区

明治維新後、江刺地区に残されている藩政時代の堤防は、羽田村(水沢市)新田堤防、愛宕村(江刺市)の丹吾、中谷木、三日町堤防等があり、更に、稲瀬村(江刺市)三照地内に雲雀、中島堤防等を総称する土手根堤防がある。

これらの堤防は、維新後も旧時代と変わることなく、同地域における洪水対策上絶対欠くことの出来ない堤防であり、住民の等しく重視するところである。

これら、一群の堤防は江刺平野の西縁に連なり、北上川の洪水に対処するところであり、その維持のため、古くより地域住民が拂った負担と犠牲は、決して少ないものではない。

それは、ただ、一か所の決壊、破堤等が江刺平野全城の災害に関連する重要な堤防であるからである。

イ、小谷木堤防

小谷木堤防の築造年代等は、既に述べたところであるが、左岸羽田村宇小谷木より北上川に沿い、上小谷木を経て宇中袋で、左支人首川新田堤防に接続するところの堤防であるが、明治初期においては新田堤防の名で呼ばれ、北上川本川堤と支川堤が合併されている。従つて、延長等も合計間数で記録されている⁽¹⁾。

新田堤防 村(羽田)ノ西北字川椽ヨリ起り字
向森、森、荒川、栗ノ瀬、中袋、上小谷木ヲ經テ
小谷木ニ連リ伊平川及荒川(人首川)ニ沿フ長式
拾七町老拾五間高老間馬路老間式尺根敷式間三尺

北上川左岸本堤 江刺郡羽田村 九町とある。

同堤防は、明治四〇年北上川附属物として延長六一五間が認定され⁽³⁾、岩手県の所管に属し、維持管理等が施行されるところである。

同堤防は、同四三 大正二年等の洪水に因り、決壊等の災害數が所に及び、同地域の耕地一五〇町余、鑄物の町、田茂山、羽黒堂等の人家五〇〇余等が浸水、冠水等の被害をこうむるところである。

(二) 愛宕地内堤防

愛宕村（江刺市）は、北上川左岸にあって、江刺平野の中心部に位置する所である。

同地域の殆んどは旧北上川の河道或いは洪水氾濫原であり、ここに堆積せる土砂によつて自然造成された平地であり、北上川との比高が少なく洪水氾濫の常襲地帯である。

従って、洪水防止対策として堤防は早くより設けられている。(第一輯に詳述す)

明治初期における同地域は、藩政時代の築造にかかる大小の堤防によって、北上川の東岸が、殆んど閉塞されるところである。その主なるものは前編に述べる丹吾堤防等の三堤であるが、その外、三治川原堤防、天間堤防がある、更に、北上川筋より広瀬川筋に及び新川堤防等があり、愛宕地内住民のみならず、江刺平野の洪水防止として欠くことの出来ない堤防である。

イ、丹吾沼堤防

丹吾沼堤防は、同村の南方において北上川、荒川（人首川）の合流する宇東地蔵島より同土花を経て宇大畑に至る堤防であり、築造年代等は別述するところであるが、明治初期に及んだところは⁽¹⁾。

丹吾沼堤防 村（愛宕）ノ南部深川溝ニ沿ヒ宇大畑ニ起リ宇土花ニ連ル長八町高三間馬路式間根敷四間とある。

同堤防は、明治四〇年北上川附属物として延長四〇五間が認定されている⁽²⁾。

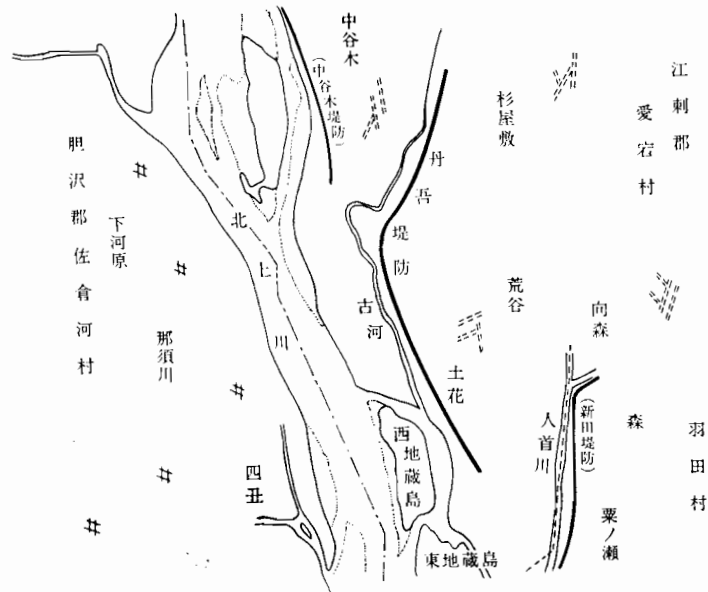
その後、同四三、大正二年等の洪水により宇大畑地内で破堤し、同地域及び羽田村等が多大の被害をこうむっている。

洪水に因る災害復旧工事等は、県によって施工され、更に、増強工事が施されている。

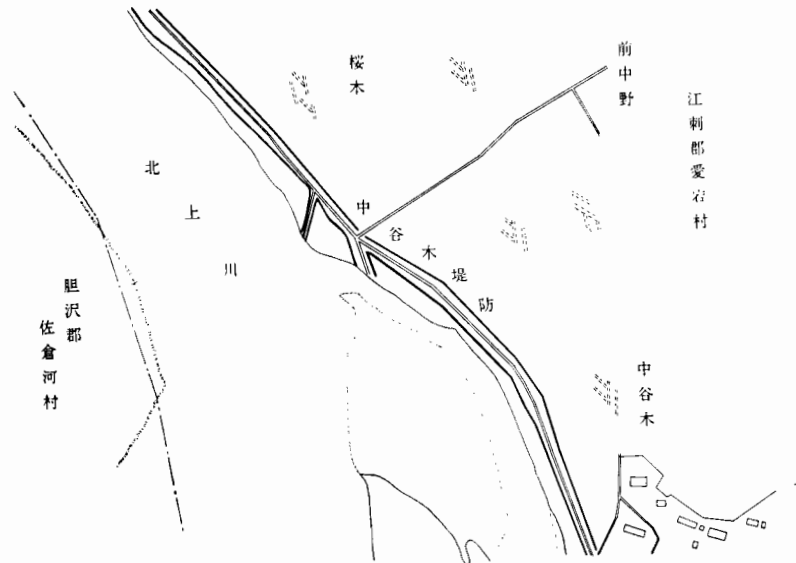
ロ、中谷木堤防

中谷木堤防は、愛宕村宇川島より同中谷木を経て宇

第11図 丹吾沼堤防



第12図 中谷起堤防引堤痕跡



東下川原南境に至る堤防であり、丹吾沼堤防と宇川島で霞堤を構成する北上川筋の堤防である。

この堤防の築造年代等は別述するところであるが、明治初期に及んだところは⁽¹⁾。

中谷起堤防 本村（愛宕）ノ南方北上川ニ沿ヒ宇大畑野木ニ起リ宇前中野、海老嶋、外谷起、中谷起ヲ経テ川島ニ連ル長七拾零町高三間馬路式間根敷四間

とある。

この堤防は蛇行する北上川の曲点にあり、流心の激突による河岸の侵食、崩落等が甚だしく、更に、洪水による堤防の決壊、流失等「その数を知らず」と称されている。

これらの復旧工事は、常に引堤によって施工され、遂に、民有地を堤敷とし築堤するに至っている。そのため、堤防線は左岸に大きく湾入し、破堤の痕跡は北上川河岸に突出して残り、耕地は河道に変じ、更に、有租地が堤敷にあてられ、同地区民の所有が一部右岸水沢側に残されている。

(註) 土地所有権の確認は明治七年地券の交付によって行われ

第三章 高水工事

御目論見被下渡人夫高

内、八百三拾人六分 高寺村
残、千九百三拾八人 此他村割分

(以下村別割分略)

とあり、片岡村（江刺市岩谷堂町大字片岡）の二四二人を筆頭に各村草高に応じ賦役し、堤防敷地及び土取場等には、民有地が当てられている。潰地の免租申請によれば次の如く三反余に及んでいる。

堤防敷地并ニ土取場之儀ニ付願

第十一大区三小区高寺村

字三日町

貳百九番

一、田三畝拾六歩

小沢松之原

反米

壹石五斗

字同

貳百七拾壹番

四畝拾八歩之内

一、田三畝拾歩

小沢登利藏

反米

壹石五斗

字同

貳百九拾番

四畝廿歩之内

一、畑貳畝歩

高橋 喜作

反大豆

五斗五升壹合

(中略)

小以反別三反七畝廿九歩

内

田反別老反壹畝廿九歩

八畝七歩

反米

壹石五斗

三畝廿二歩

反米

八斗九升六合

畑反別貳反五畝壹歩

反大豆

五斗五升

右ハ北上川附宇三日町堤防敷地ニ有之昨明治七年七月中大洪水之節急破ニ罷成御届奉申上御検査之上御普請被成下候ニ付前書名面之者其ノ耕地江建築罷成右地所堤敷地并ニ土取場ニ相成候間右地所御見分之上御仁恤之御詮議ヲ以本年ヨリ倒目地ニ被下度連印ヲ以奉願候以上

明治八年十月

と、水沢県権令増田繁幸宛て願ひ出ている。

以上の如く多くの労力を投入し、貴重な耕地を犠牲にして復旧工事を施工したところも、同八年七月九日の洪水で法面崩落の災害をこうむるところとなり、更に、修築工事を起している。同調書によれば、その規模等は次の如くである⁽²⁾。

三日町堤防

延長一三六間（二四五米）

高 六尺（一、八米）

敷幅 二四尺（七、二米）

馬踏 二間（三、六米）

とある。

この工事を施工するに当り、人夫賃、諸材料費等に充当するため、御下渡金（前渡金）五〇〇円の前渡を磐井県権令に次の如く願ひ出ている。しかるに、磐井県は内金として金三〇〇円を交付し、残りは工事竣功後の精算書提出によつて支出している。同工事は間もなく（四月）竣功している⁽²⁾。

御普請金前借之儀ニ付願

第十一大区三小区愛宕村高寺

一、金五百圓

第三章 高水工事

第三章 高水工事

右ハ此ノ八年七月中大洪水ニテ急破ニ相成御届奉申上御検査之上御目論見御下渡被成下難有仕合奉存候今般右御普請人足賃金拂方及諸材買入方何分行届兼候間前書金額之通前借被成下度此段奉願上候 以上

明治九年三月十一日

惣代 小沢利代吉代理

高橋重右エ門 附

戸長 猪狩勘右エ門 附

磐井県権令 増田 繁 幸 殿

前書願出候付進達申上候也

明治九年三月十一日

第十一大区三小区長 松野 正心 附

第千四百四十五号

書面願之通八年夏急破修繕之内金參百圓可下渡候條受取方第六課へ可申出候事

明治九年三月十四日

磐井県令 増田 繁 幸 附

と、官費を以つて災害復旧工事を施工し、維持管理された同堤防は、同年岩手県に引継がれ管理されるところとなり、その後の調査によれば次の如くである⁽¹⁾。

三日町堤防 本村(愛宕)ノ西北部北上川ニ沿ヒ字土手外ヨリ起リ字皂角リ連ル長貳拾零間高四間馬踏貳間三尺根敷六間

とある。

その後、災害復旧工事等と共に、補強工事が施工され、明治四三、大正二年等の洪水に因り少なからざる災害をこうむっているが、岩手県によつて復旧工事が行われ、更に、維持修繕等の工事が施工されている。

(註) 北上川附属物の認定は土手根堤防と共に行われている。

(三) 稲瀬地内堤防

北上川左岸稲瀬村(江刺市稲瀬) 地内における堤防は、三日町堤防上流端より太三三照地内を北上川に沿ひ遡上し、左支田谷川合流点に至る土手根堤防と同村太三上三照地先を北上川に沿うて遡上し、同村下門岡(北上市稲瀬)に及ぶ押切堤防とがある。

イ、土手根堤防

土手根堤防は、稲瀬村境字小荒瀬で三日町堤防に接続し、字下三照、同沼尻地先等を経て字中島に至る延長一、七二〇間(三、一杆余)に及ぶ堤防である⁽⁴⁾。

同堤防の上流端(終点)附近は、北上川の蛇行する流心を真正面に受ける所にあり、洪水流の激突によつて破堤等の災害が発生し易く、明治八年等の洪水にも破堤し、濁流が江刺平野二〇数平方杆に氾濫し、膨大な被害をこうむるに至つたのである。

従つて、同堤防は江刺平野二千数百戸の住民にとっては、洪水氾濫から生命財産を守る第一線と考えられ重視されて来た所であり、その修築工事等は下流域住民の最大関心事であつて、奉仕的労務提供等が行われた事例のあるところである。

同堤防の明治初期に及んだ所は⁽¹⁾、

土手根堤防 本村(倉沢村)ノ西隅北上川ニ沿ヒ字中島ニ起リ字土手外ニ連ル長七町五拾零間高五尺馬踏貳間根敷四間三尺

第三章 高水工事

とある。

その後、内務省直轄改修工事によって田谷川合流点、宇中島を中心として多数の水制及び護岸工等が施工されている。同堤防は明治四〇年三日町堤防を含む一、九五八間が北上川附属物として認定され、岩手県によって管理されるところである。

明治四三、大正二年等の洪水に因る被害は大きく、その災害復旧工事は岩手県によって施工され、更に、増強工事等が施工されている。

口、押切堤防

押切堤防は、稲瀬村（江刺市）大字照沢（上三照）（宇水先より同押切（北上市稲瀬町）を経て宇金附（同）に及ぶ堤防であるが、その築造年代等は明らかでない。）

水先、押切等の地域は北上川河岸平野で北上川との比高が少なく、河床の堆砂が多く洪水の氾濫が発生し易い地形であり、同地域の防水施設として重要な堤防である。

同堤防の明治初期における状況は①。

押切堤防 本村（三照）ノ西方新川ニ沿ヒ宇金附ニ起リ宇押切ニ連ル長壹拾零町五拾六間高六尺五寸馬路九尺根敷四間とある。

同堤防は、明治中期施行された内務省直轄改修工事によって北上川の河道が西方（右岸側）に切り替えられてより、河岸を遠く離れ谷起地境に取り残されている。

明治四〇年同堤防は北上川附属物として延長一、三三六間が認定され国有施設となり、岩手県によって管理されると



24 押切堤防 (S48.3)

ころである。

註 (1) 岩手県管轄地誌

(2) 小沢文書

(3) 河川台帳

(4) 畑中文書（佐嶋資料）

八、胆沢郡北部地区

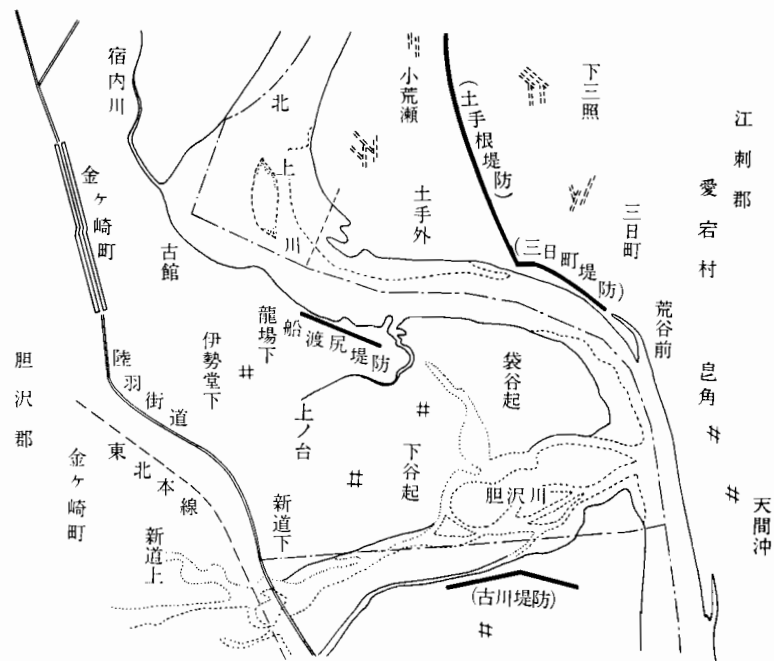
胆沢郡を分けて、その北半分を従来上伊沢と称しているが、上伊沢地区における藩政時代の堤防で明治維新後に及んだところは、西根村の舟渡尻、三ヶ尻村の北上川内、外堤防並びに相去村の相去堤防等がある。

イ、舟渡尻堤防

舟渡尻堤防は、北上川右岸西根村（金ヶ崎町）（宇龍場下、伊勢堂下等に及ぼす洪水の氾濫を防止するため舟渡（渡船場）下流に築かれた堤防である。）

この堤防は、藩政末期金ヶ崎館に居た大町氏がその給地に氾

第16図 船渡尻堤防



舟渡尻堤防 本村(西根)ノ東字龍場下地内北上川ニ沿フ長貳町五拾零間高とある。

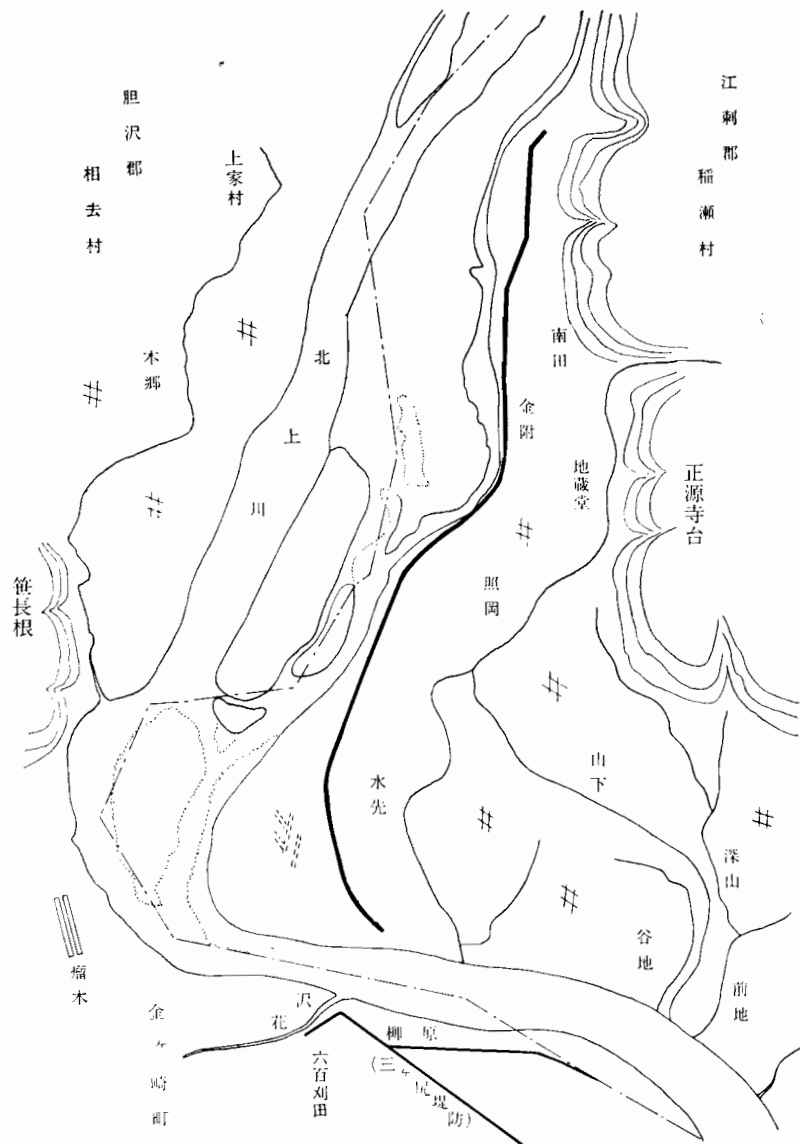
明治中期における内務省直轄改修工事の際同堤防附近に護岸水制等を施工し保護してより附近一帯は谷起地となり、次第に開拓されている。

同堤防は明治四〇年北上川附属物として延長一九五間が認定され、以後、岩手県によって管理等が行われている。同四三、大正二年等の洪水に因る災害復旧工事等は県工事として施行し、更に、増築を行い次第に長大な堤防となりつつある。

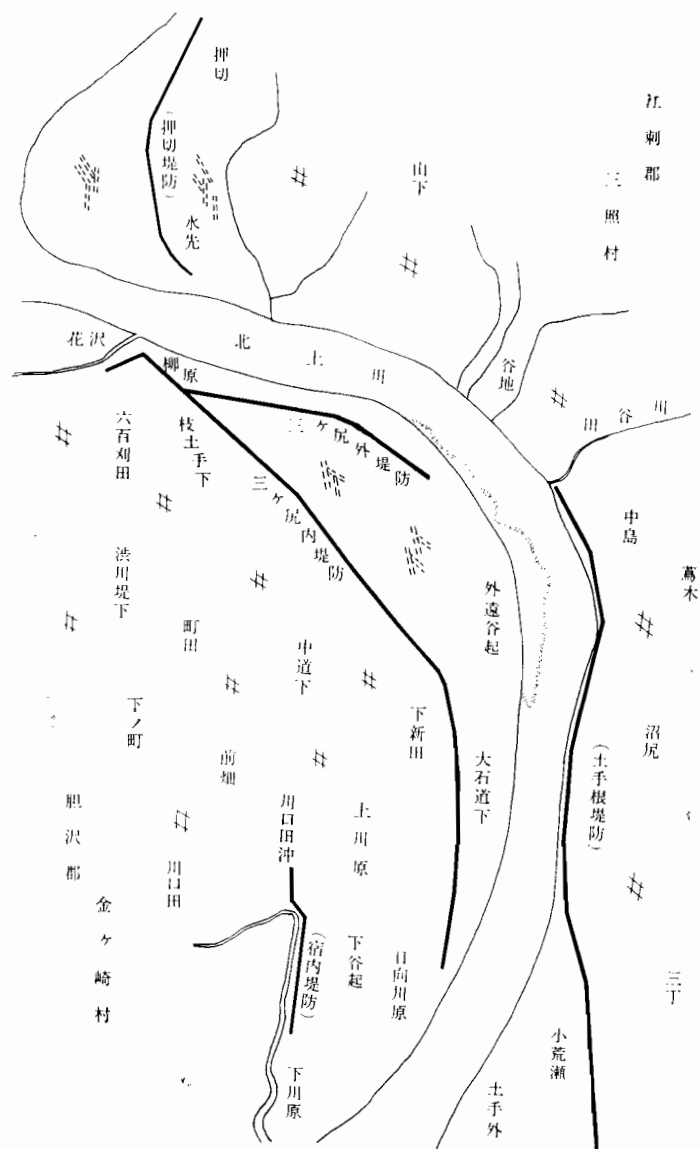
口、三ヶ尻堤防

三ヶ尻堤防は、北上川右岸三ヶ尻村(金ヶ崎町)にある。

第15図 押切堤防



第17回 三ヶ尻堤防



同地域は、金ヶ崎 六原等の西根台地の下にあり、北上川の旧河道及び洪水氾濫原等の低地に、洪水等による堆積土砂等によって造成されたところである。従つて、北上川との比高が少なく、洪水の氾濫が甚だしい。

しかし、土地肥沃であり、水利の便ある同地域は、古くより開発され、宇中村等の集落編成は古代に遡るところである。同地域の産土神、山王社は文治年間（一、一八四―一、一八九）の勧請と伝えられるところである。

同地域に及ぼす洪水防止のため築造された堤防は、宇土手寄より同柳原に至る内堤防と、宇大石道下より同柳原に至り内堤防と接続する外堤防の二堤がある。

しかし、両堤防井仙台藩によって、比較的早い時代において築造された事は推定されるが、築造年代等詳細については明らかでないが、両堤防の明治初期に及ぶところは次の如く長大堤である⁽¹⁾。

内堤防 本村（三ヶ尻）ノ東字柳原ヨリ起リ字土手寄ニ連ル長三拾零町高壹間四尺馬踏壹間三尺根敷七間
外堤防 本村ノ東北上川ニ沿ヒ字柳原ヨリ起リ大字石道下ニ連ル長七拾九町貳拾零間高五尺馬踏壹間三尺根敷四間
とある。

更に、同中期における堤防延長は三四町とあり、その受益面積一五九町歩とある⁽²⁾。

同後期の調査には、内堤防二七町のみが計上されている。しかし、外堤防が廃堤されているのではなく、ただ、調査外として取扱われたにすぎない。

右二堤は、明治四〇年北上川附屬物として内堤防一、五〇七間、外堤防五〇〇間が各々認定され⁽⁴⁾、岩手県の管理に属するところである。

同堤防は、明治四三、大正二年等の大洪水に因つて多大の被害をこうむっているが、これらの災害復旧工事は県によ

つて施工されるところである。

同堤防の影響するところは、字町下等の集落およそ九〇戸（金ヶ崎村総戸数の二五％）及び附近の耕地一二〇町歩の水田、其の他に及ぶ所であり、重要な堤防として、県に依る補強工事等が施工されている。

註 (1) 岩手県管轄地誌

(2) 北上川河川調査書

(3) 北上川流域調査書

(4) 河川台帳

ハ、相去堤防

相去堤防は、北上川右岸胆沢郡相去村（北上市）にあり、藩政時代の築造に係る堤防であるが、その詳細は明らかでない。

同堤防の明治初期に及ぶところは⁽¹⁾。

北上川堤防 本村（相去）ノ東方北上川ニ沿ヒ字水木ヨリ起リ孤塚ヲ経テ字岩ノ目ニ連ル長巻拾三町高巻丈ヨリ三丈ニ至ル馬踏

三間根敷七間

とある。

この地域は、北上川との比高が少なく、殊に明治中期における低水工事によって北上川の河道が、右岸側に切り替えられてより洪水の氾濫が起り易い状態となり、同四三、大正二年等の大洪水による被害は大きく、その復旧工事は岩手県によって施工され維持されている。

註 (1) 岩手県管轄地誌

九、鬼柳、黒沢尻地区

北上川右岸支流和賀川合流点附近は、和賀川の河道変遷と洪水氾濫等により低地を形成し、高水時における浸水、氾濫等が大きい。

同地区における堤防は、近世中期鬼柳地内に石堤を設けしと言うも、明治初期に至っては、その遺構等も見ることはない。

その後、県治時代に至るも北上川本川に対する高水施設等は施行されず殆んど無堤地帯のままである。

一〇、稗貫地区

稗貫地区は、一般的に北上川との比高差が多く、洪水の氾濫が少ない。従って、高水対策施設等は甚だ少なく、なおかつ、断片的であり、築造年代等の沿革は殆んど明らかでない。

明治初期における稗貫地区の堤防は、北上川右岸根子村（花巻市）花巻町（同）及び左右両岸にまたがる高本村並びに左岸矢沢村等であり、更に、大正年代、民間によって築造された八幡堤防等がある。

しかし、これらの堤防は規模の小さい堤防であり、調査時における規格の相違から延長等は必ずしも一定するものではない。

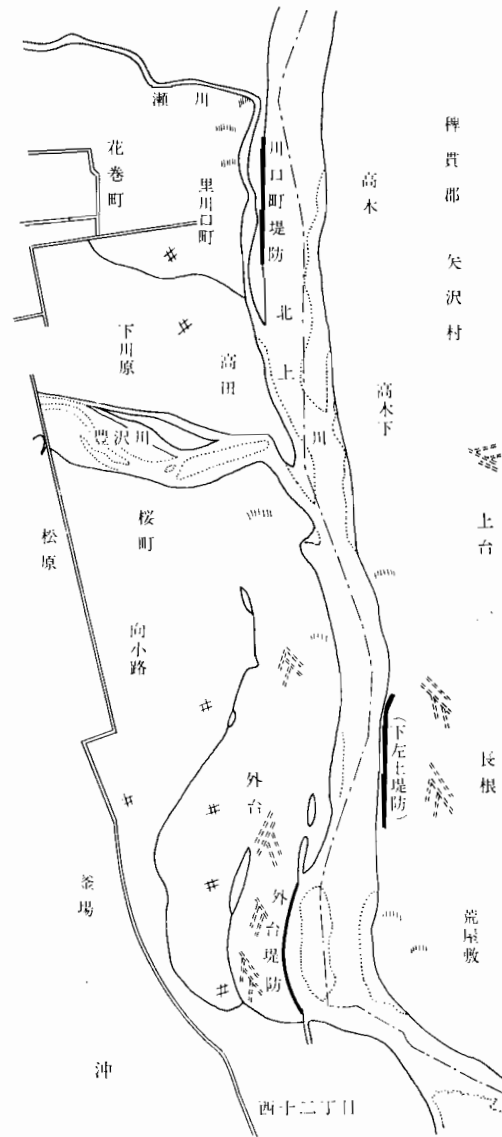
殊にも、根子、花巻両町村の堤防の如きは、一六町、あるいは二〇町とあるが、又、一書には、わずかに二町とあり、各書区々でいずれも信じがたいものがある。

これは、洪水防止を堤防に依存しない、堤防に対する関心の薄い顕われであろう。

イ、花巻地区堤防

花巻周辺の右岸は総して高崖をなし、北上川沿岸における平坦地は高木村（花巻市）^{宇小舟渡地域を除いては、殆んど、細長の平地にすぎない。}

第18図 花巻地区堤防



この地域における堤防は、根子村^{宇外台の旧河道における耕地に氾濫する洪水を防止するため築かれた一二〇間余りの堤防があり}、更に、花巻町^{宇川口に同じく一二〇間の堤防がある}。しかし、両堤防とも小地域を対象とするところであり、規模が小さく、明治四三、大正二年等の洪水には殆んどその用をなさなかったとの説もある。

ロ、高木堤防

高木堤防は、北上川右岸にあり、左岸高木村（花巻市）の飛地^{宇小舟渡}にある。

同堤防は、^{宇小舟渡台地より北上川右岸に沿い遡上して、旧猿ヶ石川の河道を締切る堤防であるが、同堤防によって花巻北郊外の旧北上川及び猿ヶ石川河道の転換する水田地帯に及ぼす洪水の氾濫を防止する重要な堤防である。}

同堤防の築造年代等は明らかでないが、藩政末期における河道開削と共に施工されたところであろう。

明治末期に至り、同堤防が岩手軽便鉄道の道床として強化されたところであり、近時はその遺構として考えられるに至った。

ハ、矢沢堤防

北上川左岸神貫郡矢沢村（花巻市）地内における堤防は、上左土、下左土、高洞堤防等がある。しかし、築造年代等は明らかでない。これら三堤の明治初期に及んだ所は^②、

上左土堤 村（矢沢）ノ北北上川ニ沿ヒ上左土ニアリ長武拾五間高四尺五寸馬路四尺敷三間修繕官費ニ属ス

下左土堤 村ノ北北上川ニ沿ヒ下左土ニアリ上左土堤ニ接ス長七拾五間高七尺馬路四尺敷四間修繕ハ官費ニ属ス

高洞堤 村ノ西北北上川ニ沿ヒ字高洞ニアリ長四拾間高四尺五寸馬路四尺敷三間修繕官費ニ属ス

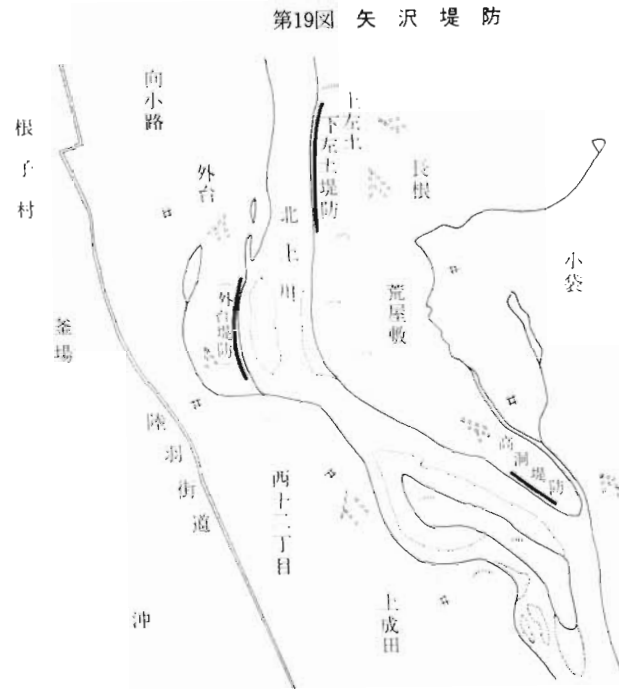
とあり、その維持管理等はすべて官によって施行されている。

同堤防は、明治中期の調書に延長七町余^②とある。これは同前期における増強工事による伸長である。

東十二丁目

中道

總貫田



第19圖 矢 沢 堤 防

落合堤 字落合（新堀村字落合）ヨリ北上川ニ沿
フ長巻町四拾間修繕費用官民未タ詳ナラス

とあるが、管理は民費によつたのであらう。同堤防に関する記録及び岩手県による改修等のことは見られない。

八幡堤防

八幡堤防は、北上川右岸稗貫郡八幡村（石鳥谷町）第十三地割にあり、同地域の地権者耕作者等の協同出資により、岩手県の許可を得て築造せし堤防と言う。

同地域は、北上川の侵食によつて形成された低地に、土砂が堆積し造成された平坦地である。従つ



25 八幡堤防完成記念碑（石鳥谷八幡神社境内）

て、北上川の洪水等には常に浸水する所であつたから、近時まで荒蕪地として放置されたところである。

伝承によれば、明治の初め頃附近の住民が荒地を拓き耕作してより、防水の必要にせまれ数人で土手を築いたのが初めとされている。その後、増強され、小規模ながら明治中期には延長三町余⁽³⁾とある。

更に、大正時代において地元関係者等が協力し、増強工事を施工し延長三〇〇間として洪水に備えたとあるが、

昭和二二年台風洪水には対応する堤防でなく荒廢するに至つた。

その後、村長を組合長とする八幡村北上川筋堤防組合を組織し、村費補助を受け総工費金四五万円を以って延長七〇〇間の堤防を完成すとある。その記念の碑に曰く

明治初年玉山忠蔵
上川長蔵等主唱シテ北上川筋第十三地割ニ約百間ノ堤防ヲ築キ其後大正年間ニ玉山善治郎玉山忠兵エ上川
庄四郎玉山善六玉山善右衛門等関係者協力シ二百間ヲ増築シテ水防ニ備ヘタカ構造狭小ニテ大洪水ニ對シテハ殆ント効力ナク

乃テ昭和二十三年十二月古館勝太郎長沢徳右衛門 新田又一玉山久左衛門等関係者ト相謀リ村当局ノ援助下ニ八幡村北上川筋堤防組合ヲ組織シ水防ノ更新増強計画ヲ立テ四十五万圓ノ工事費ヲ以テ全長七百間ノ大堤防ノ構築ヲ実施シ以テ水害不安ヲ除去シ得ルニ至ツタ依ツテ茲ニ銘シテ記念ス

昭和二十四年七月二十五日 建之

とある。

その受益面積六七町歩、関係者一三〇名と言う。この八幡堤防は、北上川沿岸において、私権の行使された唯一のものである。

註 (1) 岩手県管轄地誌

(2) 北上川河川調査書

(3) 北上川流域調査書

一一、紫波地区

北上川沿岸平野の上流部に位置する紫波、南岩手郡等の平野部は、北上川の蛇行跡、洪水氾濫原等に土砂が堆積し造成された沖積平野である。従って、土地は肥沃であり、北上山地より流出する谷水等を引用する水田耕作は、早くより行われたところであろうが、これらの耕地は北上川との比高が少ない平地であり、更に、北上川はその中央を蛇行しているため、高水時には附近の耕地に氾濫し、その及ぼす地域は廣大であり、その被害は、少なからざるものがある。

これが対策として築造された堤防は、左岸における長岡、乙部村等であり、更に、右岸堤防は古館、土橋、徳田、見

前村等の諸村にある。

これら堤防の修築等は、明治初期においては、旧慣に従って地域住民による賦役及び材料費の地方費負担等によって施行されている⁽¹⁾。

旧盛岡藩内南北岩手
波三郡ニ係ル治水工事概況(抜)

明治四年(一、八七一)

梓其ノ他川除工事

四ヶ在普請 人夫 一、二〇〇人

木材 藩費

とあり、盛岡県の施工する河川工事等は、以上の如く旧慣によって行っている。

しかし、同五年以降の工事については、新制度の定むるところにより、事業費の支出及び負担は、官費及び村内協議費其他関係者負担等になっている。

新制度により施行された同地区における工事は⁽¹⁾、次の如くである。

年号	西紀	工事名	区分		事業費		人夫数	
			官費	村費	金	人	夫	数
明治七年	一、八七四	堤防七百七間 其他川欠修補	金千五百五拾五圓九錢六厘	式千五百四十五人七ト				
同八年	一、八七五	堤防七百七拾五間 其他川欠用水留場工事	〃千五百圓五錢五厘	千八拾人				
同九年	一、八七六	堤防三百拾五間 其他同上	〃四百四拾五圓九十三錢六厘	壹万六百四十人				
			〃九百五拾三圓六拾五錢	千九百六拾七人五ト八厘				
			〃貳百五拾七圓五錢七厘					

同十年	一、八七七	堤防四十間	其他同上	村官費	九百貳拾七圓五拾四錢老厘	五千六百四拾三人六ト
同十一年	一、八七八	堤防百三拾三間	其他同上	村官費	八百八拾老厘七拾六錢八厘	八百貳拾三人九ト九厘
同十二年	一、八七九	堤防 其他同上		村官費	貳千百圓	
同十三年	一、八八〇	堤防貳百八拾間 其他同上		村官費	五千四百四拾八圓四拾四錢	千四百四拾五人三ト
				村官費	六百三拾九圓六拾四錢七厘	
				村官費	九千七百拾九圓	
				村官費	貳百七拾三圓八拾三錢九厘	千四百人

とあり、藩費に代る官費と賦役に代り村内負担金の支出によって施行されている。

この方法は地方費制度へ移行する過渡期における一時的制度である。

同一四年二月地方税規則中、土木費等の条項が改正され河川、道路等は地方費負担となり更に、内務省直轄改修工事の施行が実現する見通しとなり、岩手県の土木費の殆んどは他の河川、道路等に重点を置くに至り紫波地区のみならず北上川における改修工事は減少するに至った。

イ、長岡堤防

北上川左岸紫波郡長岡村（紫波町）地内における近世以来の堤防は次の如く、字大又の石場堤防、字天王の十二川原堤防の二堤がある(4)。

石場堤防 本村（長岡）ノ西北上川ニ沿ヒ字大又ヨリ起リ下タ野ニ連ル長五町五拾六間高八尺ヨリ四尺迄馬路六尺ヨリ三尺根敷六間ヨリ四間とあり、更に、

十二川原堤 村ノ西北上川ニ沿ヒ字天王ヨリ起リ西長岡村ニ入ル長五町三拾零間高七尺馬路五尺根敷五間三尺

とある。

同二堤は共に築造年代等は明らかでないが、近世代南部藩によって築造された堤防の明治初期に及んだところであり、同中期の調査によれば、延長二〇町余と倍加されているが、明治四〇年北上川附属物として認定される場所は次の如く八町余となっている(2)。

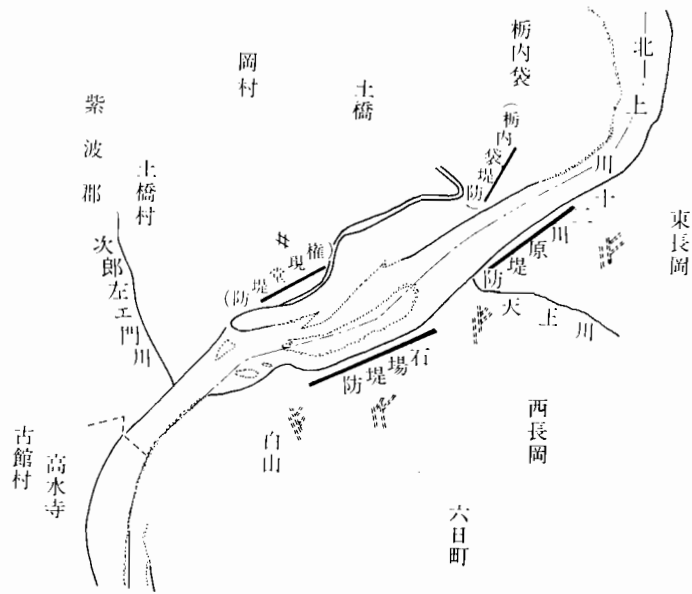
長岡村大字東長岡（石場堤防）一四四間
同 自 同東長岡（十二川原堤）三六五間
至 同西長岡

とあり、国有の施設として岩手県によって維持管理が施工されている。

ロ、乙部堤防

北上川左岸紫波郡乙部村（都南村）手代森、黒川、乙部等の河岸平野は、北上川の旧河道に土砂が堆積し成生されたところであり、北上川との比高が甚だ少ない低地であるが、殆んど全域開発され水田として耕作されている。この耕地に氾濫する洪水を防止するため、藩政時代に築かれた手代森堤防があり、明治初期

第20図 長岡堤防



に及んでいるところは⁽⁴⁾

手代森堤 本村(乙部)ノ北字上中川
原ニアリ北上川ニ沿フ長二四七間高一間
四尺馬踏六尺根敷五間
とある。

明治中期には堤防延長が一三町と増大し、受益面積は六三町となっている⁽¹⁾。

これは、明治前期において太字黒川地内における堤防の新設及び手代森堤防の増強工事等が、施工されたことによるものである。

同四〇年乙部地内の堤防は次の如く北上川附属物として延長一三町が認定されている⁽²⁾。

乙部村太字黒川
同 手代森(手代森堤) 四六〇間
等である。

同堤防は、その後右手県によって維持管

理と共に増強工事が施工されている。

八、日詰地区

ここで言う日詰地区とは、北上川右岸赤石村(紫波町)及び日詰町(同)の二か町村である。

明治中期公刊され、主として、官公署に配本された一書によれば赤石村地内における堤防延長一里五町(四、四軒余)とある⁽³⁾。

しかし、赤石村は瀧名川合流点より^{はなより}甘木、大日堂、本町等を経て、平沢川において、日詰町に界している。その間赤石村の河岸延長凡そ五軒であり、その殆どは沿岸は、北上川との比高三乃至四米にも及び、堤防を必要としない。更に、日詰町地内に三町とあるが、同地内宇石田、向町等は湿地、谷起等の低地であり、この地域の洪水対策としても少なすぎるのである。以上の如く現地の状況と一致するものでない。又、同書の稿本にも、更に、地方史、郷土資料等を検するも記述するものなく、伝承も残らないから誤記と考えられる。

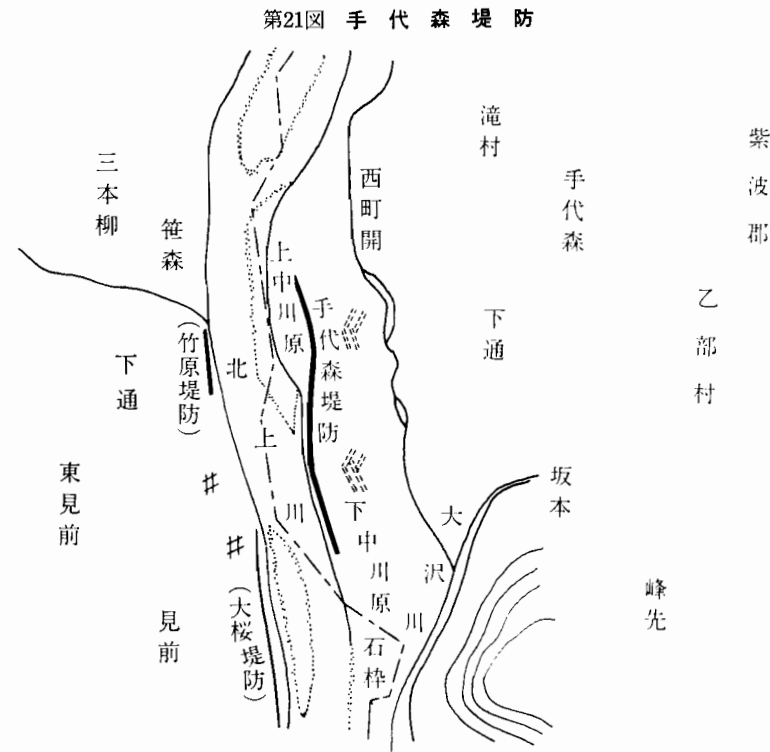
その後、宇石田附近が拓られて耕地となるに及び洪水対策として堤防が設けられている⁽⁴⁾。

二、古館堤防

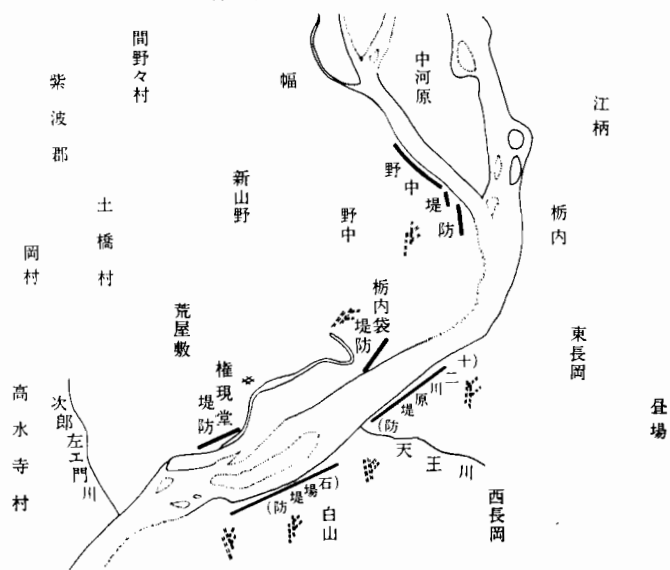
古館堤防は北上川右岸紫波郡古館村(紫波町太字高水寺地内)にある。

同地域は五内川の北上川に合流する所であり、五内川等の蛇行により形成された低地である。従って、北上川の高水時等は、しばしば氾濫し少なからざる被害をこうむる所であり、その対策として築造された堤防が宇柳田より同古川に至る、古川堤防がある。

同堤防の築造年代等は明らかでないが、明治初期に及んだところは⁽⁴⁾。



第22図 土橋堤防



古川堤防 村ノ東北上川ニ沿ヒ字柳田ノ下流ニ起リ字古川ニ連ル長老町三拾三間高四尺八寸馬路六尺根敷老間三尺とある。

しかるに、同中期における堤防の延長は二町余、受益面積は約六町歩という⁽²⁾。これは明治前期の増強工事によるものであろう。その工事は地元により施工されるところであり、県工事ではない。

ホ、土橋堤防

土橋は北上川右岸紫波郡土橋村(矢巾町)であり、同地域における堤防は権現堂、柄内袋、野中堤防等がある。

これらの堤防は、藩政時代の築造に係る所であるが、その詳細は明らかでない。しかしこれら三堤の明治初期に及んだところは⁽⁴⁾、

- 権現堂堤防 本村(土橋)ノ東北北上川ニ沿ヒ字権現堂ノ上流ニ起リ長老町老拾四間高六尺馬路四尺根敷五間
- 柄内袋堤防 本村ノ東北北上川ニ沿ヒ字柄内袋ノ下流ニ起リ長老町老拾四間六尺馬路四尺根敷五間
- 野中堤防 本村ノ東南北上川ニ沿ヒ字野中ノ下流ニ起リ長

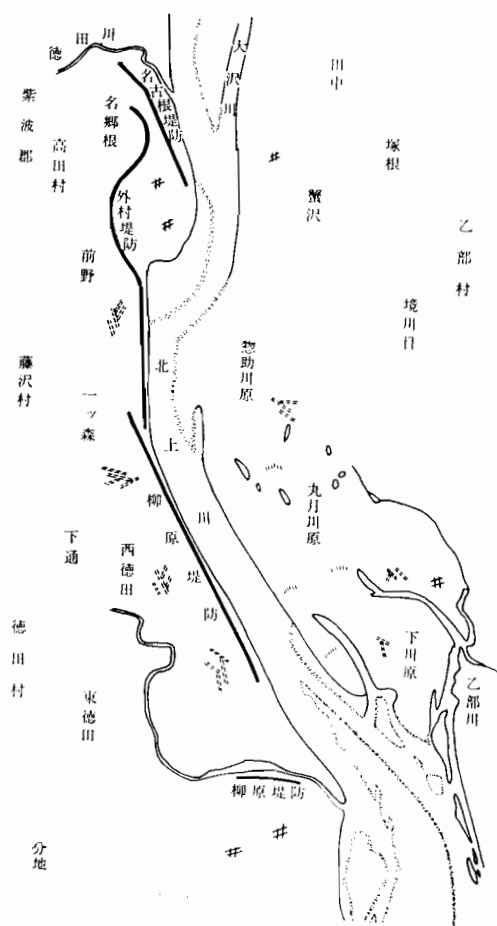
武町壹三間高拾六尺馬路四尺根敷五間とある。

しかし、これらの堤防は、いずれも断片的な堤防で受益面積も少ない地域的な堤防であり、その管理等もその地域で施行されたところである。

ヘ、徳田堤防

北上川右岸紫波郡徳田村(矢巾町)藤沢村(同)高田村(同)等の地域は比較的平坦であり、かつ、低地が多い、従

第23図 徳田地区堤防



つて、洪水の氾濫が甚だしく、その痕跡は幾重にも重複して残っている。

この地域における洪水防止のため築かれた堤防は、同地域内に数か所あり、その詳細については既に述べたところであるが、これら多くの堤防のうち明治初期に及んだところは、次の如く柳原、藤沢柳原、外村堤防等の三堤があり、各々その延長は数町に及んでいる⁽⁴⁾。

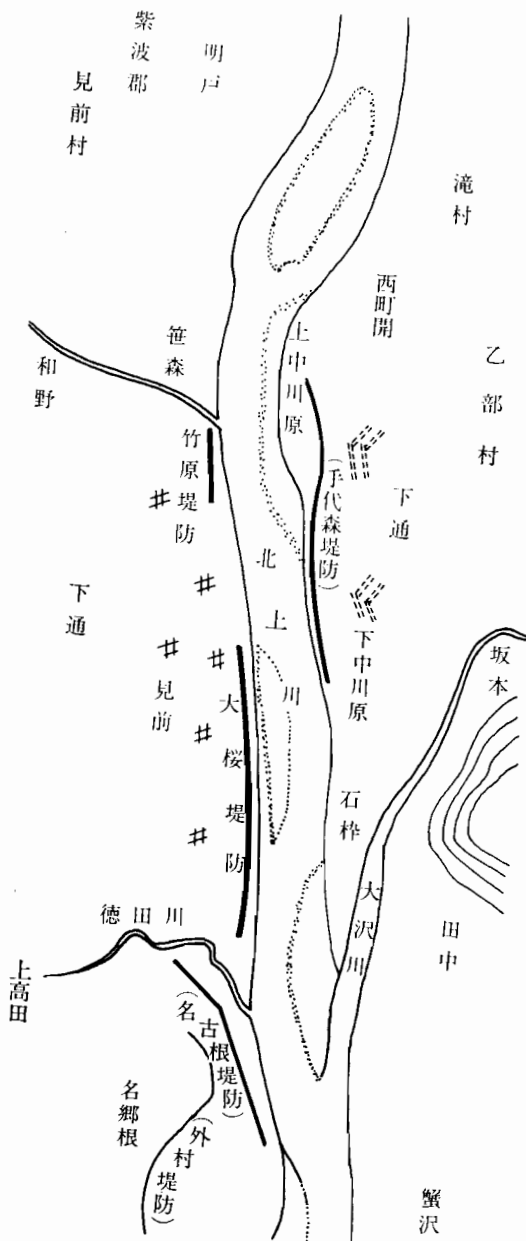
柳原堤防 村(西徳田)ノ東北上川ニ沿ヒ字柳原ノ中央ヨリ起リ長八町二拾間高八尺馬路三尺根敷三間
柳原堤防 村(藤沢)ノ東ニアリ長五町二拾五間高五尺馬路三尺根敷二間三尺字一ツ森ヨリ北上川ニ沿ヒ西徳田村ニ入ル
外村堤防 村(高田)ノ東字名郷根ニアリ下川原ニ連ル長六町貳拾五間高八尺馬路貳尺根敷三間三尺北上川ニ沿フ
とある。

その後におけるこれらの堤防は、洪水に因る災害復旧等と共に増強工事が施行され、同四〇年北上川附属物として、柳原(二村にまたがり)五九〇間、外村堤防三〇〇間が認定され国有となり⁽²⁾、岩手県によって維持管理が施行さるると共に、更に、増強工事等の施工によって強大堤防となっている。

明治末期における徳田村地内の堤防は、字西徳田及び同藤沢に跨る柳原堤防の一里二三町、字高田地内の三〇町があり、延々二里一七町の堤防によって徳田村(明治二年町村合併後の徳田村)の北上川河岸の殆んどが覆われる状態となっている。

これは、明治前期における地方庁の河川行政が上流地帯の洪水対策を急いだ傾向があり、更に、県都に近い地域の洪水対策を優先した政策の一端を伺う感を強くするところである。尤も、これらの堤防は、小規模の割合にその効果を見ることが多いところから、施工の簡単な上流部の工事から施工した結果によることもあろうが、ひとり徳田地内にかぎらず紫波、岩手両郡の堤防に明治期の堤防が顕著である。

第24図 見前堤防



ト、見前堤防

北上川右岸紫波郡見前村(都南村)等の地勢は徳田周辺と同様に、北上川との比高の少ない平地が多く洪水の氾濫が甚だしく、被害は累年の如くであり、これが対策として構築された堤防は、見前村に大桜前、名古屋の二堤防があり、三本柳村(都南村)に三上、坊主、中堤防等、更に、竹原堤防の四堤防がある。

これらの堤防は藩政時代の築造にかかるものであるが(詳細は別述す)明治初期に及んだところは次の如くである⁽⁴⁾

第三章 高水工事

大桜前堤防 村（東見前）ノ東字大桜前ヨリ起リ北上川ニ沿フ長巻拾三町四拾零間高六尺馬路四尺根敷四間
名古屋堤防 村ノ東字北世田飯ノ内ヨリ起リ北上川ニ沿フ長式町貳拾零間高四尺馬路三尺根敷六間

とある。更に、上流に続く三木柳村における堤防は⁽⁴⁾。

竹原堤防 村ノ東字竹原ノ中央ヨリ起リ北上川ニ沿フ長巻町四拾四間

中堤防 村ノ東北北上川ニ沿ヒ字大平橋ヨリ起リ野中ニ連リ坊主堤トニ重堤タル長三町四拾五間高巻丈馬六尺根敷七間

坊主堤防 村ノ北半土手橋ヨリ起リ野中ニ連リ北上川ニ沿フ長八町巻拾九間高八尺馬路六尺根敷七間

三上堤防 本村ノ北北上川ニ沿ヒ字三上川原ニアリ長三町貳拾七間高六尺馬路四尺根敷三間

と合計三四町三九間に及ぶ堤防がある。

その後、補強工事等が施行され主要箇所⁽¹⁾の増強が計られている。

同四〇年同堤防は延長二三〇間が北上川附屬物として認定され、岩手県によって管理されるところであるが、同四三、大正二年等の洪水により少なからざる被害をこうむり、災害復旧工事と共に、更に、補強工事等が施行されている。

註 (1) 北上川河川調査書

(2) 北上川河川台帳

(3) 北上川流域調査書

(4) 岩手県管轄地誌

(5) 松田善四郎氏資料

二一、盛岡地区

旧藩政時代の築造に係る盛岡地区の堤防は、北上川右岸岩手郡中野村（盛岡市）、盛岡市仙北町等の地域に新田、千日等の堤防がある。更に、同左岸岩手郡東安庭村等の築川合流点附近には、沓打場、田茂木、五日市、落合等の四堤防があり、盛岡市内には、旧城下普請として施工された杉土手、新築地等の堤防がある。

イ、向中野、仙北町堤防

北上川右岸向中野村（盛岡市）仙北町等の地域は、北上川、雫石川等の旧河道跡が多く、低平な地形であり 洪水の氾濫し易き所である。

これらの地域における堤防は、既に述べた如く藩政時代の施工に係るところであり、明治初期に及んだ堤防は⁽¹⁾。

新田堤防 字新田ニアリ村（向中野）ノ東位北上川ニ沿ヒ長三丁七間高式尺馬路三門根敷七間

千日堤防 （仙北町）字鳥居ニ起リ字新山川原ニ連ル長三町貳拾五間高平均巻間巻尺馬路巻間根敷四間

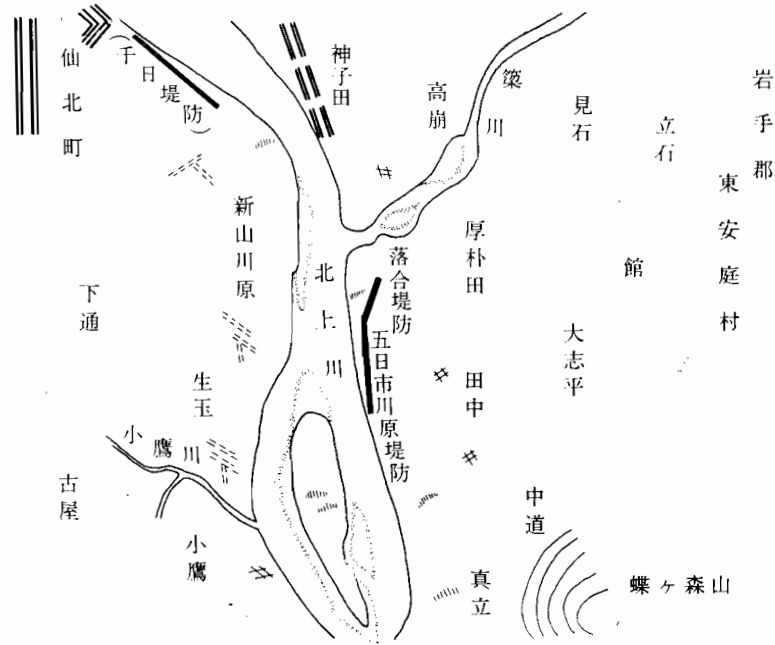
と二堤がある。

その後、洪水等に因る災害復旧工事と共に増強工事⁽²⁾が施工され向中野における堤防は七町余と増強されている。

新田堤防は明治四〇年北上川附屬物として延長一八〇間が認定され⁽²⁾、岩手県の所管に属し管理されるところである。

同四三、大正二年等の大洪水に因る災害復旧工事は県によって施工され、更に強化されるところである。

第27図 安庭堤防



口、安庭堤防

築川合流点附近の安庭等は鍾山西北斜面を含む狭小の村であり、耕地はその西麓にあり、殆んどが北上川及び築川の旧河道である。

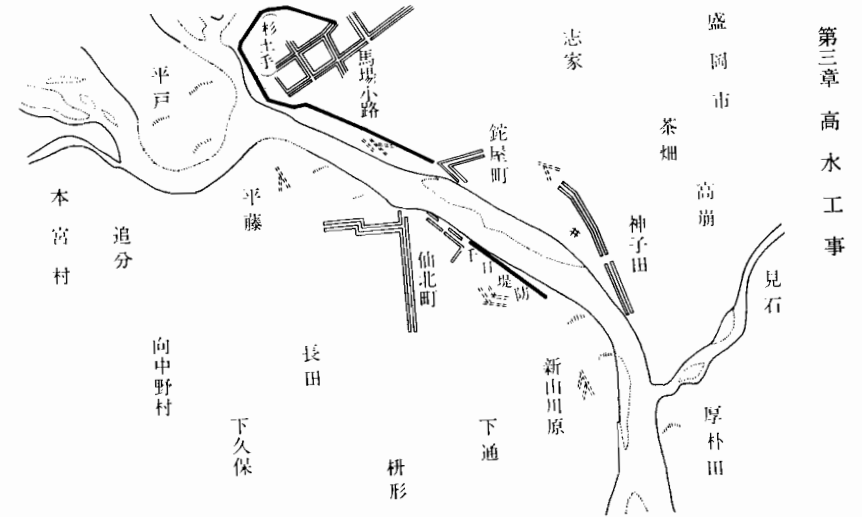
従って 洪水の氾濫による被害は再々こうむるところであり、洪水防止の堤防は、既に述べた如く藩政時代の築造に係るところであって、明治初期に及んだところは門村に⁽¹⁾。

沓打場堤防 村(門)ノ西北上川及北上川新川ニ沿ヒ沓打場ニ起リ字川原道ニ連ル長九町式間式尺高壱間老尺馬踏三尺根敷式丈四尺
田茂木堤防 村ノ西北上川ニ沿ヒ字田茂木ニ起リ沓打場ニ連ル長六町五拾間高七尺馬踏六尺根敷拾八尺

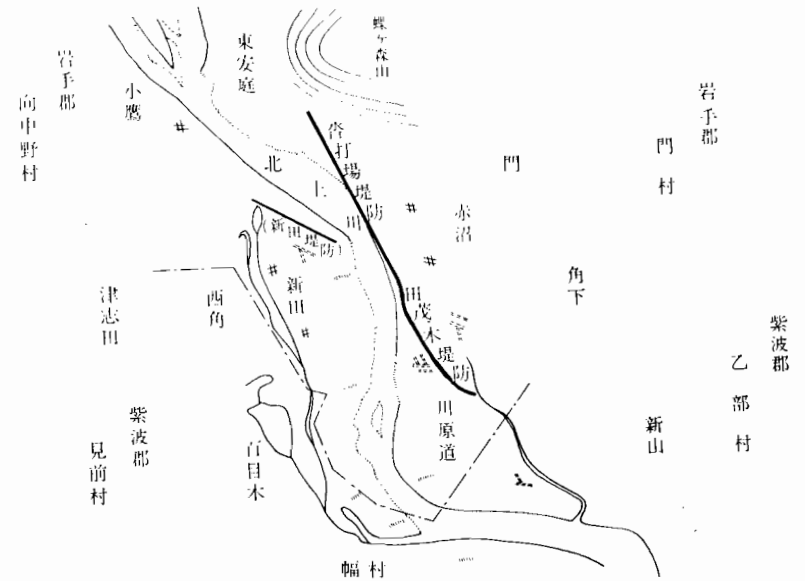
とあり、更に、安庭村地内の堤防は、

五日日市川原堤防 村ノ西字五日日市川原ニアリ北上川ニ沿フ長四町三拾間馬踏老間高五尺根敷五間落合堤防 村ノ西字五日日市川原ニアリ長五拾三間高壱間根敷六尺

第25図 千日堤防



第26図 門地内堤防



しかるに、同中期の調査にはわずかに七町とあるが、その詳細を明かにしていない。

しかし、破壊、荒廃等による減少ではなく、調査時における基準規格の相違によるところである。

八、盛岡市内堤防

盛岡市内の堤防は旧城下町の洪水対策として構築されたところの遺構であり、施設箇所が多く、その延長等も大きく、その主なるものは、杉土手の名をもつて親しまれている北上川左岸中津川合流点における堤防及び、大沢川原堤防並びに、旧北上川を締切った新築地の新土手、更に、右岸東木伏堤防等がある。

杉土手は市内東中野にあり、多賀より馬場小路に至る北上川左岸の堤防である。

杉土手の築造年代等は既に述べた如くであるが、明治初期の状況は次の如くである⁽¹⁾。

杉手 仁王村ノ西北宇馬場小路ヨリ起リ中津川ニ沿ヒ東ニ折レテ上衆小路ヲ過ギ宇多賀ニ連リ北上川ニ沿フ長凡拾三町哉
拾宅間高壹丈貳尺馬踏宅間三尺根敷五間根堅メ樹アリ杉ヲ樹ウ

とある。

その後における修築等は、県、市等によつて施工され、河東地区における防水施設として十分その効果をあげている。根固めとして植栽された老杉がうっそうとして杉土手の名に恥じず、盛岡市の景観に一般の風致を添えていた。

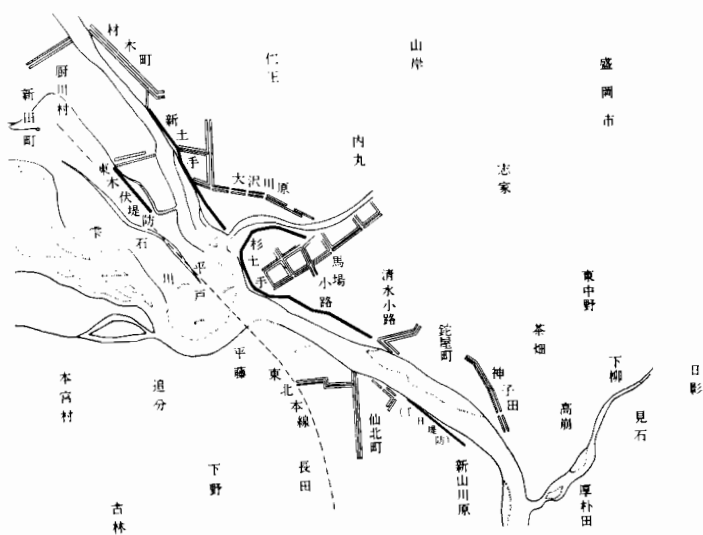
(口) 大沢川原堤防

大沢川原堤防は盛岡市内、旧城下大沢川原にあり、築造年代等は別述する如くであるが、遺構は北上川左岸大沢川原小路の西側面に延々としてある。

同堤防は、盛岡市街の一部大沢川原小路及び旧古川、一間堰等の地域に及ぼす洪水の氾濫を防止する堤防である。

維新後の改修等は明治一四年岩手県會議において論議を呼んだ新土手の増強工事は新築地を主とするが、更に、大沢川原堤防を含むところである。従つて、同堤防の修築は同一三年岩手県令島惟精によつて施工されたのを始めとしている。

第28图 盛岡地区堤防



(ハ) 新土手

新土手は北上川左岸盛岡市仁王にあり、築造年代等は既に述べたところであり、旧来新築地の名で市民に親しまれたところである。明治初期に及ぶ所は⁽¹⁾。

新土手 村(仁王)ノ西新字築地ニアリ北上川ニ沿ヒ長凡貳町高老丈貳尺馬踏六間根敷拾貳間根堅杉樹アリとある。

同堤防は、北上川の旧河道を締切るものであつて、盛岡市街に及ぼす洪水の氾濫を防ぐと共に、大沢川原等の地域開発に絶対欠く事の出来ない重要な堤防である。

明治一三年岩手県令島惟精は国庫補助金の一部をさいて新築地等の増強工事を施工している。しかるに、翌一四年岩手県会議はこれを不正として大いに紛糾するところである。

当時の県会議々長上田農夫は、地理、水理を知らず大害をもたらす工事と、盛んに知事を非難している⁽³⁾。

新築地ノ如キハ三十年ヲ経過スルモ今ニ一ツノ害アルヲ見サルナリ然ルニ県令ハ赴任以來僅カ十年ノ経見ヲ以テ爰ニ大工事ヲ起スハ實ニ利ナキノミナラス却テ大害アルヘキヲ信スルナリ何ヲ以テ其大害アルヲ知ルトナレハ新築地ノ工事ヲ実見スルニ工事ノ如何ニモ立派ニシテ且極メテ堅牢ナレハ美乃千美ナリト雖モ或ハ恐ル堤防堅牢ノ弊其水勢大ニ激スル所トナリテ霰石川ヲ圧制シテ向中野村仙北町ヲ衝突セントスルハ是レ十目ノ視ル所ニシテ敢テ疑ヲ容レサル所ナリ

と、

更に、上田農夫は、緊急を要する工事を省す不急の工事を施工するが如きは、県令としてあるまじき所意と強く攻撃している。

本員ハ固ヨリ地方税ノ濫費トモ見サルナリ又自己ノ私有地ヲ保護セントスルナラハ之レ県令ノ処置ニアラス島惟精ハ私曲ヲ以テナシタルモノニシテ是罪人ナリ如是コトハ我々ハ決シテ信セサルナリ然レトモ(中略)飽マテ所見ヲ募ルカ如キハ牧民官タル県令ノ敢テ取ラサル所ナルヘシと論及している。

この発言内容から按すれば、仁王西隣古川(菜園及び菜園大通り等の地域)附近に島県令の私有地があつて、その洪水防止に同工事が施工された如くに曲解され、世の疑惑を呼ぶに至つた如くである。

今、当時の風説を知ることが不可能であり、その詳細は知る所でないが、県官は、既に、明治一年に計画された工事であり、同年は他に緊急を要する工事が多く、新土手の施工に至らず、延期された所であり、一朝一夕の発想によるところではなく、かつ、工事費は、北上川筋における堤防費として交付された国庫補助金の剰余を活用せしところ、と、その真相を説明している⁽³⁾。

此ノ工事タルヤ北上川流域ニ対シ一大関係ヲ要スルハ固ヨリ一朝一夕ノ見込ヲ以テ着手シタルニ非サルナリ然レトモ各員モ知ラルル如ク川中ノ一洑アルヲ以テ水勢激流シ大沢川原小路ニ害ヲ与フルノミナラス中津川ニ支ラレ為ニ其辺被害亦少カラス故ニ堅牢ナル堤防ヲ築キ之カ害ヲ防カント欲ス明治十一年度ニ於テ之カ目論見ヲナセシニ金參千圓ノ豫算ナリシモ當時堤防費ヨリ支出スヘキ急施ノ工事陸續トシテ之ヲ顧ミルノ遑アラス止ヲ得ス往再経過セシニ昨年ニ至リ北上川ニ対シ国庫ヨリ下渡セラレタル堤防費ニ餘剩ヲ生シ之ヲ支弁セサルトキハ大蔵省ニ返納セサルヲ得サリシナリ依テ地方税ヲ連帶シ以テ此ノ工事ヲ起シタルナリ

とある。しかし、議会はこれを以て諒とせず、更に、一議員が次の如き長文の建議案を提出し、議会は益々事態が悪化するに至つたのである。その建議案の要旨は⁽³⁾。(抜)

土木費ニ付建議 (九月十日)

略「北上川筋ノ南岩手郡仁王村宇新土手下ニモ一ノ大土工ヲ興シ巨額ノ金員ヲ費ヤセシ此土工ヲ起セシモ爲ニ大広益アルノ点ヲ見ス當大広益アルノ点ヲ視サルノミナラス却テ川西ナル下厨川村宇木伏ノ陸田ニ其害ヲ及ハシムルヤ明カ也」

「該古川ナルノ地ヲ開墾シ水田ヲナセリ該水田タルヤ聞クカ如クナレハ県令島氏ノ所有地ナリト之ニ由テ之レカ觀察ヲ下スニ新土工ハ即チ新開ノ水田ニ保護ヲ加フルモノナリト云モ敢テ遠キニアラサルヘシ夫レ新開ノ水田ヲ維持センカ爲メ旧来ノ陸田ニ損害ヲ与ウルカ如キハ國ヲ益スルノ開墾ニアラスシテ猶リ地主ノ益ヲ謀ルノ開墾ト云モ亦誣言ニアラサルヘシ豈牧民ノ識ニアルモノ如斯ノ所行ヲ爲シテ可ナランヤ」

「故ニ該土工ヲ廃スヘキ旨ヲ県令ニ忠告シ而シテ府県会規則第六條ニ比擬シ其執行ノ順序ヲ失シ緊要ナラサルモノ土工ヲ起シ地方税支出ノ方法ヲ誤リタルノ不当ナルヲ拳ケテ之ヲ内務卿ニ上申セント欲ス願クハ各員賛成有テ本懷ヲ厭ハス敢テ建議ス」

と、県令の所爲を越権と誹謗し、更に、地方發展のために不益不急の工事を施工し、徒らに地方税を浪費し、私利、私欲のため熟田を害し、新田を護るが如きは県令の職に任ずる者のなすべき処にあらずと強く攻撃している。同建議案は即日可決され、更に、同一三日県會議は、新築地堤防工事阻止の請願書を可決し知事に提出している。

その要旨は、さきの建議案と大同小異であるが⁽³⁾。

「南岩手郡仁王村宇新築地北上川筋堤防ノ工事ヲ一見スルニ其費用金額ノ多少ニモ不拘後來有害ノ工事ト認定セリ何トナレハ該川ノ水路タル是迄中津川落合ニ當リ同村宇大沢川原宅地ヲ衝激シ或ハ幾分ノ被害ヲ見ルセ敢テ大工事ヲ起シ將來ヲ防禦スル程ノ形勢ニモ非ス」

と、大沢川原地域の洪水氾濫を等閑に附するやと推定される。

県は、該請願書の取扱に關し「規則中明文無之ニ付」として回答を後日にまわしている⁽³⁾。

新築地工事ニ付請願有之候所県会ヨリ県庁ニ請願スル義ハ規則中明文無之ニ付取扱方其筋ヘ相伺指令ヲ得テ追テ何分ノ儀可相達事

明治十四年九月

県令島惟精代理

岩手県大書記官 岡部 綱紀

とあり、更に、回答は次の如く九月二四日文書を以て行われている⁽³⁾。

庶調第四百四十九号

書面新築地堤防新築ニ付願ノ趣ハ県庁ニ於テ水利ヲ研究ノ上目論見タルモノニシテ其下ニハ磐石川アリテ其奔流ヲ支ヘ向中野村仙北町村ヲ衝突スルノ恐無之見込ニ付願意難開届候事

明治十四年九月二十四日

とある。

しかし、県會議はこの回答を請願と相背するものとして承認せず、翌二五日「土木事業ニ付具申書」を可決し、県會議長上田農夫の名において、内務卿松方正義へ新築地堤防の廃止方を陳情している⁽³⁾。

土木事業ニ付具申書

岩手県会ノ意見ヲ以テ謹テ内務卿閣下ニ曰ス県下陸中国南岩手郡仁王村宇新築地堤防ノ儀ニ付別紙甲号請願書ヲ県令ニ差出シタルニ別紙乙号ヲ以テ願意難開届旨相達サレタリ右工事タルヤ無害トスルハ県令ノ見ル所有害トスルハ會議ノ見ル所ニシテ所見ノ合ハサル如何トモスル能ハサルモノト雖トモ如此事件ニヨリ如此請願スル所ノモノハ由テ起ル所ノ故ナキカ閣下至聰至明ノ見聞ヲ実地ニ垂レ玉ハバ自ラ會議ノ意想ヲ了解セラルヽモノ有ルニ至ラン抑モ県令ノ我岩手県ニ在ル茲二十年小路ノ形勢被害ノ大小緩急固ヨリ熟知スル所且土木ノ如キハ最注意スル所ニシテ年来ノ工事ニ於ル唐突ニ着手セサル所以ノモノハ衆人ノ固ヨリ信シテ疑ハサル所ナリ然而シテ今回ノ工事ニ於ル急ニスヘカラサルモノヲ急ニシ堅大ヲ要セサルモノヲ堅大ニシ人民ヲシテ怪ミ且驚カシムル所以ノモノハ何等ノ事情アリテ然ルヲ致スヤ若シ止タニ書面ニ記スル所ヲ以テ覽觀ヲ下サルヽノミナラハ該工事ノ得失タル県令権内ノ与ル所ニシテ會議ノ是非スヘキモノニ非ス県令ノ指令スル所固ニ其當ヲ得タリト認定セラルルヤモ知ルヘカラス



26 新 土 手 (新築地) (S46.3)

抑モ會議ノ如是勸議ヲ起シ時日ヲ費シ手續ヲ煩ハス所以ノモ
ノハ果シテ何様ノ事情ニ原因スルヤ輕率妄動徒ヲニ事ヲ好ムモ
ナルヲ仰キ願クハ閣下深ク地方ノ實際ヲ監察セラレンコトヲ會
議ノ意思願意ヲ聽カレサルヲ甘シスルコト能ハス又他ニ哀訴ノ
路ナキヲ以テ敢テ威尊ヲ冒シ之ヲ閣下ニ具陳セリ伏テ寛大優渥
ノ愛撫ヲ賜ハランコトヲ 恐懼謹言

明治十四年九月二十五日

県會議長 上田 農夫

内務卿 松方正義殿

とあり、十数日にわたる大紛糾も内務卿に具申することによ
って一応落着を見ているが、内務省の裁定は文書を逸し明らか
でない。

しかし、既に施工するところの新土手は、撤去、廃止等のこ
ともなく依然として存続している。この事實は県會議の新土手
に対する反対は不成功に終わったのであろう。

県會議において大いに紛糾し既に竣功する新土手を廃止しよ
うと計った議會が賢明であつたか、県會議の反対を押し切った
県令が無謀であつたか、後世、いずれかが世人から嘲笑され、
又感謝されるであろうが。

新土手の完成によって盛岡市仁王、大沢川原等に及ぶ洪水の氾濫は止み、同二三年日本鉄道の開通によって盛岡駅に
通ずる開運橋は、この新土手を基盤として架設され、更に、下の橋を経て河東地区に通ずる大沢川原町の大路が開ら
れる等、大盛岡建設の一翼を荷負う堤防となっている。

(二) 東木伏堤防

南岩手郡厨川村下厨川字東木伏(盛岡市木伏)に築造年代等は明らかでないが延長一町あるいは一町二〇間とも言わ
れる堤防であるが、明治後期の調査には見られない、しかし、同地区は雹石川等も氾濫するところであるから堤防等の
施設は考えられるが遺構等も見られない。

河川法(明治二十九年)の指定区間(詳細別項)は盛岡市新山までとなっている。従って、更に上流については甚だ
明確を欠く所であり、これが詳述することは困難である。

註 (1) 岩手県管轄地誌

(2) 北上川河川台帳

(3) 岩手県會議記録

(4) 北上川河川調査書

第三節 支 川

一、流^{ながれ} 地 区

流地区は旧磐井郡流郷であつて町村合併以前の永井、涌津、油島、花泉、老松、日形、金沢の七か村で現在花泉町の全域である。

この地区における河川は、岩手、宮城両県境の夏川（北上川二次支川）、金流川等があり、その、沿岸平野に及ぼす洪水の氾濫を防止すべく築造した堤防は夏川堤防外十数堤がある。

(一) 夏川流域堤防

イ、夏川本川堤防

夏川は前編で詳述する如く、その水源は宮城県栗原郡栗原町地内に発し東流して西磐井郡花泉町蝦島^子猪岡で岩手県管内に入り、更に、泉沢附近より同町永井^子大田沼に至るまで広大なる水田地帯を貫流し岩手、宮城両県の境をなす中河川である。

同河川における近世代の改修は既に述べたところであるが、それらの堤防の明治維新後に及んだものの主なるものは次の如くである⁽¹⁾。

夏川堤防 本村（東永井）ノ西方西方夏川ニ沿ヒ字鹿沼ニ起リ字柏ノ木ニ連ル長巻里零町三拾四間高式間三尺根敷七間修繕費官ニ属ス

夏川堤防 本村（涌津）ノ西方夏川ニ沿ヒ字中田ニ起リ字川前ニ連ル長式拾壹町式拾零間高巻間三尺馬路巻間三尺根敷五間同上

夏川堤防 本村（蝦嶋）ノ南方夏川ニ沿ヒ字花欠ニ起リ字中嶋ニ連ル長凡巻里高三間三尺馬路式間根敷九間修繕費官ニ属ス
夏川堤防 夏川ニ沿ヒ本村（油田）字中川南向中嶋ニ起リ飯谷ニ連ル長巻拾零町高式間馬路巻間三尺根敷五間

等延長二里三〇町余に及ぶ堤防であり、夏川左岸に展開する五〇〇余町歩の耕地に及ぼす洪水の氾濫防止する堤防として欠くことの出来ない重要な施設であり、その管理等は、明治維新後も藩政時代に引き続き官によって行われ修築等もすべて官費によって施行されている。

岩手県は明治一二年五月岩手県会議における予算説明の中で⁽²⁾

「其幾分ヲ官費県税民費ヨリ支出シ来ルモノアリ、河港、道路、堤防、橋梁費類是ナリ」、云々
とあるから夏川堤防等の主要堤防は官費による修築が施行されている。

その後、明治二二年九月暴風洪水に因り多大の災害を被り、同四年永井村は、他町村にさがけて水防組合設置条例十一か条を設定している。

同年涌津村は、県より補助金の交付を受け夏川、磯田川等の堤防に上置（嵩揚）腹付（拉幅）等の工事を施工している。
寛政四年官營（仙台藩）で初めて設けられた夏川の堰杵（用水留定板）は、弘化元年の大改修につづき明治二五年涌津村長鶴浦永吉のもとで 小野寺吉四郎が工事を担当し工費三〇〇円を以て再び大改修を施工している。

更に、同二五年岩手、宮城両県下の沿岸郡長等による夏川会議が開催され、夏川の大改修が計画された。しかし、二

七、八年戦争により大改修は実現に至らず、更に、従来兩岸の住民によって行われていた「江拂」(河道清掃)等も停止されるに至っている。

岩手、宮城の兩県境を画する夏川は兩岸住民の協力によって維持されると共に、兩岸の堤防は各々兩県の住民によって管理されていたところである。

明治中期における岩手県側の堤防は次の如くである⁽²⁾。

夏川	河川名		堤防延長	受益面積
	村	名	里町	町
涌津村	涌津村	一四	九七	
油嶋村	油嶋村	三二	一二六	
泉井村	泉井村	一、〇〇	二四二	
計		二、一〇	四六五	

(註) 明治三年油田、蝦島村合併して油島村となる。

以上の如くであるが、同調査によれば、涌津、旧蝦嶋兩村の堤防が減少している。しかし、この減少は、損亡、廃堤等によるものでなく、調査時における基準設定の相違によるものであらう。

夏川沿岸の堤防廃止はその地域耕地の放棄につながるから実質的減少はあり得ない所である。

同二九年河川法の制定後は、岩手県管内に属する左岸は油田、永井等沿岸の村によって管理されているが、その一部を県工事で増強工事が施工されるなど、特殊扱の河川である。

しかし、県工事と言っても、地元町村は工費の幾割か負担金を支出する義務が定められているが、未だ、定率化をするところでない。

同三三年涌津村は土木施行細則を設定し、自治体内における土木費分担の明確化を計っている。

同四三年には、北上川流域一帯にわたる大洪水により、沿岸いたる所に大被害を及ぼしているが、夏川沿岸における堤防の決壊、耕地の埋没等の被害は少なからざるところであり、翌四四年災害復旧工事と共に、補強工事が次の如く施工されている⁽²⁾。

夏川堤防災害復旧並改良工事				
村名	工種	延長	長さ	工費
永井村	災害復旧及改良工事	二、〇六四間	三、七一五米	七、五三五、七〇円
涌津村	築堤	九二七	一、六七八	
油田村	築堤	一、三〇七	二、三三二	一〇、六〇二、〇二

(註) 国庫補助 涌津村 三〇七円九銭

湯田村 五三〇一円一銭

以上の工事によって夏川沿岸における堤防は全線にわたり強化され、岩手県側に及ぼす洪水氾濫は一応防止し得る態勢となったのである。しかし、河川改修は別項でも述べた如く、その利害は、彼我、必ずしも一致するものではない。むしろ、利害相反することが多く、ややもすると兩岸相對し互いに堤防の強化を計り、遂に、係争に及ぶことがある。

夏川における堤防工事もその例にたがわず、その後、宮城県側における堤防は、年々増強工事が施工され、益々、強

固な堤防となり、岩手県側の堤防は、これに対比すべくもなかったと言う。

ここに至って永井、涌津、油島等の沿岸三か村は、県に、その対策として夏川堤防の強化を請願している。

大正二年八月北上川流域の大洪水には、夏川も他の河川同様氾濫し、沿岸地域は少なからざる被害を被る所である。翌三年県費補助によって、災害復旧工事と共に夏川堤防全線にわたる嵩上、拡幅等の増強工事が施工されている。

しかし、堤防の増強を計るも洪水の危険は決して解消したとはいえないものがあった。

それは、従来夏川沿岸住民によって施行されていた夏川の河道清掃が明治中期以降停止され、河床に土砂が堆積し、更に、葦、葎の類が繁茂して洪水の流下を阻害するに至ったためである。

昭和八年宮城県は、県営事業を以て登米郡石森村（石森町）今道橋より東北本線鉄道橋に至る中流部一七、七〇〇米余にわたる河床の浚渫工事を施工している。

これによって中流部における排水と、洪水の流下がようやく改善され、岩手県管内における永井、涌津、油田村等もその余恵に浴し洪水防止に好影響がもたらされたことは明らかである。

その後、夏川沿岸排水改良事業による排水、防水等の工事が施工されたが、昭和二年カスリン台風洪水により、宮城県大泉における北上川堤防の決壊が、夏川の洪水流下を妨げ、夏川堤防の決壊は三か所にも及び、永井、涌津等の耕地は旬日にわたる滞水によって、稲作は壊滅的被害を被るに至った。

なかでも、被害の最も甚だしい太田沼、鹿沼等の住民はその窮状を具し、一日も早く復旧工事の施工されん事を次の如く村長に陳情書を提出している。

陳情書

夏川堤防の災害復旧及増強工事を速かに実施される様関係筋へ請願方御取計い下され度い。

本年九月十五日カザリン（筆者註カスリンのこと）台風による降雨出水により北上川水系の各河川は増水し、宮城県内大泉地内の北上川堤防は決壊しそのため支流である夏川に逆流し本村宇鹿沼耕地の沿岸耕地に三ヶ所破堤し、永井、涌津、油島各村の夏川沿岸耕地一帯は冠水し泥海と化し、又排水機関場は水浸しとなり、あらゆる排水機能は全部停止となったのであります。

そのためこの地方一帯は壊滅的の打撃を蒙りそのうちでも本村太田沼、鹿沼地内は耕地が低湿地帯であるためとくにひどく收穫皆無のところが全耕地の半数に及んだのであります。

食糧事情の困窮して居りますときにこの痛手をうけ、我々農民は前途暗澹たるものがあり日々不安に満ちた生計を送らねばならないのであります。

何卒この実状を御覧の上災害復旧工事を一日も早く実施せらるる様御取計い願ひ度く。

尚この工事に必要な堤防用地につきましては、我々耕作者に於て無償で御寄附いたします。又潰地の処理については用地該当者にのみ負担させることなく私共全員で用地費を補償する様に取り計います。

何卒速かに工事が着工され安んじて農耕にいそしめる様に耕作者一同連署を以て陳情いたします。

昭和二十二年十二月二十二日

耕作者 高橋 清志

佐藤 守衛

佐藤 東馬

（外二百名）

永井村長 佐藤 寿殿

と、その中で堤防敷等の用地は関係地域住民において提供することを申出ている。

しかし、夏川流域の洪水氾濫は、ひとり太田沼、鹿沼地区に限定されるものでなく、広く夏川流域岩手、宮城両県に

及ぶ処であつたから、両県沿岸町村長等は連名で建設省、外関係方面に次の如く陳情書を送っている⁽⁵⁾。

陳情書

夏川は宮城県、岩手県両県境を南下する追川の一支出線であり、旧来は両岸に小なる堤防を築き河川の氾濫を防ぎ地区内の悪水排除は、堤防下に伏設しある樋管により辛うじて冬期間のみ自然排水するにすぎず、為めに降雨時には常に地区内に湛水し年々甚大なる被害を蒙りあるに鑑みて、昭和五年夏川沿岸流域の耕地関係者、宮城、岩手を含む二町九ヶ村は夏川沿岸耕地整理組合を結成し排水改良事業を行う一方、幹線夏川の排水改良は宮城県官事業として国庫より助成を仰ぎ河身の浚渫及河川の改修を実施すると共に、岩手県に石崎排水機場を設置し堤防内耕地に停滞する悪水を排除する計画を樹て昭和十二年これが完成をみたのである。

本来沿岸関係町村流域約六千町歩の耕地は洪水の被害を免かれ食糧増産に敢闘し現在に至れり。然るに当時の事業は河身の浚渫と石崎排水機場の設置等当面の重要工事を施行せるにとどまり、堤防自体の補強工事に一切手をつけず堤防は正に旧態依然たるものであつた。更に河川の現状をみるに、上流地域の森林は伐採せられ降雨時に於ける出水量は急激に増大し、河床は堆積物により年々上昇する一方、堤防内の耕地は排水機場設置に伴い排水良好となりたる結果年々耕地の沈下を来し、悪水排除は逐年困難となるに至り、堤防補強工事の実施は緊急を要する問題としてその実現を強く要望し来つたのであるが、たまたま本年九月十五日カスリン台風襲来し、北上川筋宮城県大泉地内の堤防は欠壊し追川を経て夏川に逆流し、本村宇鹿沼地内夏川堤防は三ヶ所破堤し、石崎排水場は水中に没し排水機能は停止となり、農民は一瞬にして泥海と化した沿岸耕地を眺めて茫然と手を拱くばかりであつた。

このカザリン(筆者註カスリンのこと)台風は宮城、岩手両県に互りて一大被害をもたらしたことは申すまでもなく現下困難なる食糧事情を愈々窮迫に追いつたものであります。

この不幸なる災害に対して災害復旧工事を速かに実施せらるると同時に、夏川堤防を現在のものより強固なるものとし安じて日々の農耕が出来ます様に御取計い願度く夏川沿岸耕作者を代表して陳情する次第であります。

昭和二十二年十二月二十五日

第三章 高水工事

右の陳情に同意いたします。

永井村長	佐藤	寿
涌津村長	菅	原 鶴 逸
油島村長	六	角 兵 吉
宮 城 県	石	森 町 長
"	上	沼 村 長
"	浅	水 村 長
"	宝	江 村 長

建設大臣殿

衆議院議員建設常任委員長浅利三郎殿

建設省河川局長目黒時雄殿

岩手県知事国分謙吉殿

岩手県会議長村上順平殿

一関土木事務所長及川舜一殿

とある。しかし、同洪水の災害復旧対策を樹てる暇もなく、翌二三年九月再び大洪水(アイオン台風洪水)の襲来を受け、前年にまさる災害を被るに至つた。

この時、涌津、油島の両村は相提携して夏川左岸堤防の災害復旧工事を請願している。

この堤防は下流に隣接する永井村を含む三ヶ村にまたがる堤防で、工事はその全線に及び、延長七、五二三米に達している。事業費は国、県等の補助金を含め総額四一、九二七、〇〇〇円の巨費と三か年の才月を費し、同二五年一二月これを完成している。



27 夏 川 堤 防 (石崎ポンプ場附近)

しかるに、同年施工された宮城県側の堤防は岩手県側堤防より約四〇厘し七〇厘程高く洪水時における氾濫は総体的に岩手県側に及ぶ状況となり、遂に、夏川兩岸住民の対立抗争の事態を生ずるに至ったのである。

この紛争解決のため、対岸宮城県石越村及び岩手、宮城両県当局を初め、建設本省等まで、日夜を分かたず奔走した佐藤永井村長の努力により、頑冥な石越村民も遂に諒解するところとなり同川の改修は、両村長の提携によって建設省直轄改修施工河川に編入を要望する処となったのである。

しかし、迫川の支線夏川を単独で編入することは国内的事情から不可能な問題であったのである。以上の事態を收拾するため、建設省は河川局部改良工事と云う特別措置を以って改修工事を施工し、長期にわたる夏川兩岸住民の反目に終止符を打ったところとなったのである。

夏川局部改良工事

期間 自昭和二七年度
至昭和三四年度

事業量 七、五二三米

事業費 四六、五一〇千円

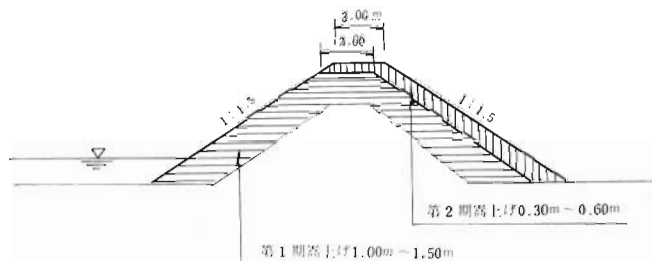
この工事によって、夏川沿岸は洪水の氾濫が止む所となったが、同川に達する磯田川等の四次支川も夏川と同環境にあって洪水氾濫の源泉となっているのである。

従って、夏川と同様に、古くから洪水対策の講じられて来た所である。しかし、この地域における磯田川堤防等は、その初築年代及び沿革等は殆んど明らかでないが明治維新後に及んだものに次の六堤防がある。

口、狼沢堤防

東永井村（花泉町）地内、狼沢に発する延長三軒余の小支川であるが、中田沼、鹿沼等の水田地帯を南流し鹿沼において夏川に合流する。従って、夏川の出水は直ちに狼沢に逆流し、同川の沿岸耕地に氾濫する。これが対策として築造された狼沢堤防は次の如くであり、その、延長四町余であるが、天幅二間を有する大断面の大堤防である。

第29図 夏川左岸堤防断面図 (夏川沿岸土地改良区提供)



上
狼沢堤防 本村（東永井）ノ西方字鹿沼ニ起リ字狼沢ニ連ル長四町壹拾零間高式間馬踏式間根敷六間夏川第二ノ堤防ナリ同

とある。

ハ、境堀堤防

境堀川は、永井村、涌津村（花泉町）両村の間を南流し、石崎附近で夏川に合流する延長四ノ五軒の小河川である。同川の沿岸は、内谷地、外谷地等の低地であり、夏川の高水は直に逆流して、同地帯の水田に氾濫し少なからざる被害を及ぼしている。これが対策として築造された堤防に、左岸永井村の茂沢堤防がある⁽¹⁾。その延長は十町余に達している。

茂沢堤防 本村（東永井）ノ西北境堀川ニ沿ヒ字北小茂ニ起リ字神明ニ連ル長壹拾三町高式間馬踏式間根敷六間同上とあり、以上二堤は比較的延長が短い山付け堤である。

二、磯田川堤防

磯田川は宮城県栗原郡有賀村（若柳町）磯田に発し、東磐井郡油田村^{字三竹}にて岩手県管内に入り、東流して油田村（花泉町）^{字要害}平附近にて流路を南に転じ、^{字白山}にて油田川を合せ西風谷地川となり、南流して蝦島村^{字中嶋}、涌津村^{字中田}の間にて夏川に合流する七軒余りの中小河川である。

同川の沿岸は、涌津村^{字内谷地}等と同様低平地であり、夏川の逆流は境堀川と同様氾濫しやすい状況にあり、更に、油田川等の上流支川の出水による氾濫等がある。これに対処するため同川の沿岸に構築したのが磯田川堤防である。

しかし、磯田川における堤防は、他の、夏川支川堤防と同様初築年代等沿革の殆んどは明らかでない。同沿岸堤防の

記録にあらわれたのは、明治八年六月の洪水における蝦島側の決壊並びに災害復旧に関する論議が初見であろう。同堤防の復旧工事はその後、両村における負担率の協定によって無事施工されている。これは、同河川が民費による維持河川であったことを明らかにするものである。

明治初期における同河川の堤防は、次の如く三地域六堤防がある⁽¹⁾。

二ノ一 西風谷地川

二ノ二 磯田川

二ノ三 油田川

の兩岸堤防である。

イ、西風谷地川堤防（磯田川）

西風谷地川の二堤防は、各々夏川合流点に起り涌津側（左岸）堤防は同村^{字藤}の巻に至る一七町余と蝦島側（右岸）堤防七町余に及ぶものである⁽¹⁾。

西風谷地川堤防 本村（涌津） 西方西風谷地川ニ沿ヒ字藤ノ巻ニ起リ字中田ニ連ル長壹拾七町三拾式間高式間三尺馬踏式間三尺根敷四間三尺同上

西風谷地川堤防 本村（蝦島村）ノ東方西風谷地川ニ沿ヒ字東大川原ニアリ長凡七町高三間馬踏式間三尺根敷五間同上等である。

ロ、磯田川堤防

磯田川における堤防の内、一つは油田川合流点の油田村^{字白山}に起り同村^{字多郷田}に至る延長二十余町の右岸堤防

と、字下築道に起り同蒲沢に至る左岸堤防とがある⁽¹⁾。両堤防共磯田川本流における中流部の洪水氾濫に対処するものであり、次の如く延長各々二〇余町に及んでいる⁽¹⁾。

磯田川堤防式所 本村（油田）ノ東南磯田川ニ沿ヒ一ハ北岸字蒲沢ニ起り字下築道ニ連ル長式拾零町高式間馬踏宅間三尺根敷五間一ハ南岸多郷田ニ起り字白山ニ連ル以下同上とある。

更に、同川の左支油田川には右岸字白山より同柿ノ木に連る二〇余町の堤防と、左岸下築道より油井名沢に至る一里余の堤防がある。

同川は緩流河川であり、河道と耕地の比高が少く洪水の氾濫の起りやすい状況にあり、これが防止のため築造された堤防である。

油田川堤防式所 一ハ油田川ニ沿ヒ（油田村）字柿ノ木ヨリ起り字白山ニ連ル長式拾零町高式間馬踏宅間三尺根敷五間一ハ字油井名沢ヨリ起り字下築道ニ連ル長宅里零五町以下同上修繕費官ニ属ス

とあるが、明治中期の調査によれば磯田川堤防はいずれも多少延長の増加が見られる。

これは逐次補強工事が施工された結果によるものであらう。しかし、大規模の改修工事等の施工は考えられない⁽³⁾。

河川名	位置	堤防延長	受益面積
磯田川	油嶋村	一里二四町	八九町
西風谷地川	油嶋村	一六	一二九
油田川	油嶋村	二、〇四	八七

（註） 明治三年油田村、蝦島村二村が合し油島村と称す

明治三十九年河川法の制定後もこれら夏川支川等の維持管理、増強工事等は地域自治体等によって施工され、明治末期には、西風谷地川、油田川等兩岸堤防が中期に比し、更に増大し西風谷地川堤防は次の如くである⁽⁴⁾。

河川名	左岸	延長	右岸	延長
西風谷地川	油島村	一里一二町	油島村	一里一二町
	涌津村	一、二三		一、二七
	計	一、二五	計	一、二七

以上の如く左岸堤防一里二五町右岸堤防一里二七町等となっている。

油田川堤防の如きも、油島地内において左右各々一里二町の堤防と増強されている⁽⁴⁾。

河川名	左岸	延長	右岸	延長
油田川	油島村	一、〇二町	油島村	一、〇二町

これら磯田川水系沿岸の堤防が明治四三年洪水により涌津村、油島村地内で決壊し、附近耕地に多大の被害を及ぼす

ところとなり、両村における堤防の復旧工事は涌津村における堤防五〇〇間及び油島村堤防六五〇間、合計一、一五〇間であるが、工事は翌四四年三月半額の国庫補助を得て施工し同年八月竣工している。

更に、磯田川は、昭和二二年より県営事業による改修工事が施工されているが、河川敷地その他の潰地問題で、利害相反する左右両岸住民の対立が激しく、遂に、同二四年工事中止のやむなきに至ったのである。

その後、夏川堤防の強化により磯田川の改修は絶対的な状況となり、地域住民は、磯田川改修の必要性を痛感するところとなり、関係地区を代表する土地改良区長及び村長等が連名で次の如く陳情書を提出している⁽⁵⁾。

陳情書

一、県営を以て磯田川及上油田川を改修し堤防の強化工事を行われない。

(改修強化の必要性)

1. 従来の断面はで所要洪水量が流下出来ない。
2. 勾配一様ならざるため流速が一様でなく堤防の破損が甚だしい。
3. 流路が曲折している。
4. 夏川合流地点の堤防が夏川の堤防より約一米低い。

(理由)

磯田川及上油田川は宮城岩手両県境にある夏川の支流であります。従来の断面では所要洪水量の流下が出来ずその上勾配が一様でないため流速が一様でなく、且つ流路が曲折しているため降雨の度毎に氾濫し堤防の破損が甚だしく年々洪水の惨害を被り特に昭和二十二、二十三年度における場合の如きは堤防が水中に没し一面湖水の如き観を呈したのであります。

加えて昭和二十四年度より夏川堤防強化工事が施行せられた結果磯田川堤防は夏川合流点に於て約一米低く(合流点に於て夏川堤防標高一、五米磯田川堤防標高一〇、五四米)なり、一度増水すれば磯田川が溢水欠潰することが必然であります。現に昨年度の洪水時にその実例を示し櫛歯の如く欠潰致したのであります。磯田川の堤防は油島、涌津、永井三ヶ村の耕地五〇〇町を囲む重要な部分であり、夏川沿岸土地改良区営に係る用排水機場の生命線であります。一度この堤防が溢水欠潰すれ

ば忽ち機場に浸水して運転機能を失し、五〇〇町歩が湖水の惨情を呈するからであります。

磯田川堤防は昭和二十一年、二十二年県営を以て工事施行致しましたが、打続く水害に關係農民はその負担にたえかねて中断している状態でありますから何卒關係農民の窮状を御覧察下され、安んじて増産にいそしみ得る様速かに御採用下され度切に懇願し奉るものであります。

記

一、県営を以て磯田川(延長一一、七〇〇米)を夏川合流点より上流兩岸を県道花泉、若柳線上流約二〇〇米の地点まで、上油田川(延長一、四〇〇米)を磯田川合流点より上流村道油島、涌津線の上流約二〇〇米の地点までを改修し、堤防の強化工事を行われたい。

以上耕作農民を代表して夏川沿岸土地改良区総代会の決議をもつて陳情致します。

昭和二十六年十二月 日

岩手県西磐井郡涌津村

夏川沿岸土地改良区理事長

菅 原 忠 雄

常務理事

佐々木 民 慈

油島村長

加 藤 勇

涌津村長

田野崎 文 人

永井村長

佐 藤 信 武

以上の如く、昭和二四年以来中止となっている磯田川の改良工事の再開を強く要請するところとなったのである。翌二七年、磯田川は岩手県によって次の如き計画により改良工事が着手された⁽⁵⁾。

「本地区は岩手県の最南部に位し県界たる夏川の左岸耕地一帯の地を占め西磐井郡油島村、涌津村、永井村の三ヶ村に跨り広袤五五〇、〇町を有する豊饒の地なり、東、北、西の三方は永井、涌津、油島の各丘陵に、南は夏川の堤防に夫々圍繞せられ水源には比較的恵まれているけれども、一旦降雨あれば急激なる流水は耕地に氾濫し排水困難を来し一大湖水の如き状を呈す、以て本事業に於ては油島村内に流域の大半を占め同村及涌津村の村界を南下して夏川に合流する流域面積二三、二

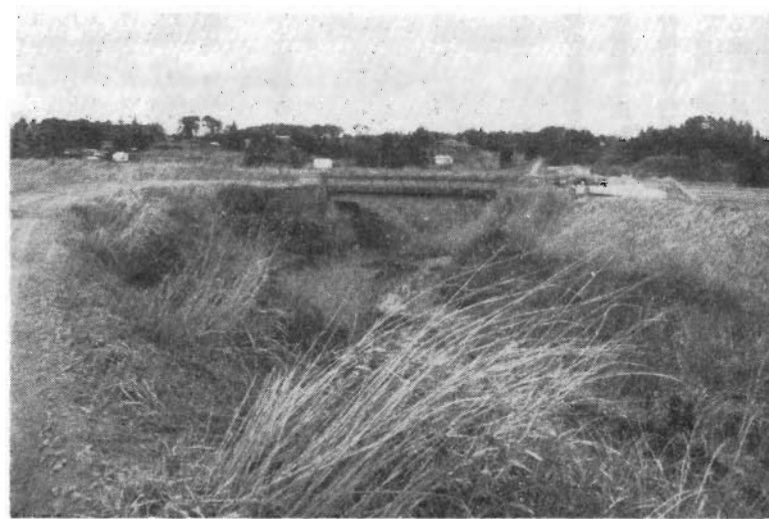
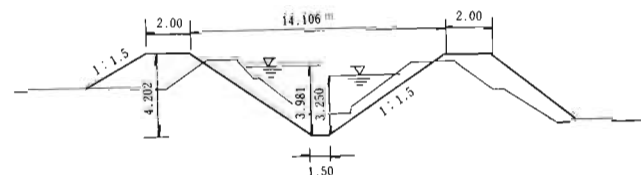
事業費事業量一覧表

種 目	事業費	事業量
工事費	55,526,000円	
(1) 磯田川改修工事	44,715,000	
幹線排水路改修工事	33,841,000	2,243m63
支線排水路付替工事	5,224,000	1,702m66
橋梁工事	3,117,000	3ヶ所
暗渠工事	102,000	1ヶ所
逆サイフォン工事	198,000	1ヶ所
付替用水路工事	46,000	464m80
用地買収費	555.080	田 その他 27反622
補償費	1,631,920	田 その他 27反704 土 取 場 14反120
(2) 油田川切替工事	10,671,000	
幹線排水路工事	9,300,000	1,300m00
橋梁工事	318,000	1ヶ所
逆サイフォン工事	487,000	2ヶ所
流入工事	512,000	2ヶ所
補償費	54,000	土 取 場 3反377
(3) 実施設計費	140,000	
工事雑費	2,422,000	
事務費	3,004,000	
計	60,952,000	

平方坪、流路七、〇料（内幹線水路二、二料）を有する磯田川の改修を行うものとす。
 本川は関係面積六〇〇町（内水害区域五五〇、〇町）に及び、其の大半は平坦なる夏川平野を貫流するを以て水害頻繁にして各所に破壊を見、沿岸一帯を水底に葬り、悪水停滯十数日の長期に及び、其の被害莫大にして上述の如く其の損害甚大なるに鑑み、流路を修正し且つ通水断面を拡張し河積の増大を計ると共に、本川の最大洪水量七九屯（毎秒）を安全に排除せしめ長日に亘る悪水停滯を除かんとするものである。

本川改修断面は夏川合流点に於て河底幅員六、〇米、法一対一、五、高五、五二五、上流地点において河底幅員六、〇米、法一対一、五、高四、八五九、水面勾配一、三〇〇分の一を標準とす築堤断面は天端幅員三、〇米法一対一、五とし、表法尻に高五〇厘の丸太柵工を施し流水に対し充分安全を期せり、而して本事業は総事業費六〇、九五二、〇〇〇円工期は三か年に亘る計画とし、本事業施行に依り年々一、三七五、〇石（反当〇、二五名）の増収を期す

第30図 磯田川堤防断面図（新旧対比）
 梅田川鉄道橋附近（夏川沿岸土地改良区提供）



28 磯田川堤防

以上の如き計画のもとに延々一〇余年にわたり継続事業として施工されるところであるが、その事業費及び事業量は次の如く(二二一頁)である⁽⁵⁾。

以上の如く、総工費六〇、九五二、〇〇〇円の巨費と七余年の歳月を要し同三五年三月竣功するところである。その後、洪水災害等の惨事もなく今日に至っている。

註 (1) 岩手県管轄地誌

(2) 岩手県会議記録

(3) 北上川河川調査書

(4) 北上川流域調査書

(5) 佐藤氏資料

二、金流川堤防

金流川は、宮城県栗原郡片馬合村(金成町)字下小田の西方より出て東流し、西磐井郡金森、清水両村(花泉町)の境で岩手県に入り、更に、金沢、老松、涌津村(花泉町)等を東南に流下する中小の河川である。しかし、同川は北上川支川中まれに見る緩流河川で沿岸には狭長な河岸平野が連続している。

特に、岩手県管内における沿岸平野は広く、その殆んどは同川の蛇行原等であり、これが開拓されて水田化する所である。従って、河道と耕地との比高が少く、同川の氾濫は金澤村、老松村、涌津村、永井村(花泉町)等の諸村に及び、少なからざる被害を及ぼしている。

これらの村々において洪水防止を目的とし、同川沿岸に築かれた堤防は次の六堤防がある⁽⁶⁾。

金流川堤防 本村(金沢)ノ西南金流川ニ沿ヒ字金里ヨリ起リ字辻道ニ連ル長十八丁高一間馬踏五尺根敷二間三尺修費官ニ属ス

水除堤防 本村(老松)ノ西南金流川ニ沿ヒ字水沢ニ起リ水沢下ニ至ル長凡七町三拾零間高老間三尺馬踏老間三尺根敷四間三尺修費官ニ属ス

三尺修費官ニ属ス
金流川堤防 本村(涌津)ノ北金流川ニ沿ヒ字一ノ町ヨリ起リ字古川ニ連ル長四町再字上三野町土手外ヨリ起リ字上吉田ニ連ル長三拾五町高老間三尺馬踏老間三尺根敷四間修費官ニ属ス

五段田堤防 本村(東永井)ノ北方金流川ニ沿ヒ字五段田ニアリ長五町五拾零間高老間三尺馬踏老間根敷五間同上
志引堤防 本村ノ東北金流川ニ沿ヒ字寺前ニアリ長五町零五間高三間馬踏三間三尺根敷老間四間同上

寺浦堤防 本村ノ東方金流川ニ沿ヒ字川ノロニアリ長老間高五間馬踏式間根敷老間四間同上

等があり、継片的ではあるが、延長一里二五町余に及んでいる。

これら、六堤防の初築年代等はいずれも明らかでない。

しかし、明治維新後の修築はすべて官費を以って施工されている。以上により推定されるところは、これら六堤防は地域住民等の申し合わせによって築かれたものではなく、近世代藩宮の御郡普請等によって築造された堤防であり、明治新政下に継承された堤防であらう。

同堤防は、その後、更に、増強工事が施工され明治中期には次の如く延長等が増加している⁽³⁾。

河川名	位置	堤防延長	受益面積
金龍川	永井村	里一四町	里一、〇一町
	涌津村	一、〇四	一、四〇
	老松村	一、一三	六四
計		二、三一	三、〇五

とある。この調査には金沢村地内の堤防が記載されていない。しかし、廃止等によるものではなからう。

明治二十九年、河川法の制定によって岩手県の所管に属し管理されるところであるから、洪水対策上、更に、増強工事が、施工され、同後期には、金流川の両岸堤防は、各々一里余となっている⁽⁴⁾。

河川名	左岸	延長	右岸	延長
金流川	老松川	一、一三町	涌津村	一、〇四町
計		一、一三	永井村	一、一六

更に、金沢村における堤防は金流川の左岸支流北金流川（有馬川）等に及んでいる⁽⁴⁾。

河川名	左岸	延長
北金流川	金沢村	一九町

とある。この堤防は、同川の左岸にあり、金沢集落周辺の耕地に及ぼす同河川の洪水氾濫を防止する堤防であるが、

同堤防は、その後、増強され明治初期に比し延長六〇間余が増加している。

更に、同川の左岸支流、田沢川、宮沢川等にも次の如く左右両岸の堤防が設けられている。

河川名	左岸	延長	右岸	延長
宮沢川	老松村	〇二町	老松村	〇二町
田沢川	老松村	〇三	老松村	〇四

とあるが、その後の状況については明らかでない。

註 (1) 岩手県管轄地誌

(2) 岩手県会議録

(3) 北上川河川調査書

(4) 北上川流域調査書

(5) 佐藤氏資料

二、東磐井地区

東磐井地区は、黄海川流域の黄海、藤沢、八沢、大津保の四か町村（藤沢町）並びに千厩川流域の千厩、小梨、奥玉、磐清水村等の四か町村（千厩町）薄衣村（川崎村）及び大原、摺沢、興田、猿沢、渋民（大東町）長坂、田河津、松川（東山町）門崎村（川崎村）等九か町村にわたる砂鉄川があり、更に、生母村を流れる佐藤川等がある。

これらの河川における沿岸平野は狭小で、沿岸堤防による受益面積も亦少ないが、流域町村の殆んどは山村のため、河岸平野における水田は例え狭小でも貴重な食糧基地であるから大小数々の堤防を築き洪水防止につとめているのである。

イ、黄海川堤防

黄海川は、東磐井郡小梨村（藤沢町）観音山より發し、砂子田、西口、黄海村（藤沢町）等を蛇行しつつ西に流れ、黄海村下川原で北上川に合流する。

黄海川の堤防は、同川の下流部西口、黄海の両村にある。西口村地内における堤防は、同川に沿う狭長の沿岸耕地に及ぼす洪水の氾濫を防止するものであり、小規模の堤防である。更に、下流部黄海村地内は、同川の蛇行原であり、低平な地形である。従つて、黄海川との比高が甚だしく、黄海川の出水及び北上川の高水等が氾濫し、多大の被害をこうむるところである。

これらの洪水氾濫を防止するため、同川沿岸に築造するところの堤防は、脇谷堤防、中田堤防、玉川堤防、内川原堤防、荒巻堤防の五堤がある。

同堤防等の築造年代等は、既に述べたところであるが、これら一連の堤防の明治維新後に及ぶところは次の如くである⁽¹⁾。

脇谷堤防 本村（黄海）ノ中央黄海川ニ沿ヒ字箕ノ輪下ニ起リ字榎橋ニ連ル長式拾八町高八尺馬踏式間根敷五間
田中堤防 本村ノ中央黄海川ニ沿ヒ字町裏ニ起リ字河吉ニ連ル長式拾五町高壹間三尺馬踏式間根敷六間修繕費ニ所共ニ官ニ
属ス

玉川堤防 本村（西口）ノ西南字玉川ニアリ萩ノ川ニ沿フ長五町高壹間式尺馬踏壹間三尺根敷六間

内川原堤防 本村ノ南字白沢ニアリ萩ノ川ニ沿フ長壹町四拾零間高壹間式尺馬踏式間根敷六間

荒巻堤防 本村ノ南部字荒巻ニアリ萩ノ川ニ沿フ長四町壹拾八間高壹間馬踏壹間三尺根敷式間三尺修繕費三所共民ニ属ス等がある。

明治八年七月の洪水により脇谷、中田の両堤防が数か所決壊、破堤等の被害をこうむるところであるが、地域住民等

によつて復旧されている。

しかし、同堤防は地域住民の死活に影響するところであり、その維持管理は地元住民の負担のみを以つて施行する事は困難な実情であつたのである。

明治一二年、黄海川は、県がさきに指定した二六河川となら異なるものではないとして、岩手県議会は次の如く議決し⁽²⁾、

管内二十六河川堤防修繕費ハ彙ニ県会ノ決議ヲ経一等区費ヲ以テ支弁セシニ今後地方税費目第二項ヲ以テ之ニ充テ即チ豫算ニ掲ク然ルニ東磐井郡黄海川ハ流域数里に亘リ河水暴漲スルトキハ耕地水害ヲ被ルフ殆ント二十六河川ニ異ナラス此ヲ以テ其堤防ノ修繕地元民力ニ堪ヘ難キ趣請願アリ乃チ官吏ヲ差遣シ実地ヲ檢スルニ其河身ノ景況大同小異アリト雖トモ要スルニ地元ニノミ負担セシメ難キ情状モ有之ニ付二十六河川ニ加入シ二十七河川ト為シ共ニ修繕費ヲ地方税中ヨリ支給スヘキ哉否ヤ衆議如件ヲ問フ

但修繕区域ハ二十六河川ニ倣ヒ追ヒテ審査ノ上定ムルモノトス（六月六日可決）

と

黄海川を追加指定している。これによつて黄海川の堤防の維持管理等は県費（地方費）負担工事として施工されるところとなる。

同年七月洪水の際にも「黄海川出水中田土手二十間切れる」（佐川氏記録）とあるが、この復旧工事をはじめ、爾後の改良工事等は総て県工事として施工され、明治末期には次の如く、左岸堤防延長三里一三町、右岸堤防延長三里七町、合計六里二〇町約（二四、二九二米）と増強されている。各村別堤防は次の如く⁽³⁾、

河川名	左岸	堤防延長	右岸	堤防延長
黄海川	小梨村 八沢村 藤沢村 黄海村 計	一里〇〇町 三〇〇 二九〇 二五〇 三、一三	小梨村 八沢村 藤沢村 黄海村 計	一里〇四町 二一〇 二九〇 二五〇 三、〇七

とある。その増強は主として上流部に施工され黄海村地内の堤防は補強に止まったのであろう。それは延長に変更が見られないからである。

更に、その支流砂子田川、新地川等にも各々堤防が新に築造され記録が残されている⁽³⁾。

河川名	左岸	延長	右岸	延長
砂子田川	八沢村	二里八町	八沢村	一里九町
新地川	藤沢村	二里四	藤沢村	二里四

とある。

これらの内、黄海村における堤防は、明治四三年夏、秋の大洪水により破堤八か所一二間、護岸六か所四五間等の被害をこうむっている。その復旧工事は同四四年より施工されている。更に、大正二年の風水害による災害復旧工事は翌々年工事費四、五四六円を以って施工されている。

同九年再び被災し、災害復旧工事と共に増強工事が施工されている。

その後、同堤防は、昭和二年以来数度の洪水にも災害を防止し得た所であるが、昭和二年の台風洪水時には、全堤

防が溢流し、数一〇戸が浸水し、耕地のすべてが冠水するの大被害をこうむるに至ったのである、翌二三年再び襲来せる台風洪水によって被害は更に増大し、その災害復旧工事等は岩手県によって施工され、その後、更に、改良工事が施工されている。

口、千厩川堤防

千厩川は室根山の西斜面より出て西流し、奥玉、千厩の両盆地を経て、薄衣村（川崎村）地内を蛇行しつつ薄衣に至り北上川に合流する中河川であるが、同川沿岸の堤防は千厩村（千厩町）の中心地千厩にあり旧気仙沼街道千厩宿の保全を計るため、仙台藩によって築造された堤防と考えられているがその詳細は明らかでない。この外、藩政時代の築造にかかる堤防で明治初期に及んだものは、千厩川の上流奥玉村（千厩町奥玉）地内に奥玉川南堤防、北堤の二堤があり、各々延長二里一五町とある⁽¹⁾。

奥玉川堤防 二所アリ奥玉川ニ沿フ一ハ北岸（奥玉）字大森三起り茶名畑ニ連ル一ハ南岸字川崎ニ起リ字茶名畑ニ連ル共ニ長式里五拾五町馬踏三間根敷五間高五尺修繕費民ニ属ス

とあるが、その維持修繕等は地域住民の負担によって施行されている。

更に、明治中期の調査によれば、千厩川を薄衣川と呼称を変えているが同じ千厩村に延長一五町の堤防があり、受益面積が二五町八反歩とある⁽²⁾。

千厩川は、明治二九年制定の河川法により岩手県の所管せるところであるが、その維持修繕等は他河川と同様地元住民の負担によって施行されている。

明治末期における大谷地川堤防には左岸一里二六町、右岸一里三〇町、延長三里二〇町の堤防がある⁽³⁾。



29 千 厩 川 堤 防 (S45.11.8)

同堤防の維持管理等は地域住民によって施行されることである。

ハ、砂鉄川堤防

砂鉄川は、東磐井郡大原村（大東町）原体山より発し西南流し猿沢村（同町）半荒谷に至る一流が、江刺郡境越路峠等に発し南流する沖田川を合し、山間を蛇行しつつ松川村、親鼻溪等を経て、門崎村（川崎村）等落合に至り北上川に合流する中河川である。しかし、その流域は殆んど山陵であり沿岸平野の造成は狭小の所が多い。従って、その沿岸における堤防も亦断片的な規模の小さいものであり、その築造年代等は殆んど明らかでない。これらのうち、明治初期に及んでいるものは次の如くである。

川崎堤防 本村（門崎）ノ西部砂鉄川ニ沿ヒ字妻神ニ起リ字意畑ニ至ル長老拾三町四拾五間馬踏四尺根敷八間修繕費十分ノ六分二五ハ官ニ属シ三分七五ハ民ニ属ス
十二木堤防 本村（松川）ノ北部砂鉄川ニ沿ヒ字野谷起ニアリ長五町式拾零間高七丈五尺ニ至リ馬踏式間ヨリ志間ニ至リ根敷五間ヨリ三間ニ至ル修繕費官ニ属ス

室根川堤防 本村（摺沢）ノ東室根川ヲ挟ミ字百目木滝尻ノ兩岸ニ起リ流ニ沿フテ字川口字南田ノ兩地ニ至ル共ニ長老里三拾零町高老間或ハ三尺馬踏三間或ハ式間根敷五間或ハ三間修繕費民ニ属ス

一六堤防 本村（大原）ノ西南砂鉄川ニ沿ヒ字一六ヨリ起リ字立町ニ連ル長三町高老間三尺馬踏老間根敷式間修繕費民ニ属ス

大明神堤防 本村ノ西南砂鉄川ニ沿ヒ字大明神ニアリ長老町老拾零間高老間三尺馬踏老間根敷式間三尺同上

市渡堤防 本村（中川）ノ北水臺川ニ沿ヒ字篠ヶ崎ヨリ起リ字久保田ニ至ル長三拾零町高八間ヨリ式間ニ至ル馬踏老間根敷老拾七間ヨリ五間ニ至ル修繕費民ニ属ス

中林堤防 本村ノ南方水臺川ニ沿ヒ字川ノ畑ニアリ長町高式間馬踏老間根敷五間同上

蟹沢堤防 本村ノ南方水臺川ニ沿ヒ字疊石ニアリ長老町三拾零間高式間馬踏老間三尺根敷五間三尺同上

七十刈堤防 本村ノ東灘沢ニ沿ヒ字弓細工ニアリ、長三町零間高三間馬踏一間根敷七間同上

の八堤防があり、その延長は二里三〇余町である。これらの堤防は山間の狭隘なる河岸平野に築造されているため断片的なのは当然である。

明治初期における河川行政は、砂鉄川等の中小河川、殊に支川においては地元負担による維持管理が通則である。しかるに、十二木堤防の修繕は官費を以って施行され、川崎堤防は、工費の千分の六二五が官費で、残る三七五は地域住民の負担で施工されている。その他の六堤防は地域住民の負担によって維持管理等が施行されているから、前時代ほどに整備されず次第に荒廃したことが考えられる。

明治九年、右八堤防の内門崎川の堤防（川崎堤防）は、県費補助による定額区費修繕堤防に編入される所であるが、他、他の堤防は旧態依然として地元負担によるものである。

従って、山峡の急流河川砂鉄川は、十分に維持管理等は施行されるところでなく、その後の荒廃は甚だしかったので

あろう。

明治中期の調査によれば、次の如く三堤防延長二里余と著しく減少している⁽²⁾。

河川名	位置	堤防延長	受益面積
砂鉄川	長坂村	二里五町	一〇八町
沖田川	猿沢村	一四	一〇
猿沢川	猿沢村	一〇八	五五

しかし、これ以外の堤防のすべてが消滅したことを意味するものではなからう。それは、明治九年定額区費修繕堤防に編入された門崎川の堤防等が調査もれとなっているからである。

明治二九年河川法施行後は岩手県の所管に属するところであるが、維持修築は県費補助等により地元町村が施工し、沿岸の至る所に堤防が構築され明治末期には一九か所の多きに達している⁽³⁾。

中でも、砂鉄川本流の堤防は断片的ながらも六か村にわたって築造されている⁽³⁾。

河川名	左岸	延長	右岸	延長
砂鉄川	大原村 一、〇九町	一里九町	大原村 一、〇六町	一里六町
	浪民村 三、〇一		浪民村 一、〇六	
	長坂村 一、〇六		長坂村 一、〇六	
	松川村 一、〇六		松川村 一、〇六	
	門崎村 三、一八		門崎村 四、〇七	
計				

とあり、その累積延長は実に七里二〇余町に及んでいる。更に、その支流沖田川等にも次の如く数か村にそれぞれ築堤が見られる⁽³⁾。

河川名	左岸	延長	右岸	延長
沖田川	猿沢村 〇二町		猿沢村 〇九町	
猿沢川	長坂村 〇二		猿沢村 二一	
清水川	小梨村 二六		小梨村 二四	
計				

以上の如く、断片的ではあるが堤防は兩岸に設けられ、その延長は一里二〇町余に達している。

砂鉄川は、昭和四年九月三〇日河川法準用河川（延長三九、二七三米）に認定され、その後、岩手県によって維持管理が施行されているところであるが、昭和二二年、同二三年の台風洪水に際し、砂鉄川自体の出水と北上川の逆流等によって、堤防その他の施設が甚だしい被害をこうむっている。この災害復旧は岩手県によって施工されている。これらの地域を除けば、殆んど原始河川で自然のまま放置され荒廃そのものである。

更に、北上川中流部は昭和一六年四月指定された国の直轄施行区域から除外されていたが、同二九年一月二四日告示第一六一一号を以って、北上川上流部の改良工事施工区域に編入された所である。

ここにおいて岩手県は砂鉄川の改修等を国庫負担工事区域に編入せしめるため、同三〇年一月一七日附を以って次の如く申請している⁽⁴⁾。

三〇河第三四号

第三章 高水工事

昭和三〇年一月一七日

建設大臣 竹山 祐太郎殿

岩手県知事 国分 謙吉

北上川水系砂鉄川の支川認定申請について

北上川水系砂鉄川は北上狹窄部の左支にして洪水時においては背水影響をうけて附近沿岸は連年水災を蒙るため昭和四年九月準用河川に認定し今日にいたりましたが昨年十二月十四日建設省告示第一六一号にて直轄工事区域に編入せられたる北上川本川との関聯により河川行政上その利害關係が特に緊密であり東北地方建設局において河川総体計画が樹立せられたので支流認定の御認可を得たく申請いたします

記

河川名 北上川水系砂鉄川

認定区域 左岸 岩手県東磐井郡松川村字館六十六番地

右岸 岩手県西磐井郡松川村字岩の下十番地石名田川合流点以下北上川落合にいたる

としているが、砂鉄川流域の洪水氾濫による被害額等は次の如くである⁽⁴⁾。

砂鉄川地区既往水害損失調

区分		年度	昭和22年度	昭和23年度	昭和24年度	昭和25年度	計	平	均
戸数	床上浸水	戸数人口	305戸 1,957人	188戸 1,111人	7戸 38人	47戸 281人	547戸 3,387人	136戸 246人	
	床下浸水	戸数人口	62戸 365人	33戸 212人	37戸 214人	47戸 281人	179戸 1,072人	45戸 268人	
田	積額	町歩 千円	168.2 44,986—	157.7 36,271—	97.5 8,846—	157.2 35,906—	580.6 126,009—	145.1 31,502—	
	面金額		209.5 47,400—	199.5 39,900—	99.2 6,950—	153.5 22,470—	661.7 116,720—	165.4 29,180—	
畑	積額		21.2 12,420—	23.25 14,200—	4.53 2,820—	15.03 2,450—	64.01 31,890—	16.0 7,973—	
	面金額		12.4 1,542—	5.8 3,186—	2.2 786—	4.8 1,481—	25.2 6,995—	6.3 1,749—	
宅地	積額		4.8 180—	4.5 155—	3.0 30—	3.0 60—	15.3 425—	3.8 106—	
	面金額		98,734—	58,829—	11,297—	22,357—	191,217—	47,804—	
其の土地	積額		205,262—	152,541—	30,729—	84,724—	473,256—	118,314—	
	面金額								

二、佐藤川堤防

佐藤川は、東磐井郡母体村（胆沢郡前沢町母体）にあり、東稲山の北、富士ノ根山に發し西流して母体谷起に至り、流路を南に転じ同村赤生津^字赤田西方で北上川に合流する小河川である。

明治二九年河川法制定後は同法の定めにより岩手県の所管に属するも、その維持管理等は殆んど地元生母村によって行われるところである。

佐藤川堤防は、生母村（前沢町生母）赤生津^字下谷起地内にあり、古河道を拓いた水田地帯に及ぼす佐藤川の氾濫を防止するために築造された堤防である。しかし、築造年代等は明らかでないが明治初頭における佐藤川の堤防は延長三町四〇余間（四〇〇米）に及んでいる⁽¹⁾。

下谷地堤防 本村（母体）ノ西方佐藤川ニ沿ヒ字下谷超ニアリ長三間四拾六間高老間馬踏老間三尺根敷四間修繕費官ニ属スとある。

同堤防は洪水時における北上川の逆流を防ぎ氾濫を止めるところでもあるが、規模が小さく、受益面積等も少ない堤防であり、明治後期には調査の対象とならず記録されるところはない。

註 (1) 岩手県管轄地誌

(2) 北上川河川調査書

(3) 北上川流域調査書

(4) 北上川中流部改修計画書

三、西磐井地区

西磐井地区には一ノ関、萩莊、巖美の三か村（一関市）を流域とする磐井川及び平泉村（平泉町）に太田川等があり、それぞれ、断片的ではあるが、洪水対策として築かれた堤防がある。

しかし、両河川の下流部は、洪水時における洪水位の上昇が甚だしく、大堤防を要する所であるが、未だこれを欠くところである。

イ、磐井川堤防

磐井川堤防は、前編において一関地区として詳述するところであるからここでは省略するが、本川は奥羽山脈の雄峯栗駒山（須川岳）に源を發し、東流して端山、巖美溪、（一関市）等を経て、東郊狐禅寺で北上川に合流する北上川屈指の支川である。

この間、産女川、小猪岡川、大久保川等多数の支川を合流している。これら本、支川のすべては、西部山岳地帯に水源を發するところであり、殆んどが急流河川である。

同川における堤防は、既に、述べた如くその起元は藩政時代にあり、明治初期に及んだところは、右岸旧山目村地内における川街の川小路堤防、一ノ関町同心町の堤防等があり、その概況は次の如く延長五町一〇間とある⁽¹⁾。

磐井川堤防 該堤防式アリ一ハ本村（山ノ目）ノ西北磐井川ニ沿ヒ字川街ノ半ヨリ起リ磐井橋ニ至ル長五拾八間高六尺馬踏五尺根敷式間三尺一ハ字地主地ヨリ起リ字西花王町ニ至ル長四町壹拾式間高六尺馬踏五尺根敷式間式尺修繕費官ニ属ス

これらの堤防は別述する如く、田村藩がその城地及び城下町に及ぼす洪水の氾濫を防止するため築造されたところであり、維新後も同町における洪水氾濫を防止する施設には変りなく、その維持管理等は官費を以って施行された主要の堤防である。

更に、同川左岸山目村地内には上河原堤防、里前堤防、姥石河原堤防、下河原堤防等がある。

その延長は一三町四七間に及んでいる。

上河原堤防 本村(山目)ノ南字立沢ニアリ磐井川ニ沿フ長凡四町四拾零間高老間式尺馬路三間根敷四間修繕費官ニ属ス
里前堤防 本村(山目)ノ南字里前ニアリ磐井川ニ沿フ長三町七拾九間高老間四尺馬路間式尺根敷四間同上

姥石川堤防 本村(山目)ノ南字林ヨリ起リ字荒谷ヲ経字川原田ニ連ル長四町零三間高老間式尺馬路間老尺根敷三間同上
下河原堤防 本村(山目)ノ東字五代ニアリ磐井川ニ沿フ長老町四拾五間高老間四尺馬路間式尺根敷老間五尺同上

以上四堤防は仙台伊達氏の領内にあり、従つて、仙台藩によつて築造されるところであり、宿場町山目の集落に及ぼす磐井川の洪水氾濫を防止する堤防である。その維持管理等は官費によつて施行されているところである。

又、同支川猪岡川における堤防は猪岡村地内の駒形堤防、橋田堤防等があり、延長は五町三〇間に及んでいる。その概況は次の如くである⁽¹⁾。

駒形堤防 猪岡川ニ沿ヒ字山口ニアリ長三町三拾零間高老丈馬路三間根敷九間

橋田堤防 猪岡川ニ沿ヒ字橋田ニアリ長式町高七尺馬路式間根敷四間三式所共ニ修繕費民ニ属ス

しかし、これらは支川堤防であり、規模も小さく、その影響する所も亦小範囲である。従つて、同堤防の維持管理等はすべて地方住民の負担によつて施行されているところである。

以上の外、明治中期の調査によれば、一ノ関町に隣接する真滝村に、受益面積一九町三反余に及ぶ延長八町余の堤防

がある。

同堤防は、明治初期の調査等には見るところでない、従つて、同前期における新設か、築造年代等の詳細を欠くところである。

更に、同川の右支吸川左岸新町地内に牢町堤防がある。

同堤防は一ノ関町の南部、正覚寺(廃寺)裏における吸川の新旧川界を起点とし、上流大安寺揚場に至る延長二三〇間余(四二〇米余)敷幅一間余(二・三米)の小堤防である。このうち新旧川界より牢町までの六四間(一、一五米)は明治三八年饑饉の際窮民救済のため天皇陛下より御下賜金ありたるを基金とし、更に地方有志の寄附金等を加えて、恩賜記念事業として築造せる所であり、同三十九年に工を起し、翌四〇年に至り竣功するところである。

明治二九年、河川法の施行により同川は岩手県の所管に属するところとなり、本、支川共洪水対策として堤防の増強が施行され、明治末期には、本支川の両岸に多数の堤防が築造されている⁽²⁾。

河川名	左岸		延長	右岸		延長
	磐井川	山目村		一ノ関町	里	
久保川	萩莊村	計	一八	萩莊村	二、〇五	
芦ノ口川	萩莊村		二、〇三	萩莊村	二、〇五	
南沢川	萩莊村		一〇	萩莊村	〇五	

外山川	荻庄村	一〇	荻庄村	〇五
達古袋川	荻庄村	二、〇五	荻庄村	一、〇三

その累計延長は、左岸五里一八町、右岸一里一五町の多きに及んでいる。

その後、大正二年洪水を契機として本、支川における堤防は増強されたが、昭和一三年洪水により洪水対策の弱さを露呈された如く所々大被害をこうむり、復旧工事と共に増強工事が施行されている。（別項にゆずる）

戦後、更に、磐井川鉄道橋より下流部において国の直轄施行にかかる改修工事が施工されている。

口、太田川堤防

太田川は、西磐井郡中尊寺村（西磐井郡平泉町）毛越の西岩谷野（和山）に発し、東流して毛越、川辺（一関市）両村の間で北上川に合する小河川であり、河川法の施行により岩手県の所管に属するところであるが、維持管理等は地元平泉村において施行した如くである。

太田川堤防は、同村宇佐野、祇園等における洪水氾濫を防止するため宇上ノ台、袋谷起等に設けた堤防である。しかし、築造年代等の沿革は明らかでない。

明治中期における堤防延長一〇町受益面積四六町四反歩とある⁽²⁾。

しかし 明治二年鉄道（東北本線）布設のため高さ数米に及ぶ道床の構築により、本堤は廃絶し明治末期の調査には記録されることもなく、その後、遺構を見るところでない。

註 (1) 岩手県管轄地誌

(2) 北上川河川調査書

- (3) 北上川流域調査書
(4) 長田氏資料

四、胆沢（下）地区

ここで胆沢（下）地区と称しようとする地域は、藩政時代における下伊沢郡（殆んど前沢町である）並びに上伊沢郡のうち、姉体、真城等を含む地域を指すのである。

その理由とするところは、地勢等、その外自然環境及び洪水時における氾濫被害状況等が一連の場所であり、更に、生活環境等も同一と見られる地域であるから、その中間に境界を求めることは困難な地域である。

同地域における北上川の支川は、衣川、白鳥川、太郎ヶ沢川、天神川等がある。これらの支川のうち、堤防の設けられている河川は衣川、白鳥川の二支川のみである。

イ、衣川堤防

衣川は、胆沢郡衣川村の媚山、高檜能山等より発し東に流れ、下流部に至り、西磐井郡戸河内村（平泉町戸河内）和山より発する戸河内川を合し、更に、同郡中尊寺村（平泉町中尊寺）宇福養で同村一首坂附近に発し東流する徳沢川を併せ、同谷起で北上川に合流する中河川である。明治二九年以来岩手県の所管に属し維持管理等の殆んどは岩手県によって施行されている河川であるが、衣川は溪流的形態の急流河川であるから、沿岸平野は少い。従って、本川には堤防等の施設がなく、支川戸河内川、徳沢川等には断片的な堤防がある。

戸河内川、徳沢両河川の堤防の築造年代は明らかでないが明治中期には次の如くある⁽¹⁾。

河川名	位 置	堤防延長	受益面積
徳沢川	平泉村	一七町	
戸河内川	平泉村	七	七町

とある。

その後、県及び村費等によって施工された堤防は左岸に延長八町（八六〇米）があり、更に、右岸堤防延長二〇町（二一六〇米）とがある⁽²⁾。

平泉村の七町（七五〇米余）は合流点における左岸堤防である。

しかし、同地域の洪水は北上川の湛水による水位の上昇が甚だしい所であるから溢流による被害は毎年の如くこうむり、昭和二三年台風洪水には衣川の出水が甚だしく福養谷起における河道は倍加し堤敷も流失する大被害が発生している。その後、県工事を以って河道を拡げ、引堤による堤防の築造が施工されている。

ロ、白鳥川堤防

白鳥川は胆沢郡小山村（同郡前沢町）萩ノ森等に発し、東流して同郡白鳥村（前沢町）¹字鶴木上流で北上川に合流する小河川である。

同河川は、河川法により岩手県の所管に属するところであるが、維持修繕等は地元白鳥村が施行している。

同川の堤防は、北上川合流点附近の白鳥地内にあり、殆んど、鶴木附近の耕地に及ぼす北上川洪水の氾濫を防止するものであり、その沿革等は明らかでないが、明治末期の調査によれば左岸堤防およそ一〇町とある。

小規模の同堤防は、地形的にも悪条件の所にあり破堤等の被害は一再ならず、災害復旧と共に増強工事を施工するところであるが、昭和二二年の洪水には全面的に破堤し、翌二三年台風洪水には、更に、耕地の流失等の大被害をこうむるところである。

その後、県工事によって復旧工事が施工され、更に、増強工事が加えられたところである。

註 (1) 北上川河川調査

(2) 北上川流域調査

五、江刺地区

江刺地区は北上川左岸旧江刺郡全般を総称するが、この地域における北上川の支川は各々その流域が入り組み複雑を極めている。

山内川は黒石村（水沢市）にあり、大田代川は田原村（江刺市）羽田村（水沢市）にまたがり、人首川は、その左支伊手川と共に米里、伊手、玉里、藤里、田原、岩谷堂、愛宕等（江刺市）七か町村を流れて、羽田村に入る。更に、広瀬川は梁川村（江刺市）口内村（北上市）等に発し広瀬、稲瀬、岩谷堂、愛宕等（江刺市）の六か町村にまたがる流域を持つ中河川である。これらの河川は、いずれも、その下流部において広大な江刺平野を横断している。従って、各河川とも下流部に長い堤防がある。

イ、山内川堤防

山内川は北上山中扇ヶ洞山に発し山間溪谷を流れる小河川である。沿岸における耕地は黒石地内宇長根等にあるが、

おおむねその流域は丘陵であるから、猫額大の耕地も生産上欠く事の出来ないところであり、この耕地に及ぼす洪水対策として築いたのが山内川堤防である。延長はおよそ一町余とあり維持管理等は地域住民によって施行されている堤防である。

ロ、大田代川堤防

大田代川流域における洪水氾濫面積は二七町⁽²⁾余であるが、この洪水対策として構築された堤防は、その支流小田代川沿岸羽田村（水沢市）地内にあり、左右岸各々一町余とある⁽³⁾。

同堤防の維持管理等は地域住民によって施行されるところである。

ハ、伊手川堤防

伊手川は人首川の左岸支流で、北上山中物見山の南谷等より発し、西流して羽田村（水沢市）田原（江刺市）愛宕（同市）等の村境で人首川に合流する小河川であるが、合流点より上流左岸田原村地内駒場に至る堤防が伊手川における洪水対策施設の最たるものであり、羽田平野（江刺平野の一部）に展開する耕地に及ぼす洪水の氾濫防止に欠く事の出来ない堤防である。

その初築年代は明らかでないが、藩政時代の築造にかかる堤防であり、明治初期に及んだ同堤防は次の如くである⁽⁴⁾

明治五年官御普請自普請調書上

伊手川通 羽黒堂村（羽田村字羽黒堂）

一、堤長式百間

但定式官普請、縄、俵、藁之類村方より指出来申候

とあるが、同中期における堤防延長は、羽田村一一町、田原村三〇町、藤里村二〇町 伊手村三〇町合計二里二五町とある。

しかし、下流部（羽田、田原村地内）は江刺平野の東南部水田地帯にあり天幅一、五間の堤防であるが、上流部の堤防は殆んど小堤にすぎないところである。

下流部（羽田村地内）の堤防は、明治維新以降一再ならず洪水の被害をこうむり復旧工事と共に増強工事が施工されているが、殆んど、地元負担で施工されている。

昭和二三年カスリン、翌二三年アイオン台風洪水による被害は大きく、その災害復旧工事は、羽田村地内のおよそ一軒に及ぶ区間は県の委託により国がこれを施工している。（詳細別項）

二、人首川堤防

人首川は江刺郡人首村（江刺市米里）の内物見山等より出て西流し、人首、玉里、増沢等の小盆地を経て岩谷堂町で江刺平野に出て、更に、同平野の南部に展開する水田地帯を南流し、江刺郡田原（江刺市）、羽田村（水沢市）境いで伊手川を入れおよそ一、五軒流下して同村^宇小谷木で北上川に合流する。

人首川堤防は岩谷堂町、愛宕村等の南部、田原村の北部、それに、羽田村（水沢市羽田）の北部等の洪水氾濫を防止するため人首川の両岸に築造された堤防である。

同堤防の築造年代等については既に述べた如く、藩政時代に遡るものであり、明治維新後に及んだところの堤防は江刺郡羽田村（水沢市）の新川堤防、田原村（江刺市）地先の新川堤防、愛宕村（同市）地内人首川両岸の二子町堤防及び同岩谷堂町（同市）地内における両岸の人首川堤防等がある。更に、上流同郡玉里村（同市）^宇角掛における立石堤



30 人首川伊手川合流点

防等である。その大要は次の如くである⁽¹⁾。

新川堤防 本村(羽田)ノ西北字上川ノ端ヨリ起リ字向森ニ
連リ人首川ニ沿フ長三町餘高老間馬路老間三尺根敷式間三尺
新川堤防 本村(田原)ノ西南人首川ニ沿ヒ字川崎ニアリ長
式町老拾零間高七尺馬路七尺根敷四間
二子町堤防二所 一ハ本村(愛宕)ノ東南人首川ニ沿ヒ字前
廣田ニアリ長老拾八町高三間馬路式間根敷三間一ハ同川ニ沿ヒ
字稗田ニ起リ力石金屋ヲ経テ荒谷ニ連ル長式拾五町高三間馬路
式間根敷三間
人首川堤防二所 本村(片岡村)ノ東方人首川ニ沿ヒ一ハ字
百ノ口ニ起リ字田中ニ連ル長老拾零町式拾九間高式間三尺馬路
三間根敷六間一ハ字下惣田ニ起リ字寺田ニ連ル長老拾零町式拾
九間高式間老尺馬路式間根敷五間
立石堤防 本村(角掛)ノ西部人首川ニ沿ヒ字立石ニアリ長
凡三町式拾零間高五尺馬路五尺根敷式間

とあり、その延長は左岸堤防三四町三九間(三、七四〇米)

右岸堤防一里二九間(三、九四〇米)に及ぶ長堤である。

この地域は、人首川の出水と北上川の逆流が相合して洪水位
が上昇し溢流する事が多く、明治八年洪水以来決壊、破堤等は
数回に及びこれが復旧工事と共に、増強工事は累年の如く施工

され、明治中期には愛宕地内における一里二町、岩谷堂地内延長一里三二町とあり、合計二里三四町の堤防による受益
面積がおよそ三五〇町に及んでいる。

人首川は、明治二九年河川法制定以来岩手県所管となり、県によって維持管理が施行されているところであるが、同
堤防は昭和二二年台風洪水により全堤溢流と言う前代未聞の大災害により、十数か所が破堤し殆んどが総崩れの大惨事
となり、更に、翌二三年台風洪水は無堤に等しい沿岸耕地に氾濫し農耕地の荒廃を大きくした。

その後、災害復旧工事は翌二四年春、着工され数年を要してその工をおえるところである。

ホ、広瀬川堤防

広瀬川は北上川左岸支流であり江刺、和賀両郡境いの金成山等に発し西流し、稲瀬村(江刺市)字広岡前より江刺平
野を横断し愛宕地先で北上川に合流する中河川である。

同川における堤防は既に述べた如く江刺平野を横断する部分の兩岸に設けられ岩谷堂、稲瀬、愛宕等一町二か村(江
刺市)に及ぼす同川及び北上川の逆流による洪水防止に欠く事の出来ない堤防である。

同堤防の明治初期における状況は、

新川堤防 本村(愛宕)ノ東堰根川ニ沿ヒ字八日市ニ起リ字馬場先ヲ経テ字西下川原ニ連ル長老里零式町式拾零間高三間馬
路三間根敷平均四間三尺

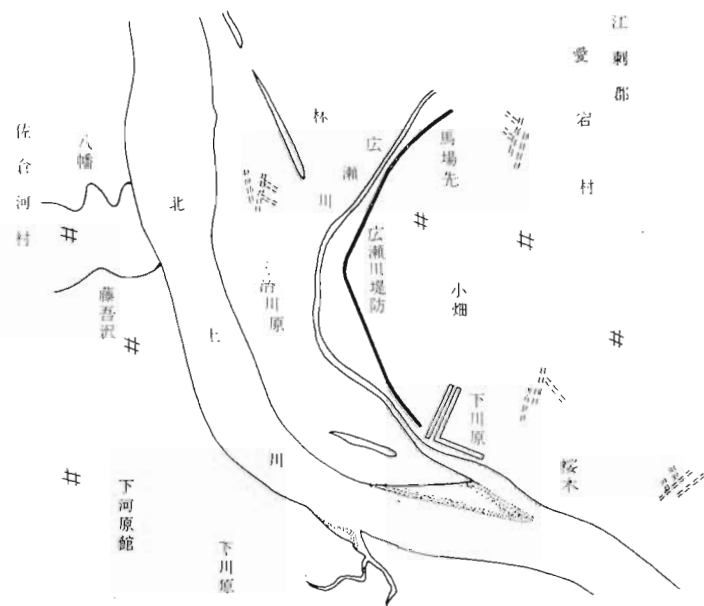
とあるが、更に、岩谷堂、稲瀬等の地域における堤防は、同堤防と殆んど規模を同じくするものであり、重要性にお
いて劣るところではない。従って、破却、荒廢等はありませんが記録が残されていない。

広瀬川筋の堤防は、同川の出水及び北上川の逆流等の洪水を防止するのみならず、中島、三日町堤防等の破堤に因る



30-2 人首川改良工事 (岩手県施工)

第31図 広瀬川堤防



北上川本川の洪水を塞止め、江刺平野南半一、五〇〇町歩の耕地に洪水の波及を防止する等、北上川の第二堤防の重要性を持つ堤防である。

しかるに、藩政時代以来官はあくまで支川堤防としてその重要性を認めるところではなかったから、規模は小さく明治初期以来数次にわたる破堤等の災害復旧工事は地方的に施工されている。

明治八年七月九日の洪水により次の如くその一部が破堤している(4)

本月九日出水二付高等村道路堤防押切裏表

崩調書上

字馬場先

一、堤防押切老力所長十八間、敷五間、駒踏二間、深壹丈二尺（決壊箇所）

とあり、これが復旧工事に当り次の如く土取場を願ひ出ている。(4)

堤防禦普請力所土取場之儀二付願

第十一大区三小区高寺村

四字番宿

一、烟八畝貳拾九步

佐藤八十郎

五字
番同

反大豆五斗五升壺合

一、烟八畝貳拾壹卜

唯野 文吉

反大豆五斗五升菑合

第三章 高水工事

字馬場光
百四十五番 六畝拾卜之内

一、畑式畝拾九卜

佐藤八十郎
反大豆四斗

小以反別式反九歩

右ハ関根川（広瀬川）堤防ニ有之候得共北上川より逆水両流之激水ニテ高寺村田畑耕地者無論片岡村耕地共に聊之出水ニテ
モ水害不少況哉本年之洪水ニテ者莫大之損害ニ相成就テハ右カ所江御普請被成下候様奉願上置候ニ付右地所之処御見分之上御
仁恤之御詮議を以倒目地ニ被成下度奉歎願候以上

明治八年十月

とあり用地は地元負担により秋冬の農閑期に施行している。

更に、同九年春定式御普請として広瀬川左岸愛宕村宇新川地内で拡幅、嵩上げ等の工事が施工されている⁽⁴⁾。

陸中国江刺郡明治九年春定式北上川通

川除官修繕出来形精算張（抜）（十月三十日）

一、堤両側腹付（拡幅）長式百三拾間平均法高六尺片側三尺ツツ
厚六尺

此土坪式百三十坪

同所上置（嵩揚）長式百三拾間平均高四尺
馬路五尺

中敷壹丈五尺

此土坪式百五拾五坪五合

合坪四百八拾五坪五合

人足九百七拾壹人

但土取壹丁（運搬距離）壹坪二人

とある、同年は府県制による県所管区域の変更等によつて事務処理が遅延したのであらう。工事は、既に、七月竣功
しているが精算による残金交付が一〇月行われている⁽⁴⁾。

以上の如く明治初期における同堤防は官による定式普請として施行され、更に、維持管理されるところである。

明治中期における同川の堤防は次の如く四か町村にわたっている⁽²⁾。

河川名	位 置	堤防延長	受益面積
広瀬川	愛宕村 岩谷堂町 稲瀬村 広瀬村 計	里 一九町 一、〇〇 二、二二 三、〇〇 五、〇五	三四町 九三 四四 二六 一、九七

更に、第二次支川歌書川等にも堤防が築造されている⁽²⁾。

これらの堤防によつて、江刺平野のみならず沿岸平野の殆んどに防水施設が設けられている。

明治二十九年河川法の制定により、同川は岩手県の所管となり、沿岸堤防の殆んどが岩手県によつて維持管理される
ところである。

しかるに、明治四三年、大正二年等の大洪水には、数か所が決壊し江刺平野の南半分は泥海と化し、大被害をこうむ
るに至った。その後、復旧工事に共に増強工事を施行し強化したところであるが、昭和二年の台風洪水により、およ
そ五〇米程決壊し、下流域に大被害を及ぼすところとなったのである。

註 (1) 岩手県管轄地誌

(2) 北上川河川調査書

(3) 北上川流域調査書

(4) 小沢文書

六、胆沢(上)地区

胆沢(上)地区は古来の上伊沢郡のうち、地形、流域等により、同郡下河原村(旧佐倉河村のうち)より上流を便宜上呼ぶところとするが、この地域における北上川の支川は胆沢川、宿内川等がある。

胆沢川は同郡若柳村(胆沢町)地内焼石岳連峰に源を発し、東流して同郡佐村(水沢市)で北上川に入る。同川の流域は若柳、南都田、佐倉河(北部)、永岡、金ヶ崎等六か町村に及ぶ広範囲にわたるところであり、宿内川は金ヶ崎町を流域とする小河川である。

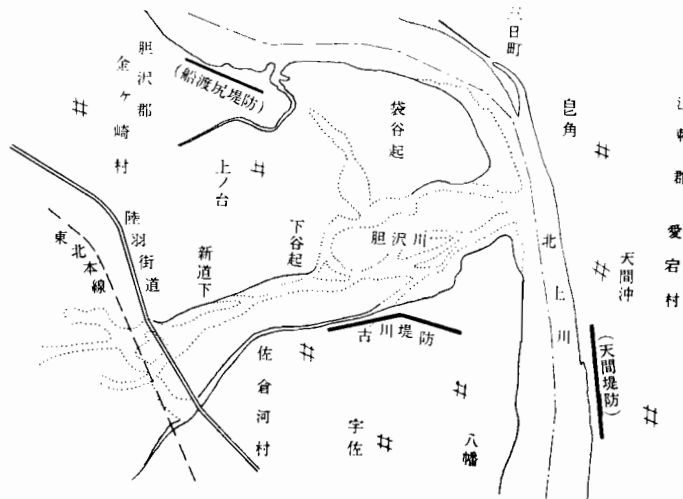
両河川における堤防は沿岸平野が少く、従って、大堤防と判定すべきものはない。

(一) 胆沢川堤防

胆沢川堤防は胆沢川の下流部に集中しており、佐倉河村並びに金ヶ崎町、永岡村等の沿岸平野における耕地の洪水氾濫を防止するため構築された堤防である。

しかし、胆沢川は胆沢扇状地の北線に従って東流するため右岸には沿岸平野の発達が少ない。従って堤防等の防水施設も少ない。左岸には低平な、そして狭長な沿岸平野が展開しているため受益面積の割合に延長の長い堤防が築かれている。

第32図 古川堤防



る。

イ、古川堤防は、胆沢郡佐倉河村(水沢市)大字佐の北部胆沢川の合流点に近い宇古川の右岸にある。その築造は藩政時代に遡るところであるが、年代等は明らかでない。

同堤防の明治初期に及んだところは次の如くである(1)。

古川堤防 本村(宇佐)ノ東部北上川及ヒ膽澤川ニ沿ヒ宇古川ニアリ長凡七町四拾五間高老間馬踏壱間五尺根敷四間

とあるが、同堤防は宇佐地区北部河岸の耕地に及ぼす洪水の氾濫を防止する堤防であり、受益地帯の住民によって管理されたところであろうが、明治四三年洪水による災害後の状況は明らかでない。

ロ、石堤防は、胆沢川右岸満倉村(旧佐倉河村)地内の河岸平野に及ぼす洪水防止の堤防であるが、築造年代等は明らかでない。

明治初期同地域に次の如き堤防が残されている(1)。

石堤防 本村(満倉)ノ北方宇五松林下川原ニアリ膽澤川ニ

沿フ凡式町三拾零間高四尺馬踏壱間根敷式間

とある。

同川は、明治二十九年制定の河川法により維持管理等は、すべて岩手県において施行するところである。

(註) 明治八年上幅、栃木村を併せて満倉村となり、同二年宇佐、下河原、常磐等を合併して佐倉河村となり、更に、昭和二十九年隣接六か町村を統合して水沢市となる。

ハ、大出堤防は、胆沢川左岸西根村（金ヶ崎町）地内にあり、北上川合流点附近の耕地に氾濫する胆沢川の洪水を防止する堤防である。同堤防の築造年代等は明らかでないが明治初期におけるところは、

大出堤防 本村（西根）ノ東南宇下庄ヨリ起リ宇慶長土橋上ヲ経テ街道下ニ連リ膽澤川ニ沿フ長式拾零間高老間馬路壹間三尺根敷三間三尺

とある。

同堤防は、明治二十九年河川法の制定により胆沢川と共に県によって維持管理されたところであり、その後における災害復旧等の工事も県によって施工されている。

二、胆沢川堤防は、胆沢川左岸胆沢郡百岡村（金ヶ崎町）地内にあり、同村の南側一帯の河岸平野に氾濫する洪水を防止する堤防であるが、築造年代等は明らかでない。明治初期における同堤防は⁽¹⁾

胆沢川堤防 本村（百岡）ノ南膽澤川ニ沿ヒ宇愛宕川原ヨリ起リ宇柳原字瀬ノ畑字瀬ノ端前字和田字砂子田川原字中嶋字上谷起川原字谷起字大川原字窪字川原ノ拾貳壹ニ連ル長壹里零六町壹拾七間高四尺馬路壹間三尺根敷三間

とある。

同地域は急流胆沢川の沿岸にあり、明治初期以来洪水による被害は決して少なくないが、地域住民等地元自治体等により復旧工事が施工され、更に、堤防の維持管理が行われているところである。

明治二十九年河川法の制定により胆沢川は岩手県の所管に属し、堤防の維持、管理等も県によって施行されるところである。

その後における明治四三年、大正二年等の洪水による災害復旧は県工事として施工され、更に、増強工事等を施工し、維持されるところである。

以上の如く、胆沢川沿岸堤防は、いずれも強大な堤防はなく急流胆沢川の洪水に対処出来るものではない。しかし、受益面積が少なくその効率の低い悪条件の地域は如何なる場合にも不利を見る例にたがわず、暫く、改修の手も下されぬ所であったが、たまたま、昭和二年台風洪水に因り沿岸殆んど堤防が大破し、その復旧は県工事として施工された、完成迄数年間を要している。

ホ、黒沢川堤防

黒沢川は胆沢川の左岸支流で、その源は駒形岳の東谷に発して、東流し金ヶ崎村地内で胆沢川に合流する小河川である。

明治中期における同川の堤防は金ヶ崎地内に延長六〇間があり、その受益面積は三一町とあるが⁽²⁾、同末期における堤防は左岸一九町及び右岸六〇間とある。更に、第三次支川永沢川に左岸堤防四町とがある⁽³⁾。

同堤防等の管理は、地域住民及び地元金ヶ崎村等によって施行されるところである。

(二) 宿内川堤防

宿内川は、金ヶ崎村（金ヶ崎町）の内駒形岳の東面に発し、千貫石堰堤を経て、更に、東流し、斎藤谷地等の耕地に灌漑して、金ヶ崎町東裏で北上川に合する小河川である。明治中期における同川の堤防は金ヶ崎村地内におよそ六〇間

があり、受益面積が二六町とある⁽²⁾。

その後、受益地帯住民等によって増強工事が施工され明治後期には左岸堤防三六〇間右岸堤防六〇〇間余に達している⁽³⁾。

河川法制定後は岩手県の所管に属するところであるが小河川のため、河川、堤防等の管理は殆んど地元町村等によって施行されるのである。

註 (1) 岩手県管轄地誌

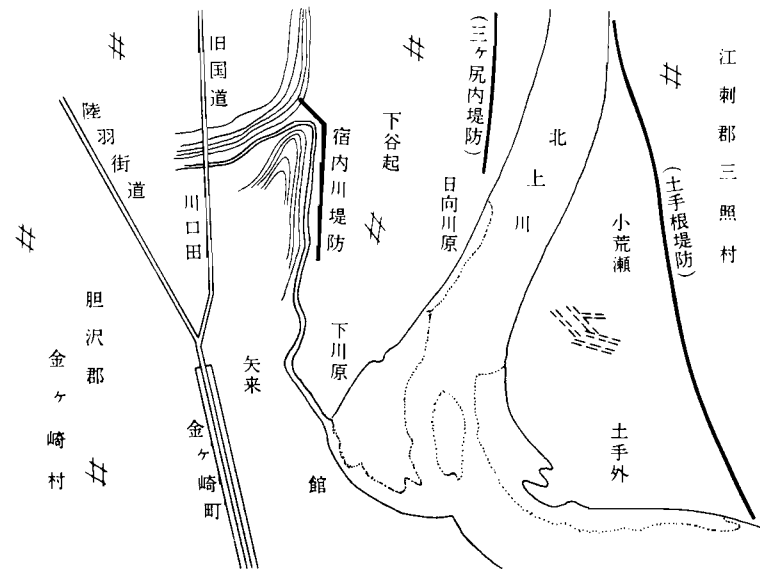
(2) 北上川河川調査書

(3) 北上川流域調査書

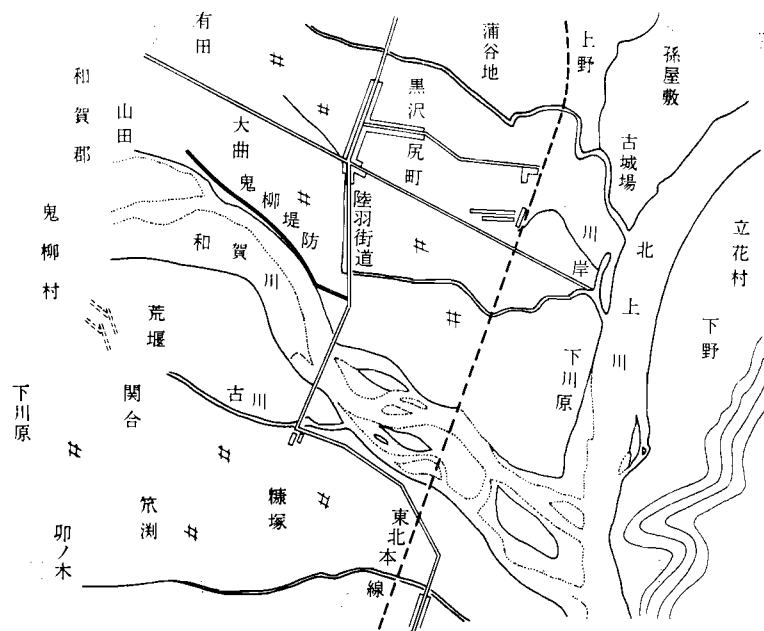
七、和賀地区

和賀川は、和賀郡沢内村地内の和賀岳等に発し、沢内盆地を南流し、湯田村（湯田町）湯本狭窄部を経て、同村川尻に至り方向を転じ湯田盆地を東に流れ、当歳の狭窄部を流下して、岩崎村（和賀町）で和賀平野に出る。

第33図 宿内川堤防



第34図 鬼柳堤防



同川は、和賀平野の南縁に従って、更に、東に流れ、同郡鬼柳村（北上市）で北上川に入る、北上川屈指の大支川である。

しかし、同川の上流部は殆んど急流であり、かつ、河道が低く洪水氾濫域は甚だ少ない。従って、洪水対策施設は見るべきものがない、和賀川における堤防は、同川の下流部鬼柳、黒沢尻、横川目等の地域に断片的に設けられている。

これらの堤防は、同川の沿岸沖積平野における水田等に氾濫する洪水を防止するため、藩政中期南部藩によって構築されたところであるが、築造年代等の詳細については明らかでない。

しかるに、同地域における堤防の明治初期に及んだ所は、鼠川原堤防等五堤防がある⁽¹⁾。

鼠川原堤防 本村（上鬼柳）ノ北方和賀川ニ沿フ長式拾八町零七間高五尺馬踏九尺根敷三間三尺杉土手 本村（下鬼柳）ノ東北ニアリ和賀川ニ

沿フ長壹百零々間高三尺六寸馬路六尺根敷式間壹尺

荒堰土手 本村ノ北ニアリ和賀川ニ沿フ長壹町貳拾六間高八尺馬路壹丈貳尺根敷四間壹尺

上川原堤防 本村(黒沢尻町分)ノ南和賀川ニ沿ヒ留川原ニアリ長四間壹拾貳間高平均四尺馬路平均五尺根敷式間三尺

佐野堤防 本村(堅川目)ノ西南和賀川岸ニアリ長七町貳拾零間高三尺根敷式間馬路壹間

等があり、その延長は一里四町余に及んでいる。

これらの堤防は、明治一〇年岩手県による「定額区費をもって修繕を施行する河線」に編入され、維持修繕等は県費によつて施行されたところである。更に、明治中期において、江釣子村地内に延長七町余の堤防が築造され、同川堤防延長は一里一七町に及び、受益面積は三四七町歩とある⁽²⁾。

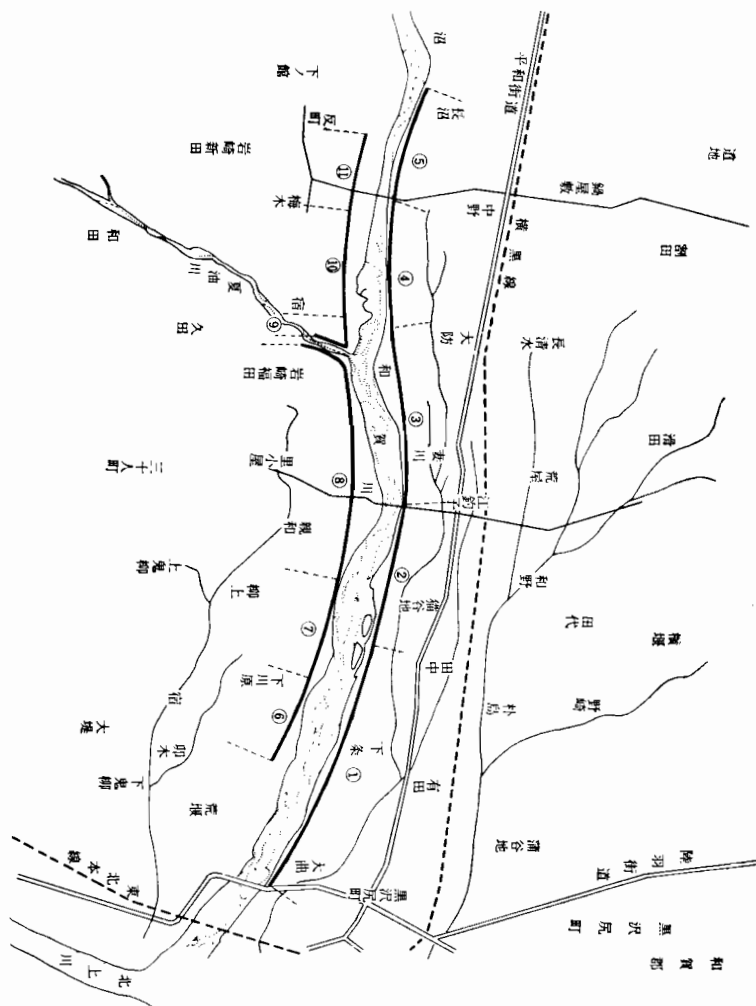
和賀川は、明治二九年河川法制定により岩手県の所管となり、同川の堤防等は、その管理下に属し修築等が施行されている。明治末期における同川の沿岸堤防は次の如くである⁽³⁾。

河川名	左岸	延長	右岸	延長
和賀川	横川目村 江釣子村 黒沢尻村	里 〇四町 〇七 〇三 一四	鬼柳村	里 一、一〇 一、一〇
計				一、一〇

とあり、その延長は一里二四町と、明治初期に比し約二町余の延長増となっている。

しかし、和賀川の洪水氾濫等は、北上川合流点に近い下流部の江釣子、黒沢尻、鬼柳等の地域であり、既存堤防の修築が急を要し、同地域における堤防の新設等は殆んど行われていない。

第35図 和賀川堤防



第三章 高水工事

昭和一二年岩手県の和賀川改良工事報告書によれば(4)、

本川ノ堤防ハ所々ニ小規模ナルモノアレドモ極メテ薄弱ナル構造ノミナラズ其ノ位置ノ如キ何等統一セシ一定ノ方針ナク大
牙錯綜シ居ルノ状況ナリ、護岸モ亦水衝比較的激シキ箇所ニハ各種ノ工法ヲ以テ河岸崩壊ヲ防止シ居レドモ其ノ修理ニ遑ナク
其他大部分ハ護岸ナク出水毎ニ河岸ノ欠壞甚シキ状態ナリ
とある。

同計画により、和賀川左岸九年橋を起点として、順次上流に築堤を施工すると共に、対岸鬼柳、岩崎村等の地域に
おける洪水防止の堤防を設けている。

同工事は、昭和八年より施工され、同一二年までに約八〇％を施工している。その事業量は堤防延長一六千余に及ん
でいる。

和賀川堤防施工年度表

施工年度	記号	位 置	施工延長(米)	年度計(米)
昭和八年	①	左岸 自 黒沢尻町九年橋 至 江釣子村字猫谷地	二、七九五、〇〇	二、七九五、〇〇
九〃	②	左岸 自 同上 至 江釣子村字三月田	一、三一四、八六	四、三二一、一六
	③	右岸 自 鬼柳村字鼠川原 至 岩崎村字岩崎福田	二、九九七、三〇	

一〇年	③	左岸 自 江釣子村字三月田 至 同上 字佐野	一、八七八、七五	二、五〇六、六五
	④	右岸 自 岩崎村字宿 至 同上 字同上	六二七、九〇	
一一〃	④	左岸 自 江釣子村字佐野 至 藤根村字下長沼	一、三二三、七〇	三、三九〇、五〇
	⑦	右岸 自 鬼柳村字下川原 至 同上 字鼠川原	一、〇四一、二〇	
一二〃	⑤	左岸 自 藤根村字下長沼 至 同上 字長沼	一、一八四、六八	三、〇七九、五四
	⑥	右岸 自 鬼柳村 至 同上 字下川原	九七六、〇〇	
	⑪	右岸 自 岩崎村字中島 至 同上 字反町	九一八、八〇	

しかるに、昭和二三年台風洪水は同堤防に大被害を及ぼし鬼柳、黒沢尻、江釣子、岩崎、横川目村等五か村に氾濫し
数百の民家を浸し沿岸数百町歩の水田を荒し、更に、河岸の崩落、流失等の被害をこうむっている。

第三章 高水工事

又翌二三年の台風洪水によって被害は、更に、倍增して沿岸の殆んどは荒廢に等しい状況となり、その災害復旧工事は岩手県によって昭和二四年度に着工され、完成まで數か年間を要している。

註 (1) 岩手県管轄地誌

(2) 北上川河川調査書

(3) 北上川流域調査書

(4) 和賀川改修工事陳情書

八、稗貫地区

稗貫地区における主なる河川は、里川口町、根子、笹間、太田、湯口村等を流域とする豊沢川、湯口、湯本及び宮野目村等を通れる瀬川、並びに早池峯連峰に発し上閉伊郡八か村、和賀郡（東）四か村、更に、稗貫郡矢沢村等十數か村に及ぶ左岸支流猿ヶ石川及び同じ早池峯山に源流を持ち内川目、外川目、亀ヶ森、八重畑村等広大な流域を持つ稗貫川等である。これらの支川流域における洪水氾濫を防止するため多數の堤防が築かれている。

イ、豊沢川堤防

豊沢川は、稗貫郡湯口村（花巻市湯口）の北方ナメトコ山より発し南東に流れ、同郡太田村境を経て同郡里川口町に至り、北上川に合する北上川水系屈指の支川である。しかるに、本川は流路の過半が山間、峡谷であり、太田村地内に発する、沢川の合流する附近よりようやく沿岸平野が展開する。この地域における洪水対策として構築された堤防は里川口町に延長二町、太田村地内に一一町がある。その受益面積は以上二か町村のみにても九〇余町歩に及んでいる。

この堤防は明治初期の調査には見られないところであるからその後の築造によるものと考えられる。更に、その維持管理等は地域住民によって施行されたのである。その後の調査にもこれを見ることがない。従ってその構造等は小規模であったことが考えられる。

ロ、瀬川堤防

瀬川は、稗貫郡湯本村（花巻市湯本）本台山より発し東南に流れ鍋割川等を合し、花巻村（花巻市）にて北上川への河道に従って蛇行し東隣する里川口村にて北上川に入る。

同川堤防は明治一〇年岩手県の定額区費支出河線に指定され岩手県によって維持管理が施行されている。

更に、明治二九年河川法の制定により岩手県の所管する河川となっているから、岩手県によって構築又は増強された堤防であろう。

明治後期における花巻、宮野目両村（花巻市）には次の堤防がある。

河川名	左岸	
	町村名	延長
瀬川	花巻村	一、一〇町
	宮野目村	一、一〇町
	計	一、一〇町

とあり、その延長は一里一三町に及び受益面積は八〇町歩余とある。

ハ、猿ヶ石川堤防

猿ヶ石川は閉伊郡附馬牛村（遠野市）地内薬師ヶ岳の南谷に発し南流して、横田村（遠野市）に至り早瀬川、来内川等を合せ、更に、西流し稗貫郡高木村（花巻市高木）地先で北上川に合流する北上川四大支川の一である。

猿ヶ石川の流域は殆んど広大な山地であり沿岸平野の発達は少ない。従って、洪水対策として築造された堤防等は、河川延長に比し甚だ少なく、閉伊郡十二箇村（上閉伊郡東和町）における七日市堤防並びに同郡横田村（遠野市）の神明裏堤防等が主なるものである⁽¹⁾。

七日市堤防 本村（十二箇）ノ南猿ヶ石川ニ沿ヒ字七日市ニアリ長さ百零三間高七尺馬踏壹間根敷四間三尺
神明裏堤防 村（遠野）ノ西字神明裏ヨリ字愛宕ニ連リ猿ヶ石川ニ沿フ長六町五拾八間高壹丈馬踏五尺根敷八間
とある。

これらの堤防は、近世代南部氏の築造するものであろうが、その初築年代等は明らかでない。同川は明治一〇年岩手県の定額区費による修築河線に編入される所であり、堤防の維持管理等は岩手県によって行われ、更に、増強工事が施工され明治中期には、遠野町の下流綾織村（遠野市）地内堤防一〇町があり、更に、鱒沢村（上閉伊郡宮守村）に八町の堤防が記録されている⁽²⁾。

又、中流部で合流する早瀬川沿岸青笹村（遠野市青笹）にも四町の堤防が記録される場所である⁽²⁾。

明治二九年河川法制定後の本川は、岩手県の所管に属し、県によって維持修築等が施行されている。従って、同後期における堤防は岩手県の管理下にあるものである⁽³⁾。

河川名	左岸		右岸	
	町村名	延長	町村名	延長
猿ヶ石川	遠野町	〇七町	同上	〇五町
	鱒沢村	〇四町	同上	〇四町
		一一		〇九

とある。しかるに、その全延長はわずかに二〇町余の断片的な堤防にすぎず、沿川の殆んどは無堤地帯であり、狭長な沿岸平野は常に洪水の危機にさらされている状態である。

大正九年遠野町長など流域町村長による猿ヶ石川改修期成同盟会は次の如く災禍の記録を掲げて改修を陳情している。（陳情書抜）

大正九年ヨリ昭和九年ニ至ル過去十五年間ニ於ケル遠野町外七ヶ村（陳情町村）ノミノ経験ニ徴スルモ總戸数四千四百五十七戸、人口二萬五千九百八十七人中被害戸数千百六十三戸、全人口七千七百五人、浸水戸数、床上二百九十戸、床下五百六十戸、面積六千三百四町五反歩、被害高三百餘萬圓ノ巨額ニ達セリ。
今ニシテ治水ノ計畫ヲ樹テ、速カニ之カ改修ヲ為スニ非スハ将来屢々災禍ヲ繰リ返シ、農民畢生ノ努力モ遂ニ報ヒラルルノ秋ナカルヘク、云々

と、窮状を訴えると共に上閉伊郡鱒沢村（現在宮守村）沢田橋より上流三六、五軒にわたる堤防、護岸等の施工を要望している。（陳情書抜）

猿ヶ石川筋施設要望調

河川名	堤盛土	堤石張(練積)	木工沈床
猿ヶ石川	三六、〇〇〇 ^{立方}	一八、〇〇〇 ^{平方}	一八、〇〇〇 ^{平方}
早瀬川	二八、〇〇〇	一四、〇〇〇	一四、〇〇〇
猫川	九、〇〇〇	四、五〇〇	四、五〇〇
計	七三、〇〇〇	三六、五〇〇	三六、五〇〇

これによって、岩手県議会は同一一年二月二日次の如く意見書を決議し⁽⁴⁾、内務大臣に上申している。

意見書

政府ハ速カニ猿ヶ石川改修ヲ施行サレンコトヲ望ム

と更に

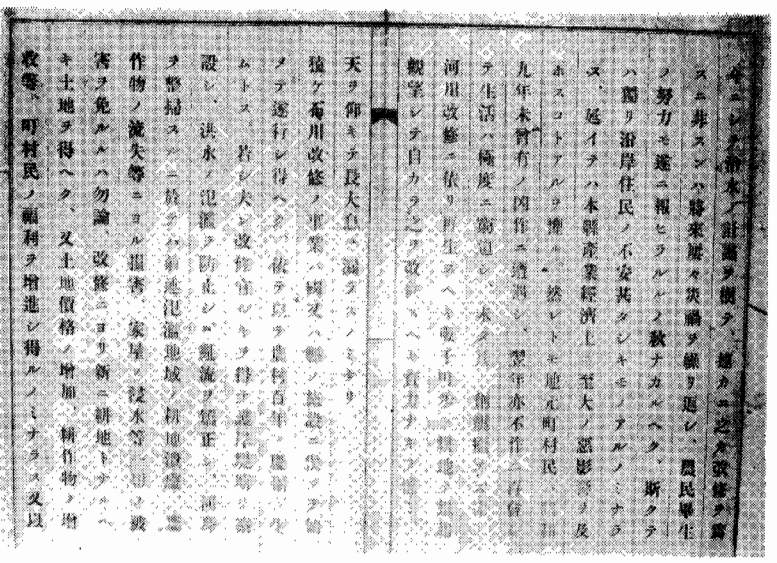
自ラ之ヲ改修スヘキカナシ希クハ猿ヶ石川改修ノ事業ヲ国ノ施設助成ニ待ツテ遂行シ県民百年ノ慶福ニ生キムトス」云々
猿ヶ石川の改修等は、県財政がとぼしく不可能であり、国の直轄あるいは国の助成による改修工事の施行等を要望するところであるが、同年度における予算計上は遂に行なわれるに至らず翌一年二月二三日再び猿ヶ石川を国庫補助による中小河川改良事業河川として改修されよう要望し、次の如き内務大臣宛意見書を提出している。

意見書

猿ヶ石川改修ヲ施行セラレンコトヲ望ム

と。その後、猿ヶ石川堰堤工事に関連し逐次、改修が施工され、更に、昭和二二年、二三年洪水後、全線にわたる大改修が施工され沿岸耕地に氾濫する洪水は殆んど防止されるところとなった。

二、滝沢川堤防



猿ヶ石川改修陳情書 (抜)

滝沢川は北湯口村(花巻市)の内小桜山北尾根より出て東流し江曾村(石鳥谷町八幡)で北上川に入る小支川である。

同川沿岸八幡村(石鳥谷町)には延長一町の堤防がある⁽³⁾。

この堤防は明治初期の調査には見られない。従って、同中期の築造による堤防と考えられるところであり、維持管理等は地域住民によって施行された堤防であろう。

ホ、稗貫川堤防

稗貫川堤防は稗貫郡内川目村(稗貫郡大迫町)の奥、早池峯山に源を発する岳川が、外川目村(同大迫町)高森山等に発する中居川と、大迫町で合流し稗貫川となり、同郡関口村(稗貫郡石鳥谷町)で北上川に合流する北上川屈指の大支川である。

本川の流域は山間が多く、かつ、急流河川であり、河道が低く洪水の氾濫による被災地域が少ない。従って、同川における堤防は、下流域新堀村(石鳥谷町)における鴨堰堤防⁽⁴⁾

等である。しかし、その築造年代等は明らかでない。

鴨堰堤 稗貫川ニ沿ヒ（新堀村）字鴨堰ヨリ起リ落合ニ至ル長式町三拾間根敷屯間半修繕民費ニ属ス

とあり、その維持修繕等はすべて地域住民の負担によって施行されたところとあるが、その後の状況は明らかでない。明治二十九年河川法制定により本川は岩手県の所管に属し、維持管理等は岩手県によって施行されるところであり、その後における築造であろう。明治後期の大迫町内における稗貫川堤防は、左岸一八町、右岸一五町とあり、中居川堤防は、左岸に六町、右岸三町とある。

稗貫川堤防は、大迫集落の西方本宿、大槻及岩ノ目等の狭隘なる沿岸の平地を開発せる耕地に及ぼす洪水の氾濫を防止するものであり、中居川の堤防は、大迫町等に及ぼす洪水の防止を目的とした堤防である。

へ、耳取川堤防

耳取川堤防は稗貫郡大興寺村（稗貫郡石鳥谷町）西隅石洞山より出て東流し、同郡八幡村（同石鳥谷町八幡）地先で北上川に入る小河川である。

同川における明治末期の堤防は八幡村に延長一町余とある⁽³⁾。

同堤防は明治初期の調査には見られないものであるから、同中期において構築されたものであろう。

その後の維持管理等は、地域住民によって施行された如く明らかでない。

註 (1) 岩手県管轄地誌

(2) 北上川河川調査書

(3) 北上川流域調査書

(4) 岩手県会議記録

九、紫波地区

紫波地区における支川は左岸に少なく、右岸に多い。しかし、これらの支川は水利組合等の利用が多く、河川としての性格より農耕用排水路的な存在となっている。

しかるに、豪雨等による陸水は、殆んどこれらの小河川に集中し、下流部において氾濫し附近の耕地に被害を及ぼすところである。

イ、葛丸川堤防

葛丸川は、紫波郡好地村（石鳥谷町）の西方青ノ木森に発し、東流して同郡八幡村（石鳥谷町八幡）中寺林村（同町西中島）の両村の境いで北上川に入る小河川である。

葛丸川の堤防は、同川右岸八幡村中寺林地内の葛丸北堤防と、左岸中寺林村地内の葛丸南堤防とがあり、共に、中寺林、北寺林等の水田地帯に及ぼす洪水の氾濫を防止するために築造された堤防である。しかし、その築造年代等は明らかでないが、明治初期に及んだところは次の如くである⁽⁴⁾。

葛丸堤防 八幡村界ニアリ長式町零九間式尺敷地三間高五尺馬路七尺

葛丸北堤防 長老町五拾屯間半根敷式間老尺高五尺馬路屯間

の二堤防があり、その延長は三町余とある。しかし、これらの堤防は、他の小河川における堤防等と同様、その維持管理は地域住民、水利組合等によって施行されている。

その後の調査には農耕用施設として、対象からはずされたのであろう。爾後の状況は明らかでない。

ロ、滝名川堤防

滝名川堤防は、紫波郡志和村（紫波町）地内須賀倉山より発し、東流して旧上松本村附近で、南部、八戸の領界を経て、同郡南日詰村（紫波町）で北上川に入る。

同川における堤防は南日詰村の滝名川堤防と、大瀬村（紫波町）における同名の堤防が下流部の兩岸にある⁽¹⁾。

滝名川堤防 本村（南日詰村）ノ南滝名川ニ沿ヒ字高田ニ起ル長壹百六拾八間高三尺七寸根數壹丈三尺馬踏六尺

滝名川堤防 本村（大瀬）ノ北滝名川ニ沿ヒ字□□ニ起ル長五十三間高三尺五寸馬踏六尺根數二間

と、延長三町四〇余間の堤防がある。

両堤防の築造年代等は明らかでないが、近世代において南部藩が滝名川の洪水氾濫を防止するため築造するものであり、明治一〇年岩手県の定額区費支出河線に指定され岩手県によって維持管理が施行されている。

その後、志和村にも築堤され、同中期には赤石村、志和村各々三町とある⁽²⁾。

明治二九年河川法の制定により同川は岩手県の所管となるに及び、同堤防は岩手県によって管理され、更に、増強工事が施工され同末期における堤防は次の如く三か村に及んでいる⁽³⁾。

滝名川	左岸		右岸	
	町村名	延長	町村名	延長
稲藤村 赤石村 計	里 一〇九 一〇	一町	志和村 赤石村	里 一〇二 一一 一三

とあり、その延長は一里二〇町余に達している。

ハ、岩崎川堤防

岩崎川は紫波郡煙山村（紫波町煙山）地内毒ヶ森、南昌山等により発し東流して、又兵エ新村村（紫波町）に出て流を南に転じ、二日町新村村（紫波町）で北上川に入る小河川である。

しかし、又兵エ新村村より下流部は、鹿妻堰の用水路及び排水路等に利用されているため、同地域における防水施設はすべて鹿妻堰水利事業体によって管理されているところである。同川における堤防は中流部の北矢巾村（紫波郡矢巾町）及び又兵エ新村村の二堤がある⁽¹⁾。

古川堤防 村（北矢巾）ノ南字土手ニアリ長十九丁高八尺馬踏一間根數六間三尺岩崎川ニ沿フ

岩崎堤防 本村（又兵エ新村）ノ北岩崎川ニ沿ヒ字下海老沼ノ下流ヨリ起リ字谷地字曲戸ニ連ル長二十三丁五間高一間三尺馬踏五尺根數六間

とあり、その延長は一里余である。

以上二堤の築造年代等は明らかでないが、二堤とも鹿妻堰より灌漑する耕地の首部にあり同地域における岩崎川の洪水氾濫防止に役立つ堤防であるから、鹿妻堰開削の頃か、あるいは、その直後に施工されたことが推定される。

明治維新後における同堤防の維持管理等は、鹿妻堰水利事業体に移されたのであろう。それは、その後において、県、郡費等による修築のこともなく、更に、その記録等に止むるところ等がないからである。

ニ、徳田川堤防

徳田川は、紫波郡羽場村（同郡都南村飯岡）の西方箱ヶ森山北東の谷に発し、東、又は、南に流れ東徳田村にて北上川に合流する小河川であるが、鹿妻堰開削後は同用水路及び排水路として利用されている。

同川における堤防は東徳田村の北、高田村に名郷根堤防がある⁽¹⁾。

名郷根堤防 村(高田村)ノ東字名郷根ニアリ長老拾三町四拾間高ハ尺馬踏老間根敷四間徳田川下流字名郷根ヨリ幅北前野ヲ藤沢村ニ至ル

とあるが、同堤防の築造年代等は明らかでない。

しかし、同地域は平坦な水田地帯であり、徳田川の氾濫による高田村地内の耕地に及ぼす被害を防止する堤防であるから、藩政時代の築造にかかるものであろう。

その後、同堤防は鹿妻堰の施設として同水利団体によって維持管理されるところであり、詳細は明らかでない。

註 (1) 岩手県管轄地誌

(2) 北上川河川調査書

(3) 北上川流域調査書

一〇、盛岡地区

盛岡地区は、旧城下及び南岩手郡と称された地域等を指すが、この地域における支川は雫石、中津の両支川がある。雫石川は、中央山系駒岳連峰に源を発する多くの支川を合せ、大欠山の突端をめぐり、更に、太田、本宮等の平野部を東流し、仙北町で北上川に合流するが、同川における堤防は殆んどその下流部にある。

一方、中津川は北上山系阿部館山に発する清川と、その北西、御大堂山等より流れ来る米内川を、市の効外^宇橋場^下で入れ、仁王村(盛岡市仁王)で北上川に入る。

同川の堤防は下流合流附近等にある。

イ、雫石川堤防

雫石川堤防は太田、本宮村(盛岡市)、盛岡市仙北町、上、下厨川村(盛岡市)等に及ぼす雫石川の洪水氾濫を防止するため同川の兩岸に築造された堤防である。

雫石川堤防の築造年代等については、田中喜多美氏が鹿妻穴堰開発史の中で次の如く述べている。

石川の普請奉行

南部重信公の代、野田弥右衛門長正は、雫石川、和賀川等の御普請奉行を勤務し、その他の土木工事の功によって、家禄百石であったものが、五十石を加えられ、信恩公宝永二年また五十石を加給され二百石となっている。雫石川の河川普請は、詳しく知ることができない。

と、述べている如く、その詳細は明らかでない。

以上の如く藩政時代の築造にかかる堤防であるが、明治維新後に及んだ右岸堤防は次の如く、仙北町北西の平藤堤防及び太田村地内(盛岡市)の神子塚堤防等がある⁽⁴⁾。

平藤堤防 字平藤ニアリ雫石川ニ沿フ長老町四拾零間高四尺馬踏三尺根敷四間

神子塚堤防 村(上太田)ノ東北雫石川ニ沿ヒ字川原ニアリ長式町三拾零間高八尺馬踏六尺根敷四間

の二堤があり、左岸には厨川村(盛岡市)下厨川に

東木伏堤防 村ノ東南ニアリ北上川ニ沿ヒ字木伏ニ起リ字平戸ニ至ル長凡老町老拾零間高五尺馬踏三尺根敷三間

及び

木伏堤防 東木伏堤防ノ西ニ沿フ長老町老拾零間高九尺馬踏三尺根敷五間

があり同村上厨川には

北松原堤防 村(上厨川)ノ東南隅宇杉原ニアリテ西杉原堤防ニ沿ヒ下厨川村ニ連ル長貳町零九間高壹間叁尺馬路壹間叁尺根敷四間貳尺

南杉原堤防 村(上厨川)ノ東南隅宇杉原ニアリ雲石川ニ沿ヒ下厨川村ニ連ル長凡三町の四堤がある。

その延長は右岸四町一〇間であり、左岸は八町一二間余がある。

これらの堤防は、雲石川の洪水により明治初期以来数次にわたり決壊、破堤等の災害をこうむり、その都度復旧工事と共に増強工事が施工され、明治中期には太田村地内の堤防が延長一〇余となり、更に、御所村にも二町余の堤防が築造されている。河川法制定後は同法により岩手県の所管となり、河川と共に沿岸の堤防はすべて県の管理下におかれるところである。

昭和七年には雲石川合流点左岸、盛岡市字中川原地内に、内務省直轄施工による堤防が起工され、続いて右岸仙北町堤防が施工されている。更に、県工事を以って護岸水制を施工すると共に、堤防工事を進め、左岸は滝沢村、右岸は側太田村地内の殆んどに堤防が築造されることとなった。

しかるに、昭和二二年台風による雲石川の出水は異状なるものがあり、兩岸堤防は所々で決潰、破堤等の大災害をこうむり、附近一帯の耕地に氾濫し多大の被害を及ぼすに至った。

殊にも、柳原附近の如きは、河道に土砂が高く堆積して、河道は左岸に大きく転換し、耕地が一転して雲石川の流心となり、奔流は、稲田の中央を流れるの惨状を呈するに至った。この、災害復旧工事が未だ着工にも至らぬ翌二三年九月再び大洪水の襲来を受け、被害を更に増大し耕地は川道を再び掘り、雲石川の流路を旧に復し、更に、旧堤に倍す

七と月十八日



32 雲石川改修工事起工之碑 (S47.12.7)

る堤防を構築し、洪水対策に万全を期すところである。

口、中津川堤防

中津川は、盛岡市効外で右支米内川を合流してより、次第に流速を減じ同市内をゆるやかに横断している。

中津川における堤防は既に述べたところであるが、市内仁王にあり明治初期に及ぶところは、北上川本川堤防杉土手に続く下ノ橋堤防がある⁽¹⁾。

下ノ橋堤防 村(仁王)ノ南字流作場

ニアリ中津川ニ沿フ長壹町三拾零間高三尺馬路貳尺根敷貳間根堅五葉松アリ

とあり、根固めに五葉松を植えてある。この堤防は、藩政時代盛岡城下の普請として築造された堤防であって、藩費によって維持された堤防であり、維新後は地方費をもって維持管理され明治一〇年岩手県の河川堤防修繕費の定額区費支出河線に指定されることとなり、爾後、県費を以って修築増強等の工事が施行され、明治中期には、更に、防水施設が増強されることとなり、市の効外米内村(盛岡市)に六〇余間の堤防が設けられている⁽²⁾。

明治二九年河川法の制定により、中津川は岩手県の所管することとなり、堤防は更に増強され左岸延長一〇町右岸

延長二町とある。(米内村が市に合併後であり米内における堤防も含む)

同堤防は、明治四三年の大洪水により殆んど流失するの大災害をこうむり、県工事として復旧工事が施工されたが、更に、大正二年の洪水に、再び、被害をこうむっている。

その後、県、市等による修築工事が施工され、益々強化されるところとなった。

註 (1) 岩手県管轄地誌

(2) 河川調査書(北上川上流
米内川)

(3) 北上川流域調査書

(4) 河川台帳

(5) 河川台帳図面

(6) 岩手県議会記録

以上の如く、北上川支川堤防は実に多数にのぼるところであるが、その殆んどは、断片的小堤防にしかない、更に、その延長に至っては支川延長に比すれば数%にも達せず、沿岸平野の殆んどは無堤地帯である。

これが戦前における北上川水系の真の姿なのである。

再び繰返すが、以上の如く防災施設の殆んど整備されて居らぬ北上川が、昭和二二、二三年と連続ししかも、前代未聞の大洪水の襲来を受け 沿岸一帯はその被害によって、殆んど壊滅的打撃をこうむるところとなったのである。

北上川本、支川における堤防等は同洪水を契機として大改修が施工され、既に完成した沿岸平野のどこにも昔日の面影を止むところがないに至っている。

附 録

一、河 川 法（明治二九年）

第一章 總 則

第一条 此ノ法律ニ於テ河川ト称スルハ主務大臣ニ於テ公共ノ利害ニ重大ノ關係アリト認定シタル河川ヲ謂フ

第二条 河川ノ区域ハ地方行政廳ノ認定スル所ニ依ル

流水河川ノ区域外ニ出テテ永期ニ渉ルヘキモノト認ムルトキハ地方行政廳ハ其ノ河川ノ区域ヲ變更スヘシ

漁港法（昭和二十五年法律第三百三十七号）ニ規定スル漁港ノ区域ニ付キ第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ地方行政廳カ

河川ノ区域ノ認定又ハ變更ヲナサムトスルトキハ当該地方行政廳ハ農林大臣ニ協議スヘシ

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）ニ規定スル港湾区域ニ付キ前二項ノ規定ニ依リ地方行政廳カ河川ノ区域ノ

認定又ハ變更ヲセントスルトキハ当該地方行政廳ニ於テ港湾管理者ニ協議スヘシ

第三条 河川竝其ノ敷地若ハ流水ハ私權ノ目的トナルコトヲ得ス

第四条 地方行政廳ニ於テ河川ノ支川若ハ派川ト認定シタルモノハ命令ヲ以テ特別ノ規程ヲ設ケタル場合ヲ除クノ外總

テ河川ニ關スル規程ニ從フ堤防、護岸、水制、河津、曳船道其ノ他流水ニ因リテ生スル公利ヲ増進シ又ハ公害ヲ除却
若ハ輕減スル爲ニ設ケタルモノニシテ地方行政廳ニ於テ河川ノ附屬物ト認定シタルモノハ命令ヲ以テ特別ノ規程ヲ設
ケタル場合ヲ除クノ外總テ河川ニ關スル規定ニ從フ

第五条 此ノ法律ニ規定シタル事項ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ河川ニ流入シ若ハ河川ヨリ分岐スル水流若ハ水面又ハ第一

條ノ認定ヲ受ケサル河川ニ準用スルコトヲ得

第二章 河川ノ管理

第六条 河川ハ地方行政廳ニ於テ其ノ管内ニ係ル部分ヲ管理スヘシ但シ主務大臣カ自ラ河川ニ関スル工事ヲ施行シタルモノニ付必要ト認ムルトキ又ハ他府縣ノ利益ヲ保全スル爲必要ト認ムルトキハ主務大臣ニ於テ代テ之ヲ管理シ又ハ其ノ維持修繕ヲナスコトヲ得

第七条 地方行政廳ハ河川ニ関スル工事ヲ施行シ其ノ維持ヲナスノ義務アルモノトス但シ第四十三條ニ依リ通航料徴収ノ許可ヲ得タル者ヲシテ其ノ義務ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ妨ケス

第八条 河川ニ関スル工事ニシテ利害ノ關係スル所一府縣ノ区域ニ止マラサルトキ又ハ其ノ工事至難ナルトキ若ハ其ノ工費至大ナルトキ又ハ河川ノ全部若ハ一部ニ付キ大体ニ渉ル一定ノ計画ニ基キテ施行スル改良工事ナルトキハ主務大臣ハ自ラ其ノ工事ヲ施行シ又ハ其ノ工事ニ因リ特ニ利益ヲ受クル公共団体ノ行政廳ニ命シテ之ヲ施行セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ主務大臣ハ此ノ法律ニ依リテ地方行政廳ノ有スル職權ヲ直接施行スルコトヲ得

第九条 地方行政廳ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ管内ノ下級行政廳ヲシテ河川ニ関スル工事ノ一部ヲ施行セシメ又ハ其ノ維持ヲナサシムルコトヲ得

第十条 河川ノ附屬物ニシテ兼テ他ノ工作物ノ効用ヲナスモノアルトキハ地方行政廳ハ其ノ工作物ノ管理者ヲシテ其ノ附屬物ニ関スル工事ヲ施行シ又ハ其ノ維持ヲナサシムルコトヲ得

他ノ工作物ニシテ兼テ河川ノ附屬物ノ効用ヲナスモノアルトキハ地方行政廳ニ於テ其ノ工作物ニ関スル工事ヲ施行シ又ハ其ノ維持ヲナスコトヲ得

第十一条 他ノ工事ニ因リ河川ニ関スル工事ノ必要ヲ生シタルトキハ地方行政廳ハ其ノ工事ノ施行者ヲシテ河川ニ関スル工事ヲ施行セシムルコトヲ得

河川ニ関スル工事ニ因リ必要ヲ生シタル他ノ工事又ハ河川ニ関スル工事ヲ施行スル爲ニ必要ナル他ノ工事ハ地方行政廳ニ於テ併セテ之ヲ施行スルコトヲ得

第十二条 行政廳ハ河川ニ関スル工事ノ請負ヲナスコトヲ得ス

第十三条 河川ニ関スル工事ノ請負ノ制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四条 地方行政廳ハ其ノ管理ニ属スル河川ノ台帳ヲ調製シ主務大臣ノ認可ヲ受クヘシ

台帳ノ調製、保管、記載事項等ニ関スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム主務大臣ノ認可ヲ經タル台帳ニ記載セル事項ニ關シテハ反對ノ立証ヲ許サス但シ台帳調製後其ノ事實ノ變更シタルコトヲ証スルヲ妨ケス

第十五条 地方行政廳ニ於テ河川管理ノ爲特ニ吏員ヲ置クコトヲ要スルトキハ其ノ定員、給料、手当、職務權限竝其ノ費用ノ負担者等ハ命令ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得

第三章 沿川ノ使用ニ関スル制限並警察

第十六条 舟筏ノ通航及流木ニ関スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七条 左ニ記載スル工作物ヲ新築、改築若ハ除却セムトスル者ハ地方行政廳ノ許可ヲ受クヘシ

- 一 流水ヲ停滞セシメ若ハ引用シ又ハ流水ノ害ヲ予防スル爲ニ施設スル工作物
- 二 河川ニ注水スル爲ニ施設スル工作物
- 三 河川ノ区域内ニ於テ敷地ニ固著シテ施設スル工作物又ハ河川ニ沿ヒ若ハ河川ヲ横過シ若ハ其ノ床下ニ於テ施設スル工作物

第十八条 河川ノ敷地若ハ流水ヲ占用セムトスル者ハ地方行政廳ノ許可ヲ受クヘシ

第十九条 流水ノ方向、清潔、分量、幅員若ハ深淺又ハ敷地ノ現狀等ニ影響ヲ及ホスノ虞アル工事、營業其ノ他ノ行為ハ命令ヲ以テ之ヲ禁止若ハ制限シ又ハ地方行政廳ノ許可ヲ受ケシムルコトヲ得

第二十条 左ノ場合ニ於テ地方行政廳ハ許可ヲ取消シ若ハ其ノ効力ヲ停止シ若ハ其ノ條件ヲ變更シ又ハ既ニ施設シタル工作物ヲ改築若ハ除却セシメ又ハ原形ノ回復ヲ命シ又ハ許可セラレタル事項ニ因リテ生スル危害ヲ予防スル爲ニ必要ナル設備ヲナサシムルコトヲ得

一 工事施行ノ方法若ハ施行後ニ於ケル管理ノ方法公安ヲ害スルノ虞アルトキ

二 河川ノ狀況ノ變更其ノ他許可ノ後ニ起リタル事実ニ因リ必要ヲ生スルトキ

三 河川ニ關スル工事ヲ施行シ又ハ許可ヲ與ヘタルモノノ外ニ工事、使用若ハ占用ヲ許可スル爲ニ必要ナルトキ

四 此ノ法律ニ基キテ發スル命令ノ規程ニ依リ必要ヲ生スルトキ

五 法律命令ニ違背シタルトキ

六 公益ノ爲必要アルトキ

第二十一条 本章ノ規程ニ依リ與ヘタル許可ニ依リテ生スル權利義務ハ地方行政廳ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ他人

ニ移スコトヲ得ス

第二十二条 法律、命令若ハ許可ノ條件ニ違背シタル者ハ行政廳ノ命スル所ニ從ヒ其ノ違背ニ因リテ生シタル事実ヲ更正シ且其ノ因リテ生スル損害ヲ予防スル爲ニ必要ナル設備ヲナスヘシ

第二十三条 洪水ノ危険切迫ナルトキハ地方行政廳又ハ其ノ委任ヲ受ケル官吏ハ其ノ現場ニ於テ直ニ防禦ノ爲ニ必要ナル土地ヲ使用シ土砂、竹木其ノ他ノ材料、車馬其ノ他ノ運搬且及器具等ヲ使用若ハ徵收シ又ハ其ノ現場ニ在ル者ヲ使役シ又ハ家屋其ノ他ノ障害物ヲ破毀スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ地方行政廳又ハ其ノ委任ヲ受ケタル官吏ハ其ノ管内ニ於テ夫役ヲ命シ又ハ下級公共団体ニ命シテ土地、材料、運搬具、器具及夫役ヲ供セシメ又ハ市町村長其ノ他ノ市町村吏員等ヲ指揮シテ必要ナル処分ヲナサシムルコトヲ得

地方行政廳ハ其ノ管内ノ下級公共団体ニ命シテ予メ洪水防禦ノ爲必要ナル準備ヲナサシムルコトヲ得

第四章 河川ニ關スル費用ノ負担、土地所有者ノ權利義務並河川ノ管理ヨリ生スル收入等

第二十四条 河川ニ關スル費用ハ府縣ノ負担トス

前項費用ノ範圍ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依ル

第二十五条 通航料徵收ノ許可ヲ受ケテ施設シタル工作物ノ爲ニ要スル費用ハ其ノ徵收期間許可ヲ受ケタル者ノ負担トス

第二十六条 河川ノ改良工事ニ要スル費用ニ付テハ国庫ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其ノ二分ノ一ヲ負担ス

災害ニ因リ必要ヲ生シタル工事ニ要スル費用ハ前項ニ依ルノ限ニ在ラス工事費用精算ノ上予算ヨリ減スルコトアルモ既ニ交付シタル金額ハ之ニ還付セシメサルコトヲ得

第二十七條 第六條但書ニ依リ主務大臣ニ於テ河川ノ管理若ハ其ノ維持修繕ヲナス場合又ハ第八條ニ依リ主務大臣ニ於テ工事ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ費用ハ国库ノ負担ス但シ府縣ハ第六條但書ニ依リ主務大臣ニ於テ河川ノ管理若ハ其ノ維持修繕ヲナス場合ニ於テハ其ノ二分ノ一第八條ニ依リ主務大臣ニ於テ工事ヲ施行スル場合ニ於テハ其ノ三分ノ一ヲ負担ス

第二十八條 前條但書ノ規定ニ依リ府縣カ工事費用ノ一部ヲ負担スル場合ニ於テハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ予算金額ヲ国库ニ納付スヘシ

前項ノ場合ニ於テ工事費用精算ノ上予算ヨリ減スルコトアルモ既ニ納付シタル金額ハ之ヲ還付セサルコトヲ得

第二十九條 地方行政廳ハ其ノ管内ノ下級公共団体ヲシテ河川ニ關スル費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

第三十條 河川ノ附屬物ニシテ兼ネテ他ノ工作物ノ効用ヲナスモノアルトキハ其ノ工作物ノ管理者タル行政廳ノ直接ニ管轄スル公共団体若ハ管理者タル私人ヲシテ其ノ附屬物ニ關スル費用ノ全部若ハ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

第三十一條 營業ノ結果ニ因リ特ニ河川ニ關スル工事ノ必要ヲ生セシムルモノアルトキハ其ノ營業者ヲシテ其ノ費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

第三十二條 河川ニ關スル工事ニシテ他ノ工事ニ因リ必要ヲ生シタルモノナルトキハ其ノ費用ハ工事ノ必要ヲ生シタル程度ニ於テ其ノ原因タル工事ノ費用負担者ヲシテ之ヲ負担セシムルコトヲ得

河川ニ關スル工事ニ因リテ必要ヲ生シタル他ノ工事ニシテ其ノ目的タル工作物ノ管理ノ費用ヲ公共団体若ハ私人ニ於

テ負担スルモノニ付テハ其ノ工事ニ要スル費用ハ工事ノ必要ヲ生シタル程度ニ於テ河川ニ關スル費用ヲ負担スル者ノ負担トス但シ其ノ工事ニ因リ公共団体若ハ私人カ特ニ利益ヲ受クル場合ニハ其ノ利益ヲ受クル限度ニ於テ之ニ其ノ費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

第三十三條 河川ニ關スル工事ニシテ他ノ府縣若ハ他府縣内ノ公共団体ニ於テ著シク利益ヲ受クルモノナルトキ又ハ河川ニ關スル工事若ハ其ノ維持ニシテ主トシテ他府縣ノ住民ノ河川ノ使用ニ因リ必要ヲ生スルモノナルトキハ其ノ府縣内ノ公共団体ヲシテ其ノ費用ノ一部ヲ負担セシムルコトヲ得

第三十四條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ発スル命令ニ依リ行政廳ノ命シタル事項ヲ遵守スル為ニ要スル費用ハ特別ノ規程ヲ設ケタル場合ヲ除クノ外其ノ命ヲ受ケタル者ノ負担トス

第五十二條 依リ主務大臣若ハ地方長官ニ於テ義務者ノ履行スヘキ事項ヲ自ラ執行シ若ハ第三者ヲシテ執行セシメタルカ爲ニ要シタル費用ハ其ノ義務者ヨリ之ヲ追徴スルコトヲ得

第三十五條 公共団体ハ河川ニ關スル工事若ハ費用ノ為寄付ヲナスコトヲ得

第三十六條 公共団体ハ河川ニ關スル費用ニ付キ私人若ハ其ノ区域内ノ下級公共団体ニ補助ヲナスコトヲ得

第三十七條 公共団体ハ河川ニ關スル費用ニ付キ利害關係ノ厚薄ヲ標準トシテ其ノ区域内ニ於テ不均一ノ賦課ヲナスコトヲ得

第三十八條 河川ニ關スル工事ノ為必要ナルトキハ地方行政廳ハ管内ノ土地若ハ森林ノ所有者ニ命シ補償金トシテ時価相當ノ金額ヲ下付シテ其ノ所有ニ係ル土石、砂礫、芝草、竹木及運搬具ヲ供給セシムルコトヲ得但シ時価ニ關シテ協議整ハサルトキ又ハ所有者不明ナルトキ若ハ其ノ所在不明ナルトキハ地方行政廳ハ相當ト認ムル金額ヲ供託シテ本条

ノ供給ヲナサシムコトヲ得

第三十九條 河川ニ関スル工事ノ為メ必要ナルトキハ地方行政廳ハ其ノ堤外地ニ立入り又ハ其ノ土地ヲ材料置場等ニ供シ又ハ已ムヲ得サルトキハ其ノ土地ニ現在スル建設物其ノ他ノ障害物ヲ除却スルコトヲ得

堤外地ニ非サル沿岸若ハ沿堤土地ニ関シテハ其ノ地先ニ施工スヘキ工事ノ為メ必要ナル場合ニ限り前項ヲ適用スルコトヲ得

前二項ノ適用ニ依リ損害ヲ受ケタル所有者ハ使用若ハ除却ノ後三箇月以内ニ府縣ニ対シ補償金ヲ請求スルコトヲ得

第四十條 第二十三條第一項ノ処分ニ因リ著シク損害ヲ受ケタル者アルトキハ地方行政廳ハ其ノ管内ノ市町村、町村組合若ハ水利組合ニ命シテ其ノ物件ノ価格ヲ補償セシムルコトヲ得其ノ価格ハ行政廳之ヲ定ム

前項補償ノ手續ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十一條 法律、命令若ハ許可ノ條件ニ違背シタル工事、設備、使用、占用若ハ工作物ノ管理ニ因リ損害ヲ受ケシメタル者ハ其ノ損害ヲ賠償スヘシ

前項ニ依リ行政廳ニ於テ下付スヘキ賠償金ハ其ノ行政廳ノ直接ニ管轄スル公共団体ノ負担トス

第四十二條 流水ヲ停滞シ若ハ引用スル為ノ工作物ノ施設其ノ他河川ノ使用若ハ占用ヲ許可スルトキハ其ノ管理者、使用者若ハ占用者ヨリ使用料若ハ占用料ヲ徴収スルコトヲ得

本條ノ使用料若ハ占用料其ノ他河川ヨリ生スル収入ハ府縣ニ帰ス

第四十三條 地方行政廳ハ私人若ハ其ノ管内下級公共団体ニ於テ舟筏ノ便ヲ謀ル為新築若ハ改築工事ヲ施行スル場合ニ限り舟筏ヨリ通航料ヲ徴収スルコトヲ許可スルコトヲ得但シ其ノ年限ハ当初許可シタル時ヨリ三十箇年ヲ超過スルコ

トヲ得ス

通航料ノ徴収ヲ停止スヘキ場合ニ於ケル補償其ノ他通航料ノ制限等ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十四條 河川敷地ノ公用ヲ廢シタルトキハ地方行政廳ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ之ヲ処分スヘシ但シ此ノ法律施行前私人ノ所有權ヲ認メタル証跡アルトキハ其ノ私人ニ下付スヘシ

第四十五條 河川附近ノ土地若ハ工作物ノ所有者ハ命令ノ規程ニ依リ行政廳ノ命スル所ニ從ヒ其ノ土地ノ欠壞若ハ土砂流出ヲ予防スル為又ハ其ノ工作物ノ河川ニ及ホス損害ヲ予防スル為ニ必要ナル設備ノ全部若ハ一部ヲナシ又ハ其ノ費用ノ全部若ハ一部ヲ負担スルノ義務ヲ有ス

第四十六條 河川ニ土砂ヲ流出スルノ虞アル土地ノ所有者ハ行政廳ニ於テ其ノ土地ニ竹木芝草ヲ植附ケ若ハ培養シ又ハ其ノ他土砂扞止ノ設備ヲナシ若ハ之ヲ維持スルコトヲ拒ムコトヲ得ス

前項ニ依リ植附タル竹木芝草ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ其ノ土地所有者ヲシテ収益ノ全部若ハ一部ヲ取得シテ之ヲ培養スルノ義務ヲ負ハシムルコトヲ得

土砂扞止ノ為ニ要スル土地ハ行政廳ニ於テ土地収用法ニ依リ之ヲ収用スルコトヲ得

第一項土地ノ区域ハ地方行政廳ニ於テ予メ之ヲ告示スヘシ

第四十七條 此ノ法律ヲ以テ定メタルモノノ外尚河川附近ノ土地、家屋若ハ其ノ工作物ニ關シ河川ノ公利ヲ増進シ又ハ公害ヲ除却若ハ輕減スル為ニ必要ナル制限ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十八條 河川若ハ河川附近ノ土地ニ關シテ規定シタ事項ハ命令ノ定ムル所ニ從ヒ河川ニ關スル工事ニ因リ新ニ河川トナルヘキ区域若ハ其ノ附近ノ土地ニ之ヲ準用スルコトヲ得

第五章 監督及強制手続

第四十九条 主務大臣ハ河川ニ関スル行政ヲ監督ス

地方長官ヲシテ第一次ニ於テ監督セシムヘキ事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

此ノ法律ニ規定シタル事項ニシテ主務大臣若ハ地方長官ノ認可ヲ要スルモノハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條及第三十六條ニ規定シタル事項竝此ノ法律ニ依リ行政廳ニ付與シタル職權ニ關シテハ命令ヲ以テ制限ヲ設クルコトヲ得

第五十条 他ノ府縣若ハ他ノ府縣内ノ公共団体ヲシテ費用ヲ負担セシムル為ニ必要ナル手続ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十一条 主務大臣ハ地方行政廳ニ命シテ河川ニ關スル工事ヲ施行セシメ又ハ河川ノ区域及其ノ附屬物ノ認定若ハ台帳ノ更正ヲナサシメ其ノ他此ノ法律ニ規定シタル地方行政廳ノ職權ヲ施行セシムルコトヲ得

第五十二条 義務者ニ於テ此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依ル義務ヲ履行セス若ハ之ヲ履行スルモ必要ノ期限内ニ終了スルノ見込ナキトキ又ハ其ノ履行ノ方法宜キヲ得サルトキハ主務大臣若ハ地方長官ハ自ラ之ヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

第五十三条 私人ニ於テ此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依ル義務ヲ怠ルトキハ主務大臣若ハ地方長官ハ一定ノ期限ヲ示シ若シ期限内ニ履行セサルトキ若ハ之ヲ履行スルモ不充分ナルトキハ千円以内ニ於テ指定シタル過料ニ処スルコトヲ予告シテ其ノ履行ヲ命スルコトヲ得

第五十四条 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ關シ納付セシメタル保証金ハ行政廳ニ於テ

直ニ其ノ納付ノ目的又ハ過料ニ充用スルコトヲ得

前項保証金ハ他ノ債權ノ為ニ差押フルコトヲ得ス

第五十五条 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ私人ニ於テ負担スヘキ費用及過料ハ此ノ法律ニ於テ特ニ民事訴訟ヲ許シタル場合ヲ除クノ外行政廳ニ於テ国税滞納処分法ニ依リ之ヲ徴收スルコトヲ得

前項ノ費用及過料ニ付キ行政廳ハ国税二次キ先取特權ヲ有スルモノトス此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ公共団体ニ於テ負担スヘキ費用ニ關シテハ此ノ法律ニ於テ特ニ民事訴訟ヲ許シタル場合ヲ除クノ外主務大臣若ハ地方長官ハ必要ナル場合ニ於テハ金額ヲ定メテ之ヲ其ノ予算表ニ掲ケ其ノ他必要ナル処分ヲ指揮シ直ニ其ノ金額ヲ支出セシムルコトヲ得

第五十六条 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ依リ行政廳ニ付與シタル職權ハ行政処分ニ依リ之ヲ強制スルコトヲ得

行政廳ノ許可若ハ認可ニ附シタル條件ニ關シテモ亦本條及前條ヲ準用ス

第五十七条 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ發スル命令ニ於テ規定シタル事項ニ關シテハ河川視察ノ職務ヲ有スル官吏ヲシテ命令ノ定ムル所ニ從ヒ警察官ノ職權ノ全部若ハ一部ヲ執行セシムルコトヲ得

第五十八条 此ノ法律ニ規定シタル私人ノ義務ニ關シテハ命令ヲ以テ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ二百円以下ノ罰金ノ罰則ヲ設クルコトヲ得

第六章 訴 願 訴 訟

第五十九條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ発スル命令ニ依リ主務大臣若ハ地方行政廳ノナシタル処分ニ対シテ不服アル私人若ハ公共団体ハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得

此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ発スル命令若ハ地方行政廳ノ委任ニ依リ下級行政廳ノナシタル処分ニ対シテ不服アル私人若ハ公共団体ハ地方長官ニ訴願シ地方長官ノ裁決ニ不服アル者ハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得此ノ法律ニ依リ行政訴訟ノ提起ヲ許シタル場合ニ於テハ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

第六十條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ発スル命令ニ規定シタル事項ニ關シ行政廳ノ違法処分ニ依リ權利ヲ毀損セラレタリトスル私人若ハ公共団体ハ前條ニ依リ訴願ノ裁決ヲ經タル後行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得但シ主務大臣若ハ地方行政廳ノ処分ニ対シテハ直ニ之ヲ提起スルコトヲ得

第六十一條 第四十一廳第一項ニ依リ損害賠償ヲ請求スル私人若ハ公共団体ハ損害ヲ受ケタル日より三箇月以内ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

法律、命令若ハ許可認可ノ條件ニ違背シタルヤ否ヤニ付キ争アルトキハ前數條ノ手續ニ依リ其ノ違背シタリトノ事實確定シタル後ニ非サレハ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得但シ此ノ場合ニ於テハ前項ノ期間ハ確定ノ日より起算スルモノトス

第六十二條 第三十八條若ハ第三十九條ニ依リ下付スヘキ補償金額ニ対シ不服アルトキハ行政廳ニ於テ補償金額ノ通知ヲナシタル日より六箇月以内ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得但シ第三十九條ノ場合ニ於テ補償金請求ノ後三箇月以内

ニ其ノ金額ノ通知ナキトキハ其ノ期限經過後六箇月以内ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第六十三條 此ノ法律若ハ此ノ法律ニ基キテ発スル命令ニ規定シタル事項ニ關シテハ本章ノ規程ニ依リ特ニ許シタル場合ヲ除クノ外訴願若ハ行政訴訟ヲ提起シ又ハ行政廳ニ民事訴訟ヲ提起スルコトヲ得ス

第七章 附 則

第六十四條 此ノ法律ノ全部若ハ一部ヲ施行スヘキ区域及時期ハ主務大臣之ヲ定ム

此ノ法律ヲ施行スル為ニ必要ナル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第六十五條 河川ノ台帳ハ此ノ法律施行ノ日より二箇年以内ニ之ヲ調製スヘシ

第六十六條 北海道ニ付テハ本法中府縣ニ關スル規定ハ道ニ關シ、水利組合ニ關スル規定ハ土功組合ニ關シ之ヲ適用ス

第六十七條 北海道ノ河川中主務大臣ノ指定スルモノニ關シテハ当分ノ内第二十四條第一項及第四十二條第二項ノ規定ニ拘ラス命令ヲ以テ特別ノ規定ヲ設クルコトヲ得

二、事業実施の概要（明治初期）

明治初期における治水工事には、定式普請と急破普請の二様があり施工上においても個々に行われている。定式普請は、経常費工事に相当するところであり、護岸、水制、用悪水路、樋管、橋梁等の自然消耗の修繕及び堤防の上置（笠あげ）腹付（拡幅）等の維持工事がこれに該当し、急普請は臨時費に属する工事であって、洪水災害の復旧工事の類が主たるところである。従って、定式普請は工費、工事量共に少く、事務処理等も簡易に行われたところであるが、急破普請は事務的に繁錯であり、工事量も多く労力の確保等にも種々困難の伴ったところである。

明治四年一二月二日付太政官布告第六三一号によって処理された、北上川沿岸における急破普請の状況を工程に従って実施する処を記述する^①。（年月順は不同）

本年七月九日ヨリ十二日迄川々大洪水之儀ニ付御届

第十一大区各小区村々本月九日ヨリ二夜三日之間大洪水ニテ北上川堤防無論小川堤防橋梁及揚堰堤樋トモ急破ケ所何拾ケ所ト申義モ今に相知不申其外用水溝江砂石一面ニ押入北上川附村々ハ水陸田共ニ破損殊ニ麦作ハ悉皆砂石ニ相埋リ大豆粟其外ハ百屋ニ至ル迄悉々流失災ニ凶歳同様之景況ト相見得然ルニ私義モ十日ヨリ大破之村方ニ出張致候得共連モ今般之事件ハ区戸長計ニテハ行届不申尤人家流失ハ五軒丈ケ相知候得共一小区杯ハ今人家水中ニテ決極相弁不申然ルニ水陸田共水害之場所ハ天変時世無據次第有之候得共不難之田面ニ水為引取可申様無之次第壹ハ三照村、高寺村、田谷村、二子町村、田茂山村山根付村々ハ溜池堤防切敷ケ所ニ有之候ニ付テハ連モ不難ノ田面モ相助可申様無之就テハ御縣廳ヨリ營繕御係及ヒ租税御係ヨリ兩三名是非御出張御制道被成下度無左候テハ凶歳同様ニテ区内人民動揺致シ候様ニ相見得恐冀ハ何分之御詮義ヲ以御取詰御出張相成度私義モ則時出頭上申可之處区長折シモ栢義モ出京留守中ニ付私義モ出頭及兼候ニ付不取敢戸長大至急ヲ以テ差立申候間今般天変之段慨然之趣御洞察相成度不取敢出張先ヨリ大至急ヲ以御届上申仕候 以上

明治八年七月十二日午前十時発

第十一大区副区長

小 沢 孫左エ門 印

水沢縣権令増田繁幸殿

と、洪水の状況を速報し、更に、被害状況を報告している。

本月九日出水ニ付第十一大区三小区高寺村道路堤防切裏表崩調査上

位置	被害種別	長さ	間敷	幅	駒	踏	深	サ	箇所数	摘要
字馬場先	一 堤防押切	一八	間	三〇	尺	一	二	一	一	
宿 後	一 用水堤防押切	一八		一八		六	二	一	二	
馬場先	一 用水堤防押切	七二		一八		六	一	二	一	
石土手	一 川除堤防押切	四八		一八		六	八	一	一	
三日町	一 斎兵衛土手ヨリ石土手境	マデ								
三日町	一 根留急破欠崩	四八〇		三〇						
三日町	一 斎兵衛前ヨリ	一一		一八						
土手外	一 同	六〇		一八						
三日町	一 所右エ門前	一三六		二四		一	高サ	六	一	
馬場先	一 川除堤防表裏崩	一一		二四		二	三、五	一	一	
地蔵堂	一 用水堤防樋急破	一一		二四		二	三、五	一	一	
田谷川	一 用水堤防急破	一一		二四		二	三、五	一	一	
塔婆柳	一 用水堤防急破	一一		二四		二	三、五	一	一	
	一 用水堤防急破	六		四		二	三、五	一	一	

右之通取調奉差上候 以上

明治八年七月

右村証人

小 澤 利代吉 ㊦

とある。

この災害のうち、官普請に属する堤防護岸等の急破普請（復旧工事）の施工は、工事が所毎に施工伺を提出する定めである⁽¹⁾。

第一一六号

北上川筋御普請度成下願

第十一大区三小区愛宕村高寺（江刺市）

北上川筋
字荒谷前

一 根留 長貳百五拾間

右ハ昨明治八年七月中之大洪水ニ而耕地不少欠崩候付御検査之上箭出シ並ニ杭出等所々御目論見被成下候得共右計リニ而ハ
逆モ水砕候義無覺東奉存候尤洪水後平日欠崩候事故萬一出水等有之候而ハ莫大之損害ニモ可相成ト奉存候間出格之御吟味ヲ以
前願間數之処江丈夫ニ根留被成下度私共連印ヲ以テ只管奉願上候 以上

明治九年二月二十七日

惣代 小 沢 利代吉 ㊦
戸長 猪 狩 勘右工門 ㊦

磐井縣權令増田繁幸殿

前書願出候ニ付進達申上候也

第十一大区區長 松 野 正 心 ㊦

明治九年二月二十八日

第千三百六十六号

書面願儀ハ不日係員出張検査之上可及沙汰候事

明治九年三月十日

磐井縣令 増 田 繁 幸 ㊦

とあり。

検査の上承認された工事は、目論見帳（設計書）によって施工されている。

目論見帳は、現地の戸長（一郡の長）等によって編成され、磐井県等の所管行政庁に提出する⁽¹⁾。

陸中国江刺郡愛宕村高寺田方用水水門自普請目論見帳

陸中国江刺郡愛宕村高寺

合反別三百四拾五町八反七畝二十四歩

此地價金五万九千百二十圓四拾三錢五厘

字樋渡

一、空口水門 長三間 横九尺
高三尺

右入用

一、松木式本 末口七寸 立木臺
長壹丈八尺

代金貳圓 但壹本ニ付金壹圓

是ハ両側分

一、同木壹本 末口七寸 枕土臺
長壹丈五尺

代金七拾五錢 但壹本七拾五錢

- 一、同木九本 末口六寸 長老丈五寸 橫土臺
代金七拾六錢五厘 但壹本八錢五厘
- 一、栗木四本 末口七寸 立柱
代金六拾錢 但壹本拾五錢
- 一、同木拾八本 末口六寸 長四尺五寸 短木
代金九拾九錢 但壹本五錢九厘
- 一、同木貳拾七枚 巾壹尺 厚壹寸五分 敷枚
代金壹圓九拾七錢壹厘 但壹枚三付七錢三厘
- 一、松板拾八枚 巾壹尺 厚壹寸五分 土抱板
代金壹圓三拾壹錢四厘 但壹枚三付七錢三厘
- 一、松木九本 是ハ両側分 末口四寸 座木
代金六拾三錢 但壹本七錢
- 一、栗木九本 是ハ間ニ 末口六寸 梁木
代金九拾九錢 但老本拾壹錢
- 一、松木貳本 是ハ間ニ 末口六寸 桁木
代金六拾錢 三本ツツ 長壹丈壹尺 但壹本三拾錢
- 一、栗木壹本 是ハ両側分 末口九寸 筧木
代金五拾五錢 但壹本五拾錢 長壹丈壹寸

- 一、松板六枚 十壹尺 厚壹寸五分 戸枚
代金四拾三錢八厘 但壹枚七錢三厘
- 一、松木六本 末口四寸 枳柱
代金三拾九錢 但老本六錢五厘
- 一、同木六本 是ハ両側分 末口四寸 扣木
代金三拾九錢 但壹本六錢五厘
- 一、松板六枚 巾壹尺 厚壹寸 前開板
代金四拾三錢八厘 但壹本七錢三厘
- 三寸皆折釘四百五拾六本
此鉄目貳ノ七百三拾六目 但壹本二付六目
代金三圓貳拾八錢三厘 但鉄目壹ノ目ニ金壹圓二十錢
是ハ新板壹枚平均八本宛
大工貳拾八人五歩
賃金五圓二十七錢三厘 但壹人ニ付拾八錢五厘

右伏方

- 一、堀割 長四間 平均 橫三間 高三尺
- 此倍坪拾貳坪
- 内式坪三合 長三間外法 橫九尺 高三尺 空手引

残坪九坪七合 但堀割築堅メ共ニ壹坪五人

人足四拾八人五歩

此金六圓六錢三厘 但老人ニ付拾貳錢五厘

表裏

一、仮ノ切 長延四間 平均 横三尺 高五尺

此坪壹坪七七勺

明儀貳百四拾俵 四年入 但表俵壹錢五厘

代金三圓六拾錢

是ハ間六俵開五重表裏分

繩八拾房 貳拾尋曲 但壹房壹錢六毛

人足百拾人四歩

八歩

九尺杭壹人拾五本打拾貳本分

五人老歩

仮ノ切仕立取拂共壹坪三人

拾貳人

土俵壹人貳拾俵拵ヘ

貳拾八人五歩大工手伝壹人ニ壹人ツツ

六拾四人

水替樋貳挺昼夜手代リ共ニ拾六人ツツ四日分

右寄

金拾六圓九錢九厘

諸材并鉄目共ニ

金五圓二十七錢三厘

諸職賃

金四圓四十四錢八厘

諸色代

金拾九圓八十六錢三厘

人夫賃

小以金四拾五圓六拾八錢三厘

右之通當村地内悪水尻田方用水空口水門自普請積立仕候処書面之通り御座候 以上

明治十年五月二十二日

戸長	猪	勘右エ門
組惣代	小	利代吉
同	只	甚
同	野	蔵
同	高	清
同	野	治
同	高	橋
同	重	右エ門

の如くである。

承認の上、下付された目論見帳により工事を施工するが着工にあたり請書を提出している⁽¹⁾。

明治九年定式官御普請日限証

第十一大区三小区愛宕村高寺

北上川通當春定式官普請ヶ所今二十六日御目論見帳御下渡被下難有仕合奉存候就而ハ至急取懸リ當四月中限り落成之上出来
形御届申上候若事故有之節ハ其時々御届可奉申上候依之差上申一札如件

明治九年三月廿六日

本村惣代 小 澤 利代吉 印

御出張（磐井県）

土木係御中

とあり。

工事の施工は請負、委託等の方法によらず関係村邑の責任において施工される所である。

然し、戸数二、三百戸を単位とする村邑において、数千にのぼる人夫の動員と工事費の立替支拂等は財政的能力がな

く不可能であつたから、賃金、材料費等に充当する資金は工事責任者において縣より借用することが通例であり、次の如く前借を願ひ出ている⁽¹⁾。

御普請金前借之儀ニ付願

第十一大区三小区愛宕村高寺

一、金五〇〇円

右ハ此ノ八年七月中大洪水ニテ急破ニ相成御届奉申上御検査之上御目論見御下渡被成下難有仕合奉存候今般右御普請人足賃金拂方及諸材買入方何分行届兼候間前書金額之通前借被成下度此段奉願上候 以上

明治九年三月十一日

惣代 小澤利代吉代理

戸長 高 橋 重右エ門 ㊤
猪 狩 勘右エ門 ㊤

磐井縣權令増田繁幸殿

前書願出候付進達申上候也

明治九年三月十一日

第十一大区三小区長 松 野 正 心 ㊤

第千四百四十五号

書面願出之通八年夏急破修繕之内金參百圓可下渡候條受取方第六課へ可申出候事

明治九年三月十四日

磐井縣令 増 田 繁 幸 ㊤

以上の如くあり、申請額の範囲内で工事費を貸下げを行せている。

更に、工事に要する労力は、旧慣の如くその郡中に割別け賦役して工事に従事させている⁽¹⁾。

明治七年六月十九日北上川大洪水ニ付第十一大区三小区高寺村川除堤防急破御普請江他村割加へ人足割分左ニ
一、人足貳千七百六拾八人六分

内八百三拾六分

高寺村

残千九百三十八人

此他村割分

人足九拾九人

黒石村

// 五拾九人

田茂山村

// 貳拾人

羽黒堂村

// 貳拾七人

石山村

// 貳拾貳人

鶯沢村

// 拾貳人

黒田介村

// 四拾七人

小田代村

// 四拾人

大田代村

// 貳拾七人

原鉢村

// 六拾五人

横瀬村

// 五拾老人

浅井村

// 百三拾貳人

伊手村

// 五拾貳人

二子町村

// 拾八人

土谷村

// 三拾人

餅田村

// 六拾七人

田谷村

// 貳百四拾貳人

片岡村

// 參拾六人

増沢村

御目論見被下渡人夫高

人足參拾四人	次丸村
// 九拾八人	角掛村
// 百五拾壹人	人首村
// 五拾七人	三照村
// 三拾七人	下門岡村
// 八拾五人	倉沢村
// 貳拾五人	上門岡村
// 拾七人	石関村
// 四人	三ノ関村
// 六人	二ノ関村
// 拾五人	一ノ関村
// 貳拾貳人	鴨沢村
// 拾貳人	菅生村
// 貳拾六人	歌書村
// 拾七人	榎木田村
// 拾人	軽石村
// 拾貳人	小池村
// 六拾八人	水押村
// 貳拾七人	上口内村
// 百拾五人	下口内村
// 拾六人	野手崎村
	栗生沢村

等の如くであるが出人夫は、總て、壮年の者を対象とし、老幼の従事を認めていない。

更に、作業能力の基準は次の如く定められている⁽¹⁾。

規則 (高寺村普請場に於ける規則 明治五、九年)
一、枘取扱 長サ六尺三寸 横壹尺五寸

土取道法(運搬距離)	枘	回
半町以下	五ツ	三十
半町以上壹町(約一秆)迄	四ツ	二十四
壹町以上貳町(約二秆)迄	三ツ	十八
貳町以上三町(約三秆)迄	二ツ	十二

右人足壹人役

とあり、雑用人足の場合は人夫の能力が次の如く格付されている。

例えば土突(突固) 人足壹組九人欠り(掛) 男二人女七人であるが個々の人夫によって次の如き格差がつけられている⁽¹⁾。

男上	十分(二人夫)	女上	七分
男中	九分	女中	六分
男下	八分	女下	五分(半人夫)

以上の如く定める賃金の支拂はこの歩合によって支拂われたことは勿論である。

その賃金額は明治八年八月二五日提出の堤防修繕日傭金前借之義願書(前掲)によれば

一人口付金拾錢也

とある。これが標準額であるから難用人足の場合、男上人夫が金拾銭であり、女人夫の下が金五銭の賃金で働かされている。そして、これらの人夫が工事に出て働くいわゆる勤務時間は次表の如くである⁽¹⁾。

- 一、朝六時出
- 一、九時小休 二十分
- 一、昼休 一時間三十分間
- 一、午后三時小休二十分
- 一、午后六時退散
- 右之通り相定候事

とある。

然し、この定めに相当せざる場合は歩引と称し賃金の幾割かを差引支拂われている。

工所用資材の内、木材は官給が立前とされていたから、官林の伐採を、地方長官は内務卿に次の如く願ひ出ている⁽²⁾。

管内再出水堤防修繕木材之儀ニ付伺

當縣管内本月十日ノ洪水一ト先落水ノ処同廿一日再度出水沿川村々堤防等水押ニ相成急水ヲ防ク術盡果第一堤防等修繕ノ諸式賦方行届兼候ニ付一等官林ヨリ伐採相用度旨別紙ノ如ク電報有之候右ハ先般ノ水害モ難測急場防禦ノ手当ニ相用候木材等可伐出三等官林及自分持林近傍ニ無之不得止分一等官林相用度譯ト相見得候近傍ノ三等官林有之分ハ成文三等官林ヨリ伐出石無之場所ハ一等官林ヨリモ伐採相用候様仕度尤伐採木材之儀ハ追テ詳細取調上申仕候條至急御指揮有之度此段相伺候也

明治八年七月廿一日

内務卿 大久保利通殿

水沢縣令 増田 繁 幸 四

書面伺之趣聞届候条追テ伐採木種員數目通寸尺及ヒ箇所等詳細取調相当代價拂下之積尚可申上事但不取締之義無之様厚可致注意事

明治八年七月二十七日

内務卿 大久保 利 通 四

と。

治水工事に使用する木材を官林において伐採すべく水沢県は願ひ出ている。これに対し国は相当價格によつて拂ひ下を行う旨、達している。この拂ひ下は地方費によるものであり工事願人等の所有に帰するものではない、従つて、木材の使い拂、残余等はその都度地方庁に報告を要したのである⁽¹⁾。

官御普請材之義に付御届

北上川通堤防其他急破修繕のため御伐出官木御存残壹圓無御座候間依而此段奉申上候以上
乙等十一大区三小区愛宕村高寺

五月二十一日(明治九年)

当村惣代 小 澤 利代吉 四

元磐井縣

土木係御中

と報告している。

又、副資材である縄、明俵、菰等は旧慣をその儘踏襲して地元民の負担によつて施工している。

急破普請の場合にその例を見る事が多いところであるが築堤用地、土取場等は地元提供が殆んど如くであるが、潰地は地元役人によつて地方庁へ倒目申請が提出され免租地に変更されている。

しかし、所有権の抹削等の手続を完了せず堤敷が民有地である場合がたまたま見られる。

明治七年七月洪水による急破普請における堤防敷地並びに土取場の取得については次の如く願出ている⁽¹⁾。

堤防敷地之儀ニ付願

第十一大区三小区高寺村

字三日町
二百九番

一、田三畝拾六歩 反米壹石五升 小澤松之亟

内 拾五歩 堤防敷地
三畝壹歩 當明治八年ヨリ七ケ年季押堀

字同
二百六拾九番

一、田三畝貳拾貳歩 反米八斗 小澤義惣右衛門
九升六合

内 三畝貳歩 堤防敷地
貳拾歩 當明治八年ヨリ七ケ年季押堀

字三日町
二百七十壹番

一、田四畝拾八歩 反米壹石五升 小澤登利蔵

老畝八歩 生歩
貳畝壹歩 堤防敷地

老畝九歩 當明治八年ヨリ七ケ年季押堀

字同
二百七拾三番

一、田三畝拾七歩 反米壹石五升 高橋所兵衛

内 貳畝六歩 生地
老畝九歩 堤防敷地

トニニニニニ

貳畝 當明治八年ヨリ七ケ年季押堀

字同
二百九十番

一、畑四畝貳拾歩 反大豆 高橋喜作
五斗五升壹合

内 四畝拾三歩 生地
内 七歩 堤防敷地

字同
二百九拾八番

一、畑老反老畝四歩 反大豆 紺野専右衛門
五斗五升壹合

内 老畝拾六歩 堤内生地
四畝拾三歩 堤外生地

貳畝四歩 當明治八年ヨリ七ケ年季押堀
三畝老歩 堤防敷地

字同三日町
二百九拾九番

一、畑老反貳畝五歩 反大豆五斗 小澤斎兵衛
五升壹合

内 老反拾六歩 生地
貳反老歩 堤防敷地

貳拾八歩 當明治八年ヨリ七ケ年季押堀

字同
三百番

一、畑老反貳畝廿五歩 反大豆五斗 小澤辰五郎
五升壹合

内 老反拾五歩 生地
貳畝拾歩 堤防敷地

字同
三百拾八番

一、畑老反老畝老歩 反大豆五斗 高野嘉兵衛
五升老合

内 五畝貳拾歩 生地
三畝八歩 堤防敷地

貳畝三歩 當明治八年ヨリ七ヶ年季押堀

小以反別六反七畝八歩

内

田反別老反五畝拾三歩

内

三畝拾四歩 生地 反米老石五升

六畝廿七歩 堤防敷地 反米老石五升

五畝貳歩 當明治八年ヨリ七ヶ年季押堀

内 四畝拾貳歩 反米老石五升
貳拾歩 反米八斗九升六合

畑反別五反老畝廿五歩

内

三反七畝三歩 生地 反大豆五斗五升老合

九畝拾七歩 堤防敷地

五畝五歩 當明治八年ヨリ七ヶ年季押堀

右ハ北上川附字三日町堤防敷地ニ有之昨明治七年七月中大洪水之節急破ニ罷成御届奉申上御検査之上御普請被成下候ニ付前書名面之者共ノ耕地江建築罷成右地所堤敷地ニ相成候間右地所御見分之上御仁恤之御詮議ヲ以本年ヨリ倒目地ニ被成下度連印ヲ以奉難願候以上

明治八年十月

第十一大区三小区高寺村

伍長 及 川 重兵衛 印

總代 小 澤 利代吉 印

戸長 猪 狩 勘右衛門 印

水澤縣権令増田繁幸殿

堤防御普請ケ所土取場之儀ニ付願

第十一大区三小区高寺村

字宿
四番

一、畑八畝貳拾九歩 反大豆五斗 佐藤八十郎
五升老合

字同
五番

一、畑八畝貳拾老卜 反大豆五斗 唯野文吉
五畝老合

字馬場先
百四拾五番

六畝拾七卜之内

一、畑貳畝拾九卜 反大豆 佐藤八十郎
四斗

小以反別貳反九歩

右ハ関根川堤防ニ有之候得共北上川より逆水両流之激水ニテ高寺村田畑耕地者無論片岡村耕地共ニ聊之出水ニテモ水害不少況哉本年之洪水ニテ者莫大之損害ニ相成就テハ右ヶ所江御普請被成下候様奉願上置候ニ付右地所之処御見分之上御仁恤之御詮議ヲ以倒目地ニ被成下度奉難願候以上

明治八年十月

第十一大区三小区高寺村

伍長 及 川 重兵衛 印
 総代 小 澤 利代吉 印
 戸長 猪 狩 勘右エ門 印

水澤縣權令増田繁幸殿

前書願出候ニ付進達申上候也

明治八年十月二十四日

第十一大区々長

柏 竹 斎 印

とある如く用地を提供して、施工を急ぐ工事においても天候不順、又は、出水、高水等の障害により工程どおり工事が進捗せず不得止、工期の延長を願ひ出ている場合もあり⁽¹⁾。

官御普請日延之義ニ付願

字藤兵衛前

字荒谷前

字土手外

第十一大区三小区愛宕村高寺

一、杭出 三ヶ所

右ヶ所客歳七月中大洪水ニ付急破罷成御届奉申上御検査之上御目論見御下附被成下雖有仕合ニ奉存就而ハ疾ク着手可致之処急破ヶ所数々ニ付手廻リ兼只今迄遷延罷成候義ハ今更恐懼之至ニ奉存得共明廿四日ヨリハ着手六月九日迄ニ皆落成御届奉申上候間何卒同日迄御日延被成下度萬一同日迄不出来之節ハ如何様之御所分罷成候共聯異儀申上間敷依而此段私共連署ヲ以奉懇願候以上

明治九年五月廿三日

右村惣代 小 澤 利代吉 印

戸 長 猪 狩 勘右エ門 印

元磐井県

土木係御中

以上の如きがある。

工事現場における野帳、出面帳等の詳細は明らかでないが工事完了と共に竣功届を提出している。

官御普請落成御届

字藤兵衛前

字荒谷前

字土手外

一、杭出 三ヶ所 但模様替二而冊出し

前頭ヶ所客歳七月中大洪水ニ付急破ニ罷成候ニ付御届奉申上御検査之上元磐井縣御目論見御下附被成下雖有奉存本月廿日落成仕候間依テハ此段御届奉申上候 以上

明治九年六月廿九日

右村惣代 小 澤 利代吉 印

戸 長 猪 狩 勘右エ門 印

岩手縣令 島 惟精殿

とある。

工事の竣功は本文のとおり六月廿日であり、前掲の工期延期願より更に十余日延引している。

更に、竣功届は尚数日を経て同月廿九日に提出している。これと共に出来形精算帳の提出となるのであるが次に掲げるものは別件の工事で、その内容は異るとしても書式、その他については大同小異と考えられるものである。

陸中国江刺郡明治九年春定式北上川通川除官修繕出来形精算帳

北上川通
字荒谷前

一、欠留杭冊 長百五拾五間 平均 高式尺
橫三尺

此坪五拾壹坪七合 百三坪三合冊坪
人足百三人四歩

右入用 但砂利取近場
老坪式人

杭木九百三拾式本 長六尺
末口式寸

代五圓五拾九錢式厘 但老本金六厘

是ハ延長三百拾間ノ所間ニ送り四本打

廉桑式百六束六ト 四尺打連
五尺繩式人

代金六圓拾八錢八厘 但老本金三錢

是ハ冊平老坪式束ツツ

人足八拾式人八ト

内

六拾式人壹ト 九尺杭老入拾五本打

式拾人七ト 冊平五坪老入搔

一、堤両側腹付 長式百三拾間 平均 法高六尺
片側 厚六尺
三尺ツツ

此土坪式百三拾坪

同所上置 長式百三拾間 平均 高四尺
馬踏五尺
中敷老丈五尺

此土坪式百五拾五坪五合 七拾六坪七合冊坪

合坪四百八拾五坪五合

人足九百七拾老入 但土取老丁壹坪二人

右入用

杭木六百九拾老本 長六尺
末口式寸

代金三圓四拾五錢五厘 但老本金五厘

是ハ間ニ送り四本打

廉桑百五拾三束四ト 四尺打連
五尺繩式人

代金四圓六拾錢式厘 但老束金三錢

是ハ冊平老坪式束ツツ

人足四拾九人九ト

内

三拾四人六ト 六尺杭老入式拾本打

拾五人三ト 冊老入五坪搔

右寄

金拾九圓八拾四錢七厘 諸色代

外

人足千式百七人壹ト 村役

右ハ当春官普請村請被仰付諸式之義ハ逸々御改請遣方仕御仕様帳通都而入念丈夫ニ皆出来仕出来形御見分相濟小前一同難有

仕合ニ奉存候燃ル上時々見廻リ小破出来候ハハ速ニ村繕仕大破ニ不相成様精々心付出水之節ハ星夜無差別村中罷出尽力相防可
申旨被仰渡奉畏候依之出来形精帳ヲ以此段御届申出候以上
明治九年十月二十五日

右村惣代 小 澤 利代吉 印
戸 長 猪 狩 勘右エ門 印

岩手縣令 島 惟精殿
右出来形相違無之候也
明治九年十月三十一日

岩 手 縣 印

とある。

更に、官員によつて竣功検査が行われるのである。次に掲げるのは水澤県の例であるが、竣功検査に関し次の如く準備を整えるべきことを通達している⁽¹⁾。

堤防橋梁樋堰来春定式御普請所検査として不日官員巡村候間村吏堤防取締役相達置差支無之様可致候御普請所有之村々ニお
ゐては願書竝ニ間竿式本（式間竿但六尺を以沓間とす）持参村吏之内村境相詰居様是迄度々相達候得其中ニハ粗漏之村方も有
之議ニ餘ニ不都合ニ候条有様之差支無之様兼而村々江可申通此段相達候や
明治六年十一月十五日

水澤縣租税課 印

各大区区长

と検査に支障なきことを期している。更に、水澤県は次の如く職員を派遣し竣工検査を行わせている⁽²⁾。

十等出仕 神 川 涉

堤防修繕為検査第八、九大区江当分出張申付候事

明治八年十月二十七日

水 澤 縣 （前出）

以上の如くして竣功検査の終了後村方では工事費を請求している⁽³⁾。

定式官御普請御入費金御支渡

第十二大区六小区愛宕村高寺

北上川通
字荒谷前

一、欠留杭册 長百五拾間 沓ヶ所

字新川

一、堤上置 長式百三拾間 沓ヶ所

合式ヶ所

此御入費金拾九圓八拾四錢七厘

右江拾七圓前借金御下渡相成候

殘金貳圓八拾四錢七厘

前頭ヶ所当奉定式官御普請被仰付雖有奉存候御普請皆出来仕出来形精算帳奉指上候ニ付而ハ御入費金皆御下渡被成下度私共
連印ヲ以奉願上候以上

明治九年十月三十一日

惣代 小 澤 利代吉 印
戸長 猪 狩 勘右エ門 印

巖手縣令 島 惟精殿

土木第五百四十二号

書面北上川通川除官普請工費金拾九圓八拾四錢七厘之内金拾七圓過般下渡の分を引去殘金貳圓八拾四錢七厘受取度願之趣聞

届候条第三課土木局江受取方可申出候事

明治九年十一月六日

縣令 島 惟精代理

岩手縣六等出仕 岡 部 綱 紀 函 (再出)

以上の如く受領している。

同工事を例として見れば、総工費は金一九圓八四錢七厘であるが、工事着工に際し貸与するところの前渡金はその八五%であり、残る一五%は工事竣功後精算拂として金二圓八四錢七厘を支拂っている。

こうした工事の施工にあたり耕地一町五反を所有し、地租金一八錢を上納する中農の負担にかかるところは次の如くである(4)。(抜)

明治八年公課額	
一、金四錢五厘九毛	三費(地方税)
一、金老錢壹厘	村費(市町村税)
一、金貳錢壹厘	水害方
一、金四錢壹厘三毛	人足代
一、金五厘	堤防費
一、金老錢六厘五毛	堤防入費
一、三厘	能川橋(伊手川筋石山地内)
一、金老厘	片岡橋(広瀬川筋片岡地内)
一、金六厘	諸式代
一、金拾八錢	地租税(直接国税)

とあり、地方税、市町村税等より多額の土木関係費が賦課されている。

明治二九年河川法制定以前における河川維持等は北上川を所管する地方庁によって定められた規則・規程等に準據し施行されているが、以上述べる所要約すれば急破工事の場合、先ず工事の素因となる洪水の状況が報じられ、続いてその被害報告を提出する。更に被害の程度に応じ個々に災害復旧工事を願ひ出し、目論見書(設計書)を調製し官の認可を得て工事請書に相当する普請日限書の提出に依つて工事契約を結び、勞務供給、用地取得等の必要手続を完了し、工事前渡金を借り工事を施工しているがその間において不止得ざる事情により工事が遅延する場合は延期願を提出している(これは例外であろう)。竣功と共に地方庁役人の検査を経て竣功報告並びに精算書を提出し、更に、工事費の残額を受領し、工事の一切を終了するがこれらの事務は戸長(郡長)副戸長(村長)等によって行われたのである。

註 (1) 小澤文書

(2) 水沢縣治類聚

(3) 赤生津文書

(4) 佐嶋文書

(註) 資料中の冊は簡の略

三、内務省直轄施工水制

明治中期内務省によって施工された水制は、別項に述べる如く数百基にも及ぶところであるが、これら、水制の構造を大別すれば次の三種に分けることが出来る。



34 第528号 水 制 基 部 (水制本体上より基部を見る)



35 同 部 分

構造の概要は

区 分	延 長	幅
基 部	六間八	一二米二
幹 部	三八、〇	六八、五
頭 部	三八、〇	六八、五
		三間六
		六米五
		三、三
		六、〇
		四、〇
		七、二

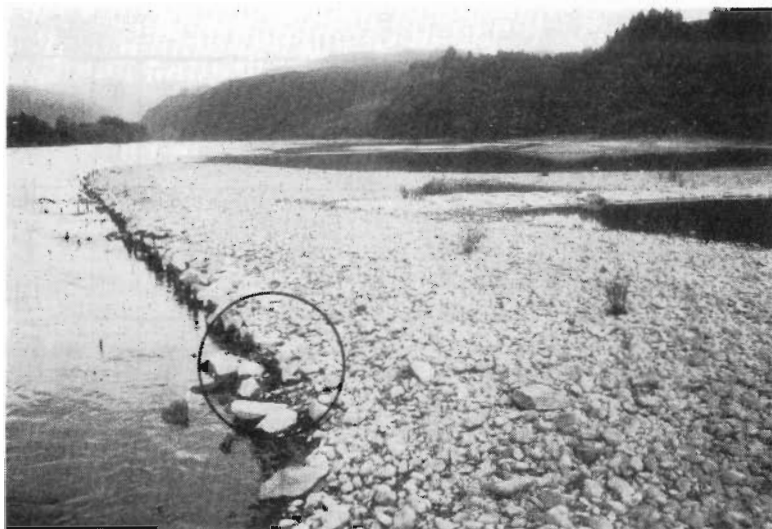
である。

基部構造の大略は、水辺に詰杭を打ち、法面に従って雑割石を張り詰めている。

幹部は、工法の三で述べる如く、両側（幅六米）に径三寸余（約一〇糎）の杭を打ち、（通称親杭と言う）胴木を鉄棒（径一糎程度）で止め（ボルトの代り）更に、鉄線で結束し、詰杭を打ち並べ雑割石を詰め（幅七五糎程度）带状の補助部を設け、更に冊を編み、その内側に中高の本体を、雑割石を張り詰めて施工してある。（その形、さながら亀の甲の如くであり、亀張沈床の名の生じたところである。）

頭部の工法は、さきの二で述べる冊工に雑割石を張るところであるが、冊工の一面は、川面の第一列と第三列は幅二米三で、中央列は稍々広く二米六であり、各ブロックの長さは三米五が基準寸法である。

頭部の構造で注目されるところは、流心に面し、洗掘されやすい部分が冊工であり、何らの特殊工法も施されていないことである。



38 第528号 水制の頭部全景（丁字形頭部）

39
同部分
丁字形頭部の構造（無工）



36 第528号 水制頭部構造 頭部（右上部本流）両側に笹の線が見える

37
同詳細
笹の線及び交差点



四、北上川（第二輯）年表

年 号	紀 元	重 要 事 録	北 上 川 関 係 事 項	備 考
大宝 元	七〇一	大宝令によって治水、水防のことを定む	仙台藩土工、夫役の法を定む、「人足御定」を令す	
養老 二	七一八	養老令において河渠池溝のことを定む、民部省をして之を司しめ、解工使のことを定む	南部藩、川除普請奉行を置く	
延暦一九	八〇〇	溝池、堰堤を修すべきことを命ず	南部藩土工事に五代官、四ヶ在、八通等の制を定む	
近世初期			仙台藩「郡村土工夫役」法を改定す	
近世中期				
寛政 九	一七九七	内国事務総督を置く、河川行政等その所管とす		
明治 元	一八六八	治河使を置く		
" "	一八六九	二月民部省を置く		
" "		七月民部省内に土木司を置く		
" 三	一八七〇	工部省を設置し、土木司これに属す（一〇月）		

明治 四	一八七一	太政官布告第八八号、治水條目制定さる（二月）	北上川一等河川に編入さる	
" 六	一八七三	八月土木司を土木寮と改む 私人に治水、修路を許す 土木寮は大蔵省の所管となる 治水條目を廢し、水理堤防等ノ儀と改める 廢藩置県行なわる		
" 七		河港、道路修築規則定まる 河川、道路に等級の制を定む 内務省設置せらる 内務省寮司規定により、土木、地理のことは二等寮に属す 二月定額金の制が定まる 五月定額金の制を廢し、河港道路修築費とす		
" 八	一八七五	二月川々堤防費等の国役金を廢す 一〇月地方費を府県費と改む 二月内務省職制及事務章程を定む	一月磐井縣 堤防積立金の制を定む 磐井、岩手兩縣統合し岩手県となる 北上川上流部岩手県の所管となる	
" 九	一八七六	四月地方制度の改正により府県の統合が行われる		

明治 九	一八七七	六月河港、道路等の等級廃止となる	堤防修繕費につき議す、定額区費を以て修繕する二〇河川を定む、
" 一〇	一八七八	府県費の制を廃し、地方税と改む	岩手県、北上川中流部横石を排除す
" 一一	一八七九	七月土木関係費の負担所属区分につき、太政官達	
" 一二	一八八〇	土木関係費の旧慣施行につき達す、太政官	内務省直轄北上川測量初まる
" 一三	一八八一	土木関係費の官費を廃し、地方税支弁布告 太政官	岩手県、盛岡市新土手を修築し、県会議で紛叫す
" 一四	一八八二	地方税規則一部改正により河港、道路、堤防、橋梁建築修繕費を土木費と改む	岩手県、和賀郡尻引の岩礁を掘る
" 一五	一八八三	二月河港、道路等の新設、交換等は陸軍と協議を要するところとなる	内務省直轄改修工事、西磐井郡弥栄に着工せらる。
" 一六	一八八四		四月内務省直轄改修工事第二工営所が設置せらる（水沢市常盤）
" 一七	一八八五	一二月太政官政廃止、内閣制が制定さる	内務省直轄改修工事黒沢尻工場が追加設置せらる
" 一八	一八八六	土木監督区署の官制定まる	第二区土木監督署の位置仙台となる
" 一九	一八八七		
" 二〇	一八八八	第二、五区土木監督署の位置が変更せらる	

明治二三	一八九〇	土木監督署官制公布さる	岩手、宮城等東北六県第二区土木監督署の所管区となる
" 二五	一八九二	河川道路港湾調査に関する職制を定む	岩手県、町村土木、治水費に県費補助の制を定める
" 二七	一八九四	内務省直轄臨時土木工事施行の職員を定む	
" 二九	一八九六	土木監督署官制を改む	
" 三〇	一八九七	法律第七一号により河川法制定さる	
" 三一	一八九八	法律第二九号砂防法、同第四六号森林法制定さる	
" 三二	一九〇〇	内務省官制改正、土木局が置かれる	内務省直轄改修工事北上川低水工事終る
" 三三	一九〇一	土木監督署官制一部改正定員を減す	一〇月北上川筋附属物認定の件稟伺 岩手県
" 三四	一九〇二		二月一二日北上川筋附属物認定の件認可せらる
" 三五	一九〇三		五月三十一日北上川河川台帳認下稟請提出す、第二区土木監督署は廃止となり、岩手宮城等は東京出張所の所管となる
" 三六	一九〇四		四月一四日北上川河川台帳認下せらる
" 三七	一九〇五		
" 三八	一九〇六	四月土木監督署を内務省土木出張所と改め、出張所を四か所とす	
" 三九	一九〇七		
" 四〇	一九〇八		

明治四三	一九一〇	一〇月臨時治水調査会にて直轄河川改修計画樹立せらる	北上川直轄改修河川に編入せらる
" 四四	一九一一	四月内務大臣において荒川及北上川の改良工事施工を告示す 四月内務省土木出張所官制改正、名称、位置、分掌区域等を定む 臨時治水調査会において第二期治水計画定まる	北上川下流部（宮城県地内）、内務省直轄による河川改良工事が開始さる 仙台土木出張所が置かれ、東北六県が分掌区域となる
大正一〇	一九二一		北上川上流（岩手）が同計画により施工されるところとなる
" 一三	一九二四	内務省官制一部改正により土木出張所の名称及分掌区域変る	仙台土木出張所管下に変更なし 北上川改修期成同盟会結成さる、会長北田盛岡市長
" 一五			岩手県会議、北上川改修工事の施行につき意見書を内務大臣に提出す
昭和 八		十一月土木会議において、第三次治水計画を策定す	岩手県、和賀川改修工事を施工す 第三次治水計画により、北上川上流部、改良工事実施河川に編入さる 猿ヶ石川改修運動起る
" 一〇			一二月猿ヶ石川改修につき、岩手県会議意見書を内務大臣に提出す
" 一一			一二月北上川改修工事促進につき岩手県会議意見書を内務大臣に提出す
" 一二			雪沢岩手県知事発令さる（六月五日）

昭和二三			七月北上川改修工事着工促進方につき、岩手県会議意見書を決議す
" 一六			五月岩手県会議、北上川改修費負担金（年度割）を議決す
			五月二六日北上川上流改修統合事務所の開所式を行う

五、北上川（第二輯）図面目録

番号	名 称	頁	番号	名 称	頁
一	横石現況図	四一	一五	押切堤防	一六二
二	小島工場管内図	七二	一六	舟渡尻堤防	一六三
三	福養堤防	一三七	一七	三ヶ尻堤防	一六四
四	大曲奴谷起堤防	一四〇	一八	花巻地区堤防	一六八
五	黒石堤防	一四一	一九	矢沢堤防	一七〇
六	鶴木田堤防	一四三	二〇	長岡堤防	一七五
七	細法堤防	一四四	二一	手代森堤防	一七六
八	来神堤防	一四五	二二	土橋堤防	一七八
九	草井沼堤防	一四六	二三	徳田地区堤防	一七九
一〇	小谷木堤防	一四八	二四	見前堤防	一八一
一一	丹吾沼堤防	一五〇	二五	千日堤防	一八四
一二	中谷起堤防引堤痕跡	一五一	二六	門地内堤防	一八四
一三	天間堤防	一五三	二七	安庭堤防	一八五
一四	三日町堤防	一五四	二八	盛岡地区堤防	一八六

六、写真目録

二九	夏川左岸堤防断面図	二〇三	三四	鬼柳堤防	二四七
三〇	磯田川堤防断面図	二一〇	三五	和賀川堤防	二四九
三一	広瀬川堤防	二三八			
三二	古川堤防	二四三	三六	右岸水制第五二八号	三〇九
三三	宿内川堤防	二四六			

番号	名 称	頁	番号	名 称	頁
一	岩手県によって開削された横石	三九	八	相去地内水制痕跡	六二
二	荒谷前（古図模写）	四四	九	第二七四号水制	六三
二ノ二	荒谷前における水制群	四四	一〇	第三五七号護岸の遺構	六五
二ノ三	荒谷前水制工	四九	一一	田口伊之八の墓	六五
三	尻引の岩場	五〇	一二	第三七九号（二一号）水制	六六
四	法領（紫波郡）開削	五一	一三	江刺郡羽田村字草井沼の堰堤平面図	六七
五	石材採取場	五五	一三ノ二	第三七五号（一四号）水制	六八
六	第四九号水制の一部	五八	一四	第四〇〇甲号水制	六九
七	法領の岩場	五九	一五	第四〇一号水制	七〇

一六	第五六一号水制	七三	三〇	人首川、伊手川合流点	二三六
一七	第五二四号甲水制	七四	三〇ノ二	人首川改良工事	二三八
一八	第五二八号水制より上流を見る	七六	三一	猿ヶ石川改修陳情書	二五七
一九	工費雇阿部勝治郎氏の辞令	一一一	三二	雫石川改修工事起工之碑	二六五
二〇	第二工営所の位置を示す資料	一二二	三三	第五二八号水制	三〇八
二一	阿部勝治郎氏退職辞令	一二三	三四	同水制基部	三一〇
二二	第二工営所職員	一二四	三五	同部分	三一〇
二三	日形堤防	一三三	三六	同水制頭部構造	三一二
二四	押切堤防	一六一	三七	同詳細	三一二
二五	八幡堤防完成記念碑	一七一	三八	同水制の頭部全景	三二三
二六	新土手（新築地）	一九二	三九	同部分	三二三
二七	夏川堤防	二〇二			
二八	磯田川堤防	二一〇			
二九	千厩川堤防	二二〇			

七、註 記 補

一、赤生津文書

胆沢郡赤生津村肝入鈴木氏文書

前沢町赤生津 鈴木家蔵

一、阿部文書

内務省直轄改修工事第二工営所勤務阿部勝治郎氏の資料

水沢市神明町 阿部家蔵

一、小沢文書

明治初期江刺郡西方郡長小沢孫左エ門氏の文書

江刺市愛宕 小沢家蔵

一、仙台藩租税要略 写

一、仙台藩御條目 写

一、山林方御用留 写

一、佐嶋文書

仙台藩下川原御本穀御蔵守文書

江刺市愛宕 佐嶋家蔵

一、佐藤（久）文書

内務省直轄改修工事第二工營所勤務佐藤久三郎氏の資料

水沢市羽田 佐藤家蔵

一、五口市資料

元岩手県勤務前岩手工事事務所技官五口市ミナ氏資料

盛岡市高松 五口市氏蔵

一、佐藤氏資料

一、夏川資料

元永井村長夏川沿岸土地改良区理事長佐藤寿氏資料

西磐井郡花泉町 佐藤氏蔵

一、長田資料

郷土史家短大講師、元教員長田勝郎氏の蒐集資料

一関市 長田氏蔵

一、三宅氏資料

郷土史家、元教員三宅健治氏蒐集資料

水沢市神明町 三宅家蔵

一、花巻城日誌

一、郷土教育資料（一関）

花巻市立図書館蔵

一、岩手県管轄地誌

一関市立図書館蔵

明治一〇〇一三年編成

岩手県立図書館蔵

一、岩手日報

昭和一三年一十六年

岩手県立図書館蔵

一、河北新報

昭和一一年一十四年

東北大学図書館蔵

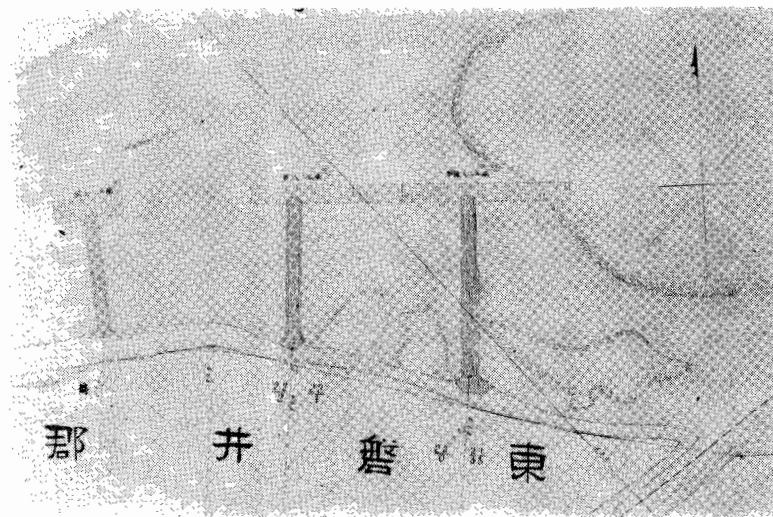
一、登米県事務庶程

一、宮城県治条例

宮城県庁蔵

一、水沢県治類聚

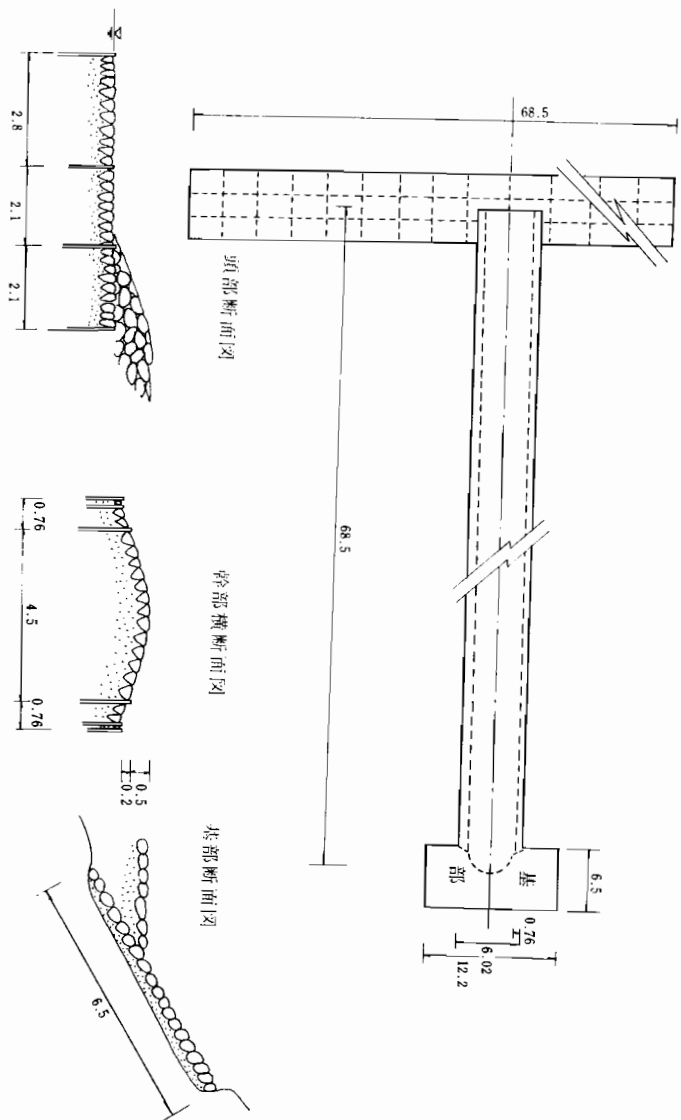
一、水沢県治類聚稿本



33 第528号 水 制 (河川台帳図)

- 一、杭打工
各三〜四寸、長六〜一二尺程度の杭を三尺間隔に三〜四列に打ち込むもの
 - 二、箒工
一画の幅六〜七尺、縦九〜一二尺(河川の状況により異なる如くである)程度とし横三〜四列、長数十間を一連とし表面に雑割石を配列し平面とするもの
 - 三、石張工
両端に親杭を打ち、胴木を結び、更に、径一〜二寸程度の詰杭を打ち、中央部を高く雑割石を亀の甲の如く張詰めるもの(俗に亀張沈床と言う)
- 以上三種の工法を、互に組合せた構造等がある。
- 北上川右岸、一関市狐禅寺における第五二八号水制は後者二種の組合せによる水制であり、内務省直轄工事の水制中原形を止むる唯一のものである。
- その形状は、河川台帳附属図面(第三六図)に見る如くである。

第36図 右岸水制 第528号



附 録

一、官省御附紙綴

一、法令全書

一、官報 (No. 1 以下)

一、岩手県会議記録及岩手県議会議史

岩手県庁蔵

岩手県議会議資料センター蔵

一、河川法関係法規類集 昭和十一年

一、河川関係法令規集 昭和二十六年

一、北上川河川台帳及附属図面

明治二十七年編成

(図面明治二十七年と三十七年までに調製)

岩手工事事務所蔵

一、北上川流域調査書 (写)

明治三〇年第二区土木管督署編

北上川下流事務所蔵

一、北上川河川調査書 (写)

明治二十七年岩手県編の稿本

一、内務省史

財団法人地方財務協会刊行

昭和四十六年刊

一、水法

江刺市愛宕 佐嶋蔵書

八、用 語 例

城下普請 しょうかふしん 藩政時代において藩の勘定所等が直接施行した工事、北上川沿岸における工事は盛岡城下の北上川本川及び中津川の工事がある。

通普請 とうぷしん 藩政時代において盛岡藩によって施行された工事組織及び工事であり、代官所管区域単獨又は複數代官所管内より賦役し施行せる工事、明治初期にも及んでいる。

御郡御普請 おごりごふしん 藩政時代における仙台藩の工事施工の方法であり、工事費、労役等一か郡内において施行するものである。例外として数か郡に賦役していることもある。

自普請 しぷしん 中小の工事の場合、代官の指示により一か村限りで施工した工事。

官普請 かんぷしん 明治初期において、旧来、藩費、郡費等を以って施行する工事の内、北上川本川の如き重要地点の工事に、国庫及び県費を以って施工せる工事。

賦役 労役を割り当てる（近世における租税の一部に代え、割り当てる）

河道 水の流れる細長い凹地をいう

河床 河道の流水に接する部分をいう

河川 河床と流水を合せて河川という

本川 本流、幹川等と呼ばれる一つの水系における主要の流れ

支川 支流、一つの水系の中で幹川に合流する流れ

河口 河川が海や湖水に注ぐ部分

基点 河口、（法律で定められた地点）

右岸 河口に向かって右側が右岸

左岸 河口に向かって左側が左岸

平水位 年間の水位を平均した水位、（各々の地点によって異なる）

低水位 平水位以下の水位

高水位 平水位以上の水位

低水工事 平水位、平水位以下の水位に対処する工事

高水工事 平水位以上の水位（高水、洪水等）に対処する工事

河川改修 河川に適切なる河床勾配とそれに対応する十分な断面を与え洪水の疎通条件をよくすることによって破堤する被害を防止し、流域からの出水を河川に適当に流出させ堤内の湛水被害を防止する河川工事を施工すること

原始河川に適当な工事を施工する場合、既に工事を施工するものを改良する場合等広範囲に使用されている

水制 高水時における流水の河岸や護岸への激突決壊を防ぎ低水時には流水幅員を局限しその間の水深を増大しかつ水制域に土砂の沈澱を誘致することを目的とし河岸より流れの中に突出した工作物

堤防 流水を一定の流路内に制限し氾濫を防ぐことを目的として築造された工作物

土手 つつみ、堤、堤塘等とも称した、近代における堤防

霞堤 堤防配置の一形態、下流側の堤防の上流端を、上流側堤防の下流端の山側に重複させた堤防

編集後記

遠い地で生まれ育った私の新任の地が、盛岡、御所ダムである。東北の自然、東北の人情、東北の歴史、どれも私には新鮮で興味深く思われた。そんなある日、当岩手工事事務所の調査課へ水文資料を得にやってきたことがある。佐嶋さんの名を初めて知ったのはそのときである。佐嶋さんは確か、菅江真澄の本に目を通しておられたと記憶する。

それから三年が経過し、昭和四八年四月、私は当事務所へ配置換を命ぜられた。佐嶋さんと一緒に仕事のできる喜びに胸をふくらませて着任したものの、入れ違いに佐嶋さんは退官されたところであった。ちょうどその頃「北上川」(第一輯)の校正が行われており、これは全七輯を目標とし佐嶋さんに引き続き原稿作成を委託する予定であることを知った。

川について多くの図書が出版されている。おそらく最も多いのは紀行であろうかと思う。小説の材料に取り上げられたり、人文地理学のメスを受けたり、あるいは災害の報告書、小さくは一改修事業の工事誌、その他種々の形態の図書が出版されている。しかしながら、沿革誌「北上川」の、総合的に川を見ようとする姿勢は、他に遜色ないと思う。人文科学、社会科学に従事する者は、しばしば川の自然、自然の歴史を忘れがちであるようだ。自然科学に従事する者は、しばしば人間の営みとその歴史を忘れがちであるようだ。

もとより、本書が十分に完成されたものとは思わない。本書は、北上川の改修事業を担当する側の目で、全体がまとめられていると言えよう。それでも、ていねいに本書を読むことによって、考える点が多い。人間の営み(河川改修を含めて)の非力、大自然の巨大なエネルギー、人間の倦むことのない努力、そんなものの織りなす歴史的な過程を知る

ことで、私自身の川に対する見方も確立されつつあるような気がする。

編集後記として適当なものではないが、「北上川」(第二輯)がやがて出版できる現在、思うがままに私の頭にあることを文章にしてみた。沿革誌「北上川」の編集に参加できたことをとても喜んでいる。

昭和四八年度調査課長 向 井 清 孝

編集後記に次いで、更に、あいさつを述べることは「屋上屋を重ねる」たとえの如く甚だ蛇足とは考えますが、資料整理に当りました者として一言申上ります。

さきに、北上川第一輯を出し、その成、否も未だしの時、あえて第二輯を出そうと言うのは少なからず勇断のいるところですが、岩手工事事務所椎野所長を初め、関係者の御熱誠と御尽力に応えて稿を起した次第です。

稿を終えて見ますと不備の箇所が多く、皆様の御満足を戴けないことが残念でなりません。今後、更に資料蒐集し、不日、後補させて戴き度と思ひます。

本輯のため、秘蔵の資料を提供して下さった阿部久三、佐藤哲郎両氏の御厚志に深謝すると共に、前輯に引き続き御指導戴いた森先生を初め田中、司東、長田諸先生に謝意を表します。

佐 嶋 與四右衛門

北上川 第二輯

昭和四八年一〇月 印行

昭和四九年 三月 発行

監修 東北地方建設局岩手工事事務所

仙台市二日町一〇番一五号(下永ビル)

発行所 社団法人東北建設協会

仙台市伊在白山 印刷団地

印刷 針生印刷製本所

北上川 第二輯 正誤表

頁	行	区分	正	誤	頁	行	区分	正	誤
一	五	本	凶作飢饉	凶作飢饉 [×]	一九七	一三	本	油田村 [○]	湯田村 [×]
四	二	資	人足遺本人	人足遺本人 [×]	二〇三	九	本	ものに後述の六堤	ものに次の六堤防 [×]
一〇	九	本	猿ヶ石川、	猿ヶ石支川 [×]	二〇五	九	〃	二ノ一	イ [×]
一三	一六	資	直轄河川改修	直轄河改修	二〇六	一六	〃	二ノ二	ロ [×]
二七	二一	本	南部領内の	南部領の内の [×]	二〇七	六	〃	制定後は	制定後も [×]
二七	二一	〃	知らるるものが	知らるるものが	二〇七	六	〃	夏川及び支川	夏川支川
三二	一八	〃	舟航の渋滞は	舟行の渋滞は [×]	二〇七	〃	〃	同郡宇佐村	同郡宇佐村 [×]
四〇	一	資	其差異実ニ可駁	其差異実ニ河駁 [×]	二四二	八	〃	おける次の堤防は	おける堤防は
四六	一五	〃	出来高精算帳	出来高精等帳 [×]	二五四	一五	〃	施工を次の如く要	施工を要
〃	一六	〃	下渡相成候	下渡相候	二五五	一五	〃	翌一二年二月	翌一年二月
四九	末行	本	一四年につついて	一四年、につついて [×]	二五六	一三	〃	下流合流点附近	下流合流附近
五一	七	〃	たまたま途絶する	たまたま跡絶る [×]	二六三	一	〃	雪石川の普請	石川の普請
五八	一	〃	八基、護岸	八基護岸	二六四	八	本	延長一〇町余	延長一〇余
六八	一三	〃	黒石工場	里石工場 [×]	二六四	八	〃	右岸側は太田村	右岸は側太田村 [×]
七五	一	〃	一九基、護岸工	一九基護岸工	二六四	八	〃	増大し、復旧工事	増大し耕地は川道
〃	八	〃	布設し、左岸には	布設し、右岸には [×]	二六四	八	〃	は川道を再び	を再び
二八	一八	資	至同 字宿	同 字宿	二六四	八	〃	麦作は悉皆砂石ニ	麦作は悉 砂石ニ [×]
三四	二	本	小沢孫左エ門議員	小沢孫左エ議員	二六四	二	資	相埋り	相埋り [×]
四八	一五	資	伊手川及荒川	伊平川及荒川 [×]	二六四	二	〃	工費の貸下げを	工費を貸下げを [×]
四九	一五	本	丹吾沼堤防	丹吾堤防	二六四	二	〃	楓木田村	楓木田村 [×]
一五八	一七	資	字邑角ニ連ル	字邑角ニ連ル [×]	二六四	一五	〃	成丈三等官林	成丈三等官林 [×]
一八七	一一	本	小路の西、川面に	小路の西側面に [×]	二六四	一六	〃	〃	〃
一八八	四	資	ノ西字新築地ニ	ノ西新字築地ニ [×]	二六四	一六	〃	〃	〃
一九〇	一五	〃	被害ヲ見ルモ敢テ	被害ヲ見ルセ敢テ [×]	二六四	一六	〃	〃	〃